

るは、鹽竈櫻の特徴なりと云ふを得べし。堀河天皇の御製に徴して樹齡を算ふれば(天皇の御即位皇紀一七四七年)約  
ね八百四十余年の古木の故にや開花を觀ること稀なり御製左に。

あじくれに。嗚なめてみん。鹽竈の、さくらが本の、あまのかくれや。

松島大觀。一老櫻あり、地に跪して枯立す。苔鱗之を蔽ふ此花重瓣なりしよし。世に此種の櫻を稱して鹽竈といふは、これに基く。

【多羅葉樹】鹽竈櫻を西南に距る約四五間の所にあり。本多博士の推定によれば六百年以上七百年を経たる古木なるべ  
し斯の樹元來熱帶植物なるが、往昔印度より渡來せしものならんと。高さ六十六尺本邦稀見の大木なり。

松島大觀。貝多羅葉樹一株あり。老幹輪困、繁枝矗立す。

【連理の樺】大澤村定義如來堂の背後に古塚あり、塚上に周圍二丈餘の樺の古木あり之れを「連理の樺」又は「緑の木」と  
云ふ。郷人傳へて平貞能、源平の戦亂に従ひ緒方惟能と戦ひ利あらずして逃亡髪を剃り僧となり以典と稱し  
又肥後入道と稱し、重盛の墓を發き遺骨を如來の淨土に藏め、一樹の樺を塚上に栽植して菩提を弔ひしは、即ち連理  
の樺なりと云ふ。

【三五松】七北田村山の寺、不老畔の東南にあり。曆應元年(皇紀一九八九)明峯素哲禪師入山の時に栽植したるものと  
、昭和二年を距る六百年前の古松なりき。三葉五葉相交るは斯松の特徴なり、別名珊瑚の松と云ふ。

舊記。三五松在不老峯之東南。明峯初入此山時所標也。三葉五葉交々相交。或云珊瑚松。枝々珊瑚珠枝之奇。今者用其三五葉實也。

【天狗樅】洞みて今は根元三丈の高き枯木の存するのみ。

舊記。在三五松之西南一株の大樅。天狗所窟宅也。俗云天狗之相撲場。

【二嫩桂】山の寺山門の左鎮守の右に、一根二株の大桂なり。應永七年(皇紀二〇六〇)梅國祥三禪寺の手植なりしと、昭  
和二年を距る五百二十九年の樹齡を重ぬ。

舊記。在三門之左鎮守之前。一根二株。悠々昌々。春初生葉。秋初落葉。葉粗黃時。香如旃檀。此大桂樹。梅國和尚。親手植云。

【蘇三木】杉樹なり。是れ亦梅國禪師の手植なり。三度枯死せんとして復三度蘇生したるが故に這の名を冠せり。

舊記。在總門之外。欲會三枯。而復三蘇。此大杉木。梅國和尚。親手植云。當時一丈五尺圍也。

【一本杉と公孫樹】七鄉村南小泉伊達伯爵別邸に、一株の大杉あり數年前中幹より折斷せり、一本杉の稱此れに由來す。

又同邸に公孫樹あり高さ九十三尺周圍一丈九尺二寸余なり。

【大桑】七鄉村荒井萱場源吉の宅地に、樹齡三百年の老桑あり、高さ三十九尺周圍九尺八寸五分。

【朝鮮凱旋の梅】郷人稱して「ハッ房の梅」と云ふ、松島瑞巖寺本堂の庭園、御成門の左右に二株併植し、紅白二種の梅

樹にして慶長十四年三月二十六日精舎上梁の雅宴に藩租手づから植ゆる所なり樹齡三百二十年を累ぬる古木なり、其

の花重瓣其の香馥郁他の種に勝れり、爾かも結實重累密着して二顆以上五六顆に及べる特長あり。仙臺藩祖貞山公文

祿朝鮮の役に出陣し、凱旋のとき齋らし來れる天然紀念物なり、公も亦動中靜の仁なるか、公の吟詠左に。

絶海行軍歸國日。鐵衣袖裏裏芳芽。風流千古餘清操。幾歲閑看異域花。

臨松勝譜。朝鮮梅。瑞巖寺殿前に在り。紅白二株あり。貞山公曾て征韓の役に得る所の種にして。茲に栽えしむと云ふ。老幹鱗狹

枝樛曲。其花千葉一茶五六實。若くは八九實を結ぶ初め花開く時花心中に數小莖を簇發し。而して香氣尤も烈なり。范石湖梅譜及

陳扶搖秘傳花鏡中に未だ曾て載せざる所なり。實に奇品と稱すべし。

【軒端の梅】紅蓮尼の逸話に因める、後繼の軒端の梅は心月庵の傍らに在り。寛文年間先きの軒端の梅は枯れ果てた

りしに、藥を培養して後繼となせしは現在の梅樹なり、樹齡約ね二百六十余年、槎枒たる老幹臥龍の如し。

觀松勝譜。軒端梅三聖堂畔に在り、古の觀音堂是なり。傳に曰く、昔邑民掃部なる者あり、觀音堂畔に家し、資産頗る富み、一子無く

妻と共に大士に祈り一子を生む、名づけて小太郎と稱す、幼にして穎悟他戲を爲さず、常に大士に奉ず、嘗て大士堂下に就て梅樹一株

を植う、是所謂軒端梅なり。太郎年甫めて十五手采風流にして僻郷鄙人に似ざるなり、掃部以爲らく大士の賜ふ所なり、尙くは之れ



が爲めに壽あらんと、上國に赴き諸靈區に祈る、路にして出羽象潟の客に遇ふ、意氣相得て故人の如し、長途興に俱に還る。而して白川驛に至る、是れ即ち奥羽の岐路なり、將に相辭せんとして、離觴を稱ぐ、羽州の客曰く吾に一女あり、君の令郎と年相若し而して未だ嫁せず、少しく容色あり、望みらくは令郎に配し、以て箕箒を執らしめよ。掃部大に喜び、固く約して別る、家に皈れば太郎已に病死す、夫妻相持し哭泣悲傷、未だ象渚に赴くに及ばず、而して象渚より女已に至る、夫妻益悲傷、女をして還て改め嫁せしめんすとす。女哀恨肯んせず、之れを強れば則ち自頸せんを欲す、之れを如何とす可からず、女の意に任かす、女は奉養至孝居る數年、夫妻相尋て死す、女は世の無常を感じ、逝者の爲めに冥福を祈らんを尼と爲り、名を紅蓮と曰ふ、庵を結びて居る適ま觀音堂下の梅を見、夫の遺愛を憶ひ、遺恨を其樹に托し、國風を賦して曰く。「植置し花の主は果無きに軒端の梅は咲すも有れ是より後花を見ず、尼悽愴に堪へず、復た賦して曰く。「咲かじな今や主と詠む可し軒端の梅の有らん限は」

其年花の開く故の如しと云ふ。是れ明初十氏枯枝牡丹の事と絶た相類せり。亦た松島の一佳話なり、後に尼煎餅を製して之を鬻ぎ以て衣食に給す、此地今尙煎餅を以て名産と爲す。而して尼始めて之れを製するの故を以て、紅蓮煎餅と稱し、或はた紅蓮と稱せり。而して常に之れを鬻がす秋冬より暮春に至るまで、軒端梅花の開落を以て度と爲し、以て尼の清操を追慕するなり。凡そ梅花の際遊で販る者、相餽遺せざる者なし。或は相傳て曰く。梅樹老幹蒼蘚、要するに二三百年の物、而して寛文中に至て枯る。今の樹は則好事者の之れを植るもの而して今を距る百六十年と云ふ。

【三交の松】 松島公園法性庵の址跡に在り。路傍に巨岩あり高さ丈余、二株の古松と一株の老櫻互に相寄り巨岩に沿ふて伸長し崖頂に至れば抱擁して、幾んど一樹の如し、嘗て老梅の一株あり互に擁して交生せしとあり、三交の名之れより生る、今は「梅は散る」の世の慣ひに殉せし乎。松と櫻のみ窓より眺め得らる、時の榮えさ、形容詞を借用すれば、「蟠根恰から雙龍の珠を争ふが如く、枝葉扶疏として冲天の舞鶴に似たり。」

【羅漢樹】 里人稱して「佛の成る木」と云ふ、樹皮は扁柏の如く、葉形金松葉に酷似す、實は黃赤にして地藏尊體の如し冬季に至るも落葉せずと云ふ、蓋し支那の羅漢柏なるべし、木曾中にある「いぬきき」又「くさまき」ならん乎。

【連理の松】 浦戸村金ヶ濱駒掛公園の下鬼ヶ濱に盤根錯交、其狀蟠龍の眠むるが如き、數百年の樹齡を翠色碧海に持て

る二本の老松あり、明治四十三年寺田本縣良二千石は、愛てさの余り名付の親となりて「連理の松」と冠稱せられき。

## 第二項 洞 窟

### 一、岩 窟 佛

こゝに岩窟佛と題せるは、俗に穴薬師と稱ふるものを云ふ。穴薬師の存置しありしは、岩切村東光寺の裏山、利府村菅谷に、七ヶ濱村湊の三ヶ所なり。郷人の傳に慈覺大師が一夜の内に三ヶ所の岩窟に佛像を刻造したるが故に、岩切にあるを「宵」の薬師と云ひ、菅谷にあるを「夜中」の薬師、湊にあるを「夜明」の薬師と云ふ。菅谷・湊の二ヶ所は洞窟に堂宇を造り鎖鑰あり開いて觀るを得ざるも、岩切の穴薬師屋宇の構へなきを以て瞥見するを得たり、郷説の如く薬師の尊像なりしや審ならず。

薬師如來の尊像同一にあらざるも、藥壺の印と云ふと雖も、實は法界定印にして胎藏の大日如來と不二なるの深旨を表するが主眼にしあれば欠くべからざるの型法なり、何れにしても、薬師如來念誦儀軌・吽迦陀耶雙身毘沙門軌等の尊像型に據らざるはなし。果して穴薬師と稱する尊體に此の種成型ありしや否やは、鎖鑰を開き懇ろに拜視の後らにあらざれば断定しがたし、去れど古代人種の遺跡を尋ぬるには好個の同伴なりき。大正十二年北海道奥澤小學校長五十嵐氏は岩窟に彫造せる縦二尺横一尺五寸の顔面に、又蘭島驛の隣郷春部川の右岸鐵道切通し岩壁にフゴツベの古代文字の發見に、又奈良縣地獄谷に於ける岩窟佛は既に世に公刊せられたり。穴薬師の天然洞窟を編するに特に岩窟佛と暫定し後者の教を待つ。

### 二、洞 窟 一 斑



【蝦夷穴】 鹽竈町の西北數丁を距る、泉が澤園の丘陵に十數箇の横穴あり郷人稱して蝦夷穴と云ふ。内四個は南に面し四個は北に面して相對せり、三十年前に在りて洞内に入しありしも、土砂の崩壊と草木の繁茂に遮斷せられ、只二個のみ出入するを得、入口狹隘にて匍匐漸くにして洞内に入を得、洞内廣濶にして四五人は優に起臥するに自由なり復た同町の北方、上野原の西谷及後吉津の前方北岨にも二三の窟窿あり、穴居時代の先住民族の佛を偲ばしむ。

【牢獄洞】 廣瀬村熊根、廣瀬川の畔にあり、方一間。或は往時囚徒の拘禁所にはあらず乎。

聞老志六の上。牢獄洞。在熊臥村河畔。有空洞。其狀方一間。郷俗曰牢獄。

【法身窟】 一に「無相窟」と云ふ。松島瑞巖寺門内の左にあり。縦四間二尺、横四間一尺五寸、洞窟廣濶にして、法心上人の禪堂なり、最明寺北條時頼入道洞窟に容して上人と改宗を約せり、法身窟の名是より生ず、其後七八十年を過ぎ嵯峨天龍寺夢想國師洞窟に入り、天台止觀を講ぜしより夢想窟と云ふ。窟裏に一基の碑あり、碑に弘長三年（皇紀一九二三年）十一月二十二日の刻あり、恰かも北條時頼薨去の歲月なり、蓋し瑞巖寺僧の建る所にして、時頼追修の碑なるべし。左に。

最明寺副元帥平時頼道崇居士。弘長三年癸亥十一月二十二日

【無名窟】 瑞巖寺山門内にあり。路傍の丘陵に穿ちし洞窟殆んど百を以て算ふ、古恠奇異にして形容大小一ならず、洞内の岩壁は上下四面悉く滑澤にして、天鎖鬼鑿の妙恰かも利鈍を以て削るが如し。里人稱して先住民族が太古時代の穴居の址なりと、掘鑿の様式に徴すれば、巧佳珍異にして穴居の遺跡なりとのみ推定し難かるべし。或は云ふ天台僧徒の修法窟なりと。

第三項 國府厨印

鼻節神社の古銅印は即ち國府厨印なり。七ヶ濱村大字花淵に鎮座せる鼻節神社の神寶なり。明治天皇第二次東北御巡幸に際し、松平宮城縣知事内命を社人樋渡佐太夫に下して留覽に供せしことあり。考證左に。

徵考。(遠藤信道)。官印はすべて角方なり、古印を見るに摘蒂は二様あり、甲凸乙凸の如し、甲圖に似たるは其の古きことを知るべし。想ふに國守の品外の官なる主厨の用たるものと知られたり。固主厨は品外正八位相當の官にて、專諸國に在りて例貢の御贄及諸具を掌り、省掌又は廳掌などに似たる官なり。此の印を當國にて用ひしは、承和七年以前の事と知らる。然るにこの印の如何なる縁ありて、この社に傳はりけん、知る由はあらずれども、試に言はば、此の里人の口傳をきくに、舊この地に花淵某といふもの古くより住みてありしが、天正慶長の頃其家滅びたりとて、其の城址鼻節神社の森の北に猶殘れり。然るに花淵某はこの社を殊に崇敬ひけるより、此の社を花淵家の内神の如く思ひて、其の子孫は今に絶えず參詣することありとす。又此の邊は皆海濱にて漁獵を業として渡世する者多く花淵濱は此の邊にて早く開けたる由なれば往昔當國の例貢の御贄は多く此の地より出でたるものと覺ゆ。されば花淵氏の先代にて當國の主厨などに任ぜられ、厨倉をこの濱邊にたて、年々御贄を奉りしも知るべからず、彼是ふかき縁故ありて此の社に傳はりしにはあらずるか案ぜらる。何はともあれかくまれ、斯在愛でたき古印のこの社に傳はりしは實に、古社の証にて國の寶とも云ふべきものなれば、永く傳はまほしきなり云々。この印は今より四十二三年前、御屋根替の折梁の上に結び付けありしを發見せるものにして、この他になほ二三の古印等ありしを、遂に紛失したりとは、口惜しき限りなり。

多賀城國府遺蹟。(大槻文彦)。國府厨印。多賀城址の東二里許なる花淵濱に鼻節神社あり、延喜式神名帳の宮城郡の名神大社なり此社に古く傳へし神寶ありて、見る者は明を失ふとて、恐れ合ひしに前年神殿を修理せむと殿内を掃ひ清めし時、社人樋渡佐太夫といふ者其神寶を出し見しに一つの古銅印にて、方一寸三分、印文に國府厨印とあり、圭鈕にして黒きこま鍍の如し、古色掬すべし、樋渡氏之を藏す。明治十三年鹽竈神社宮司遠藤信道考證していふ、此印は國司品外の官なる主厨の用ひたるものと知られたり固主厨は品外正八位相當の官にて、専ら諸國にありて例貢御贄及び諸具の事を掌り、省掌又は廳掌に似たる官なり。承和七年九月二十三日太政官符に。前略右檢案内。依去弘仁十四年正月二十九日論奏。主厨二員。而今得太宰府解。備自停主厨以來。例貢御贄。並諸具事。解類多闕。望省主城。置主厨。云々。但官位爲止八位。さあれば、此文は太宰府のみのやうに思はるれど左にあらす、其始伊勢・安房・陸奥・九州・四國などの如き、海魚、海藻を例貢する國々には、固ま此官を置かれしを、弘仁十四年の論



奏により之を停められしも又此時太宰府に限り上請して主厨を置きたるなり。故に職員令には此官を太宰府の官員のみに載せられたるものならん。されば此より押して考ふるに、此印を當國に用ひしは、承和七年以前の事を知るべきなりといへり。然れども諸制度に就いて、太宰府陸奥出羽の邊境は此限りにあらずといふこと、往々史に見ゆれば陸奥國府にも再び主厨を置かれたらんも知る可からず。

扱今も皇節神社の祭典には舊例として、花淵濱より魚を献すといへば、古へ當國例貢の御贄も此濱より出たるものと考へられ、それらの緣故にて此印當國に傳はりしものか、職名令に太宰府主厨一員正八位上。判授職田一町四段。事力四人。掌鹽鹽壺壺鼓蛙等事。とあり。國府厨印の國の字の中を玉に作れり、此字體は多賀城碑、國分寺瓦にも見え、中村景蓮(佛庵)の藏せし有國私印とある印にも國の中を玉に作れり、古様なる見るべしと、寛政中市川寛齋の考證あり(參議藤原有國は村上二條兩朝に仕へし人なり)

第四項 雜器

【驛鈴】 鹽松勝譜に驛鈴の圖を示して「寛仁元年供于鹽廟驛鈴圖」と録せり。寛仁元年(皇紀一六七七)後一條天皇即位の元年なり。圖に倚り案ずるに六稜驛鈴にして恰かも隱岐國造家に藏する驛鈴とその形象は一なり。去れば諸國に驛鈴を給するの數を定む、陸奥國は四口を定數とす。

日本逸史。太宰府二十口。三關及陸奥國各四口。大上國三口。中下國二口とす。

【防火鈴】 瑞巖寺に在り。瑞巖寺(當時圓福寺)第五世空巖即ち覺滿禪師は唐僧なり、嘉元元年(紀皇一九六三)示寂一山一寧その畫像に讚して「超然氣宇不群。盎然和煦如春」云々。禪師在住の日本印を結び呪して徑山寺の火災を救ふ。答禮の使僧松島に禪師を訪ひ贈るに高七八寸徑四五寸の鈴一個を以てす、後人稱して防火鈴と云ふ。參證下に。

松島蒙求。(鈴木雨香著)。覺滿傳鈴。唐僧覺滿爲圓福寺第五世。一日呼水灌廳石自朝至晝。侍者問其故。曰徑山寺有火災困救之也。後二年有徑山寺書至。副一巨鈴。曰聊以謝救火之恩。以來每歲除夜。寺僧懸之於頸。唱般若心經鳴之。巡松島區巷以禳火災。永以爲例。今尙依其舊。

松島圖誌。(櫻田氏)。法雲庵の庭上に。石二つあり、一は長五尺幅壹尺五寸、一は三角の形三尺程つ、あり。昔唐僧覺滿禪師此庵に住せしに、ある時僧徒を集め、此貳つの石へ、水を汲かけさせ給ふ事頗なりければ、何故ぞと問ひしに、唐土徑山寺に火災あり、我水の印を呪してこれを救ふなりと、猶水を灌きてやまず、晩景に至て終りぬ、其後一二年を経て、徑山寺より禪師に書簡を賜ひて其功を謝し、禮物として鈴を送らる、これを火鈴と名づけて、いま瑞岩寺にある什物なり。高さ七八寸、徑四五寸程ある鈴なり。形はつり鐘の如くにして、中に舌あり。毎年正月元日曉丑の時に、塔頭の僧一人、これを頸にかけて、兩手もてふり鳴らして、松島の市中を巡行す。火災を禳ふの法といへり。其音清亮にして數十丁の外までも聞ゆといふ。(手に振る所は、紙にてつゝみ、水引にてむすびなく。先年あやまりて井の中におこしたるこそ。)

【雲板】 松島瑞巖寺に在り。銘に「嘉曆丙寅秋」と鐫す。丙寅は後醍醐天皇嘉曆元年(皇紀一九八六)なり、又「明極誌」と鐫すと、明極は圓福寺(瑞巖寺前號)開山法身禪師第十世明極祖俊なり祖俊は南朝崇拜の唐僧なり。銅圓徑二尺九寸。

仙臺金石志卷之四。松島瑞巖寺雲板銘。五百五十年。嘉曆丙寅秋。圓福庫院雲板。住持明極誌。(曆號僧名は左右)松島蒙求。明極鑄磬。明極亦唐僧。爲圓福寺第十世。曾鑄一大銅磬。縱二尺五寸横三尺。中央有圓福庫院雲版六字。左嘉曆丙寅秋五字。右住持明極誌五字。瑞巖寺庫裏晨昏擊以報磬。

【鐵燈籠】 文治三年(皇紀一八四七)藤原秀衡三男泉三郎忠衡の寄進にして今は隨身門内拜殿の傍に在り。文政年間の記に廟門の右にありと見ゆ、寛政四年七月鐵扉は盜失せり鹽亭更に摸擬して之れに更ふ。燈の形容並に奉納筆跡等左に燈圓體方基共に舊を存す兩扉は寛政中鹽亭藤塚知明の模造する所にして、蓋は後年の修補に係る。



# 奉齋進

文治三年七月十日

和泉三郎忠衡

鹽松勝語。鐵寶燈。廟門の右にあり、石を以て礎となす。其の如し、窓ありて其蓋笠の如し、頭端より根に至る高さ九尺二寸、廻り六尺二寸五分、礎の高さ二尺八寸五分。窓扉は日月の形を穿ち、其上に奉齋進文治三年七月十日和泉三郎忠衡敬白の十九字を鏤む。扉は今朽損するを恐れ、神庫中に藏む。蓋し忠衡は前奥羽兩州の太守秀衡の第三子。文治三年今文政四年を距る五百八十六年なり。仙臺金石志。「昏鐘吟(芭蕉翁)神前にふるき寶燈あり、かれの戸びらの面に、文治三年和泉三郎寄進と有、五百年來の佛の今日の前にうかびて、そゞろに珍らし。渠は勇義忠孝の士なり、佳名今に至てはすまいふ事なし、誠に人能道を勤義を守べし、名もまた是にしたがう言へり、日既に午に近し船をかりて松島にわたる。

詠泉忠衡寄進鐵燈。詩並歌。人口存名勇義聞。器容無足鏡燈分。月明扉上下秋影。相照長懸不朽文。

文治三年和泉三郎寄進、鐵燈屏。壹枚。右扉盜人所爲にも候哉取放候えども。片扉坪かれ相附居候に付、當番鈴木刑部見當申聞候間、又候被盜取候儀も難計、取仕廻御神庫に納置候段、方丈之も申達、致箱入指置候者也。

當番頭鈴木壹岐守

【釜】 胴直徑凡一尺、口直徑凡四寸五分、蓋直徑凡五寸、富山觀音大仰寺に在り、傳へて田村將軍自用の物なり、と。

【甕】 七北田村松森區の祀堂にあり。七北田村誌に據れば一見古き素焼の甕にして、形狀深さ二尺六寸、口徑一尺六寸、胴徑三尺一寸、口縁一寸なり。仙臺藩士熊谷平藏明治維新前松森に住宅を構へ、氏神として之を奉祭し、傳へて素蓋鳴尊が大蛇を退治したるときの酒瓶なりと云ふ。眞偽はもとより判定し難かるべきも、古きものたるには相違なかるべし。

【兜】 七北田村上谷刈區八木澤に祠堂を建て、奉齋する神體は兜なり。何れの時代又誰某のものなりしは知るに由なきも、恐らくは鎌倉以前の古器なりしと推定せらる。由來此地藤原三代時代にありては「八木澤の庄」と唱へ、秀衡が名馬「太夫黒」の飼育所ありし所なり。「平家物語」に佐藤嗣信最後の事に出てたる、太夫黒といへる名馬は藤原秀衡が



九郎判官義經に饒せるものにして、此の八木澤より産出したる駿足なりしと傳ふ。さればこれ等の経緯より推察すれば名ある武士の使用せる兜にてありしならん。又此の地は文治の古戰場にして長命館は即ち物見ヶ岡なりと村勢要覽に見ゆ。

【浦戸の古器】 浦戸村寒風澤港の東南一湊の所に船入島と稱し、面積數丁歩の島嶼あり、島中に貝塚あり、貝殻及び土器等を埋没せりと。又石濱の黒森より津森山に連亘せる傾斜面を爲せる畑地に「鹿之」と稱する附近に貝塚あり、共に有史以前の先住民居住の遺蹟なりしと。又桂島より石濱に通ずる道路の左側に「臺」と稱する一帯の丘陵あり、往昔貴人の住家にして、瓦様の土器、往々出土することあり。

【矢の根】 鹽竈町内宮町の數丁を隔つる所に耕圃あり。臺園と稱す、耕圃の一部より矢の根を發掘することあり、秋雨後に非ざれば容易に得ること能はず。

【矢の根】 七北田村山の寺附近より出土す、形狀菱形なり。蝦夷種族の使用せる武器なりしか、又矢の根石を貨幣として使用せし時代もありしといへば、それ等の時代に埋没せしやも知るべからずと、七北田村誌は記せり。

【食器】 七郷村大字荒井字藤田新田の北方三十間に水田あり、此地流域方向變換以前に在りては廣瀨川の流域地帯に屬せり、今は五六丁歩の水田となる、此地下尺余にして、石斧又は茶碗形の土器を發掘す。

### 第五項 多賀城址の瓦

一、起

源

瓦は梵語の「迦波羅」なり、齊宮寮の忌詞に、寺を瓦葺と稱す、蓋し塔堂伽藍に瓦を使用せるも、官殿家屋に瓦を使用せざるは古代の式制なり、宮殿を葺に瓦を用るは後世のことなり、去れど舊名は改ることなくして今に及ぶ。その瓦の本邦に輸入せしは、用明天皇元年(皇紀一二四六)説と又崇神天皇元年(皇紀一二四八)説あれども共に百濟國の進調物なりしは一なり。

箋注。按。加波良。蓋梵語。瓦葺名迦波羅。是梵語雅名。蓋瓦之入皇國。崇神元年紀云。百濟進調。並獻舍利。僧。寺工。鑪盤博士瓦博士。畫工。蘇我馬子宿禰請百濟僧等。問受戒之法。云々。始作法興寺。是瓦爲造寺而來。當時人家屋無用之。工藝志料。用明天皇元年百濟の威德王。瓦博士麻奈父。奴陽貴。文隆貴文。昔麻帝の四人を獻す、是より後本邦に於て始めて瓦を造り、以て屋を葺く。

瓦の傳來は前説の如くなれど僅かに二年の後先あるのみなり。孝德天皇の御宇宮陶司を置き後ち又土工司をして作瓦の事を掌らしめ、且諸國に令して國分寺の塔堂伽藍を造營せしめたるべし。史に謂ふ貞觀十二年潤清等十人の一行陸奥に降して作瓦の製法を傳習せしめたりしは國史に記録しありしもその以前に製瓦の工場をこの地に建設して用途を充實ならしめしなるべし。

郡誌資料。多賀城瓦、城址より多く瓦を掘出す、好事のもの硯さす。牡瓦牝瓦あり表面に鑿の痕の如く、又葺目の如きあり裏面は布目なり。瓦當は表裏に種々の模様あるなり灰黑色のもの多し、然れども多くは碎けて全きものは稀なり。多賀城址より北二十丁許。利府驛より松島に至る道の中程に、燒瓦場と稱ふる地名あり此邊より古瓦片多く出づ、多賀城瓦を燒きし所なりと云傳ふ。黒川眞頼氏の工藝志料に、大化の改革に土師連の督せし土師の工人を收めて宮陶司を置いて陶土を管せしめ、土工司を置いて瓦を作らしめられし由を云へれば、瓦工は夙くよりありき。多賀城の瓦も京より瓦工を下し、傳習して製せしめしものにあらんか。後の事なれど三代實錄、清和帝貞觀十二年九月十五日甲子の條に、新羅人潤清等十人を陸奥國に配置し、潤清等才長於造瓦。預陸奥國。修理府料造瓦事。今長其道者。相從傳習。とあり。用明帝元年百濟國瓦博士を獻す、是より本邦に於て始めて瓦を造りき。瓦は寺



にのみ用ゐ始めるが如し神宮の忌詞に、寺を瓦葺と云へり。瓦の製造初め韓人瓦士の傳へたるなれば、貞觀以前にも韓人の瓦工の陸奥へ配置せられし事あらんも知るべからず。

二、窯 址

多賀城址より出土の瓦の片鱗は、考古と云はず風騷と云はず各種の智識階級方面より、愛翫し愛護し愛惜の集注點となりしは、頼山陽の「多賀城瓦研歌」等に頼りて知るを得べし。而して希に觀る多賀城瓦の作製地に就いて、利府村春日の瓦焼場を撰みて窯址とせられたり。大正十年八月四日柴田考查員は利府村春日の窯址を踏査し、後復翌十一年上田内務省屬の踏査によりて、窯址四個の内三個は「正しく奈良朝時代」と鑑せられたり、その経過と顛末は載せて宮城縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第三輯に審かなり。抄録下に。

史蹟調査。多賀城瓦。質堅緻にして多くは漆黒を呈すれども兵燹に罹りて灰白脆弱となり、多くは碎けて、其の全きもの極めて少し。瓦には牡瓦牝瓦ありて、其の凸面には蓮目・網目等あるもの多く、凹面には布目あるを普通とす、故に布目瓦とも稱す。瓦焼場。當城を距る北方三十町、利府村春日なる松島街道傍に此の地名あり、數個の瓦窯址ありて多く布目瓦を出す、是れ當城の瓦を燒きし所なりと傳ふ。

瓦焼場の調査に關しては、踏査の際、窯址四個の内一個所は慶長年間のものなれども、他は正しく奈良朝時代のもの認められ、その瓦片も多く發見せられしが、概ね平瓦、丸瓦の葺瓦のみにて、特に模様ある軒瓦及紋瓦は、殆ど見出し兼ねしと、地面の不充分なるの點より、此度の指定に洩れしらしけれども、調査の結果は多賀城築造の頃關係ありと認められしが如し。

城址内發掘發見物。遺瓦。城址内、内城は勿論、土壘の附送及び所々に比較的多く、古瓦の破片發見せらる堅く重くして或は漆の如く表面に表はる、もあり、然れども燒けて灰色又は赤味を帯びて變じたるあり、又一般に厚く形大なれども、薄くして形小なるもあり所謂布目瓦とて、凹面に布目あるを普通とす、凸面には蓮目、網目又は鑿の痕の如きあるありて同じからず牡瓦、牝瓦と分ち、牡瓦を普通丸瓦又竿瓦といひ、牝瓦を平瓦といふ又牡瓦の一端に紋様の附せる紋瓦、此瓦にして軒に用ひられしか、下端の前

下兩面に模様あるを軒瓦と俗稱す。

紋瓦。は菊花に似たる蓮の花の瓣化せし紋を表はすを普通とし、其中心に四又は五個の實を表し、其の花瓣は八瓣稀に十六瓣なり

或は更に複雑なるあり又甚だ稀に重圍紋なるあり。

軒瓦。には蔓唐草の模様ありて、之に複雑なると簡單なると二三様あり、又唐草に代ふるに二條、一條の線を以てし凸面の下面には山形の曲線を以て模様とし、更に一線を如へたるあり、又加へざるあり、或は此の下面の模様を省きて、單に前端に一線を表はしたるあり、方八分許にして「物」、「占」、「矢」、「田」及び「丸」等の字型を表し、之に四字或は凸字あり。更に紋瓦の紋様にさへ「小田」或は「相」等を記したるものあり。

多賀城國府遺蹟。(大槻博士)。多賀城瓦。城址より多く瓦を掘り出す、好事の者視まなす。牡瓦牝瓦あり、表面は鑿の痕の如く、又葺の目の如きあり、灰黒色のもの多し、然れども多くは碎けて全きもの稀なり、共に城の創置の時のものと覺ゆ。城址の傍に住する菊地市之亟も牡瓦一枚異種の牡瓦一枚「一端に突出あり、表裏黒油か、れり」共に百九十年前掘り出せるものなりと云ふ(同時に矢の根の焼塊を掘出す、百本束れたる筧残れるとありて、初めは二人にて捧げられぬ大塊なりしが、鋏にて叩きて拳大の二塊となしたりといふ)別に瓦當をも藏す、高橋氏の藏なる三枚共に形全し、多賀城址より北二十町許利府驛より松島に至る道の中程に、瓦焼場と稱する地名あり、此邊より古瓦片多く出づ、多賀城瓦を燒きし所なりと言傳ふ。

木工寮式作瓦條に一日製造能率の一人單價を示して、板瓦と筒瓦は九十枚、但彫刻を八十三枚とし、宇瓦二十八枚、鑿瓦二十三枚の定率なり。往時を追懷するに、國分寺及び國分尼寺の造營に、惠美朝猶の城廓の修造に、將た伽藍宮殿の構置に使用せる各種各品の製瓦の需用は極めて夥多なりしが如く思はる。大正十四年七北田村浦田より仙臺市小田原に通ずる里道を開鑿せしことあり、その測量線に「城似塚」と稱する壇あり、三個の窯址あり、製造工術に二様あり、一個の窯址は赤黄色に他の二個は悉く漆黒色を帯ぶ、漆黒色製の窯址より「竹」刻印ある破片と赤黄色製の窯址より繩紋の破片を採掘せり、又同村八乙女區の天ヶ澤にも窯址あり十余年前溪澤開鑿の時に發見瓦片疊積しあり共に葺目網目ありて厚薄一ならず、去れば燒火のため帯色の變化はあらざる如く思はる。岩切村燕澤區上ノ臺は燕澤寺の遺址あり蔓唐草模



様の軒瓦厚さ二寸の半片を採收せり井桁紋様のものあり灰色厚薄亦一ならず、共に七北田村八乙女高橋養治の東道により編者の踏足する所にして尙且然り或は未だ世に表はれざる窯址も或はありしなるべし、多賀城瓦の内巴瓦と唐草瓦は關野貞の講説あり載せて考古學講座第八號(巴)第五號(唐草瓦)にあり轉載する左に。

多賀城巴瓦、多賀城は學者間養老六年以前の建置説と、神龜元年の建置説があるが、余は其形式より此巴瓦を當代初期に入るべきとした。何れにしても初期の末か後期の初めに置くべきものである。周縁高く中房小にして中に五蓮子を容れてあるが、四方にある蓮子が楕圓形をなしてあるのは珍らしい八條の放射線により明確に分れたる各区内に、端圓く隆起せる蓮瓣を入れ各蓮瓣に再端圓く隆起せる小葉を作り出してある、瓣面小葉面共に中央に走れる縦綫を有してある。此巴瓦は割合に大にして蓮花文の性質も亦多少雄大の風がある。

多賀城唐草瓦。京大工學部藏。第二六七圖(前記巴瓦)巴瓦と同時に作られし者にして、周縁内に珠文帶無きこと賑かな唐草文を容れて雄麗の氣象を發揮せること、其先端の下面に頭ありて其處に大膽なる篋書波文のあることが特色である。

### 三、文藻

多賀城瓦研歌。賴襄。

東奥昔建多賀城。城廢碑存空闕名。去京一千五百里。曾知碑本記道程。吾欲一往觀王略。未理鞋襪夢空行。田翁贈我瓦半塊。得之城址手摩刮。擊背爲研發墨光。質如洮石聲如鐵。摩挲浪紋豁素心。恍登遺墟望秣鞞。憶昔重鎮扼西喉。臣東人臣朝猶修。當時邊籌奉廟筭。往々貂蟬出兜鑿。漢議不錄邗支頭。唐節途委營胡西。鬼武吞攔四十郡。此城定遭復隍秋。曾收狼邦歸寰輔。重觀鳳詔混文武。殘壘未復又沸羹。舊部入援聊破斧。河北途歸獨眼龍。猴公草々理疆封。豈暇文藉譜故吏。空將儲胥附老農。鴉鵲無日鬪家茸。鷲羽有時逢擊撞。謝君好古同吾病。使再盪滌萬古胸。嗚呼溯自文政至寶字。無限變遷同此地。邊猶洋礪一片翠。製造猶見異澆季。昔曾受箭今受筆。多汝文事兼武備。作詩叙古汝應記。自註云。洮河唐西北邊。出硯材青黑色。後三年之戰。朝議以爲私闢。不下官府。源氏乃弁武衛家衛之首于途而歸。略似陳湯橋誅邗支。而匡衡等議不下寶。安樂山營州雜胡以喻秀衛襲祖父六郡酋長。而爲鎮守將軍。狼邦鳳詔用源賴義表中字。而叙建武中興遣北畠氏。鎮奥事。其時

詔音言。文武古不暇。滌蕩破斧。言足利親關與軍入援。李克用眇一目。稱曰獨眼龍。雜識。釋古。梁。多賀城古瓦有布紋。堅密可研。然千年外物。殊不易得。得之者極爲寶惜焉。江都一友人簡而求之懇至徧求之不得。聞一士人之家藏之。

文綾珍製。不啻銅爵瓦也。以書畫數幅換得之。以遺人之。自謂其喜可知。自後寂無報。經數月有書云。僕好遠遊。脚跟生厚皮。欲得布紋瓦片以缺之。都下近陶者絕無有布紋者。依庇得之。然每浴用磨漸就漫漶。請暇日命莊丁聚畜之付商舶見貽矣。

脚跟生厚皮。用布紋瓦片磨之。極妙。出物類相感志友人盡讀之。多賀城古瓦硯銘。應洞嚴需。金玉其相。如圭如璋。德音無瑕。何以不臧。秉心塞淵。曰求厥章。以介眉壽。萬壽無疆。經多賀城。跡尋古瓦不得。入林間。適聞少婦唱歌。因作。武龍羽人。何邊存古瓦。千古少人知。稍似銅臺跡。歌聲春女悲。

## 第二章 名勝

### 第一節 海濱諸勝

#### 第一項 松島

##### 一、地勢

松島灣は東北金華山を外に、西南相馬岬に至る。所謂る仙臺灣にして、西本郡鹽竈町字稻荷山より東桃生郡宮戸村端島に至る直距三里十五町、南本郡七ヶ濱村花淵岬より北同郡松島村富山に至る直距三里三丁とす、其の方域六方里三、沿岸線約七里を下らず。宮戸島・桂島・寒風澤等の巨島、逶迤連嶂の如く、外は波浪を捍禦し、内は島嶼を抱圍し以て



一大盆景を成せり、此れを松島の大勢とす。

灣の内外無数の島嶼星列碁布し、陸上の丘陵山岳と相俟て盛装を添ふ。諸島の成因は大陸の陥没したる凹所に、海水の浸入したるものなりといふ。要するに松島はもと、第三紀層なる、陸前大陸に接續し居りしを太平洋の波濤之を浸蝕しその一部分を留めて、竟に現在の諸島を化成せしものなり。

御巡幸當時の日記。二十八日(編註明治九年六月)晴、午前第六時行在所(瑞巖寺)を發せられ、富山大仰寺に御登臨あり、風昨日に比すれば和妍なるを覺ふ。上親ら紫駟を御し行くこ敷町にして山路に入る。路昂低多しと雖も騎を駢ぶるに堪ゆ、寺を距る一二町に及んで坂路險峻上乃馬を捨て徒行し玉ふ。七時二十五分着御、松島群島の勝景皆歴々として眼下に濼る。岩倉具視云ふ。「此地造化作爲の舊に非ず、蓋し震災或は海嘯により大山を分裂し、剩す所の者自ら島嶼を爲すのみ」と金井之恭云く。「山際の水田は蓋し古へ海水を浸せし所、然らば今や銀浪の島嶼を浮べ、翠松の晴波に映する者、誰か百歳の後變じて桑田ならざるを知らんや」と

### 二、名勝指定

松島に於ける山水の秀麗風光の明媚は古來天下に鳴る、その絶勝たること萬嘘一聲復た異議なきものなり。之を安藝の嚴島・丹後の天橋立と併稱するも、松島は素より冠絶せり。故に云ふ。「衆美松洲に歸して、天下に山水無し」と。星列碁布の諸島は、皆石身松髪にして、澄鏡の上に涌現し、勢浮動せんと欲す、恰も仙妃の瑠璃殿上に翺翔するが如く、蹁躑たる舞態、風丰の秀遠、褻近すべからざるの趣あり。之を陸地より眺するも、又之を舟中より颯するも、總て可ならざるなく、一步を進むれば一奇を増し、一據を搖かせば一象を象じ、晴好雨奇は云ふまでもなく、雪晨月夜亦妙ならざるはなし。舟轉じ洄廻り、灣磯相代り島嶼來往するの際に在りては左右應接に違あらず、島岩の怪態、或は處々洞門を成し、或は一列に數巖を作り、或は倒れんとする者あり、或は起んとするものあり、或は鶴翼龜背、春蛙秋蟻、或は

鳥帽黃冠、丹鏡素盤。一々名狀すべからず。

於此乎、大正十二年三月七日内務省は告示第五七號を以て上記の松島灣の絶勝を愛て、史蹟名勝天然紀念物保存法第一條に依り、名勝に編入し宮城縣を管理者に指定せり、公簿に載する所を掲載する左の如し。

名勝。松島。所在地區域。宮城桃生宮城郡七ヶ濱村字御殿崎突角より、桃生郡宮戸村波島(一に端島に作の南端を見通すべき線と、同郡鳴瀨川河口右岸より、波島東端を見通すべき線との結合線以内の海面並島嶼全部。  
宮城郡七ヶ濱村より、桃生郡鳴瀨川河口右岸に至る沿海大字の全部。  
指定年月日番號。大正十二年三月七日内務省告示第五十七號。  
管理方法。名勝松島保存の件(大正十二年七月二十八日付兵第一〇八七號通牒關係郡長警察署長宛内務部長)  
名勝松島は、本年三月七日内務省告示第五十七號を以て、史蹟名勝天然紀念物保存法第一條に依り指定相成候處、所有者管理者に通告し、保存に注意せしめられ度(警察に對して、「」の間を保存に關し、相當御注度相成度)此段及通知候也。

管理者指定

宮城縣

### 三、名勝溯源

昭和二年を距る一千三十四年、寛平七年(皇紀一五五五)八月源融薨す。融は嵯峨天皇の第十二皇子、時人河原院又は河原左大臣と稱ふ。大臣貞觀六年(皇紀一五二四)陸奥出羽兩國の按察使を兼攝す、貞觀の初め近江守に任じ、五年左衛門督を経て六年中納言を拜し序いて按察使を兼攝せられき、去れど多賀の國府には赴任せられざるべし。

拾芥抄百官部。源朝臣融正三位行中納言二月甲午(貞觀六年)加陸奥出羽按察使。

奥羽兩國の按察使は只だ加官のみなれば、未だ松島に足跡を印せざるなり、故に謂ふ、「陸奥松島は天下第一の美景なりと聞く」云々と。大臣の嗜好は天下の山水にあり且つ其性驕奢の癖に富む。嵯峨の五臺山に於ける、大原の梵宇は大臣



池庭の跡なり、二十四ヶ國の名石今尙存せるに於ける。又源順の河原院の賦により且つ榎穀邸によりて、松島鹽竈の聲價を博するに於ける。悉く皆河原大臣の遺蹟によりて現代に傳はる。松島的美景鹽竈の製鹽は素より河原大臣源融の遙想浮慕により産みたる史實は貞觀年間にあり昭和二年を距る約ね一千六十余年の昔日なり、世は平安時代の初期に丁れり此の秋既に天下第一の美景の月桂冠は松島の掌中に歸せり。

前々太平記卷の十七。源融と松島鹽竈。寛平七年(編註一五五五年、距昭和二年一〇三四)乙卯八月二十五日壽算八十三(大日本史七十四)にて薨す、嵯峨帝第十二の皇子なり。忠に河原院に住たまふが「誠や陸奥松島は、天下第一の美景と聞、逆も移さば遠遠の形勢をこそ思しめし、其比陸奥の按察使の年老任はて都にあるを召寄られて事の仔細を尋させ玉たりけるに、彼翁答て申やう、松島の雄鳴と申候を、彼國にては見馴し故歎、又他の景を見合せず、斯る境地は何國にも有べしと思ふ心よりさのみ賞翫仕らず、併唯此所は、古へ天仙の住し由申し、岩頭白砂を仇にも踏す敬ひ恐る、ならひなり、實に我等の考へ見るに美景は勿論、先其風流兎角仙境と思れ、水清く味甘くして都にも勝り、草木の紅花綠葉常ならず、土人總じて長生なり。

傳て曰、昔天仙爰に天降り松を植て嶋をなす、故に松島と云ふ。靈鶴瑞龜常に遊び、芝草金竹四季に繁茂す、海淺く湖中にして風靜に波穩なれば釣を垂るに便よく鹽を燒に能調さいふ、其後人民集り住靈仙留るべからずとて深山に飛行す雖ども、今も春日暖かに百花紅白を挑む時は雲に乗じて來遊し籥鼓幽に奏調す或は秋月圓なるには風に纏て集智し、盃酒絃歌のこりく、樂む氣色を正に見る者幾人と云事候はず、還る山をば俗に則仙臺と號し侍る事、此故の名にて候なり。總じて此島員多く一千もあらんと云心に千箇と云しを、今は猶祝して賀の字を用ふるなり。

籬が島と申すは、雄鳥の人の住家に喩へ、其後死の心に見る松の並木の粧、偏に籬に似たる故なるべし。傳聞、西湖の十景も、驪山蜀山の風粧も是には争勝るべきと語りたりしかば、大臣熟々此物語を聞しめし、浪花の浦は大融寺に譲りて、思召留ればその餘波にさて彼浦より潮を汲せ、都には千賀の鹽竈を移されける。其造營の間は、此按察使の翁を奉行とし、廣狭の差別は有さいへども模範は少しも違はざりし洛中第一の御所也しが、大臣かくれさせ玉へれば、鹽屋の煙も絶果て荒のみ増る。籬が島。泉鳴松桂枝。狐住蘭菊化。寂寞さ見るに哀を催し、聞にも思ひやられしかば、紀貫之、此わたりを或時通るとて、暫か程

昔を懐ひ徘徊過がてにして。(東本願寺の境内)

君まさで、煙絶にし、鹽竈の、浦さびしくも、見え渡る哉。

お寺まゐり。京都府葛野郡嵯峨村。五臺山清涼寺は淨土宗に屬し、俗に嵯峨の釋迦堂と言はれてゐる。此地はもと嵯峨天皇の離宮の一部であつたが、皇子源融公が山莊を營んで樓觀と名づけ、更に佛刹として樓觀寺と號した。樓門は南に面し、門に入るに西に多寶塔が見え、その傍には石塔三基がある。北のは嵯峨天皇、檀林皇后の兩塔、南のは河原左大臣源融の墓である。

お寺まゐり。別邸(編註東本願寺)涉成園は所謂榎穀邸で、本山の東根穀馬場東玉水町にある。昔河原左大臣源融公別業の跡と傳へてゐる。今は加茂川から餘程離れてゐるが、其頃は加茂川畔にあつて、源融公は毎月難波の潮二十斛を汲ましめ鹽を煮て、鹽竈の勝に模して遊んだといふ風流が傳はつてゐる。寛永年間徳川家光は之を宣如上人に寄附し伏見桃山城の舊構を移し、石川丈山をして林園泉石の風致を修造せしめたものである。其後安政、元治兩度に類焼したが、直ちに舊に復して昔の風趣を變へてゐない。また京都市内の一名勝である。

#### 四、松島公園

松島の名勝、古今敢て渝らざる前記の如し。大正四年八月本縣内務部より發刊せる、松島公園經營報告書の大要を摘録する下記の如し。

松島公園經營。松島公園經營の事は其由来遠く、明治二十三年の頃松島海岸に防波堤及阜頭を設け松島館を建築する等保勝上多少の注意を拂ひ、三十五年には松島觀瀾亭を中心とし御島・福浦島・五大堂・瑞巖寺を主體とする一區畫を公園に編入したることあるも其規模至て狭少なりき。四十一年に至り松島灣一帯國有に屬する島嶼岬崎及林野一百七十一ヶ所三百七十一町歩の面積を名區に組替へ、次て之を公園に編入したるを動機とし、公園施設の急要を感じ之が調査に著手し、四十二年松島公園經營案内なるものを作製し、四十三年の通常縣會に於て決議したり、其經營は最初四十四年度より四十八年度に至る五箇年の繼續事業とし、中頃年期を一ヶ年短縮して、大正三年を以て終るものと變更し



たるも更に最初の計畫に戻り五ヶ年に變更したり。公園經營費の總額は金參拾五萬圓内拾八萬圓は起債に依り、拾七萬圓は一般歳計の繰入に依るの計畫なりしも、起債に於て貳萬圓を減じて拾六萬圓とし、一般歳計の繰入に於て七萬七千餘圓を減じて、九萬貳千餘圓と爲したるを以て、實際の經費は貳拾五萬貳千八百餘圓なりとす。斯く經費九萬七千餘圓を減じたる爲め、當初の計畫にも大變動を生じ工事を中止したるものあり、完成せるは當初經營の幾部に過ぎずと云。此經營は龜井知事の在職中調査に着手し、寺田知事の第三年に豫算成立して其事業を進め、森知事を経て、俵知事の第二年に竣功したるものなり。

公園經營の主旨に云く、松島の將來は雅俗混淆の一大遊園ならざるべからず。即ち雅人を迎ふると同時に大に俗流にも適せしめ、且つ外客をも招致するの施設甚だ必要なり、此を以て風致の維持、交通の設備、娛樂機關の施設等皆専門の技術と能力とを要し、各其手腕に俟たざるべからずと、而して其本意は全く外客を招致するの一端に在りたるもの、如し。

【紀念大會】大正二年九月縣設ホテル建築竣工せるを一期とし、九月二十三四五の三日間紀念大會を開設し、松島公園紹介を圖りたり、此際來會の新聞東京以西は時事新報始め二十四社、外字はジャパントイムス外四社、東北は福島民報等十一社にして、在仙臺の新聞雜誌七社、及東京新聞社の八通信員は斡旋の勞を取れり。當日招待の賓客は凡そ八百餘名に達し、之を鹽竈より桂島の鬼ヶ濱公園に案内し、晝餐後松島に迎へて宴會場に招待し且つ餘興を觀覽に供したり、餘興は全國烟花大會、岡山香川を始め一府二十一縣の來會せる人員百六十名八百餘發に上り、優勝者に授賞す此他ネブタ・大々神樂・船仕掛・船松明行列・山篝・島嶼點火・山上點火・手踊・温古展覽會又鹽竈神社・松島日吉山王社・高城紫明神社に於ては、臨時祭典を執行したり。

松島國立公園建議案。仙臺・鹽竈・松島・野蒜・石巻・金華山を包擁する國立公園設定に關する建議案理由。松島一帯の地は、西は鹽竈七ヶ濱より、東野蒜、石巻、金華山に至る間、自ら一大海灣を爲し、陸には山嶽起伏し、水には島洲碁布し、神社・佛閣・名勝・舊跡到る所に點在す。

鹽竈の鹽竈神社、松島の瑞巖寺、觀瀾亭の如きは長くも、明治天皇の玉歩を枉げさせ賜ひし所にして、人工の美、建築の精、夙に天下に知らる。

若し夫れ松島の全景を眼下に收め、又遠く金華山及び陸羽國境の蓮峰を望見する富山・大鷹森の壯觀に到りては、筆舌の到底之を記述し得可きに非ず。

野蒜の不老山之に接續する翠滴る松の濱風、石巻の日和山海洋中に屹立する金華山の雄大なる自然美は、自親ら之を觀ざる者の解し能はざる所なり。

而して仙臺は英傑伊達政宗百萬提封の舊城府にして、廣瀨河畔に於ける青葉の城址、經ヶ峯に於ける伊達三代の廟所、縣廳内に存する舊養賢堂、その他市内散布する政岡・林子平・支倉六右衛門の墓所、榴ヶ岡の枝垂れ櫻の如き名勝遺蹟數ふるに違あらず、誠に陸上仙臺を基點として、一方七ヶ濱を経て鹽竈に到り、又一方仙臺より直ちに鹽竈に到り、夫より路を海岸に取りて松島に至り、富山・野蒜・石巻を経て金華山の對岸山鳥の渡に達する自動車道を開墾し、陸地と金華山との間には一の雅致ある釣橋を架し、又海上鹽竈よりする遊覽に便するため、金華山の一角に一小繫船場を設置せば、海陸を包擁する天下の名園は立所にしてこれを實現するを得べし、これに加ふるに仙臺の中央養賢堂の邊に一小博物館を設け、これを伊達文庫と名づけ此所に獨眼龍政宗・節婦政岡・先覺林子平支倉六右衛門大概磐溪その他文武大家の遺物を蒐集せば、天下の人心を作興するに於て裨益する所決して尠少なからざるべし。これ等の設備經營は到底地方財力の耐ゆる所に非らず、政府は速かに計畫を定め國立公園としてこれを維持せられんことを望む。これ本案を提出する所以なり。

### 五、名 勝 保 存

第四十八回帝國議會は野副重一の提出により、陸前松島の勝地をして國立公園に設定せしむるの建議は委員附託とな



り後又昭和二年三月二十四日内ヶ崎作三郎等は同一意味の建議は日程に上りて委員附託となる。第四十八回帝國議會の建議及び名勝保存に關する日本庭園協會の經緯下記參證の如し。

史蹟名勝天然紀念物第一集第三號。名勝松島保存に關する建議案。本會評議員林學博士本田靜六氏は、日本庭園協會を代表して、左の建議書を内務大臣宛提出せし故、本保存協會に於ても研究贊助せられたき旨申越されたり。依つて左にその全文を掲載する。謹啓陳者松島公園に於ける、電車軌道延長敷設計畫に關し本協會は別紙の如き建議書を内務大臣宛提出致し候につき、貴協會に於ても十分研究の上御賛成下され、本協會の目的貫徹に御盡力下さるやう願上げ候。先は御依頼まで斯の如に候 不一。

二月二十日

日本庭園協會理事長 林學博士 本多 靜 六

史蹟名勝天然紀念物保存協會會長 若 槻 禮 次 郎 殿

建議書。松島公園五大堂附近へ電車軌道延長敷設計畫は、公園計畫の本旨に悖る處爲と考へられ候に就き、右の出願は絶対に御許可相成らざるやう願ひ度く、本協會理事會及び調査設計委員會の決議に據り建議に及び候也。

大正十五年二月十九日

日本庭園協會代表 理事長林學博士 本多 靜 六

内務大臣 若 槻 禮 次 郎 殿

理由。巷間傳ふる所に據れば、宮城縣松島公園内五大堂附近に電車軌道延長敷設計畫は、同縣知事に對して松島電車經營者大崎水力電氣株式會社より出願あり。而して縣當局の意見久しく決定を見ざりしも、過般漸やく許可の方針に決して内務省當局に上申手續中なりと。然るに右延長針畫は五大堂東側廣場を兩斷して同廣場の利用上、並に外觀上甚大なる障礙を來すのみならず、松島公園の正面玄關にして且つ事實上同公園の眞中心たる五大堂西側大廣場一圓の美觀を毀ち不体裁なるは勿論、遊覽者の靜觀を妨げ不安不快の感を抱かしむるものにして、公園計畫の本旨より絶対に同意し難き所なりとす。而して同地は史蹟名勝天然紀念物保存法により名勝地に編入せられ居るが故に、この方面よりも篤と御調査の上、斯かる計畫は之を實現せしめざるやう致され度く希望に堪えず、茲に建議する次第に御座候。

第二項 鹽 竈

一、地 勢

西北南の三方に丘陵を負ひ、東方一帯の海面は所謂千賀の浦の入江にして、遙かに石濱港を望み、北海道及び京濱貨物は概ね此の地を過ぎざるはなし、常に船舶輻輳、帆檣林立。南東方向の波浪最大にして波高三尺波長一丈なるが故に、灣内の航進には支障のあることなく、潮汐の満干は時季により異なることありしも六尺内外を常とす。又灣内の設備としては特に浮標燈臺を始めとし、避難豫報信號所の設備に欠くる所なきを以て、鹽松の勝景を探るもの多くは艤裝を此の地に需む。海濱の沙汀を翠松磯と稱し、その北方の青巒を藤掛峰と名づく、又碧灣に兀立せる二島、一を歐羽島と云ひ一を辨天島と云ふ吉祥天を祭る。海汀を距る十町許に笹籬島あり笹籬明神を祭れり。太古鹽土翁神民に製鹽を教へ給ひし古實は四個の神釜となりて現代に傳はる、故に「壩釜」の名稱由來も此れより起る。又平安朝時代河原左大臣源融は松島灣の美景を遙慕し、鹽竈の製鹽を摸擬して池庭を、今の京都市枳穀馬東玉水町に築いて、豪遊せしとき源順が大の驕奢を諷刺したるは即ち河原院の賦なり。後ちの學者河原大臣の鹽竈の亭を建つと唱ふるは、蓋し河原大臣によりて鹽竈を洛陽に轟傳せしめし芳蹤を追遠浮慕せるが故なるべし。

鹽松勝蹟。鹽浦部上。勢語に曰く。我皇國六十餘州、山水の奇絶は、以て鹽竈の地に比すべきものなし。余此地に遊んで始て其言の信なるを知れり、此地左は松島に接し、右は東宮嶼ヶ崎の諸濱に隣り、而して正面は、曲江萬頃洲嶼曲灣碁布星列し、雲浪煙波其景致名狀すべからず。是故に河原左相遙想浮慕して、水石を假り以て奇勝を京洛の間に模擬し、又在五中將親く此地に遊て賞欣措かず、彩毫を揮て行色を記し、以て遠遊の思を寄す。加旃のみならず、商船常に輻輳し漁舫の集會絶へず、即ち商賈漁鹽の利を以て海陸轉輸の要に居るものなり。而して鹽竈の神祠は、前に我藩祖貞公之を修造し、後ち肯公之を宏張して、神戸巫祝の關を補ひ、四時祭享の規を具へり。是に於てか四方禱賽の人、遠近探勝の客、踵を接して斷へず。而して妓を置き客を待つの家、絃歌道答日夜絶へず、此地實に山水の奇絶なるのみならず、實に豊饒繁華の一都會なり。



鹽竈浦。(或千家鹽竈と曰ひ。千家は一に千賀に作り。又血鹿に作る。或は略して鹽浦とも曰ふ。)宮城郡鹽竈村にあり。太古聖神始て鹽を煮るの地なるを以て此名あり。山脈浦を匝り、左は即ち鹽竈の廟法蓮の寺、右は即ち愛宕の宮大悲の閣にして、東面一方は江に對せり。相傳ふ此地古は國府津と稱す、蓋し多賀國府に近きを以て此稱あるなり。後又香津に作る、是れ國府と香と國音近きが故に訛りしならん。上下兩卷あり、家几そ千家故に又千家鹽竈の名ある也。肯公鹽神の廟を増修し、尙ほ土地の繁榮ならんを欲し居民をして永く一切の租税を免じ、且つ吉津の田租及び二百五十金を以て、毎歲毎戸に之を配賜し、其他惠施の令九條ありと云ふ是に於て乎、居民日に密に戸口數倍し、神祠梵刹連雲櫺比益郭旁流、所謂屋上屋を架する者にして、何ぞ曾に千家のみならんや、其巷凡十二あり、西を杉坂西巷と曰ひ、仙臺よりの入口にして鹽神の廟は其北頭にあり。中は二井釜前本巷と曰ひ、東は新岸大岸と曰ひ、南は南巷船戸と曰ひ、北は即ち新巷門前御宮と曰ふ。其他白阪新宅等の小巷あり、狹斜縱橫勝て數ふべからず、或曰鹽浦の海、上古は七曲水門と稱す、所謂七曲とは神釜祠前を以て一曲となし、女郎山下を二曲、拔禊崎を三曲、尾嶋前を四曲、籬島を五曲、高崖、高崖考ふべきなりと六曲、岬崎を七曲となす。且つ土人の勝を謂ふもの、七浦・八崎・八嶋と稱す、七浦とは即ち藤浦・枇杷浦・笹浦・大木戸浦・本善浦・肉凡浦・二又浦是なり。八崎とは、即ち拔禊崎・寺崎・小黑崎・大黒崎・尾嶋崎・枇杷崎・蔦崎・女郎崎是なり。八嶋とは即ち、内裏嶋・后嶋・蛇嶋・蟾蜍嶋・都嶋・見留賀小嶋・幡嶋是なり。

二、探勝航路

鹽竈港は巖裝に便なり、鹽松の全景を歴觀せんには、舟行に由らざるべからず。本多林學博士松島公園を經營するに當り、探勝に於ける最上の航船を選定せられたり。轉載下記の如し。

第一、鹽竈より岬ヶ崎に至る、二漚〇七 第二、岬ヶ崎より桂島に至る、二漚〇九 第三、桂島より大鷹森に至る、三漚一八 第四、大鷹森より東名に至る、一漚二八 第五、東名より白濱崎に至る、一漚六九 第六、白濱崎より松島に至る、二漚一九 第七、松島より扇谷に至る、一漚〇八 第八、扇谷より埴山に至る、一漚二五 第九、埴山より鹽竈に至る、二漚一〇

上記の航路を合計すれば十六漚九三にて松島灣を一周しその勝景を縱覽するを得る。更にその勝景の概要を叙述せんか、先づ鹽竈港を出帆すれば、右方の諸岬崎に

尾嶋崎・手指・葉柴崎・雁崎・鷹崎・鬼頭崎・千代ヶ崎・要害・東宮・清水濱あり。島嶼には辨天島・葉島・雀島・双千島等ありて、代ヶ崎に着す。代ヶ崎は灣の咽喉にして西方に「多門山」あり四大觀の一なり。

代ヶ崎より東に航行すれば、前瞻後顧左視右望悉く島嶼ならざるはなし、その主なるものを列擧すれば。

前島・高遠島・沖高遠島・地藏島・蛭子島・馬放島・火附島・材木島・兎島・かね島・燒島等にして、桂島に着く。

桂島より更に東に航行すれば

蓬萊島・大島・犬島・屏風島・神島・野々島列島・寒風澤諸島・漆島・朴島の各島、津島等散布するあり、之を縫ふて「大鷹森」に達す。大鷹森は四大觀中の最たるものなり。

大鷹森より北に航行すれば

薬師廟・落月洞・垂氷・龍ヶ崎等の名勝あり、丘山列峙、岩削壁、頗る奇絶。島嶼に都戸・よこり島・前島等を左右に觀て、東名に達すべし。東名は内陸にして鹽田を以て名あり(伊達彈正の管理、現代手島雄八郎曾祖父の投資、此地に丸山あり、其勝四大觀に亞ぐ。

東名より西に航行すれば

杉間灣・大東澤・小東澤・曝練洲・神丘・大塚・長山崎・呼子崎・石浦・古浦・廣浦・圓山・平屋洲・蒲地・箕浦・名古目等の諸岬あり。島嶼に前島・星島・月島・蛇石・大日島等あり、之等を右方に一顧して、白濱崎に達す。白濱崎は「富山」に至る唯一の路なれば、富山を遊覽し終りて白濱崎に着く。

白濱崎を西に航行すれば

猿林・錢神・館ヶ崎・三浦崎・巴世崎・磯崎・鹽場蛇崎・舟倉・通珂崎・籠崎等の諸岬及び内灣と箕輪島・鶴の島・鷺島・離れ九の島・蓬萊島・繪島・翁島・福浦島・引通島・經ヶ島・五大堂等の諸島嶼を回顧して、松島部落の波止場に達すべし。松島の遊終れば、



第七の航路(松島より扇谷に至る一漕〇八)に就き、暫く南行轉じて西行、更に北行すれば

竹浦・梅浦・青春磯・雁崎の諸崎江、又屏風島・御島・双子島・雁島・布袋島・大黒島・昆沙門島・蛭子島・伊勢島・小町島・要島等の諸島嶼を眺めて「扇谷」に達す、扇谷は四大觀の一なり。

扇谷より南に航行すること少時にして、更らに西行すれば

濱田・須濱・翠杉濱・梨花隈・肉凡浦等を右方數百歩の間に見て  
三輪島・繪島・甲島・鏡島・在城島・鏡島・牡丹餅島・筆捨島・笄島・鞍掛島・庵島・この島・粗島・徳兵衛島・大惠島・向島・都島・釜島・幡島・蛇島等の島嶼を左顧右視して崎山に達す。崎山に釣遊を試み、舟を捨て、梅宮・上野原の勝地を経て、陸路鹽竈に達するを得べし。

崎山より西に航行し、更らに北行すれば。

大平崎・藤陰・阿母懷等を経て、龍頭島・蟻蛛島・雜島等を右に看て、鹽釜港に復歸す。

三、築港

【沿革】 我が東北地方啓發上港灣修築の必要なるは政府に於ても夙に之を認め、遠く明治十一年の交地を本縣野蒜に相して築港工事に着手せられたりしも、適當の錨地を得ずして遂に中止の非運に終れり。爾來時勢の進運と産業の發達とは益之が實施の急切を促して止まず茲に於て縣は明治三十一年より同三十二年に亘り古市工學博士に囑するに管内の港灣調査を以てし其結果松島野蒜本網の三港を築港候補地となし、明治三十六年一月上記築港三候補地中最も適當なるもの、選定を内務省に稟申したりしも確定するに至らざりしが、明治四十年六月に臻り港灣調査會官制公布せられ全國に於ける港灣調査を開始せらるゝに當り、縣は同年八月再び縣下築港地の選定を稟申したりしに明治四十三年五月同會に於て東北地方東海岸にありては鹽竈を以て最適當なる築港地と選定の旨内務省の通牒に接するや、明治四十四年臨時縣會

に於て工費金參百四拾五萬圓を支出し鹽竈沖に内港を設くるの計畫を立て國庫より三分の二の補助を仰ぎ同四十四年度より五ヶ年間の繼續事業として起工の件を議決し其の認可を同年六月主務大臣に稟申せり、然れども同年度に於ては政府財政上の都合に依り國庫補助を受くる能はざりしが爲め、縣は獨力經營の方針を以て計畫を變更し、同年十二月通常縣會に於て工費金百拾五萬圓を明治四十五年度より七ヶ年度に支出し第一期工事として修築するの計畫となすの件を議決し其起工認可を明治四十五年五月一日主務大臣に稟申し、大正元年十一月四日之が認可を得たりしも、縣財政調節の關係上再び實施するに至らざりしは甚だ遺憾なりき。超て大正三年一月政府に於て補助の詮議あるやに聞知したるを以て同月四日更に計畫を變更し花淵沖に外港を築き鹽竈沖に内港を設くる計畫となし總工費參百四拾五萬圓の二分の一の補助を稟申したるに同年三月に於て本港修築費に對し二分の一を補助するの豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すの件公布せられたるを以て、次て四月臨時縣會に於て工費金參百四拾五萬圓を支出し内外兩港を同時に起工するの件を議決し、同七月二十二日該設計變更の認可を主務大臣に稟申したるも政變に次ぐに帝國議會の解散に遭遇し國庫補助及起工の件共に認可を得ること能はざりしが、大正四年二月十七日政府は該補助の責任支出を爲すべく閣議に於て決定し、而して政府財政の調節七年割額變更の議あるを以て相當計畫を定め補助並起債申請の手續を爲すべき旨通牒に接したるを以て縣は同年三月二日參事會を召集し、急施事項として工費年度割變更の件及其變更に伴ひ工費の財源たる起債額を貳百貳拾七萬五千圓と爲すの件を議決し其認可を主務大臣に稟申したるに同三月九日設計變更認可と共に百七拾貳萬五千圓補助聽許の指令に接し起債の件亦認可せられたるを以て縣は其翌十日臨時築港課を新設し鹽竈町に築港事務所を設置し以て築港工事着手を見るに至りたるものなり。

【工事の現況】(大正五年十月三十一日現在)本工程は大正三年三月十二日より事務を開始し大正四年度の大半は實施設計確立の爲諸



種の調査及測量に費し、同年度に於ては浚渫船一艘土運船二十艘曳船一艘其他雜用船數艘の建造を了り、本工事としては少許の浚渫と埋立を了したるに過ぎざりしも種々の準備行為を施したるも少からず、本年度に入りてより更に工事と共に各種の準備を進め今や稍工事の進捗を見るに至れり。元來本工事施行の順序は浚渫埋立防波堤を第一着手として施工の方針なるも船舶及機械類の購入諸設備等未だ完きを待たず、特に防波堤は全部捨石堤の計畫なりしも、必要材料たる大石材の産出に乏しく之を葛蒲田濱の石山より研出して使用すること、爲したるも尙大塊を得ること能はざるを以て更に混泥土塊を使用すること、し之が運搬設備及方塊製造工場の設計を立て着々其實施の期に達せり、又本工事施行上通信の敏速を圖る爲築港事務所より石山を經由し、防波堤工場間に電話架設を計畫し既に主務省の承認を経たるを以て不日工事施行せむとす今工事着手以來の工程概要を述べれば左の如し。

【防波堤工事】 前記防波堤用混泥土塊製造工場は之を花洲海濱に於て設置すること、なし、去る八月より其埋立工事に着手し又石材運搬用の爲に要する葦森花洲間輕便鐵道布設工事は既に工事請負の契約を了したるに依り近く工事施行を見むとす其他方塊工場内の設備用軌條方塊操縦用起重機船及曳船等購入又は製造の契約を爲せるもの少なからず。

【浚渫工事】 は從來縣有なる七十五坪掘浚渫船一艘を以て内港と現船溜との連絡航路より着手し既に二萬八千餘坪及護岸基礎其他雜工九千餘坪の浚渫を了し進で内港の中央を貫き内外港間の航路を急速開通せしめんとす、尙最近に於て二百坪掘浚渫船一艘を内務省大阪土木出張所より借受け鹽釜港に廻航し之に附隨する土運船三坪積八艘を建造し、既に浚渫に従事せり又曳船汽船一艘は十月末購入を了し既に使用中に屬す目下更に土運船三坪積二十艘建造工事施行中にして、十一月末七艘の納入をなすべく全部は大正六年二月中竣功の豫定なり。

【埋立】 は主に浚渫土を利用する計畫なりしも事務所機械工場等の建築敷地として豫定市街地区域内の岩盤面積約一千坪此立坪六千餘坪を切取り其前面面積三千坪は豫定の高さに埋立を了したり、其他高潮を利用して埋立地域内に浚渫土を投棄したるもの坪數二萬千餘坪に達せり潮水以上の埋立は排泥機に依らず人力に倚り陸上運搬せんとする計畫にして種々研究の結果埋立地内に數條の軌道を布設し軟泥を軌道の一端に設けたる泥揚場に陸揚げ一時乾燥せしめ土運車に積み人力にて運搬する方法を採り目下其準備中にして其一部は既に埋立工事を開始せり。

【護岸工事】 は市街地内事務所敷地として埋立たる個所より着手し基礎捨石底を所定の深さに浚渫を試みたるに地盤軟泥なりしを以て横七り甚しく直に基礎を置くことの危険なるを以て護岸裏に碎岩を積み重り壓力を加へ固定を待ちて後施行すること、し既に鎮定し來りたるを以て一方より捨石及杭打基礎を施し長百二十間の間全く基礎工事を了り護岸石垣の水中に屬する部分を殆んど完了せり。

### 第三項 鹽松の江山

#### 一、四 大 觀

【四大觀の起因】 四大觀の稱號は、舟山萬年の創意により出て世に稱揚せらる。(光遠太郎兵衛と稱し廣陽と號し萬年は字なり、釋南山に隨ひ有髮の士なり、安政四年歿歳六十七、鹽松勝譜二十一卷を著はす) 萬年百度松鹽の間に來往し、松鹽江山の眞諦を觀破せんと欲せば、單に水平線の舟路のみに依估すべきにあらず、展望曠濶の高處より江山の全景を寸眸裏に收るを以て其の奥に達するものなりとの見地を懷き、地を四方に擇ばんとして腦漿を搾ること久しくして先きに西に扇谷、北に富山、東に大鷹森を撰み、最後に漸く南に多聞山を撰擇して素懷を遂げしは、蓋し文政三年庚辰萬年齡三十の時なりき。去れば四大觀の世に生れたるは昭和二年を距る一百八年にして、百八煩惱と夤縁を拂ふ青龍山頭の洪鐘と夤縁あるが如し。四大觀の位置等を略叙する下記の如し。

【富山の麗觀】 所謂「松島の景は富山に在り」と、富山は松島村字手樽にあり、松島阜頭の北二里余を隔つ。明治九年六月 明治大帝駿足に御して登山せられ給ひしとき、妙勝觀の一室を玉座に充てし芳蹤地なり。庭前數畝之を限るに倭細竹を植え尖頭を芟りて之を平かにして垣と爲し、喬木の妨ぐるものなし。松鹽の一大盆景眼前展開、寸眸裏に島點、嶼綴、洲渚參差、白帆碧艇歷々指呼するを得べし、眞に風光の明媚は全く「麗觀」の稱に負かず。萬年四大觀を撰定するに當り、特に「富山路」の一科を設うく載録左に。



鹽松勝譜。富山路。富山の勝は、坂上田村麿將軍の後ち、千有餘年人得て之を稱するなし。而して其顯る、今己に二百年古籍に於て載する所なし、朝紳の詠言片語、隻章絶て之れに及ぶ無し、何ぞ其の寥々たるや。其の僻遠を以てす雖ども、亦敢ありて顯晦する乎。抑山靈之れを秘して人適々之れを顯す乎。先哲皆曰く。松島に稔顯して富山に昧きは、譬へば猶ほ瑤池に觸して王母に賓せざるなり。或曰く。松島の勝は全く富山に在るなりと信なる哉言や。夫富山に登り以て鹽松に俯臨すれば、則ち環海一囑逃形なく、瞭乎として盆池の階前に在るが如くなり、環海の外即ち大洋の限る所、南は則ち相馬の諸崎、東は則ち金華の諸山嵯峨筆架の如し、所謂尺吳寸楚も宜ならざるなり、矚眺の間覺えず兩腋習々驟に輕舉せんと欲す。因りて謂へらく、仙人雲霄に在りて蓬瀛を下し視る、此の如きに過ぎざるなりと。人或は恨む其の顯る、の晚きを、而して其奇を騷人。墨客の文に炫かすなきを胡そ是れ其れ恤へん、天下の文無きや久し、夫れ弘仁・天曆の盛化の若き未だ遐荒に罩はず、延久已降朝綱紐を解き、文事日に廢す、保元に一攘し、承久に再替し、元弘建武の後ちに勢爛す、是れに於てや世纒に禪徒。縑流の文を傳ふ有りと雖ども、而して猶之れ無きが如きなり、況んや昔が奥、古昔毛人の據る所と成る、悍獷漸く染み其俗甚だ亂る、故に其後の牧守皆韜鈴を任と爲す、武鷲を以て世に稱せらる、者其人に乏しからず。而して文雅に於て絶えて聞ゆる靡し、假令富山其間に顯はる、も、何の詩賦歌詠以て其美を稱揚するに足る者有らん耶、豈翹た之れを稱揚し之れを汚辱する無きのみならん、鹽浦松島古人の賦詠、其の傳誦するもの世數人ならず、人數首ならざれば、富山の溼晦も亦た宜べならず乎。元和以來海宇昇洽奎壁發彩文運大に開け、其鴻業を潤色し、皇猷を藻黼するが如き、姑く此に論せず、乃ち文士騷人業を講學の暇に隸ひ思を山水に勝せ幽を探り奇を釣り、彩毫を揮ひ藻思を抽き、是に於てや消滄培塿と雖ども、猶ほ其名を馳す、況んや富山にして遊揚せざる可けん乎、人其美を顯さざるを得ず、其秘を洩さざるを得ず、豈時を以てするに非れば顯はる、を得ん乎、且つ世の遊ぶ者以爲らく、松島以往唯富山あるの耳、殊に知らず其間の一境一區往くとして奇ならざる無く、一磯一澗觀るとして妙ならざる無きを、たゞ是れ水に由る者江心を過ぎ、陸に由る者便道を経故に其勝を窮むる能はざるなり。若其の勝を竭さんと欲せば、則宜く海涯に沿ひて行くべきなり。然れども海涯元と道路の由るべきなし、釣途樵徑或は數歩にして岐れ、或は數々轉じて而して窮し、往々揚泣阮哭を免れず、宜く土人を以て導と爲し、以て其勝を窮むべきなり。

南山禪師曰。起筆奇拔其說亦前人所未及也。鶴賓皆列子之言。又曰。勝之汚於文。古今之一概也。萬年爲發其冤快哉。消滄細流也。又曰。條理井々文不蓋離溫籍而實錄。有裨於探討。蓋非富山圖焉未有斯文也。南山讀畢頌。

【大鷹森の壯觀】 大鷹森は松島灣の東方、桃生郡宮戸村里濱最高山の山なり。南岸より岩角を踏み、迂曲曲折登ること十五六丁にして山上に達す、一樹の眼界を遮るなく四望豁然たり。波濤に似たる連山を隔て、直下に無邊の太平洋を俯瞰し、南北麥和田の山を越して潜ヶ浦を眺め、轉じて東名の鹽田望める四顧の勝景恰も輦畫の如し、四大觀中第一の評あり、附近諸勝に富む、主なるもの左記の如し。

鹽井・厨場・瑠璃峯・落月洞・垂水・龍ヶ崎・瀨戸濱・鰯ヶ淵・午首・文蛤濱・刈藻崎・波靜浦・稻ヶ崎・月掛巖・觀音峯・火焔岸・筆樹嶮・崑崙崎・避雨洞・双松嶮・墨石・鮫ヶ浦・護善浦・箭峯崎。

鹽松勝譜。大高峯。峯は瑠璃峯の南に在り。一に雄鷹と爲す、或は大鷹と曰ふ又略して高峯と曰ふ。名跡志及び聞老志共に蛇霞峯に作る、言ふ、春來輝霞峯頭を帯び、春色に酔ふに似たり、故に之を稱す。或は傳ふ、古僧慈覺彌陀・藥師・觀音の三佛像を製し之を三峯に安す、即ち此の峯は彌陀像を置くの處と、因て呼べ阿彌陀峯と曰ふ。後略して阿陀之峯と曰ひ、又陀之峯と曰ふ。而して大高・雄鷹・及大鷹國音訓近し、故に此の數訛を致せるなり、余此地を詳にせず、則ち瑠璃の峯は南に在り、觀音の峯は東に在り而して此の峯傑然中に在り、則ち說或は然らん。峯は鹽松環海四山の一にして、四山中最も遙かに峯帖を絶す、故に四望敞然西南環眺。水天靄濛。島嶼洲渚斷續起伏。電錦爛灼萬寶照灼雜圓して、掌上に在るが如く、遠くしては羽の諸喬嶽より以て相馬岩城諸嶺山、東北石港金華諸山以南、滄溟萬里に至り、眼界中一青葱の相遮る者無し、其近くして目下に在るは、里・月・大・室の四濱なり。寒澤・鳳・桂諸島に至て丘壑錯列林鬱基峙、田畝連接原濕縱橫、雞犬桑麻屋廬人物、皆指して數ふべし。而して一步を勞せずして、盡く廻顧の中に在り、眞に天然の畫圖なり。故に其勝に題して大高大觀と曰ふ。

登大高峯。

釋古築

海東劉覽碧松洲。天地奧區勝概秋。自似置身切利上。俯臨粟數百千州。

【扇谷の幽觀】 扇谷(別本谿)松島村大字松島に在り、松島より約一里にして達す。舟を海汀に繋いで上陸すれば、路傍に「龜石」あり、中腹の平地に「茶筌の木」あり、其の形茶筌に類するが故に名づく、「和合石」などあり、山上に一亭あり登れば更に一平地を得、新築の小堂に達摩の石像を安置す、東京淺草海禪寺に存する所の、雲慶の作を模したりし



と云ふ。側に寧一山の筆せし古碑を置く、文字漫漶讀むべからず、此碑南天棒來りて道路改修の土工を督せしときの出土なり、少しく東に面して下れば平地に出づ、老松兩樹の下に「伊達綱村卿茶亭之跡」と榜書す。前山と相對して深谷を爲す、俯瞰すれば綠草之を埋め、一條の細徑蛇走するを見る。前山灌莽の間に白百合の大花輪點在するあり、亭縁に憩ひて東南を展望すれば、多門山を中央に桂島を俯瞰し、遠くは沖二子島より近くは在城島を望むを得べし。因に記す。扇谷を芳山と云ひしことなり、櫻岡を主として、其山上に櫻樹あり、この地松島の南に當る、之れを南都に比して芳山と名づけたりと、仙臺叢書別集に見ゆ。

鹽松勝譜。扇谿。大澤と稱す、或は鷗沙灣と爲す。南山禪師の所謂峽勢近く迫り、天形遠く開くもの、島嶼點綴宛然扇面畫を摺るが如し、是扇谷と名くる所以なり。其勝を目して、扇溪の幽觀と曰ふ。此鹽松灣海中、四山の一にして松島の南を距る七里餘其勝松島に亞ぐ、陸路舟行共に宜し、陸路は嶮なり、舟行の便なるに如かず、半嶺に寺あり、海無量寺と曰ふ。後には磴道數十級、頂上西北を蔽ひ、東南を開き峽勢左右に分れ海波を其間に見る。頂上に小堂あり、舊に豐聰王の像を置き、之れを太子堂と稱す、和田某の建つる所なり。延寶七年、鴨雲京師にあり、偶々男山の麓に遊び、豐聰王の製する所の達摩の像に謁す、因て佛工を之を模造せしめ、歸て此堂に置き、扇して熊耳峯と曰ふ。土人今達摩堂と稱す。或は其像を以て、豐王の手製と謂ふ者謬れり。

【多門山の美觀】本郡七ヶ濱村字代ヶ崎に在り。鹽松灣口海上三湮にして海濱の停船場に達す、夫れより築回して山上に新道を辿り行くこと約五町山上に毘沙門天の堂宇あり、依りて毘沙門崎とも云ふ。堂の側に八大龍神の碑並に鐘堂あり。山中に松林あり森林美を飾る、松間より群島を眺望するは四大觀中此山に限れり、北方斷崖數十個直ちに松島灣に俯す、東方に華表あり石階長く其の下に連なる、立つて遠望すれば金華の多峰は髣髴として指呼するを得、又脚下に千島岩あり、風濤の激發雙龍の珠玉を争ふ如し、華表の南に高地あり「ドンコ森」といふ、海難救濟會の見張所を置く。

鹽松勝譜。多門山。或は毘沙門崎。廟ヶ崎と稱す。蓋し此中に在るなり。山嶺に多門天堂あり、其南數歩山神廟あり山上の眺む所、東南の美極まる。蓋し鹽浦松島の地、曲岸回渚連抱四合、隱然として一大環の如し、而して丘陵培塿必ずしも論ぜざるなり。而して峯巒の勝一隅万頃と稱するもの亦た何ぞ限らん、中に就き其最も顯る者、西に扇谿、北に富山、東に大高峯有り而して闕る所者は獨南耳。謂ゆる地維缺る者、安ぞ驚足之を塞ぐを得んや。余之を慨する久し、庚辰の春偶々此山に登る、一隅即ち知る、當きに一方を表して彼の三方と奇を争に足るなり。噫世特り賢人を知らざるなり、山水の顯晦亦た時ある哉。此山余を得て始めて見はる、時なる乎。但恐る未だ知らず山靈の怒て秘を洩すを、然れども余は鹽松の勝に於ける、女媧氏と爲るなり。

二、浦 戸

【柏木島】野々島民家の南石濱に對する所鬱蒼たる一島あり、柏木島といふ。奇松全島を蔽ひ宛然盆石の如し、島中數個の洞窟あり、昔時内海長者此の地に造船所を設けし頃船大工鍛冶等の諸工に使用せしめんため掘鑿せる洞窟なりと云ふ。洞中家屋の如きあり倉庫の如きあり、又數個の掘井ありて其の構造何れも整然たり、其の附近に蓬萊島、張掛島等の小島あり頂巔は悉く松にして奇景賞すべし。

【日和山】寒風澤島の南端に聳ゆる高丘にして、宮戸島の大高森と相對し其の北方の直下は御城米御藏跡なり、岬角をなせる所に數十間の洞門あり、港地より三倉濱(旨濱)に通ずる隧道なり、民家の盡くるところの南方九折の坂路を登れば、即ち平坦なる山頂にして老松數十株其の周邊を繞る、西北は松島浦の絶勝を望み、南方遠く鷓尾岬の翠黛を涯り、東南は太平洋の煙波渺茫として疆なく、盛夏二伏の候この山に登れば、清風面を拂ひ爽快極りなし。幕政時代船舶輻輳の頃航海者毎にこの山に登り天候を觀測せりといふ。日和山の東南石濱崎と相對する所に御臺場といふ所あり戊辰の役仙臺藩の俄かに築造したる砲臺にして、西南に面し斷崖絶壁の上に、自然の岩を掘鑿して、壘壁を築き巨砲三門を据えたる所なり、維新後大砲を撤し今は殘壘の跡を止むるのみ、屏風島は寒風澤の東南端鹿の濱の左翼にあり



屏風を立て廻したる如く、縞標様の岩石數十間繞りて一方を開き、恰も屏風の如きを以てこの名あり、全村の沿岸太平洋に面したる所に前濱・鹿の濱・葦濱・柳濱等ありて天然の風景に富み海底遠淺にして海水浴場に適せり。

【千代ヶ崎】一名胎内潜と稱す。大木戸浦東端にあり。崎の西壁上に洞窟あり、恰も居室の如く中に數十人を座せしむべし、楹椽窓牖巖を穿ちて造る。中に隧道を穿ちて諸方に通ず、胎内潜とは之をいふ。古老傳へて曰く、何時の頃にやありけん、不覇を謀りし者ありてこゝにかくる、後發覺して誅せられたりと。

三、七 ヶ 濱

【鴻ヶ崎】御殿崎なり、又松ヶ浦島・松ヶ浦の稱あり、東方の海中に斗出せる巉岬なり、岬上の老松千古の樂を奏つれば、岬下の白浪は銀珠を鳴らして相應ふ。遠近の眺望亦美にして頗る幽邃閑雅。貞山公假館を結びし所にして傍らに「手掛の松」あり。文學博士久保天隨の紀行文に

紀行文。あくる朝まだ臥戸を出てざるに、障子の玻璃を隔て、青海原の波間より登る朝日の珊瑚色なせるを見る、昨日とは打つて變りし景色又一しほなり。支度さゝのへ磯傳ひたどり行くに、雪は朝の程まで降り續きしと覺しく、銀屑地に積むこゝ五寸あまり、常は藻蘆草ひき散らしたる沙汀も、今日はさながら玉を敷きたるが如く、景色えも言はれず、行いて御殿崎に上れば、更に一段の佳處を恣にするを得たりき。

こゝは鹽竈以南の濱どもの中殊に勝れし所にして、三町ばかり海中に程よく突き出でたる巖山の姿世の常ならず、御殿崎の名は昔太守が遊覧の地に定められしが故に起りけるぞ。岬端に立ちて眺めれば、脚下の水路にさし出でたる大巖に、一株の虬松似つかはしく生ひ、南は空もひさつに波路の末は烟るが如く、やゝ東へ向ひて金華山寶珠の形したるが霞のひまより見えぬ、西には近く兜島といふがあり、屹然として屏風をたてたるが如く中ほどあたりに洞穴あり、之を透して遙に望めば、蒲生の松原立木黒う三里の長きに及び、その先なる荒磯は遠く相馬の岬まで續けり、來りし方の陸路、磯つづきの濱邊に打ち寄するは、白布を曳きしが如く匂ふ日影、海の面にさしうつりて、黄金白かれ浮べし様なるが、烟れる松の葉越に見ゆるも眩ゆく、松濱の漁家山に倚り海に沿

ひ高低參差、さながら雪に包まれたるは、孫開玉樓とも見ゆるばかり、あまりの面白さにはしばしば、我を忘れ天空海淵の程、斯身すでに羽化せしを疑ふ程なりしが、波の音のいさもきびしく響きしに驚かされて、やがて現にかへりつゝ、こゝ岬上雪こゝに深くしてまた、全く鞋痕を印せざりければ今朝この眺せしもの我のみと覺えなほしばし去りがててありき。

【永野史蹟調査員】通稱御殿崎、又松ヶ浦と云ふ。七ヶ濱村松ヶ濱字濱屋敷五十二、三番。現時縣公園地五十二番、(一反一畝十四歩)及官有地五十三番(荒崎神社境内三畝十歩)現状及位置方向を詳述すれば、濱屋敷の民有山林より南方海面に突出したる岩質の小丘にして、南北約四十餘間東西約十間。大小の松樹枝を交へ概ね平坦なり。南端に祠あり荒崎神社是れなり、眼下の奇岩を鴻ヶ崎と云ひ、西方に突出したるを鶯ヶ崎といひ、其の西北を洞坂と云ふ。東南は海天杳渺として一點の眼を遮るもなく、西南の一帶は沙汀青松數里に亘り、亘理郡荒濱に通ず。勝景の絶佳なること見る人をして憶懐去り難らしむ。

往昔觀望臺即ち望樓臺の設けあり。又藤花の名は世に聞えたりき。藩祖此の地に殿舎を築く即ち御殿の稱爰に基づく藩祖遺愛の松は蛭蛸十餘間に亘り、屢は歴世藩公の足跡を印せられし勝地にして、爾かも孝子權右衛門鯨を殺して父仁兵衛の讐を復したる遺跡の地なり、徵證の二三を掲げ併せて引書を載録する左に。

新續古今集。心ある蟹士や植えけむ春こゝにふち咲きかゝる松ヶ浦しま

後撰集。音にきく松ヶ浦しま今日ぞ見るげにこゝるある蟹士は住みけり

續後撰集。ふりもる雪かへす沙風にあらはれわたる松ヶ浦島

白盡松灣十里沙。滿天霏雪舞婆娑。湖風忽掃洋心去。島島分明辨翠螺。

大槻磐溪

名跡志。松浦島。去干賀地十餘里。在青松濱。佳境絶景不減松島。往古島上有紫藤。而得佳名。今更無知之者。此濱居民多。以魚

鯉爲業。以筍爲食。濱南斷岸千尺。長灣數仞。白浪濯石磯。碧波染沙汀。山頭有觀江臺。登此見。北隅南方。西關東溟。盡入于

吟眸。其地。七疑峯和泉岳仙臺城大白山盤仞山篠谷關山不忘大臺。名取巨埤伊具宇太相馬諸山等也。水濱以東。阻沙場邊漁家。蟻



相峙長松相連。岩下有一島。上戴蒼巖。是所謂松浦島也。東北有小島號麒麟。分前後而爲兩島。其西曰舞蹈。其東曰英雄島。在其北海中者曰石巖明神。鹽釜末社也。青松濱西曰菖蒲田。南西曰水門濱。有善遊堂。市川邊其南江。傍有巨岩。曰之臥石。其南岸岩相連其岩下有空洞。通行漁舟。郷人口之通航穴。

【眺望ヶ崎】 菖蒲田濱東海岸に突出せる所なり。金華山は眉の如く左に秀て相馬岬は帯の如く右に聯り、滄浪万里渺茫として限なく、海岸一帯の白砂と翠松相映じて興味津々、真に眺望ヶ崎の名に背かぬ絶景。藩主重村(徹山公)此濱に遊ぶ、絶景を愛て崎名を冠せり。附近に「茅島」と稱する島嶼あり、周圍十六間辨財天女を祠る故に辨天島の號あり。往時一株の松樹と茅の繁れるあり、今は五六の松樹と茅よく生ず。里民に醜婦あり素より一丁字を知るにあられず。孤獨の寂しさ、情歌を述べて悶死すと、不立文字に情趣は別傳なるもの歟、哀趣味ふべし。

沖の茅島、一本松よ。たれも枝折る人がない。

【放馬島】 名跡志。千尺之丹崖相峙。數間之翠洞豁然。奇絶可驚。靈機可恐相傳。太古以神明所駕之良驥而放于此地。故曰之放馬島。鹽松勝譜。放馬島。三小島を距る東三里餘。岬崎前六十餘歩に在り。一名神馬島。或は青海島と稱す、又青崖に作る、鹽浦島嶼中最大なる者なり。東西二里許南北百餘歩、上に田圃數十頃有り、岬崎濱民菜蔬を此に給す。傳に曰く、太古經津主、武甕槌、岐神の三神。天孫の命を奉じて東征し、陸奥國に至る。蝦夷來り降り率き從はざる莫し、乃馬を此島上に放ち、天下服せざる者なきを示す。島因て名を爲す。或曰く。鹽神駕する所の龍馬を放ちたりと。島幽邃淵寂なり。昔僧雲居瑞巖に在るや。時々此に遊び修觀の處を爲す。或曰舊浮島と稱す、古人國風に賦する所是れ也と。然れども浮島は別に鹽浦の西南に有り。其地歴證有り、此島に非るや明なり、異説の來。未だ詳にせざる所也。

【君ヶ岡】 吉田濱にあり。高さ二十四丈登臨にとむこと村内第一の地なり、即ち東に向ひて立てば渺茫たる太平洋上、千里透徹たる海のオゾンを吸ふべく、脚下に斷崖絶壁の館ヶ崎のほとり自然のなせる棧橋にて、僅かに便りすべき權現島のあたり稠密なる花淵濱の漁家、或は瓢形の外人村、松のみどりの中に赤き教會の影、さては瀟灑たる洋館を

望み、飛沫白雪をもむ長須賀の長汀つゞき、儼さしくも葦ヶ森より走り出でたる大東館の岬、これまさに一幅の畫に對するが如く玲瓏たる馬子の唄も起らん、遙か蒲生の松原三里、白地に緑の縞をなして、瑠璃の鏡の縁を劃し、雲烟遠く相馬の岬影淡く、左は近く松灣の全景、桂島、石濱の島々をはじめ綠冠鮮やかな、八百八島の島影千姿萬態、恰かも蒼局に對するが如く、島より水へ水より島へ片々たる眞帆片帆のノとして急ぐさま手にとるが如く、桃生、牡鹿の半島突忽たる金華山めがけて、一走りせる景實に又得べくして求めがたき眺めなり。

願れば黒川加美の連山幾重峰、春雪なほ疊頂を包むの頃、立ちて日没の景に向ふ時は金銀七色の彩雲、白雪に相映する様實に莊嚴の極みといふべく、心なき蟹士もしばしば此の神秘なる自然の美にうたれ、夕の家路を忘る程なり、殊に連雁斜にとび、千草にやどる百蟲の聲に包まれつ、月下のこの景に對しては恰も華胥の樂園に徨ふかの心地せられ造化の神も爲めに降られ岡上の老松に起る不斷の松籟と松灣の潮聲相和せる自然の樂に誘はれては蟬蛾の姫も爲めに月の宮居をはなれて舞ひ遊ぶかと疑はる、まさに本村の風景を賞せんとする者は、先づ此の地に杖を曳かざる可らず岡麓に雉聲ひくとも晴雨を憂ふる勿れ、是れ禁獵の場所なればあり、來れ美にして鮮やかなる麗にして濃かなる、然かも風致豊富廣大にして倦かざる此の地の景に接せざるものはまた以て言ふに足らざるなり。

往昔此處に一の古刹あり鷄足と號す、丘上老松二株あり、鷄足とは松樹の鷄足に似たるより名附けしものか、今の金剛寺則ちこれなり、君ヶ岡の名稱につきて古來口傳あり、人皇第八十八代の帝 後嵯峨天皇往昔この地に御幸遊ばされかたじけなくも駕を拄げさせ給ひ親しく此の景を稱せさせ給ひしより從來の吉備ヶ岡を君ヶ岡と改められたりとか、こは彼の松ヶ浦島の御製より推して、あながち無稽の傳といふ可からず。

明治三十三年 今上陛下 皇后陛下 皇太后陛下 皇弟陛下 皇孫陛下 皇弟陛下 皇孫陛下 皇弟陛下 皇孫陛下 皇弟陛下 皇孫陛下



平治の知事旌表披露式をあげたりき、時にこの目出度き日を記念せんとて、當區の篤志家小野某櫻を植え、左の一句を盃にそめて衆に配ちたりといふ。御慶事の記念櫻や、君ヶ岡。

四、七 浦

【梅浦】 咎屋汀の西に在り、昔旭日島上梅樹數百株あり、之を梅浦と稱す。後悉く枯る、鵬雲勝の微なきを惜み別に此所に植て之れを梅浦と稱す每春初めて花を放けば、香霧霏々十餘里に瀰漫す、遠く之を望めば、皓白残雪の枝頭にあるが如し、亦松島の一奇觀なり。

梅海早春八景之一。梅浦一枝春。早機深雪津。倅磯疎影瘦。含暖暗香新。月照羅浮夢。花餘隴驛眞。江橋多落盡。漁笛若騷人。一華庵。梅浦に在り庵は舊き扇谿にあり。雲臥名づく、僧雲居の建る所なり、後ち名を慈光院と改む、古僧會通なる者、之に居す、會通姓は田中、曾て義山公に事へ罪あり、遁れて僧と爲る、後ち義山公の薨するを聞き、自裁して死す、昔山公其死を憐み、鵬雲をして庵を此に徒さしむ、其新版を置き名を一華と更む。

【竹浦】 梅浦の西南に在り。或は幽篁浦と曰ふ。其他幽邃實に此君根を托すべき地なり。

竹浦夜雨八景の一。一夜千竿雨。砂汀蕭颯寒。漁燈露短燭。酌笛促凄酸。松咽湘琴怨。蘭鳴楚佩難。曉光烟竹浦。餘滴瀟琅玕。遊竹浦。經盡翠嵐裡。秋風竹浦清。江波微雨歇。山樹晚蟬鳴。寺興塵寰隔。人尋幽處行。壯遊知幾日。眞得薛蘿情。

【瀟浦】 瑞巖寺門内の左右地是れなり、松島天台記に無相窟を瀟湘巖窟と爲すもの是なり、別に生薑浦、又松加浦と爲す皆國音の訛松島七浦の一也。

【瓊浦】 天麟院背にあり、亦た七浦の一なり。古大胡桃樹あり、數十圍因て名づく。往昔峰谷若狹なる者此に居る、鎌倉北條氏の命ずる所、圓福寺警衛の士儀成の子若くは孫なり。

【喜多浦 附禪餘房跡】 一に片浦に作る、七浦の一、灣を回り天童庵後、橈手巷背より愛宕山に至る、上下岡の諸區皆俯

臨す、此邊の勝地なり。雲居、松島諸灣口小にして杜き易き處、潮水を絶ち蓮を種んと欲して果さず、鵬雲繼庵に至り、土人請て水田と爲す。此浦及梅浦等其租凡七十餘石と云ふ、土人大に利とす。田を稱し蓮池と云ふ、或云、其勝景を損するを惜む。

【霞浦】 雄島の南にあり、或は栖霞潭と曰ふ。

五、八 崎

【通河崎附御舟藏】 寶珠崎の東北にあり。一に津崎に作る。或は巢崎と云ひ、巢は又須に作る。崎上に藩公の御舟を藏す。里人之れを御舟藏と稱す。

【洲崎前】 洲崎巷の後を云ふ、八崎の一なり。崎下の比樓臨望甚だ佳なり、故に游客争て此に投宿す。崎勢北走百餘歩瑞巖・陽徳兩寺前に亘り、左は萬松・傳曲・得住等の諸院を俯し、右は橈手巷に臨む、土老曰く、崎上を阿彌陀山と名づく、舊と阿彌陀堂あり、久廢す。今石像あり、長五尺許り、其製精妙、近世凡工の能く及ぶ所に非ず。古松四株あり。呼て勅使松と曰ふ、相傳ふ、僧見佛御島に在るや、鳥羽帝の勅使大藏卿康光、松樹千本を賜ひて之れを栽ゆ、其樹今猶存する者此四株のみ。余を以て之れを見れば、其說非なり、御島の賴賢の碑銘に曰く。見佛御島に在り、鳥羽院本尊器物を賜ふて以て之れを旌異す、島本千松島と名づく、見佛御賜の故を以て今名に易ふと云ふ。之れに由れば則賜ふ所は松樹に非ず、假令之れを賜ふて栽ふる所とするときは、則御島にして此地に非ず、然り而して其樹は則賞す可き者なり。西隅に就て一株一根あり、兩幹髯甲夭矯蛟龍の如く、蚌枝四出槎枒蟠屈龍蛇の擊曲を攫するが如し。松島中古松の賞すべきもの多し、而して此松を以て第一と爲す。松南數歩にして碑あり、高サ五尺餘横三尺許、弘安六年建る所、土人相傳て、旭日の墓碑と爲す、旭日何人なるを詳にせず。他日の考を俟つ。(鹽松勝譜)



【龍首崎】 通駒崎の東北にあり。崎形龍首に似たるを以て之れを名づく、或は蛇崎に作る、崎上に松島明神の廟趾あり。廟は今高城驛の西に移し、土人其趾廟に就き、祠を建て祀して梨木明神と稱す。(崎の北は即ち高城川にして、松島の地此を以て北界となす)。(同上)

【蛇崎】 一に龍首崎と爲す。巖狀龍首に似たり、高城川を隔て東は磯崎鹽場、北は高城驛、舊松嶋明神の祠あり、鹽廟枝祠の一、高驛西に移す、其跡に小祠を建て梨木明神と稱す、初め藩士山岡志摩の采地、巷あり蛇崎と名く、山岡氏高木驛に移り路傍に今趾あり。(同上)

【龍崎】 崎岩海に臨み舊と龍首の如し、故に名と爲す。一に龍鼻崎と名づく、今は崩壞名のみ存す、松島人或は呼て蛇崎と爲すは誤れり。(同上)

【天神坊崎 附江月濱】 妙音天女祠北に在り。古庵あり、台徒居る後廢る、土人略曰、圓福三十二世海翁其坊址に就き庵を立て江月と名く、貞公瑞巖を營むの日、門側に移し十三枝の一と爲す、崎上址を觀月濱と名く。巡覽記に曰く、觀月濱は福浦東邊にある是れなり、北は五大堂と相對し、島常に舟を置かず、毒龍庵僧此岸に事あらんとする後舟を常置せり。  
【觀月崎】 古は之れを龜首崎と曰ふ。蓋し松島の地之れを龜形に比し、雄島五大堂を以て、左右の手と爲し、而して此磯は首に當る、故に名づく、或は松島を以て蓬瀛と爲せば、則ち龜背にあるが如く然り、則ち右の命名旨ある哉、或は曰く、觀月と名づく者は、之れを望むに前後磯は、月の出の光を受くる最も先なり、故に名づく。磯上の觀亦松島の首なり、故に貞山公渚宮を其上に構ふ。(同上)

六、八 島

【福浦島】 五大堂の東南にあり。東邊は則ち茂林、西北は則ち修竹千個、密翠團欒其竹光滑らかにして、器具に作り其

用最も廣く、最も花器に適し、水久ふして壞れず又潤れず、花色亦鮮明開く速かにして謝する遅し、多く器に就て實を結ぶ、又一種あり堅實中心なし、歷年蛙せず、土人用ひて刀眼に釘し、土人多く茶筴を製し、且つ其の枝を以て箸を作る、共に此地の名産と爲すなり。(毒龍庵)福浦島にあり。寛永中僧南叟なる者之れを建て、洞水に請ふて開祖と爲す、庵中に智證大師製する所の不動の像を置く、是れ古天台徒の崇奉する所なり、又古筴を藏す、筴高サ三尺横一尺八寸、四面佛像及び雲紋を彫し、中に一架あり。架上に妙音天女及び十六童子の像を安ず、像各三寸許製造巧妙なり相傳ふ、像及筴は、共に僧辨慶の奉ずる所なり、文治中、源義經兄右將と隙あり、間關都を出づ、其臣辨慶等拾三人、假裝して道士と爲り、北陸を経て來て秀衡に依る、是れ其時負ふ所なりと云ふ。庵の後に熊野神祠の蹟あり、隆然壇をなすもの三、昔法身の圓福寺を開くや、天台の徒逃れて此に在り、深く平時頼を恨み、此神に請ふて以て咒詛す、故に土人之れを調伏壇と云ふ。庵前に一石あり、彫して坐禪石と曰ふ、曾て洞水此島の幽邃を愛し、常に來て此石上に跏坐す、故に名づく。

【雙子島】 雄島の前にあり。兩島相並び、其形寶石の如し、北を玉島と曰ふ、南を尼島と曰ふ或曰く、尼は又摩尼珠の畧なりと。

【屏風島】 雄島の北竹浦の前に在り。島の四邊は峭壁翠松偃蹇上より垂る、宛然一畫屏風なり。

【德浦島】 福浦島の東にあり、舊名は戸倉一に解羅と曰ふ、後ち今の名に更む、以て福浦に對すと云ふ。

【經島】 福浦島の南にあり。島上に塚あり、經塚と名づく、昔天台の徒追はるの日、慈覺以後傳ふる所の竺典を以て、悉く火して此に瘞む、故に之れを名づく。或謂ふ、見佛誦する所の法華經を、瘞むる者と爲すは謬れり、島上に五重浮屠あり、享保中僧天嶺之れを建つ。

【旭日島 妙音天女祠跡】 燒島東に接近し、舊名燒島、天女祠は、寛文中、鵬雲之を建つ、是より先、洞水相の繪島に游



び、所感あり詩を賦す、曰く、飄然江島神蹟。岩下感天女降臨。顯德掌中視崑玉。現慈膝上奏胡琴。若非正眼辨玄色。爭得患聾聞妙音。希有渺茫蒼海月出波心。分落波心因て其像を圖し歸り、此に鵬雲をして祀らしむ、祠成るの日、偶々朝曦中天女の相を現す、故に旭日島と稱す、又笹町重之天女像を祠中に奉ず、松島記曰。貞享丙寅六鵬雲再營。寶永己丑、夢庵重修。後天嶺福浦に移す。福浦舊梅樹數百あり、一に梅浦と稱す、乃靈岩の撰ぶ所八景の一、後ち梅悉く枯る、鵬雲天女を祠するの日其廢を惜み別に梅樹を笹屋汀西に栽え之れに名く。

【翁島】 旭日島の北にあり。相傳ふ。古松島山王廟の祭、會ま神樂を奏す、而して無人各假面を着く、祭終て其假面を櫃にし、諸を村長の家に藏し以て係と爲すなり、一衣櫃中聲あり、群兒の相ひ撲つが如く然り、起て之れを視れば則ち物の出るあり、光は月の如く飛て此島上に落つ、就て之れを察すれば則ち一翁面なり、時人以て奇異と爲し、其假面を以て山王廟中に藏む、因て此島を名づけて翁と曰ふ、面は今藏して瑞巖寺庫中に在り。

七、勝景雜觀

【籬島】 鹽浦の津頭を去ること二里餘、一に間籬島に作る、又籬籬に作る、或曲木に作る、島上竹樹蒼鬱たり、神祠あり籬島明神と曰ふ、廟鹽枝祠の一と稱す。或は傳ふ、神舊曲木明神と稱す、太古鹽神天降の時、民人穴居して野處す、乃ち分て此神に命じ始て宮室を作らしむ、而して上棟下宇巧に曲木を用ふ、是の故に其功績を稱して神號と爲す、此に因て又取て名と爲せり。曲木國音訓籬と同じ、故に古人國風皆籬と爲して賦詠せり、因て遂に島神號に易え亦島名に更む。此島鹽浦の勝に於て最奇觀と爲すこと、猶ほ御島の松島に在るが如し、故に古來に薦神詠言するもの亦最多しとす。島の四邊に貝あり、梅花と名く、皎潔たること落梅花の如し、餘嘗て四五月の際に當り、初て此島に遊びし時、視て以て眞の花と爲す、而して島上を探りたるに一株も無し、再波際に下り其貝たるを察す。後源俊賴籬島梅

花貝の國風を讀み、始めて數百歲の上、已に之を賞せしを知れり、若し夫れ探勝の客拾擷し去り、諸れを案上に散置し、或諸れを庭際に撒點して以て四時の花に充つるも亦奇玩と稱すべし。島又竹箭を出す、其質堅厚にして蓋せず、禁有り探ることを許さず。

仙臺金石志。獅子崎之碑(宮城郡鹽竈島)。日東名風。千斯萬斯。奧海松島。孰爭雄雌。爰舟游。良有獅崎。良山面海。景勝最奇。左望富山。惠日晴曠。右仰鹽竈慶雲蕃滋。島嶼點波。如局布碁。松杉吟風。如竹和絲。無視匪畫。无聽非詩。應接不暇。耳目歡怡。藝之巖島。形穢可思。丹之橋立。退舍可吝。徠有神僊。護有靈祇。滄桑之變。誰可能爲。人口是記。更我勒碑。傳之千載。示之八維。

文化歲次庚午夏六月

正三位刑部卿藤原貞直銘並篆

獅子崎之碑。眞樂翁愛其景勝。而所建也。翁因尾州僧篤宗。致圖與由以求其友。正三位刑部卿。關溪滕公銘且篆焉。誠記其碑陰曰。獅子崎在鹽竈東北數里。凡海中島嶼極夥又極奇。而翁之所愛。特在是崎者。豈非以搜覽要地哉。但詳其地勢。後負高岡前峙巨浸。如駿駒奔騰蹴波絕湖。氣象甚雄。右盼鹽竈左顧松島。則其島嶼州渚。爭爲詭狀者。殆不可數。或遠或近。若浮若沈。星列棋布。波濤洶湧。雲煙縹渺之間。外之連山高原。林麓之崖層。見錯出廻巧呈秀。以効諸崎之下。乃至神祠之宏麗。佛寺之莊嚴。亭樹之結構。未始不助造化奇極觀望之致也。夫松島鹽竈。號爲天下之絕勝。而斯崎者。又悉聚其瑰偉秀絕之觀焉。宜乎翁之甚愛。而遂有斯舉也。蓋宮城勝名。著自上古。古今風騷之士。吟詠讀賞。幾無遺美。即其詞藻亦籍之。以顯於世矣。至如立石刻頌者。槩乎未有聞也。且東奧之碑莫典雅於多賀城。莫奇怪燕潭。莫鉅麗於雄島。其它鑄題又足可觀。然其於景勝之概。皆置而平後立祠於此土。以遺善政之德化。其後作像。令以何故小像藏置其胸腹。蓋所以恐士俗之觸黷也。本有銅鐘。元祿中寺主宥清者。勸發鈴木重成。及同氏太郎兵衛者。所令鑄也。星霜時移。聲際破裂。晨報無昏。越文化辛未春。有村翁壽孝者。來謂余曰。吾儕住大士林麓累世。儂今保齡八十八。更無現報希願。欲爲將來勸學有緣。與鳴鐘之廢酬薩陲之恩余是其言授以化疏翁欣然忘勞。以募四方。不日而贊聚焉。造新鐘一口。因請余銘。廻勒銘曰。大士三昧。普說圓通。梵鐘功德。妙用惟同。悲願應信。伏覽開夢。礎椎震響。滄鏗摧鋒。村民捨貲。鳧氏鍊銅。聲新增益。福至無窮。籬島碑。竹掩南位。山樓禽翎。蒼生眼合。塞頂中零。片肉供券。三人席並。□□□酒。出自金令。

寬政戊午季春

藤塚知明之贊

【館崎】 磯崎殿崎より海涯に沿ひて、東北三四里崎あり、是を館崎と曰ふ。其長灣西に入る里餘、手樽浦と爲す、灣東



崎に對し長松羅列する者錢神と爲す、猿林と爲す。而して崎前の島嶼無數、西南に連り松島に及ぶ、其間舟船出沒し魚鳥浮沈す、松島以東海涯の勝匹偶なし。

【手樽浦】 館崎西灣の奥隅、漁農數家灣に面して居る、村名も手樽と稱して大なり。松島より舟にて富山に遊ぶには多く此の浦に泊し、又箕浦に宿泊す。東北は富山に至り、西南は高城・石城石磯に界す、浦前灣大にして口小、其内洲崎錯列して名狀すべからず、而して浦上より之れを觀るに、其奇を覺えず。浦東の阪路上俯して灣上を望めば、一颯遺すなし。余此阪を經る毎に、未だ曾て賞觀時を移さんばあらざるなり。而して阪本と名なし、余之れを名くる所以を思ひて未だ得ず、嘗て同志と三四人と之れを過ぐ、各々草を籍きて坐す、余摺扇を取りて颯する所を指揮し、盛んに其奇を稱す。同志曰く、子摺扇を持し灣面を指す、其狀宛然玉撥を執りて四絃を拂ふが如し、請ふ此阪を目けて琵琶と曰はんと、餘曰く善し、即ち之れを土人に告げて之れを知らしむ、而後阪の名稱定まる。(鹽松勝譜)

【錢神】 手樽浦漁家の東數里に在り。民屋兩三戸。蕭條幽僻にして田に耕し海に釣り、宅に桑し山に樵す。諸物具足し他に求むるを待たず、而して錢神何の尊む所にして稱と爲すや、憶ふに古へ魯褒の侶、世を此に避くるか、土人或は錢龜と稱す、神龜國音近し故に詭る。或人曰く、方俗蛇を以て貨神と爲す、夢みる者必ず貨財を得、此の地近く蛇道に對す。因りて錢神の名あるか。(同)

【猿林】 錢神の東地海に入るもの里餘、是を猿林と曰ふ。松樹羅列松島前海の島嶼上よりして、遠く之れを望むも亦奇觀なり。林前崎あり蛇が島崎と曰ふ、因りて名を得たり。崎は則ち手樽浦前灣口の東岸、館崎と相對する者、崎東小灣隅の小林猿林と相接する者、小猿林と曰ふ。林の盡くる所崎あり、白濱崎と曰ふ。腹に洞あり數十人を容る可し、祠前大白小白の二洲あり。崎東小灣を隔て相對する者を、名古目の浦と爲す、其灣奥を胡桃澤と爲す。(同)

【名古目浦】 猿林の東に小灣を隔つ、而して地愈々海に入る、其地盡る處是を名古目の浦と曰ふ。漁農十五六戸、左右に崎あり、右を小館、崎左を天王崎と曰ふ。右崎に堂あり、中に羽州三山の祠あり、浦民香を三山に進むる者、先づ堂中に在り、齋戒して後に行く。左崎に牛頭天王席あり、崎東は則ち月星の二島あり。(同)

【箕浦附早川】 名古目天王崎の北灣形箕の如し。故に名を取る。土人或は三の浦と作す、天王崎陰より、灣涯に緣りて西に行く里餘、農屋あり堤を新田と曰ふ、蓋し鴻齒を以て水田と爲し、新に農戸を置く、故に新田と稱す。又西行數百步早川と曰ふ、又た長堤を作り灣奥を田と爲す、凡そ松島より舟して富山に至る、一に手だる浦に着き一泊す此浦陸よりすれば則ち手だる浦より直ちに此浦に至る、其間僅に里餘、浦の西北細徑を取り行くこと三里許り、始て富山西南麓に達す。(參照第十篇)

八、八

景

鹽竈八景(千賀漁夫)

鹽竈暮烟。黄昏千賀浦。鹽竈簇幽烟。柳塢涵風翠。花崖堆露鮮。曳寒分斷雨。和霧罩行船。嘗預融公賞。景光遷洛川。  
籬島斷雨。籬島陰雲暖。凄然斷雨寒。沙鷗飛夢濕。洲鷺潤翎乾。潮瀾松巖落。波浸蘆岸寬。釣翁始脫笠。仰霽坐磯端。  
社頭賞春。山社十分春。參差花柳新。綠堆粧燕界。紅闌飾鷺隣。滄露芳姿淨。迎風艷恨顰。一枝強不折。即可奠明神。  
法蓮臨潮。飛樓聳碧寥。萬里瞻春潮。玉穴渦生水。銀山浦接霄。鯤威洲荻振。雷怒岸松搖。空逞雄豪翠。依欄眼界遙。  
江鄉春雪。二月雪江濱。整斜冷艷新。寒蘆瓊葉亂。斷荻玉花勻。草禁烟汀碧。梅妒野水香。驛樓吟斷處。漁笛過雲津。  
前津泊舟。秋夕又春晨。征船泊此津。楫歌分土俗。鄉酒忘悲辛。雨卜篷牕月。風禱江社神。雁雲歸路遠。瞻望五湖人。  
松浦秋月。淒涼松浦秋。明月滿三洲。鶴水歸仙夢。猿雲豁客愁。寒光千里海。爽氣五更舟。枕簟蓬中睡。遐思赤壁遊。  
壺碑懷古。將軍藤惠美。曠昔示岷民字。暗添新墨。行鎖苦積塵。賴朝騷雅古。宗久遠遊親。緬想天平歲。讀碑墮淚頻。



古八景。瑞巖寺第七世靈巖師(空巖慧和尚鎌倉圓福寺に轉任)後二條天皇乾元年間(皇紀一九六二)松島八景を選らむ、昭和二年を距る六百二十七年の昔なり。左の如し。

梅浦春景 鹽竈暮煙 霞浦歸雁 市肆漁家(一に江縣殘花) 雄島晚眺(一に夕照) 瑞岩曉鐘(一に山寺晚鐘) 松島秋月 竹浦夜雨  
新八景。政宗五世の孫仙臺藩主伊達吉村(獅山公)奥州八景を選む、後人之を新八景と云ふ、蓋し靈岩師松島八景を選みしより後ち、四百三十餘年の後なるが故にかく稱せしならん。左に。

鹽浦歸帆 雄島旅雁 觀月時月 蕭寺晚鐘 籠島夕照 浮島翠松 海濱漁火 富山暮雪

## 第二節 浴場

### 第一項 海水浴場

#### 一、菖蒲田海水浴場

明治二十九年海水浴場として世に知られたりしは、東北地方に於ける海水浴場の濫觴なるべし。鹽竈驛を東南に距る一里十八丁、道路平坦にして交通の機關に缺くなし、浴場の所在地を長須賀と云ふ。

長須賀は、眺望崎に續く灣曲の沙汀なり。白沙の清淨なるは恰も銀砂を敷けるが如く、長く渚を廻る老松の翠色と相映じ、その景色の美はしたたとふるに物なし、この地は全く大洋に面せるを以て、常に波瀾の餘勢を受け、海波靜かならずと雖も、潮勢度に適し、少しも危険の事なし。入浴中は特に監視船を浮べ、救助船を放ちて万一に備ふ。

浴場の設備としては、脱衣場・休憩場・喫茶場等を設け滞在せんには、貸屋あり、旅館あり、日用品、茶菓販賣店あり。日歸りの客には鹽竈との間に人車及車馬ありて便を圖れり。かくの如く設備せるを以て、來つて熱鬧を避け、鬱憤

を散せんとする都人士は年々増加しつゝあり。

#### 二、代ヶ崎海水浴場

代ヶ崎海水浴場は、松島四大觀の一なる多門山の麓、西の濱瀬崎一帯の砂原に在り、明治四十年宮城縣教育會主催の水泳講習會をこの地に開きしより、漸次浴客を増したりしが、浦戸桂島の名世に知らるゝに及び俄然衰運に傾きたるが如し、旭旅館を始め素人下宿屋ありて浴客の便を圖る、夏時汽船の往來繁く鹽竈との交通自在なれば浴客の便頗るよしこ、は高等學校・各中學校等の短艇競争會の好場所とし夙に名を知られたり。伊澤・菊地・工藤氏等の別荘あり。西の濱は三十年程前まで親船の碇泊したる所にして、當時は戸數も多く、代ヶ崎とは西を指していひしものかりしが度々の大浪に襲はれ、今の谷地・清水等に移轉したるなり。當時の屋敷址は今日波浪墮々たる所即之なりとは桑田變じて滄海となるてふ、古句も思ひ合さる。

#### 三、杜島海水浴場

浦戸村桂島民家の南を、須賀松官林と稱する地あり、官林一帯の沙濱を前濱と云ふ。由來桂島は風景に富めり、殊に白砂翠松遠淺波靜かに海水浴場に適せり。寺田本縣知事松島公園を經營するに方り、波止場を改築して船舶の出入を便にし、明治四十五年海水浴場の工成り竣工の式を行ひ、諸般の設備全く成る。盛夏の候にありては、浴客遊覽者の出入頻繁を極め年歲發展の計數を示せり。

#### 四、高山海水浴場

七ヶ濱花淵高山にあり。西洋人此處に別荘を設けて避暑地となす、近年殊に著はれ山上に三十餘戸の洋館散點す、今後益々増加すべく、今尙、工事中のもの二三あり此の地は、明治四十一年一月三十日米國人元東北學院長、デービーシユ



ネーダー博士外二名に九百九十九年間貸與したるものにして、一町九反三畝七歩あり、此處に来るは多くは英米人にして皆本邦在留人にて仙臺・東京・岡山・名古屋・盛岡・福島等に在住する人なり、信州輕井澤より、引き移るもの年々増加すれば数年の後にて輕井澤の洋人全部此の地に移轉すべしと云ふ。避暑の期間は七月下旬より九月上旬にいたり、八月最も盛んなり、遊技場、教會等の設備あり又當區日曜學校を設けて避暑中傳道に従ひ地方を教化しつゝあり。

### 第三節 山嶽諸勝

#### 第一項 瀑布

##### 一、廣瀨村

【鳳鳴瀧】 廣瀨村作並、棒目木にあり、廣瀨川の源泉の一なり。其の高サ七丈濶サ三丈。深林密樹の谿間より流れて、怪岩亂石の上に落ち、激奔珠を翻し、白雲常に淵底より起る。頂に不動尊の小祠を奉祀す。此の山中大小の飛瀑所々に散布し、總稱して之を鳳鳴の四十八瀑布と云ふ。傳云ふ、太古仙人の來り笙を奏して遊ぶと、後人依て鳳鳴瀧と稱すと云ふ。

觀蹟聞老志。鳳鳴瀑布。在作並村。山中處々大小凡四十有八條。共界破青山墜落丹崖。不知雲濺月幾春秋也。相傳往古有羽客。來遊吹笙而臨于此。後人呼曰鳳鳴瀑布。

封内風土記。棒目木瀑布。高七丈濶五間。源出自本邑及名取郡新川村。而仙臺川。(廣瀨川)之源也。

陸奥風土記。鳳鳴瀑布。宮城郡作並村にあり、山中凡四十八條あり、高七丈濶五間。相傳ふ、昔仙人笙を吹て瀧に臨む、後人呼て鳳鳴瀑布と云ふ。又棒目木瀑布共書り。

【絲瀧】 廣瀨村熊根に在り、高さ十丈濶一丈。

##### 二、大澤村

【四ツ瀧】 大澤村大倉の西方、廣瀨川の上流大倉川の中程にあり。定義如來を距る約二里餘、後白髭山の南麓高倉山の谿間にありて、上下四段の斷崖に懸るを以て四ツ瀧の名あり、各段の高サ丈餘總して十餘丈。此の瀧の全景を眺望するを得ず、たゞ大倉川左岸の崖上より陰影を見、その轟音を聞くを得るのみ、瀧上に四ツ瀧鑛山あり、明治二十年の頃鑛石を發見し、地方の人々多少の資本を投じ共同事業を經營し、主として定義より茲の地に達する道路を開通し行通の便を圖り一時採掘せしも、豫期に副ふこと能はず遂に採掘の事業は中止せられたるも、道路の便宜により瀧を縦覽するも、亦縣の境界なる御所山登山の賽者に至便を與ふ。往年より四ツ瀧の稱ありしや否。

封内風土記。大倉邑。瀧一。在大倉川上。屈曲三級之瀧也。

宮城郡地誌。四ツ瀧。高十丈幅四間二尺。廣瀨川の源流にして村(大倉)の西方舟形山より出て、村の西方戸立にあり。

【白瀧】 亦大澤村にあり。定義温泉に至る。屋敷平に於て左に分岐せられたるを登り、槻木を過ぎ十里の平野に達す此の平野は所謂の後白髭山の南半斜面と、高倉山系の間にあり、四ツ瀧に至るの道なり、平野の中央に至り白髭山裾野の角平より之を眺めば、恰も白布を晒せるもの、如く、眞に白瀧の名に背かず、角平の谿流集りて崖上の一大穴より、水を涌出せるが如く、又十里平より之を望めば、恰も白布を懸けたるが如し、高サ六丈餘。

【湯川瀧】 亦大澤村にあり。廣瀨川の支流、湯川の中程後白髭山及び坊主ヶ岳の澗水集り瀧となる、高サ五丈餘、定義温泉より之を望を得。

【夜盜澤瀧】 高柵新道の中程にあり、高サ五丈餘。



宮城地誌。横川瀧。高五丈七尺幅三間。白髭山より出て村(大倉)の北方環掛谷に落つ、下流廣瀬川に入る。

### 三、根白石村

【鳳鳴瀧】 根白石村朴澤區小屋原の奥一里の所に在り、高三丈餘廣一間。昔天人笙を吹奏じて此瀧に遊ぶ、仍て鳳鳴瀧と云ふ、里人雌瀧(鳴瀧の謂歟)と云ひ、其より下る約二丁に高一丈五尺廣二尺の瀧あり、雄瀧と云ふ。

封内風土記。朴澤邑。瀑布凡二。雄瀑布高二丈五尺濶二間許。雌瀑布高一丈五尺濶三間許。  
宮城郡地誌。男瀧。高二丈五尺幅二間。本村七北田川の源流にして、村の西北方樋口澤に在り。女瀧。高三丈幅二間。即ち男瀧の下流にして、村の北方樋口澤に在り。

## 第二項 温 鑛 泉

### 一、概 説

本郡の西部に位せる陸羽山脉の分水嶺は、概ね第三紀古成層の火山系に屬し、支脈は漸次に東に面して各所に鑛泉の涌出を見る、憶ふに温泉の起源は遠きは神代以前にあるが如し。伊豆風土記に「温泉ヲ稽フルニ、玄古天孫未ダ降ラザルヤ、大己貴尊ト少彦名命ト、我秋津洲ニ民ノ天折ヲ憫ミ、始メテ藥湯泉ノ術ヲ製ス」と、即ち温泉神社又は湯前神社と崇め、大己貴命と少彦名命の二柱を祭れるものが故なるべし。

【鑛泉の分類】 鑛泉の主成分を大別すれば、六種若くは九種に過ぎざるべし。現時稱する所の種類名稱區々に別る列擧すれば。

イ。單純泉。食鹽泉。苦鹽芒硝泉。硫黃泉。炭酸泉。鐵泉の六種。

ロ。鐵泉。硫黃泉。炭酸泉。鹽類泉。沃土蒲魯誤泉。格魯兒利質亞泉の六種。

ハ。亞兒加里泉。苦味泉。食鹽泉。土類泉。單純泉。硫黃泉の六種。

ニ。單純泉。炭酸泉。亞兒加里泉。苦鹽泉。食鹽泉。海水。鐵泉。硫黃泉。土類泉の九種。

要するに各國鑛泉の性状と、各識者の所見とに従ひ、頗る差異あり一定の規なしと雖ども、衛生局試験所及び舊司藥場の試験したる成績によれば、全國の鑛泉を左の五種に分類す。

甲。單純泉。(又溫和泉)多少高温を有する尋常の水にして、僅微の鹽類を溶解するもの。例ば千分中〇・五分以下鹽類を含む

乙。酸性泉。(又酸性硫泉)多量の遊離硫酸。鹽酸。亞硫酸。綠礬。硼酸等を含み、特異の酸性を含む。

丙。炭酸泉。(又銅鐵泉)多量の炭酸を含み、之を振盪すれば甚しく氣球を生ずるもの、又之を熱煎すれば、多量に不溶解の抱水酸化鐵を得べき、含鐵炭酸泉(又銅鐵泉)

丁。鹽類泉。多量の鹽類、例へば食鹽。硫酸那篤留母(芒硝)硫酸麻留留母(湯利鹽)を含む。

戊。硫黃泉。臭氣ありて多量の硫化水素を含み、或は亞兒加里性硫化金屬を含む。

上記の分類中、本郡各所に涌出する泉質、多くは鹽類泉なり、然れども定量及び定性分析の表示に徴し得ざれば、主治効能等は省略して、提供の資料に基づき項を逐ひ叙述する下記の如し。

### 二、作 並 温 泉

古湯・新湯の二湯あり、「古湯」は廣瀬川の沿岸湯澤より湧出し、源泉は瀧湯・鷹湯・目湯・新湯・河原湯の五口にして、泉質は鹽類泉なり。其性無色透明にして中性の反應を呈し無味無臭なり。主治効能を擧ぐれば疝氣・湯、火傷・金創・打撲・疥癬・婦人諸病・癩・腹痛・脚氣・癩麻質斯等とす。傳へ云ふ。元正天皇養老五年(距昭和二二〇七年)僧行基奥州に錫を巡らし、温泉の湧出を見て土人に湯浴の法を教るに始むと、又云ふ。文治五年(距昭和二年七三三九年)



源頼朝東征して軍旅を此地に駐むるや、適ま矢疵を負ひたる鷹飛來りて泉源に浴し、少くして飛揚するを一見し、怪しみ自ら一浴を試むるに、連日の疲勞頓に消え深く其の効験を感賞せられたりと。降て寛政八年(距昭和二年一三二年)泉主若松喜惣治開湯の許可を得しより、草榛を啓らき道路を修め、七折の石磴九十七級を築き、家屋浴槽を修營すること八十年にして効功を告げたるは現在の位置なり。「新湯」は古湯の西北二丁餘長原に在り。東西二ヶ所より湧出し、泉質古湯に同じく、泉性質透明にして中正の反應を呈し味鹹淡なり、主治効能を擧ぐれば膈臆・溜飲・勞疝・疝氣・脚氣・子宮病・金創・癩・蛇毒等なり。創始は安政元年(距昭和二年七四年)羽州村山郡猪澤の生れ秀治は、石垣彦左衛門・奥山伊三郎を勧誘して三人協同して客室浴槽を新營し、作並神湯と稱し、第一泉を鶴湯第二泉を岩龜湯と名づく。明治九年五月小池・森谷の二氏に譲與したりき。

宮城郡地誌。作並湯。泉質金礬氣を以て混成す金瘡・仙氣・癩・打身の病に宜し浴場九ヶ所、逆旅二戸。  
宮城縣々治一斑。(作並溫泉)宮城縣廣瀨村にあり、鷹ノ湯・新湯の二泉あり共に鹽類泉、溫度五十七度。仙臺市より七里餘車馬を通す。

宮城縣統計書。(鷹ノ湯)宮城縣並村、溫度作五一、泉質、少量コロルカリウム・食鹽・硫酸曹達・硫酸加里・硫酸石灰・硫化水素。主治。金創・火傷・湯傷・打撲・流注・疥癬・子宮諸病。

(新湯)同郡同村。溫度五六。泉質同上。主治。打撲・金創・疝氣・癩・火傷・疥癬。  
宮城縣鐵泉志(本縣警察部衛生課發行)作並溫泉(所在 宮城郡廣瀨村作並)

【由來】發見の年月は詳かならざれども、文治五年(今より七百三十七年)前源頼朝東征の時、一日矢傷を負ひたる鷹、此の湯に浴して其傷をはぐくめるを見、自ら一浴したるに身神非常に爽快を覺えたれば、他の士卒にも浴せしめたりと。其の後、今の泉主若松よふ氏の祖先若松信壽、始めて此の地に移住したが、其れより十一世の孫に至り開湯し、寛政八年(今より百三十年前)漸く浴槽宿舎を竣工するに至れり。

亦新湯の發見は、安政元年九月(今より七十三年前)最上の僧秀泉なる者、諸國漫遊の途次之れを發見したりと云ふ。新湯には鷹の湯、龜の湯の二ヶ所あり。後ち、明治九年五月故ありて小池傳藏・森谷銀治郎の二氏に譲與し、二氏其の業を嗣ぎて以て今日に至れり。

【位置】作並溫泉は、宮城郡廣瀨村字作並湯元に在り、廣瀨川の沿岸の谿谷より湧出す。新湯、古湯の二處に分る。古湯には鷹の湯・瀧の湯・河原の湯等の名稱あり。仙臺より西に距ること七里半、仙臺より山形に通ずる道路に添ひ、山形縣に近し。

【交通】自動車の便あり、なほ仙山鐵道目下工事中なれば、全通の曉には非常なる便にして、日歸りにて往返自在なるも近き將來にあり。又山形方面よりするものは、國境關山隧道を踰えざるべからず、溫泉より同隧道までは約三里又秋保溫泉へ山道四里、定義溫泉へ五里半間道三里半あり。

近郊鎌倉山は、源頼朝東征の時、陣地を張りたる跡なりと云ふ。溫泉を距る約一里半、廣瀨村棒目木に鳳鳴の瀑あり、高さ七尺廣さ三寸あり、俗に不動の大瀧と云ふ。

【旅館】旅館には古湯に若松よふ、新湯には小池傳藏・森谷儀平の二旅館あり、旅館、自炊の二様あり。

一、鷹の湯。本水は無色透明無味無臭にして、反應弱アルカリ性を呈す。

泉質。食鹽泉。溫度。五十七度。固形分總量。〇、九九七。比重。一、〇〇〇四一。

イオン表。本鐵水は一キログラム中に含有する各成分及分量左の如し。

カチオン。カリウムイオン	〇、〇〇〇二六	フエロイオン	〇、〇〇〇一六
ナトリウムイオン	〇、二二二五六	マグネシウムイオン	痕跡
カルチウムイオン	〇、一六〇二二	磷酸イオン	痕跡
アニオン。コロルイオン	〇、〇六九五四	珪酸(メタ)	〇、五二二〇
硫酸イオン	〇、三九一〇四	硫酸亞酸化鐵	〇、〇〇〇四一
クロールカルシウム	〇、二七〇七二		

鹽類表。本鐵水は其の集成一キログラム中、左の成分を含有する溶液に概略相當す。



硫酸カルシウム

〇、八九八八

珪酸(メタ) 〇、〇五二二〇

醫治効用

(浴用) 慢性胃腸病・疝氣・慢性氣管支炎・慢性脊髄病・脚氣・雙麻質斯・子宮諸病・貧血・腺病・寒胃に罹り易き體質・皮膚病  
脱疽・湯火傷・打撲創傷。

(内用) 水を以て弱食鹽泉の濃度に稀釋したるものは、弱食鹽泉の効用と同じく左の如し。

慢性消化器病(弛緩症・食物停滯・弛緩性便秘)・慢性喉頭及び氣管支加答兒・新陳代謝病及び全身病(糖尿病・脂肝病・痛風・貧血・腺病)

(禁忌) 興奮性神經病・胃酸過多症・消化器・癩癩症・腎臟炎。

二、瀧の湯。本水は無色澄明無臭無味にして反應アルカリ性を呈す。

泉質。石膏性苦味泉。比重 一、〇〇〇三九。溫度、六十六度。固形物總量 一、一二五。

イオン表。本鐵水一キログラム中に含有する各成分及び分量左の如し。

カチオン。カリウムイオン 〇、〇一七二

ナトリウムイオン 〇、一二八二

カルシウムイオン 〇、二〇〇五

フエロイオン 痕 跡

アニオン。クロールイオン 〇、一五八五

珪酸(メタ) 〇、〇五六一

硫酸イオン 〇、四八五三

鹽類表。本鐵水は、其の集成一キログラム中左の成分を含有する溶液に概略相等す。

クロールナトリウム 〇、〇三二五二

フロールカリウム 〇、〇二七九〇

クロールカルチウム 〇、二一七一〇

珪酸(メタ) 〇、〇五六一〇

硫酸カルチウム 〇、四一五六〇

醫治効用

(内用) 脂肝病・常習便秘(消化器弛緩症)・逆上月經閉止期障害・輕度血管硬化症・下腹部臓器の充血・痔疾。

(浴用) 慢性雙麻質斯・神經痛・官能性神經病患・皮膚病(殊に乾性癬痒症)。

三、新湯(月の湯)。本水は、無色澄明無臭無味にして、反應弱アルカリ性を呈す。

泉質。弱食鹽泉。溫度 五十六度。比重 一、〇〇〇三七。固形物總量 〇、九九三。

本鐵水一キログラム中に含有する各成分及び分量左の如し。

カチオン。カリウムイオン 〇、〇〇二六〇

カルチウムイオン 〇、二四〇一一

ナトリウムイオン 〇、二九五六八

フイロイオン 痕 跡

マグネシウムイオン 痕 跡

珪酸(メタ) 〇、〇〇三八一〇

アニオン。クロールイオン 〇、〇八八〇六

硫酸イオン 〇、三七三八七

鹽類表。本鐵水は、其の集成一キログラム中、左の成分を含有する溶液に概略相等す。

クロールカルチウム 〇、〇八七二

クロールナトリウム 〇、一四五一

珪酸(メタ) 〇、〇三八一

硫酸ナトリウム 〇、五五二八

醫治効用

(浴用) 慢性胃腸病・疝氣・慢性氣管支炎・慢性脊髄病・脚氣・雙麻質斯・婦人生殖器諸病・貧血・腺病・寒胃に罹り易き體質・皮膚病・脱疽・湯火傷・打撲。

宮城郡作並邑溫泉地坪之碑。我 藩城之西北。皆環而山也。連峯之間森々有邑。謂作並去都遙。爰有溫泉沸湯。蓋名湯也云。嘗

訊其由。我朝當元正帝之時。養老辛酉歲。釋行基巡國也。相距臻于奥蹈此幽境。峨々山溪相親。迺觀此溫泉沸湯。以爲人々須方愈疾

苦湯矣。爾以來歲建久之間。將軍源賴朝公丁東征之時。至上州草津之溫泉。今土俗稱謂御坐湯乃其處也。推崇以量宮社而以奉祀畢。公復野州自那須縣鹽原邑。捨此路乃探作並之勝。于時鹽鳥來擊頑巖隙之間。公卒爾往見。則有溫泉涌出。一驚乃降之。浴于泉中類



也。卒騰飛於空去。忽有人推弓箭來云。放一矢射其翼。欲獲之。公乃告其浴泉去之狀。於是乎公勃然意。豈圖雖飛鳥之微物。識當浴于斯其愈。想寄驗之湯也。公亦浴泉中。喻無忘行路之難。歸鎌倉之鄉。而撫作並之勝。以造假山云。公感格之餘。蓋取此溫泉之風景也。以故今稱此山曰鎌倉山云。輒邦内風土記所載也。巖々幽山莫人跡。可以問終始爲有也。蓋有岩松對馬尉藤原信壽者。卜居于茲尚乃其苗。世名藤原壽盛諱秀藏。其男名壽隆喜總治者。知歎如此名湯可以助人。實寬政丙辰歲。達大邦之公聽。請辟其土地。乃聽其言命之。喜總治努力截石洞山。千辛萬苦夜以繼日。幽間僻遠之境。辟以爲一邑。其家故無備石之儲。請人續用而爲其功可謂勤今也疾苦者至于斯也。數十百人。殆無虛日。而面愈舊痼肉金骨。仆者能起。痛者能復。勿藥致喜者弗遺枚舉。喜總治伶誤余曲告其狀。余爲之謂曰。雖有名湯可愈。莫其人乃止。嗚天之興土功也。固無間然。是爲仁之術。乃以爲不朽途命千石。

時文政三庚辰歲夏吉岡從前信壽十世壽盛之義男岩松十二世名藤原壽長諱善藏修造也。

仙臺家士大塚賴恒謹撰

三、定義 温泉

大澤村の西北部後白髭山の麓、廣瀬川の支流湯川の沿岸に在り。定義如來の淨地を西に距る約二十四丁湯川の西岸岩石の間隙より湧出す。方九尺の浴槽を設置し、更に餘泉を床下に導き瀑湯を構ふ、其泉清澄透明なる事稀に觀る所なり泉定性分析に示す所によれば格魯兒那篤留母少量、格魯兒加留母少量、硫酸亞酸化鐵中量、硫酸曹達少量にして、主治効能を擧ぐれば、上衝・頭痛・慢性子宮病・小兒瘦削・梅毒・雁瘡・慢性眼病・神經病・心臟胃腸病等なりとす。惟ふに精神療養地として主なるものは、新鮮なる空氣と四面の風光に接觸するが故なるべし。温泉所在地の背景に數へ得べき事項の二、三を擧ぐれば、深山の溪川に跨りて、東岸奇岬を鑿りて旅舎軒を併べ、座して三層の湯川瀧を縱覽し、鬱蒼たる古代林相を以て隱顯する奇岩を突流する湯川の淙々たる水聲を耳にして人俗を避くるの仙境に起臥するも亦主因の一なるべし。開湯は傳て慶長以前なりと雖も記録に徵すべきものなし、寛政年間黒川郡今村(吉岡町)早坂新四郎開鑿に従事せしも半途にして止む。文政年間羽州東根村の農夫某眼疾に苦しみ醫療既に盡きて、同國八聖山に祈誓を籠む、

一夜神託あり日く汝の病たゞ宜しく奥州白髭山の御澤の定義温泉に沐浴すべしと、奇異の想を爲し來りて浴する三週間にして眼疾頓に癒たり、「如來夢想の温泉」の稱號此時に始まる。後ち本村の結城勝藏面當り其效驗あるを目撃し開湯せんとするも果さず、又關新右衛門・庄子平吉相繼て起工せんとせしも復又果さずして止む。嘉永二年(距昭和二年七九年)大倉村肝入結城平治右衛門組抜石垣伊勢之助協同して衆人に援助を仰ぎ、岩石を摧掘して通路を開鑿し、客室浴槽を構へて宿泊人を招ぐに至り、終に現時の状態を出現するに至れり。

宮城縣々治一斑。定義温泉。宮城郡大澤村に在り。泉質鹽類泉、溫度三十九度。仙臺市より八里餘。

宮城縣統計書。定義湯。泉質少量・コロルカリーム・硫酸曹達・硫化水素。主治。婦人諸病・逆上・金創・腫瘍・梅毒・皮膚諸病

宮城縣續泉誌。定義温泉 (所在 宮城郡大澤村大倉)

【由來】 發見の月年は詳ならず、其の發見は蓋し慶長元和以前なるべしと云ふ。後ち文政年間、出羽國村山郡東根村桶屋某の娘眼病を患ひ、此の温泉に浴すること三週間にして全治したるを聞き、此の地の結城勝藏なる者開湯を圖りしが、亦成らずして止みたり。次で天保十四年五月、仙臺の人庄司平吉、村の住人關新右衛門及び石垣加茂之助合同して再興に従事せしが、二人は半途にして手を引き、石垣一人苦心の後、終に嘉永二年三月開湯の效を奏す。今の泉主石垣長左衛門は其の息なり。古來精神病者に特效ありと云ふ。

近郊に材木廠、定義如來あり、定義如來は此の湯より約三十丁にして一寺あり。作並温泉に本道五里半間道三里道あり。

【位置】 定義温泉は宮城郡大澤村大倉に在り。古は大倉温泉とも云へり。仙臺より西方約七里の山間にあり。交通は、途中迄は、自動車の便あるも、それより先きは徒歩にて至るべし、亦人力車駄馬の便あり。

【旅館】 旅館は石垣長左衛門一軒あり、旅館は、旅館・自炊の二様あり。

定義温泉。本水は無色透明にして、味は淡鹹にして且つ滋味を帶ぶ反應中性を呈す。

泉質。鹽類泉。比重 一、〇〇二一。溫度 三十九度。固形總量 〇、五三四〇。



クロールカリウム 少量  
 クロールナトリウム 少量  
 硫酸ナトリウム 少量  
 硫酸亜酸化鐵 少量  
 珪酸(メタ) 〇、〇八六一

醫治效用。

上衝・頭痛・慢性子宮病・小兒瘦削・梅毒・雁創・慢性眼疾。

### 四、澤 乙 鑛 泉

利府村菅谷加茂川の上流に鑛泉あり、郷人之を入菅谷の湯又は菅谷の湯と云ふ。入皇五十代桓武天皇延暦二十年、東夷亂を起す、坂上田村麿を征夷大將軍として節力を授けて之を討しむ。田村麿赤面黃鬚眼蒼準の如し、勇力人に絶ち將帥の量目有り、其威風に驚怖して夷酋大墓公、阿氏利爲盤與公、母禮等五百餘人を率ゐて降る。田村麿凱歌を奏して將に京師に還らんとす。偶々黒川郡七ツ森に狩し、數多の鳥獸を獲ひ、歸途に際し誤つて石に躓き右足傷む出血甚し、臣霞野忠太盛春遙か澤邊に水烟濛々たるを認む、泉水なり以て洗ふ不思議なるかや、忽ち傷み覺えず。瘡瘻士卒をして之れに入浴せしむ悉く癒したり。樵夫等之を聞きて、竹の柱に苫の屋根を葺き、浴槽を崖下に形造れり。正徳年間に至り、萬五郎の祖父附近の山林を伐り拓き、陋屋を建設して浴室より廊下に依り、相往來なさしむる等浴客の便を計り、安政の頃藩より金山奉行佐伯某を出張なさしめて泉質を檢せしめ、其の泉質恰も作並温泉と異ならざるとの評あり、其の名四方に響き四季客の絶へることなし、其後經營者屢ば變りて、伊藤勘太郎・間宮文之進・荒川榮三郎・佐藤長吉・古山運之丞相襲ぎ、當主菊地利兵衛は縣の規定に基き、浴室其他を改造して、浴客の便を計れり。切傷・神經痛・リウマチ・ス・火傷・脚氣等最も效あり。客室は加茂川を挟み、奇岩怪石澗溪奔馳して水清く、地閑にして避暑に適するを以て夏季浴客殊に多し。

季浴客殊に多し。

宮城縣鑛泉誌。澤乙鑛泉 (所在 宮城郡利府村菅谷明神園澤乙)

【由來】 澤乙鑛泉は明治初年より開湯し、火傷及び皮膚病に特效ありと稱し入浴するもの四季多く、近年に至りて浴槽客室等を改築し、面目を一新せり。

【交通】 東北本線利府驛より約三十丁、黒川郡に通ずる縣道に沿ふて進めば暫時にして達すべし。人力車の便あり。

【旅館】 旅館は泉主菊地利兵衛一軒にして、旅籠及び自炊の二様にして、萬事不自由を感ずることなし。

澤乙の湯。本鑛水は、無色透明にして異臭なく、稍收斂性の味あり、弱アルカリ性を呈す。

泉質。アルカリ泉。固形分總量 〇、二八〇。比重 一、〇〇九一。

イオン表。本鑛水一キログラム中に含有する各成分及び分量次の如し。

カチオン	ナトリウムイオン	〇、〇二二〇	カルシウムイオン	〇、〇〇九八
	カリウムイオン	痕 跡	フエロイオン	痕 跡
アニオン	クロールイオン	〇、〇三五五	ヒドロ炭酸イオン	〇、〇〇三七
	硫酸イオン	〇、〇〇三三	珪酸(メタ)	〇、〇一〇三
	ヒドロ磷酸イオン	〇、〇二〇四		

鹽類表。本鑛水は、其の集成一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。

クロールナトリウム	〇、〇五六〇	磷酸カルシウム	〇、〇二六九
硫酸カルシウム	〇、〇〇四七	珪酸(メタ)	〇、〇一〇三

醫治效用

(内用) 腸胃諸病・肝臟疾患・慢性咽喉及氣管支炎等・腎盂炎及膀胱加答兒・輕度の血管硬化症・糖尿症・脂肪病・痛風・貧血



(浴用) 慢性癱瘓質斯・各種神經痛・慢性婦人生殖器病・皮膚病

### 第三項 鑛泉 一斑

九〇六

【藤澤の湯】 根白石村福岡區藤澤にあり。鹹きこと海水の如し。往昔鹽を製したる遺跡なりしと。

【大森の湯】 上記藤澤の湯より西南に當り、約十丁餘の山中より滾々として湧出す、鹹味を帶ぶ。

【荒卷の湯】 七北田村荒卷區内に在り。冷泉にして癱瘓質斯・脚氣等の諸病に特效あり。仙臺市を北に距る十餘丁、車馬の便あり、浴客常に多かりき。

【湯の原】 松島村葉山にあり。傳説に、往昔温泉たりしに、今の瑞巖寺は天台宗を改め禪宗となりしより、冷泉に變りたりと、味ふべき比喩の傳説乎。又云ふ百餘年前、瑞巖寺の住僧疥癬に悩む、夢中葉山權現の宣託により、此水を汲み湯浴せしに病速かに治せりと、爾來遠近の人々來浴するもの多し、鹽類泉なり。

鹽松勝譜。湯原温泉。葉山西北間に温泉あり、其源後山より出づ。平時賴台徒を驅るの後、變じて清水と成る。近歲瑞巖僧疥癬を病み百方治せず、偶々靈夢に感じ、此泉に浴し忽ち愈ゆ、遠近傳て奇とす。泉水其味澁酸なり。寛政中、瑞巖主叔堂浴して奇効あり。官に告げ浴室を構ひ、且法華石一部を嶺上に瘞め。碑を建てて以て藥王及大師の冥福を祈る。

又。湯の原。瑞巖寺西北山後にあり。泉あり清潔底を見る、相傳ふ。往昔は温泉なりと。而して平の時賴台徒を驅るの後變じて水と成る、今や浴盤熱を用て之れを浴す、能く諸病を治す、最も疥癬を患ふるもの、之れに浴すれば輒ち愈ゆ。但し人力を煩はすを以ての故に浴客少し、惜むべし。

【長根澤鑛泉】 松島村手樽區長根澤園に一の鑛泉あり、明治初年砂金忠兵衛の發見せしものにて、今は櫻井元治の所有に屬し、櫻井きみに於てこれが營業をなし居れり。其主治の概要を記せば瘡毒・微毒・打撲・金創・癱瘓質斯・子宮

病・痔・疝氣等に最も效ありといふ。

【鐵冷泉】 鹽竈町の南字釜田に在り。淡黄色を呈し無臭收斂性の酸味を有し、酸性反應を呈す。明治二十二年四月鈴木忠助・村主百吉の發見にして、現時は百吉の所有なりしと。泉質・游離炭酸少量・硫酸鐵少量・硫酸礬少量・石灰少量・苦土・磷酸・コメル・那篤僞母・珪酸(痕跡)・カリウム僅微。主治效能。便秘・留飲・慢性下痢・胸壓・打撲・癱瘓質私・腺病・子宮病・赤白帶下・月經不順・梅毒・胎毒・横痘の治癒期・疥癬・下血・貧血・皮膚病・金創癩病・眼病。

【七ツ石冷泉】 廣瀬村上愛子字遠野原、廣瀬川の沿岸より涌出す。泉質鐵氣を含み、其味甘澁、其色不透明。胃病・脚氣・疝痛・腫物等の諸病に效あり。浴室一棟を新築し、浴客常に絶えず。同所は「七ツ石」の名所として古來より世に聞ゆ。

【道珍坊鑛泉】 利府より黒川郡に通ずる坂路を道珍坊と云ふ。其の東麓に鑛泉あり、之れを道珍坊の湯と稱す、常に浴客絶えず。天明の昔丸山關の弟子、朝霧某は相撲道の意地より同僚を傷め、師匠に要らぬ苦勞かけるより、寧ろ出家となりて佛道に歸依し心易く世を送るの覺悟を定め、行脚して奥州に入り、長旅路のため身は綿の如く疲れ、足は痛みて歩行自由ならず、坂傍に憩へり、偶々溪澤の涌水に足を浸し忽ち癒ゆ、御山守なる藤吉の世話を受け、庵を結び居ること數年、粗製なる浴室を設け、近在の人を招ぎて入浴せしめ、神經痛性の病者直ちに平癒せり。僧死せり、坂上に葬り後ち藤吉施主となり、供養相撲を興行せり、今になほ山林相撲取場と稱す。其浴場は文政の頃まで繁榮せしも、時代の變遷により一時廢し、明治初年に至り藤吉の子孫新吉再興し、浴客四方より集まる。火傷・リウマチス・脚氣・神經痛等に最も效顯あり。大正十一年當主櫻井金三郎浴室其他の改造をなして客の至便を主とせり。



【新湯】 利府村役場を去る約二十町、黒川街道の路傍澤乙に在り。明治二十年頃に發見し、大友權吉の經營なり。貧血病及び衰弱其他之れに類する諸病に効顯ありき。

第四項 名所古跡の概観

【宮城野】 榴ヶ岡公園(東公園)の東方に、東西五百八十間、南北七百四間總面積十五万九千九百四十坪の廣原一區を稱して宮城野と云ふ。第二師團の練兵場にして四時の演習地に充つ。往時の宮城野と稱する地帯は、宮城・栖屋の二郷に涉れり、西北は物見ヶ岡、鞭楯の丘部より東南は海濱を限り茫漠たる平野にして、東鏡に云ふ國分原なり。

封内風土記。南ノ目邑。宮城野。或本荒郷。萩花、金鐘蟲名産也。

名跡志。木下林北廣野。天下古今所稱者是也。平原渺々。草野芊々。原上錦萩。古今其佳名。女郎花。我裳香。萩。藤袴。刈萱。桔梗。及無名野草。無數秋花以百數焉。又雲雀。叢鶉殊多。或巢或育。東則海水悠々。有千家鹽竈。松浦島。末松山。浮島。壺碑。興井等之名區。而襟帶于其中。南則有茂山。千貫松。笠島。武隈等之舊蹟。而繫回于其際。西則寺院精舍森々鬱々。其本末則不忘山。東奧嶽。白石大嶽羅列峭立。北則七疑峯巒。多賀古城。利府邑落。盡入吟眸。此地乃古稱國分莊。東史所謂。國分原是也。國分寺號亦皆所以出于此莊號也。郷人曰之生菓原。本荒郷以宗久紀行考之。則蓋尼寺以北其地也。或以仙臺府下本荒町爲本荒郷者非也。宮城野の疆域風色は、老志によりて至れり盡せり。但だ國分寺號の起因の末句は老志の曲解なるべし。奈良朝時代に

莊園の制度未だ行はれざりし時なればなり。古今の沿革を知るに足るべきものあり、即ち永野翁の手記之れなり。左に聞老志。宮城野。南目村有廣野。謂之宮城野。而天下古今所稱者是也。自木下藪林。以北至原市驛。自山榴岡上。以東至興館村。平原渺々。草野芊々。原上錦萩。古今專其名。女郎花。我裳香。萩葉。藤袴。刈萱。桔梗及無名野草。無數秋花。以百數焉。又雲雀叢鶉殊多。或巢或育。太守之於羽獵也。欲獲之多焉。故平日禁雉兔芻蕘者。而不得妄往矣。郷人呼曰活菓原。東則海水悠々。有千家鹽竈松浦島末松山浮島壺碑興井等之名區。而襟帶于其中。南則有茂山千貫松笠島武隈等之舊蹟。而繫回于其際。西則寺院森々。其本末則不忘山東奧嶽白石大嶽。羅列峭立。北則七疑峯巒。多賀古城。利府村落。盡入吟眸。東史所謂國分原是也。此地古稱國分莊也。且夫國分寺號。亦皆所以出于此莊内也。史讀調査。(永野委員)宮城野。原町南目字南。北宮城野。躑躅ヶ岡の東、木下の北にあり。往古は國分原とも稱し、茫漠たる大原野なり、東は末の松山(多賀城村八幡)の邊まで續きたるが如し。

浪に映る色にや秋のこえぬらん宮城が原の末の松山  
伊達政宗公仙臺に覇府を開くや、現在の八幡祠(延暦年間坂上田村麿勸請と云ふ)の西數十歩を區域とし、東は七郷堀を境界とし、南北約五百間東西約四百間なりしが、維新の當時明治二年八幡祠境内(五反六畝十歩)を存し、其の他は地其元村民と藩士とに分與し開拓し以て畑となし、現今操練場の東方一部は即ち是れなり。而して其の周圍は畑若くは民家にして舊時の名産たりし、萩花。鈴蟲今は全く廢絶し存在するもなし。

殘月臺本荒萩卷之一、名所之部宮城野。宮城野國分木下(藥師堂を言ふ)の北、榴ヶ岡東に廣き野あり、松迫りを遠く生さり、是を宮城野の原と言ふ。今に此野に白筋に紫筋有て吉田咲分草萩有此野を言ふ也。一年切に萌出咲なり。昔は宮城の萩にて弓をうち皮鼓のどうを拵る。名物と古説に見得たり。去れば常に山萩の大成物に聞ゆる也。往古爲仲卿陸奥の任果て、京に登りけるとき長持十二からに、宮城野の五色の萩を植て持せりけるを、京中の貴賤男女に至るまで、見物せんさて二條大路に群集し、車多く立ちりぞぞ。

古歌に。さま／＼に心そさまる宮城野の花のいろ／＼むしの聲／＼  
秋萩の下葉の露にいろつきてうつらなくなり宮城野の原  
宮城の萩に悪鬼心さむるこいふは、昔此野は廣大にして人家なき故、盗人此野に住居すると言ふ也。安達ヶ原黒塚などに鬼住むと言ふ者は、鬼にはあらず夜盗の住むを言と言ふ。皆野に穴をほりて塚を築き、口を開き其内に隠れ住みしこいふ也。上古は西は廣瀬川切、北は高松、西小田原より押廻車地藏通、同心町、櫓丁北一番丁南裏南は長町水米ヶ袋、廣瀬川押廻、東は海邊まで皆宮城の、原也。萩の名所にて鹿栖むともよめり。今は野守は木の下北東の在家に有り、國君の仰をうけて萩の時は野守小屋を懸けて守る也。萩の花盛の節は誠に錦を敷たるが如し、綱村公萩一ヶ所に在て、もしや絶えなん事もやさいひ給ひて、北山輪王寺の北、小谷管の西中山古海道東の山々に、嶺五つほどの地え此萩を植させ給へしや、萩の實を冬取り、春彼岸にうね作りして實をまき、土少しふりて置候へば、悉く萌出て翌年より花咲くまなり。



宮城野の野守の菴にうち衣萩の花すら露や置らん

秋は猶しげりて野守る、家共さながら萩原の中に在て古歌の心さしも有らんを覺ゆ。然共野廣大なるに依て、花盛になれば野中に假庵を作りて守りしこ也。今は野もせまくなり皆田畑と成り、又は御城下町、今になりてわづか宮城野の古跡計残りしなり。

萩の七草。萩・女郎花・撫子・薄・蘭・種・葛の花。

宮城野の名産たりし鈴蟲は、藩公より 禁庭並に幕府に献するを恒例せられたり、又筆司をして萩の筆管を作らしめ、之を諸公卿に贈りたりと言ふ。

春花の季、又は錦萩の候、藩公は爰に劍・槍術の野仕合を看覽し、以て武術を奨励せらる、又鴉狩等を催し、娯樂遊覽に供せられたり。宮城野の勝景を詠する古歌最も多く、順徳院御製を首とし一百餘首。

古來宮城野に野守を置き監視する所なりしが、慶安四年(距昭和二年二七七年)藩公より國分生菓ヶ原にて、三十間四方屋敷野守勘四郎に下與せられ、除き屋敷として特に課役を免じ、連錦繼續し維新に及び、明治二年之を廢止するに至る。

宮城野は木下國分寺と共に、將來之を維持せんとするにあり、依て現在八幡祠境内東・南の一部を、操練場の一部を劃し、此れに萩・薄・刈萱・女郎花其の他舊宮城野に叢生しある、植物を蒐集移植して之を保存し、名勝の面影を留めんとするに在り。明治三十三年八月有志者相諮り、宮城野復古會を設立せんを圖りたり。

【本荒の郷】 其地分明ならずと云へども、今宗久紀行に寄るに、尼寺の畔より北宮城野の原にそ、げる所を此郷とす。宗久は觀應(距昭和二年五七九年)年中の人にて、文化迄既四百五十年に至る。

元政隱逸傳に云。宗久者平吉氏。筑紫人也。性好和歌。吟風弄月。遂厭世爲僧。乃辭九州萬里雲。遊六十餘州。足迹殆遍。嘗寓止大江山之下。觀應中又出丹陽。行至東奥松島。自記所遊歷。爲一卷。藤公良基讀之。嗟嘆之餘。爲之跋尾。所詠和歌。見于新拾遺而下三代撰集。

されば古しとも證據とするにたれり。彼紀行の文勢疑ふべからず。又さとは本あらにして、野は宮城のなり。代々の詠歌に、宮城野のもとあら、とよみ來るは宮城野の萩にかゝる詞の縁なればなり。

【玉田横野】 東照宮社前より原町の市街に達する平野の雅號なり。古は南陽郡に連り、野馬を放牧せしによりて其名世に高し、野中に、「駒留の松」と稱する地名あり、又岡頭處々に「馬酔木」の叢生しありき、此の樹自然に失せ果て盡きて、今は榴ヶ岡梅林旗亭の東南隅の庭内に二三株存せるのみ、又東照宮東北の山間に湖水あり、雅名の所謂玉田湖なり、下流を稱して玉田川と云ふ。その以東の山下は即ち横野なり。駒迎節會の歌に。

取りつなげ玉田横野の放れ駒榴岡にあぜみ花咲く

源 俊 賴

玉田横野。附玉田湖。案内里より西東照神廟前に至り、南原ノ町驛に及ぶ、古玉田横野の地なり、今小田原村と爲す。舊小俣に作る。東南は躑躅岡に連る、取り繋げ玉田横野々放れ駒なる詠、而して岡頭に馬酔木あり。故に古國風起る所以なり。觀述聞老志に曰く。東照神廟東北山間に湖あり、玉田湖と稱す。此より以東の山下を横野と稱す。封内名跡志に曰く。玉田横野は小田原村に在り。萬壽寺より以東之れを横野と謂ふ。而して玉田今其地を缺く、萬壽中に幽泉あり、稱して玉田清水と曰ふ、即ち今塔頭三萬院是れなり。其下流小田原清水と合す、土俗之れを玉田川と云ふ。

桃花流水玉田川。艸色晴分衡野烟。遊騎簇來探勝客。臨風詠返逸駒篇

志 士 輒

【露無しの里】 玉田横野の畔りに蜂屋長者が住んでゐた、長者の家に美しい小間使の小娘が居た、小娘が毎晩長者の邸を抜け出して朝早く歸るやうになつた。この噂が高じて主人の耳にも入り酷どく叱られた。娘心にこれを氣に病んで長者の邸を脱け出し、小田原福澤明神の邊りを彷徨して、梅田川の岸に生えたる叢の中に一夜の宿を求めた。風も吹き雨の降るをもいとねど今宵ばかりは露無しの里と詠じた。その以來、福澤の邊りに夜露が下りないと言ひ傳へられてゐる一本の杉の根元に寝た小娘野宿の所を、臥寢の地と呼ぶ、小娘も行衛不明となりて終る所を知るゝのなかりしと。

【清水沼】 原町市街の裏手にあり。傳説に、天正年間伊達政宗岩切城を攻むるに方り、軍容を此沼の涯りに整ふ、軍裝



水に映じて勇壯水面に顯る。その水清冽なりしにより清水沼と命名せりと。

【物見が岡】 小田原區の西方、今の東照宮神域一帯の地なり、文治の役源頼朝奥羽を夷らげ歸軍の途軍旅を此の地に憩はしむ、その眺望の絶雅を賞て「物見が岡」と命名せりと。

【末の松山】 多賀城村大字八幡字沖ノ井二十三番官有地八十九坪、臨濟宗末松山寶國寺の後丘にあり。北方に廣く南西に狭く、三角形を爲せり。往昔青松數十株と稱したるも、今は二株の大松あるのみ(大サ二人半抱)西は里道を界に北東南は墓地なり、丘の東北に梵鐘あり形中なり傍に一株の松樹あり。元寶國寺の鐘なりしに、音響低きを以て數年前八幡神社の鐘と交換せりと傳ふ。鐘は延享二年齋藤喜平治の奉納なり。此地今は廢れて塵芥を捨つる輩ありしと。古來陸奥國に行路するもの、此地に杖を曳かざるはなかりき。

封内風土記。末松山。在寶國寺中。有名木松大小九株。名跡志。觀述聞老志共曰。八幡邑中有寺。曰末松山寶國寺。寺後有高岡。岡上有青松數十株。是往昔舊地。去海濱十余里。遠望入波瀾。其江濱乃笠神。花淵。大六天。杵島諸山。菖蒲田等。悉來于目前。古人所謂。遠波江上之佳境。得名于茲者。堪壯觀矣。能因法師歌枕。有本中末三松之說。或曰。以岩切爲本松。以八幡爲末松。未詳中松之地。風土記曰。末松山在八幡之南。其山三峯。而嶺上三松秀出。自島之地市川之道見之。則嶺上之三峯。自波浩々。以爲奇觀島之地不可曉。今據三松秀之說。則本。中。末の名非別處。乃就此地。而當分三株之名。府土萬葉。能因歌には、本の松山、中の松山、末の松山と三所に書きたり。西行法師も、本中末と書きたり。本の松山は岩切の分所にて、中の松山は多賀城なり。

うら近く降りくるゆきは白波の末の松山こそかぞひみる  
契りなき形見に袖をしぼりつゝすゑの松山波こそじき

人 丸  
清原元輔

松山大觀。末の松山。沖の井。末の松山は多賀城墟の南。寶國寺後の高丘をいふ。往時滿山松樹なりしが、後世存するものは五株に過ぎず、奥儀抄の歌に。

君をおきてあだし心を我もたば末の松山浪よこえなん  
さあるもの此地なりといへり、蓋し此地海邊を距る遠し、而して山後より之を望めば、波濤將きに松梢を踰んこするが如し、故に國風に波踰るの誓ありと。

沖の井は松山の南數十歩の處に在り、沖或は興、或は起に作る、小池中に石あり沖の石と稱す。

【野田の玉川】 鹽竈町を南に距る五丁許の所にある小渠にして、西北一帶涓流逶迤、橋傍に老松五六株あり、往時の潮汐進退し賞月に宜しく、浮光金を漾はし清影玉を沈め、歌人の艶稱追懷せしむ。一基の碑あり、表面に能因法師、碑陰に芭蕉翁の句を鐫す。

夕されば鹽風六して陸奥の野田の玉川千鳥鳴くなり 能 因  
玉川や田うた流るゝ五月雨 芭 蕉  
封内名蹟志卷第七。宮城郡野田玉川。往昔在河流。潮汐亦來往。加之石瀨之處。浮光躍金。深潭之地清影沈璧。皆爲月得嘉名。而今爲廢地。唯遺野田之溝渠耳。或曰。南部九戸郡。亦有同名者。

鹽竈勝譜。野田玉川。塔原の東南、鹽竈留谷兩村の界に在り。鹽浦を距る三里にして近し、田間に小渠有り、一是を玉川と爲す、(源は母子澤より出で、南流し、八幡川に合す、古老相傳ふ、古市川冠川の二水合して玉川と爲る、今の水源は則ち其小流のみ、水常に洩り、雨に遇へば則ち涓流有るのみ)小圪を架く、圪の南側に老松五六株あり、其下に碑あり。僧能因の國風を鐫る。今古人賦する所の國風を以て之れを考ふれば、即ち古昔海潮進退し、其水甚だ巨也。而して陸谷變移し今小渠涓流、僅に其處を識るのみ。又古國風野田と玉川とを分詠し、或水變を賦し。(國風入江と作す)或池塘を賦し、又獨渠を賦する者有り。蓋し亦た此の左右の地を賦するならん。余嘗て古老の説を聞く曰く。古昔市川・冠川の二水合流して、水門濱に至り、(古の多賀の水門已に見ゆ)を海に入る、是を玉川と爲す。今の玉川は即ち古國風に詠する所の、野田の入江にして、則古の玉川灣奥なり。偶王屋文集を閲するに、藩の先儒富田充實字伯耳王屋は其號なり。中に玉河碑文あり。而して此地に其碑なし。想ふに文成りて而して其事果さざる乎、今擧て茲に録す。

玉河碑文 富田 充

歐陽子難除州西澗詩曰。除之城西無澗。獨城北有澗。亦水淺而無負舟之力也。何江潮之至哉。余嘗謂天地之運河限。物換星移陸谷



易地焉。知除淵之非唐之時是。而宋之時非也。何童詩人之務佳句哉。久之遊玉河於是乎徵余言焉。玉河我輿之名勝。世誰不知焉。考諸國風之什則古時云々。

巨水云。海風送潮滂湃而來。水禽千群。蜚鳴徘徊。湯々乎。大也哉。而今小滄池耳。天地之運爲爾。嗟乎世之探勝者何限以其滄地故不覺爲古之名勝可爲長息矣。法蓮萬春學涉内外文思蔚然斌々法門君子也。嘗慨名區勝境多變遷。其名失之者於玉河爲最甚。爲密運法運故也。乃猛意任其事德隣黨建立表之。使世之探勝者睨乃識焉。且後世如有歐陽子乃以答其難也。遂屬余爲銘。銘曰。

誰謂河廣。哀此如帶。目睹雖遠。口碑母害。詢事青雲。刻辭白石。誓哉不朽。春公勸役。

春宵玉水步月

釋 虎 班

磬玉何人管此投。通川幾歲見方流。花邊艷々清波湧。柳外亭々明月浮。迷霧幽禽啼曲渚。乘風險客嘯方洲。今宵勝賞誰論價。一刻千金與轉優。

【御殿山】 鹽竈町江尻の阪道を登りて南に至れば頂上空濶呼て陣旅山又垣山と云ふ。田村將軍多賀城を鎮せしとき東國の兵を徴し旅を整へて觀し處なりと、地勢隆起眺望四達し全灣の海山一目の下に在り、藩時園を構へ藩公遊憩の處となす。今は廢れて隨畝となり唯御殿山の名のみ存す、近年其東端を開拓して小學校舎を建つ。

【香津千軒】 の遺趾は鹽竈町の南出口にあり、多賀國府を市川村に置かれし頃此地繁榮して人家千軒あり府を巖截城に移するに及び此の千軒も從て移されたるものならんと云ふ、本國府津と書せしを後世書換へたるものなりと、今は畑又は宅地となり、香津園の名存するのみ千家の浦の名は是より起りしならむ乎。

【母子澤】 母子石は湯坪赤坂の西南にあり、八九尺大ノ石上に大小二つの足跡あり、土人之を母子石と名づく傳へ曰ふ安倍宗任擒につき多賀城にあり、妻兒追跡是に至りて素跳出血足跡石に痕す後世之を哀み石浮圖を建て其血痕を鏤む今は浮圖破壊して獨此石を存す。

【牛石明神由來】 現在鹽竈本町御籠社東三軒目菓子商の裏に小祠と小池が残つてゐる。昔から世に聞えた明神とて詣つ

る人も少くない。文化再刻版奥州名所圖繪にも、牛石明神のことが記されてあるし、古い木版刷の縁起にも残されてある。その木版刷には。

「奥州一宮鹽竈守農作無事、老少健固、此外有古記新圖、牛神明神、往昔鹽竈の神、食鹽を始めて製し給ひ人民に施し給ふ時、つかはしめ給ふ牛、今に化して石に成り御釜神社の近所は一商家の庭なる小池の中にあり、常に水たゞへてわづかに背のみ見ゆ。毎年七月六日其水をさらふ事あり、この日世人全衆の奇絶なるを見るのみ。仍つて他より至れる遊豪のために是を圖して世に布事したるなり」別行に「天保元年再刻、鹽竈町、文化十年再刻改」と記され、文字の下に化石せる大黒牛を現してある。

牛石は現在でも小祠の畔なる小池の水底に隠れてゐるから、水を透して見なければその家を見ることが出来ない。毎年七月六日には今日でも界隈の人々が水を浚ふて、其象を一年一度だけ見る事になつてゐる。口碑として傳へられるところを聞くに斯様である。

現在の鹽竈町の一帯は、其は太古漁村であつたが、それでも千戸ばかりの民家があつて却々賑はつた村であつた。それを経て千家の浦と呼ばれて居るのを、後世千賀の浦と改められたものと口碑に傳へてゐる。神代の昔、健甕槌神と經津主神が、葦原中國を平定せらるゝに方り、鹽土老翁神が二柱の神を御案内申し上げて遠く此地方に御出でになり、綏撫治平の功を首尾能く畢へられたが、鹽土老翁神は此地に留まつて、民家に鹽を製する方法をお授けになつた。その時鹽土老翁神に召し使はれて、波打際から數十丁のところを潮水の運搬に働いたのが一頭の大黒牛であつた。民衆は神の御教授によつて始めて鹽を製する技を覚え、至大の恩恵に感激して鹽竈神と齋ひ奉たが、潮水運搬に働いた黒牛が精根盡きたものか、それとも我任務終れりと考へたものか、製鹽竈を据えた跡に潮水が湛へて、宛然池の如くなつた水中に身を潜め隠して了つた。後の世に至り、その小池の中に石に化して象を現し、潮水運搬の時使つた手綱が藤蔓に化して、化石の牛の鼻孔から生え茂つて來た。その藤樹も明治以前まで同所の池畔にその根幹を留めてゐると古



老は傳へてゐるが今日では影も形もなくなつてゐる。斯した由緒ある神石を民家の裏庭に放置するは勿體ないとて、掘り起して別な場所に遷祀しようとした人もあつたさうだが、神の咎めを被つたとかて中止されたとの話もある。

【郷六御殿址】 廣瀬村郷六にあり、御殿は三層樓なり、三階八疊、二階十六疊、階下は三十一疊なり。一、御藏あり長二十間、横五間なり。一、御留守宅あり、馬場あり。梅は大小多く中に「八房の梅」とて、實が三つづゝなりたるもあり。一、御殿地は郷六にて拂下げ、十七人にて分け、一人一段歩以上に當たれり。一、田一段歩あり、田植の節は、郷六百姓出て田植を御覽に入れたり。一、御門は南方にあり、總面積は二町歩もあり、只今あるものは井一ヶ所なり。北は廣瀬川、三方に御堀あり。(今村泰輔談)

節翁古談。或時節翁申上候には、青山様郷六御下屋敷御取立被成候儀は、只山川靜なる景を御ろうする斗の事では御ざりませぬ、之を綱木大梅寺は雲居和尚開基禪宗に候へば、學問僧も入込米穀運送にも常々有之、且郷六取立された場所は、仙臺川外に廻り、御裏林より直に御城へ山傳へ、往來も餘所より氣も不附、最上街道は愛子口にて、郷六の方は不得見、仍て何その時人数かくし置くにも、餘所より氣もつかぬ故御城の放れ曲輪、楠が觀心寺山中に人数をかくしかくれ遊びに、赤坂金剛山に加勢したに習ひ被成て、かくし曲輪も可申候。然れども御屋敷斗が圍にては人々氣が付候故御家作も少し被成、御額などにも「智者愛水仁者好山」の心にて御設、或は郷六の御殿御額一觀樓さか由候。大梅寺に仍る梅を御植被成るも、梅は軍卒の渴の助け勞つまる所は、かくし郭の御事と見へ候、御若き頃より其志有之と見得、御入國のはじめ大梅寺へ御出被郷六邊御覽道すがら言むしたる岩を御らうして。これやこのいはほとなりて昔のむす誰か世にいひしとされ石かも。

と歌を御よみ被成候。此大梅寺より御設なされたは、禪家は諸國の智識學問僧も往來し敵國の事も聞拔又は變の時使者便りも出家は辨用且人数を隠し置にも米味噌運送に人は氣を付不申候所大梅寺は學文僧のため飯料指送候へば氣付不申候、御城のつなき曲輪御自由故令觀に寺のかくれあそびになりひ被成た事と港井小才治なども申候。其外寒山堀切或は私に被仰付燕澤善應寺、萬壽山等植立御取立二人甚思召の有無に御座候と申上候事。

忠山様古談被爲聞候、已後曾郷六御屋敷御家作等も御修覆度に被爲入候、已後御城中樹木茂り風入聲、暑中は御難儀被遊候間、御下屋敷御設被成度趣御奉行中へも被仰出御奉行中も郷六は山陰遠望不被爲在候間、御城下にて御取立被遊可然にあれこれ御吟味の上、只今の小泉屋敷御取立被遊候つまる所は古御城の出曲輪御再興と相見へ申候。右御屋敷御取立、出入司小島典膳御郡奉行橋本七郎石衛門、御納屋取締にて拙者(萱場左)右御用係り相動罷在覺候事

【作並の浮島】 は海拔一千尺の高所にある、作並温泉元湯の向ひなる檜倉山の東麓の面積四町五反歩の大沼と稱する噴火孔の跡なり。沼中島あり、浮搖するが故に浮島と云ふ。縦百間横五十間なり、明治三十九年頃までは風のまよひく沼上を彼方此方漂動せしに此島現在沼の北岸に固着し動搖せざりき。又島の所々に八ヶ所の穴あり、村人はこの穴によりて釣魚するに好個の場所なりと云ふ。

【七石】 廣瀬村上愛子廣瀬川激流奔騰の中に兀立せる怪岩奇石あり。其數七つ、而して一々其の名あり。口碑に云ふ往時、青山公(綱村)當所へ川狩の際、其の形狀の奇抜なるを賞せられ、左の如く命名し、且一首の歌を詠せられたと。

相逢石・松茸石・鞍掛石・臥牛石・起駒石・角鴉石・疊石。

相逢乃、松茸石に鞍掛けて、臥牛、起駒、み、すくも、疊石までやどるうれしと。

【愛子小鶴ヶ池】 宮城郡廣瀬村愛子の名について、哀れな物語りが傳へられてゐる。名取郡西多賀村に近いところに豪農があつて、澤山の小作人手間取りの内に、若い美しい女がゐた、一人の可愛い小鶴といふ女の子を残してその女の亭主は病死した。赤貧洗ふが如き家に、子供と二人限り残された女は、毎日く子使を負ふて大百姓の家に赴き、野良仕事に精を出して細い煙を立てゝゐた。大百姓は至つて無慈悲な強慾漢であつた。女が子供を脊負ふて仕事するのを見て。



餓鬼などを背負つて働かれちや、高い賃銀は拂はれない、と毎日のやうに女に文句をいふのであつた。そしてそれを口實にして二人分も三人分も働せてゐた。女は遂にその勞苦に堪へられなくなり、世の無情をはかなくて死を決したが子の愛にひかされて果さず、去ればとて無情な地主の仕作をやめればその日の糊口にも困るので、泣くく小供小鶴を一人家に残して稼ぎに出かけてゐた。或る日地主のために夜更けまで働かせられ、疲れ切つて家に歸つて見るとあはれにも小鶴は餓鬼の爲に絶息してゐた、女は身も世もなく嘆き悲しみ遂に村の小池に投身してこの世を去つた。そのことがあつてから、毎夜小池の水底から微な聲で、小鶴や、と愁しく呼ぶ聲が聞こゆるやうになつた。村人は小鶴親子の死に同情の涙をそそぎ、その池を誰いふとなく小鶴ヶ池と呼ぶようになつた。仙岳院の住職が、そのことを傳へ聞き、戀々池の畔に行つて懇に回向してくれた、それから呼び聲はやんだといふ。現今は池は埋れて了たが愛子の名のみが残つてゐる。

【天皇塚】 大澤村字大倉定義如來堂背後の一小丘を天皇塚と云ふ。傳へて平貞能卿嘗て安徳天皇の御遺品を埋藏し天皇の靈を祭りし所なりと。

【大臣墳】 定義如來堂裡小丘に連理の樺の大木あり。(俗に綠木と云ふ)里俗傳へ云ふ、平貞能東奥に遁れんとするや、其祖先の墳墓源氏の爲めに蹂躪せられんことを患ひ、重盛の墓を發き其白骨を收め携ひ來り、此の淨土に葬むりしなりと、その周圍に杉檜の巨木數木あり、從臣の墓標なりと。

【屋敷平】 定義如來堂を距る西數丁にあり。後ろに山を負ひ右方より前面に亘りて川を帶び、周圍數拾丁平垣なる原野なり。平貞能茲に居城を築かんと欲して地盤を平ヶ邸地に爲さんとせしも未だ事の成就ならざるに、雄圖破れて割腹せしと。

【青下】 貞能卿從臣を將るて東奥に遁れ跡を深山幽澗の地に潛み居をトして住み給はんとして、十二月二十九日青松の下に露營せり、一枚の紙を松枝に結び年を越せり今に至るもその後裔子孫松枝に一枚の紙を結び越年するを例とす。

【念佛壇と行壇】 念佛壇は鷹野原園にあり、本郷六左衛門盛重を葬むりし壇にして、行壇はその死後其冥福を祀りし所なりと。

【天狗橋】 大澤村切拂惡土園にあり、大倉川の斷崖に架せる危橋なり。岨腹峻絶削るが如く、綠樹蒼苔其罅隙に生じ、而して橋下千仞の潭底、奔流岩石と相搏ちて奮怒衝突し、珠玉迸り雪花飛ぶ、故に之れを渡る者心悸目眩して久しく止ること能はず。往時此橋一夜に現出して作りし者ありと、郷人之れを異とし天狗の爲す所とし、因て此の名を附せりと云ふ。今は名のみ残れり。そは大倉と下倉間大倉川に架橋したるものなり、同村部落の交通上頗る必要なるものにして近世に至り改修を加へ、溪谷に僅少なる木橋を架して人馬の往來に便にせり明治三十四年大倉の人民共同一致して現今の完全なるものを更に架橋し金壹千圓を要せりと、古の天狗橋の眞影は湮滅せり。

【矢籠】 同村大倉の畑地より鏃形の石時々出土することあり。矢の根の化石なり、故に小字矢込屋敷の稱あり。是石器時代長者の住居せし跡なるべしと云ひ傳ふ。

【白木】 大倉の極北泉嶽の東北麓にあり、源平の頃平族茲に居を占め、白木の弓柄を作り、遙に市に販賣して露命を繼ぎし所なりと。

【切拂】 大倉創業の際此地より始め大小樹木を伐拂つて村の形勢を定めし所なりと云ふ。其頃巨蛇の棲むあり、之れを屠り、七車を以てせしと云ふ、今に其蛇を棄てし處を蛇塚と名づく。

【大豆澤】 筑後守貞能卿都を出てこの地に至りし時、馬の飼料に與へし大豆化して石となる、今世に川筋より大豆石



【出来し故に大豆澤と稱す。】

【古瀧】 其兩岸穿り大石其中間に介在せるを以て瀧をなし、其瀧壺淵をなし水深くして一つの大鰻棲む、往々通行する者に害を加へんとす。偶藩祖公當大倉川に川漁の擧ありしとき、其説を聞召され公岸上に大火を焚き、石數百個を焚き以て其淵に投じ水を沸騰せしめ以て其鰻を退治せしと云ふ。其後自然に瀧の形を失したるを以て、古瀧と稱す。

【根白石】 根白石村根白石の由來。源頼朝文治五年東征の途、黒川郡宮床村七ツ森に卷狩す。一頭の白鹿奔り出づ之を追うて、宮城郡萱野平(昔時本村一帯の地名)に至る、和田義盛川邊に至りて之を射る、白鹿動かず、畠山重忠亦之を射る中ると雖も動かず、衆皆怪み不思議なりとし近付きて之を見れば、白鹿にあらずして一の根の白き大石なりければ頼朝命名して之を根白石と呼ばしめたり。郷人之を祀りて小祠を建つ。今は根白石區宇判在家の中央にある由なれども、埋没して見えず。

【滿興寺の七不思議】 根白石區中にあり、古事の傳唱左の如し。  
一、白狐出る事。寺内に一大事變あるとき、善惡に拘らず出づ。二、眞虫出る事。右同斷、寒中霜雪と雖も出づ。三、無縫塔出る事。住職死亡の前兆として、池より出づ。四、水氷る時湧き候事。必要のときは少し掘りても出づ。五、穴を掘りても不用の水出でざる事。寺内一面水境なり。六、寺内にて暮鳴かざる事。御開山座禪の妨として加持したる由。七、軒滴音せざる事。善惡共寺内に一大變事ある時。

【地紙山】 同村實澤區細野の後丘にあり、源右府東征の時休憩せし所なりと云ふ。地形は地紙の如く、中央に壇あり、丘上に金華山神社を祭る。

【無拭串】 無串。文治五年源右府に上りし駿馬大夫黒と云ふ馬を育てたる地なり。其砌り該馬の體を拭いし紙串を捨てたる場所なり、里人訛りて拭串を無串と稱せりとぞ。

【去田】 文治五年源右府東征の際、在陣せし處より立去りたる場所なりしと、里人去りたるを、訛りて「去田」今の名にありたるものなりと云ふ。

【立田】 文治五年源右府東征の際休憩所の地にして、やがて其處を立ち去りたりしを、里人立ち去りたるを訛りて「立田」今の地名に稱されたるなりと云ふ。

【番堂山】 同村西八乙女館趾の西四五丁の所に、藤原秀衡非常を合圖するために、此山上に鐘堂を設けたるの地なるを以て、番堂山と稱せり。今尙其跡あり、里人赤石をたて小祠を存せりと云ふ。

【花輪】 根白石區の西方にあり。地形蓮華の形に似たるを以て此の名あり。平家の殘黨早坂民部此地に居られしが、源氏の家臣八木彈正のために追はれ大倉に退居せしと云ふ。一名花輪柵と稱す。内神に八幡神社あり八木彈正の奉祠せし處なりと。

【萬人淵】 實澤區川西柏の東方二町餘の處にあり、山邑城主須藤刑部定信、天正十四年七月結城七郎氏朝のために山邑城を攻め落され、妻子一族郎等百餘人、城後より逃げ出て、此淵に投じて死せしと云ふ。川中常に水泡絶えず。里人之處を佛川と稱す。

【段の原】 足利義量室町將軍時代、白石參河守虐政を行ひ人民の苦しむところとなる修驗者に觀修なるものあり、此處に壇を築きて參河守を咒詛せし處なり、參河守遂に臣家のたに弒に遇ふ。

【山邑城趾】 城の趾跡は實澤にあり二説あり一は源頼朝の臣山内須藤刑部少輔藤原定安、初めて城を築き拾數世を経て須藤刑部定信に至り、足利一族結城七郎氏朝の爲めに滅され、今の福岡川崎の小坂に至りて自盡す、今は其の坂を須藤坂と云ふ又一説に吉野朝より陸奥地方鎮守の爲め従はれし、山邑王戰破れて此の城に立籠りしを足利の爲めに陥落



され、山邑王は城中に自害し給ひしと。(参照第四篇第四章第二節)

【山上清水】 氣品ある一人の行脚僧が、宮城郷荒卷村の郷六の百姓家を訪ふて一杯の水を乞ふた。家には一人の老婆がゐた、旅僧の需めに老婆は

「この里は見らるゝ通りの山里にて井水がありません、東の方五六丁隔てた所から、この婆が一日を凌ぐだけの水を漸く汲んで参るので御座りますれば、御僧には甚だお氣毒なれど差上げやうもなし、豪う因業な申し條なれど、他所へ参られて乞はれませい」と一杯の水を断られた旅僧は、夏の日の渴をいやすことが出来かつた、旅僧は再び老婆に乞ふた。

「愚僧は咽喉が渴いて最早一步も進むことが出来ませぬ、理由を聞けば無理もないが、救ひのために半碗の水なりと布施したまはらめか」

と云ふを老婆は聞き了りて、暫時考へてゐたが

「佛のための布施さあらば、この婆にまつては大事のくゝの水なれど、一椀献じませう」

旅僧は嬉しげにそれを飲み干し終つて讀經し、老婆に向つて、この邊湧き水なく、百姓難氣の様子、老婆が御佛に仕へ奉つる心根の正しきに賞て、愚僧がその難儀を救つて進ぜやうとて、携へてゐる錫杖を大地につき立て、咒文を唱ふればつき立つたる錫杖の所から、清冽玉の如き清水が滾々と湧き出た。旅僧こそ高德堅固の弘法大師空海上人であつた。今も弘法大師を祀つた祠がある。地名を山上清水と呼んでゐる。

【左文字の名號碑】 七郷村六丁目左文字名稱を刻する碑あり。傳へて弘法大師の筆なりと、又六丁目の地名もこの碑に記因すと、郷人稱して六字の銘碑と云ふ。

【名馬塚】 荒井濱田屋敷の北田中にあり。もと老杉七八株ありて其下小祠ありしも今は其址を存するのみ。相傳ふ昔某氏の名馬を葬りし所なりと。

【法領塚】 同村南小泉に在り。昔國分寺類焼のとき其灰を埋めたる所なりと。今尙法領(了賦)權現といふ。塚上櫻樹あり今は伊達家の邸内に入れり。

【遠見塚】 同村南小泉の東方田園にあり。昔貞山公古城の地を經始せる時、遠眼鏡を以て四方を眺望せし所なりと。今は島となれり。昔藤原秀衡此上に鐘を置き、緩急の際打て以て急を報ぜし所なりともいふ。今尙塚の形をなし四方を望む。

【弘法水】 同村六丁目西の田間に在り。昔僧空海此地に來りし時、杖を以て孔を穿ちしに忽ち水の湧出せし所なりと。其水質清冽今尙飲料に適せり。

【馬之允原】 同村伊在の西北舊道のほとりに芝生の地あり之を馬之允原と云ふ。昔(歲月不詳)馬之允なる者あり嘗て劍道の争より同藩士某を殺し本村六丁目に落ち來りて謠曲の師匠をなす、某の二子父の仇を尋ぬること數年、流離艱苦諸國巡歴の餘、心當りの者本村に在りと聞き相携へて其寓を訪ひしに外出すとのことなりしを以て歸路に待ちしに謠音朗々馬上ゆたかに謠ひ來れるに逢ひ喜び勇み、是れ天の助なりと名乗りて打て出で遂に父の仇を報ぜりと馬之允原の名これより出づといふ。

【荒井】 古への宮城野の原は、荒井の海濱まで廣き總稱ならん、今は海汀を深沼と呼び、荒井を距る半里、湊明神あり、此邊を汎稱して前濱と稱ふ。按、荒井は新居の義なるべし、即新に開きたる村里の謂ひなり。留守文書正安二年(皇紀一九六〇)のものに荒居北方といふは、今の田子・小鶴の邊を指す。されば今の荒井は、荒居南方と呼ばれしならん、正安二年文書左に。

荒居堺者。限小鶴河之流。於沼村北同在家者。讓渡畢。但、村岡五郎新田二丁者。就于南内畢。餘目氏記錄。荒井七郷は、さい所の三河守さて、さいしよの先祖より國分への恩なり。國分藥師堂、壹供養の時、棟書に「たつな



さいしよの三河守」を、候を見て國分も申争ふ處、無其沙汰候

又「最所とは八幡の放生會へ留守代官に被越、最初に魚見候程に如此名を申候」と。あれど是は附會の語のみ。税所とて國府の屬吏給人の號に出づ。

【竹水門】七ヶ濱村湊區なり。昭和二年を距る一千八百二十年の上代に在りては、「竹水門」(たかのみなど)なり。紀の所謂る。景行天皇四十年十月日本武尊、横に玉浦を渡りて、竹の水門に上陸せんとせしとき、島津神・國津神等竹の水門に屯して拒がんとする條これなり。

西山脈より涌出する濁水は冠川・市川・玉川となりて、東南に奔流して、辨天島を突きて東海に注ぎたるべし。現在の辨天沼及び細沼は河海兩水集注の遺跡にして往時の河口たりしを物語るが如く惟はる。殊に細砂の堆積して一郎を形成せるも亦河口たりしも亦考證の一なるべし、去れど貞山堀の開鑿に伴ひ、流域方向は轉變したりしも、東奥拓植の第一歩たりし、竹水門の址跡は郷土の口碑と傳説に據りて湮滅せざるべし。

口碑。古く當區を水門と稱せしとか、そは舊冠川・市川・玉川合して、に至り海に入りしなり。國初水利を起して之を西南數里に移し、蒲生濱に注がしめたり。水門の橋、こゝに出でしさいふ。藥師堂前の沼は昔時海に接せし河口にして、濶して沼となりしものなりとあり。この事諸書に亦見ゆ。

【浮穴の貝】文化四年頃御殿崎の漁夫沖釣せるに、四尺程の大龜海上に浮び上りければ、酒を振舞ひて放ちやりたり。其の翌年の夏再び其の龜に出合ひしかば、前の如く又酒を飯ましまして放ちやりたり。又其の翌年に至り、此度は背上に貝の如きものを乗せて磯近くに浮び出たり。よく見れば左手は何者かに食はれけん怪俄し居り、漁夫は不憫に思ひ舟に乗せて沖合に放ち來れり。然るに其夕刻前の磯邊に來りて死せり。依りて背の貝を取り見れば浮穴の貝といふ、珍寶なり。察するに恩に報ゆる爲め危険を冒し貝を得んとて淵近く來りし時、大魚に食はれたるものならん、言語通

せざるより死を以て恩に報ずる忠は人にも勝りしものと、御殿崎に接近せる養松院内に埋め龜靈神社と奉祈し今尙其の貝當區某之を藏せり。

【權現島】花淵濱の權現島は東西三間南北十五間周圍三十間余、海岸より東方一丁四十間の處にあり。この間大小の石列て自然の橋を架くこの幅實に三間余干潮の際には自由に往復するを得べし。これを遠くより望めば恰も低き石垣の如し聞くこは百數十年前この島に渡るに便すると共に潮流を遮りて以て舟の出入に便せるなりと。これ等の石皆海藻を宿せるを以て潮汐一度引き去れば、忽ちにして蟹の家より數多の婦女子籠かき出て、低き石垣の上に更に人垣を造るは、確かに一奇觀として賞するに足る。殊に冬季幾多の篝火を點じて天をこがさんばかりなる火光の中に右往左する若き女の寒にふるふ歌を聞く時は得も言はれぬ感に打たる。十數年前まで島上に權現を祀りしが、頻年の大波は漸次島を削り木を發き、遂に何時しか權現をも奪ひ去りたり。然るに昨年八月二十七日の海瀟は、更に僅かに残れる杜松の老木をも揉ぎ去り、今は飾を削がれ肉を削がれし骸骨の如く全くの岩石となりたり。島體更に三片に裂かれ、各頂上突りて尺寸の平地もなし。

【花淵紀伊の蛇藥】花淵濱南地盡くる所石壁海に沈む、是を花淵岬となす、上に古城跡あり、土人相傳ふ、戰國の時留守の家臣花淵紀伊なるもの居る。由て花淵城と稱す、或る人傳ふ。紀伊この城に在るの日、嘗て大蛇の傷て伏すを見る、意ろ之を憐み即ち家臣因幡なるものをして之に藥せしむ。後數日一女子有り庭上にありて曰く、疇昔の日、君の大恵を被り、而して之に酬るんと欲して物なし、乃ち光絹一匹及昆布苗數莖を出して以て之れを贈り、忽焉として見へず、而して光絹は之を用るば盡きじ、昆布苗は則ち之を前海に植ゆ、數年の後繁延して吉田嶼ヶ崎(代ヶ崎)諸濱に及ぶ、其の肥大なるもの廣さ二三尺長さ數丈味尤も美なり。四方之を珍とす。後花淵氏の亡ぶや、海潮暴湧風雨震雷



乃ち昆布成飛び散り絶して遺種なし。光緒も亦所在を失すといふ。今に漁家猶ほ昆布を取りし竿を藏するものあり、竿の長さ二丈ばかり、樗木を用ひて之を製し、竿の本末丁字形をなす以て昆布を採取するの便にすといふ。今菖蒲田濱の北に諏訪神社あり、花淵氏彼の大蛇を祀る所となす。且つ家に蛇を避くるの法を傳ふ。

東遊奇談、奥州水澤驛は仙臺を距る東北二百二十里(六町を一里とせしもの)亦一都會なり、都下に花淵善兵衛なるものあり、其の家避蛇神符を出す、之を佩ぶれば即ち蛇蝎恐れて敢て近つかず。余且つて此の驛に遊ぶ。數日偶々一壯夫あり、蝮蛇の爲めに咬まれ總身服れて苦痛に堪えず、花淵氏神符を與へ即時にして癒ゆ、又一女子あり蛇陰口より入り與し來りて救を乞ふ、其門に入れば蛇即ち出で、走る、効驗神の如し奇異といふべし。

【鶴石龜石】 共に東宮濱、龜石は佐藤兵藏宅、鶴石は内海庄八宅にあり。年々増大すと。往古は其の高さ人の身長程なりし由なるも、今は龜石は形圓くして地上に顯出すること八尺三寸餘、其大さ四間四方程あり、鶴石はや、小なり。

【紫石】 東宮明神の裏にあり形圓くして高さ七尺餘此の石も亦増大すと言傳ふ。昔、何處のものなりしや船に乗り來り此の紫石を二人にて船に積み去らんとす、然るに船止りて進まず。是此の石の精か、又は明神の神力の然らしむる所となし、即ち戻りて陸に捨て、歸る、今其石十人の力を以てするも船などに積むこと至難なるべし。

【男石女石】 男石横縦各五尺女石横縦各六尺風土記書上に男石は畑中にあり、其間程相距たり居候處、雌雄石に而、往古は其性靈互に行通へ候由申傳候現に子持石と稱し、十三塚の東にして當區三島善太郎氏の畑中にあり。

【あやめが浦】 口碑。あやめが浦。菖蒲田の古名なりといふ。かゝる雅名は永久に傳へたきものなり、里民丹野某の宅地に菖蒲の一叢ありきといふ。今は亡し、菖蒲田といへる地名は之より出てしならん。

【東街道】 多賀城村市川に多賀城を築かれし神龜元年、即ち昭和二年を距る一千二百五年前に在りては、現時の美田良

圃と稱せらる、一帶の耕土も卑濕の谷地にして、其僅かに今の丘陵地帯に住宅を設け田圃を開きたるに過ぎざる有様なりき、されば道路も成る可く山地に添ふて造られたるが如し、仙臺より當地に來往するものは、生巢原(宮城原)の南を通りて高砂を過ぎ、本村の八幡に至り、更に山手につきて東田中・高崎・浮島を貫き鹽竈の母子澤附近にて多賀城の東門より鹽竈に至る街道に落ち合ひたるが如し。是を東街道と稱へたる由。路傍(今の浮島區鹽竈線の北側)に割石の梅と云ふがめり、昔は石の割目より梅の木生え居れる由傳ふ、此の石の一面に源八幡太郎義家の乗馬の足跡ありと、蓋し前九年の役の頃來られしといふなる可し。又近傍留谷區に阿倍の待橋といふがあり、今より六七十年の昔迄は所々に深田「フケタ」と云ふがありて、薄かること甚しく、古の傳を偲ばしめたりきと云ふ。多賀鎮所の築城以前に在りては、或は海水深く浸入したる入江なるべしとの連想を惹起せしむるに最と易かりき。

【多賀城の要害】 多賀城は東向にして、東南と東とは僅か半里余にして、渺漫たる太平洋を受け、北は險阻なる絶壁にして利府方面を限り、南と西とは方五里余の平原、ことに城の近傍は谷地にして、舟する能はず徒渉する能はず、只東の一方に道を開き、高地なれば展望濼なく、攻むるに難く守るに易き、眞に究竟の要害なりしなり。

【多賀城の燒失】 安倍頼時の亂に朝廷源頼義を鎮守府將軍に任じ之を討伐せしめしが、當時當地は戰場となりて、此城も兵變に罹りしものなりと傳ふ。一説には古昔空城あれば夷狄之に籠り近傍を侵略することあり、この城も後年空城となりしかば、之の禍を虞れて燒き拂たひるものならんと。なほ一説には源頼朝の鎌倉に覇府を開き、六十六國の總追捕使となるや、四方悉く之に服し、當地亦一人の之に反するものなし、從て當城の必要を感せずるにより朽壞に任せる中偶々火を失して燒けたるなりと。

【安倍の待橋】 留ヶ谷に在るさ、やかなる土橋なり、昔安部貞任の渡りしことありと云ふ。以後新に掛け替へたるとき



も、安倍氏の渡りし馬の足跡の所を踏めば、直に踏み抜けたる由云ひ傳ふ。一説に「面和久橋」は之れなりと。西行法師の歌に。ふまはうき紅葉のにしき散りしきて人も通はわおもわくの橋

【三石】市川區に伏せ石・立て石・流れ石と云ふが在り。立て石とは多賀城の碑を云ふ。伏せ石は同區舊道の路傍に在り若し此碑石を立つることあれば忽ち悪疫流行して里人を惱ますこと甚し、故に常に伏せ置くこととなり、誰云ふとなく伏せ石と稱するに至れり、尙元の所に現存せり。碑面の上部に梵字あり下に弘安十年八月八日と記し傍に合力三十人合力、勸進西阿彌陀佛と刻す。流石は五萬崎の角、名古會川と砂押川と落合ふ邊りの河の中に在りたり傳ふれども今やなし。

【村落の繁昌と大家族制度】本村に南宮高橋等の部落を見るに至りしは、鎌倉時代頃よりなるべし、比較的住所に適する丘陵部今の市川すら多賀城壞滅後に人家を設けたるが如し、そは人家の廓内に在るを以て推測したるなり。其の當時は市川に僅に六軒の戸數を有するのみなりき、されど當時は所謂大家族制度にして、一家八十人位の人口を有するものさへありしと傳ふ。

【方八丁】田村將軍蝦夷征討として此の地に至るや、東街道より進みて八幡の南に達す。當時今の平野の部落は悉く卑濕の谷地にして陣を布くの地なし。すなはち八幡の東南部を下し陣を布く、其の勢八丁に滿つ、故に此所を今に至る迄八丁と云ふ。

【冠川】昔の冠川は今の如く蒲生濱に注ぎたるに非ずして、新田より東に高橋を流れ八幡の南に出て港濱に注ぎたりしを伊達政宗公新に今の川を築きて、其の位置を變更したるものなりと。今も八幡附近に、昔の川の跡を認め得べく橋元等と稱するところもあり、又港濱の元川口なりしと云ふ所は、現時も水を湛ふ。辨天沼・細沼之れなり。

【比丘尼坂】市川の西三里余、坂あり、是れを比丘尼坂と稱す。側に老松一根あり、五幹周圍二丈許、蔭覆數十歩。府土萬葉曰。比丘尼坂燕澤村に在り、相傳ふ、昔一尼あり、精勤苦修里人を教導し、且咒祝を善し、人の疾病を治す。慶長元年死す。五輪塔を其上坂に建つ、因て名を取る、塔今破碎す。又曰前説非なり。是道士の墓なり、道士尼に先する數十年、此に居る、里民之れを尊信し、死して此に葬むる。今の老松は則其墓木なり、或曰前説ことごとく非なり、其老松は道士家庭前の樹なり、坊の墓は別に阪西茂林中にあり、因て記す。伊達鑑に曰く。貞公曾て郊東に獵し、偶ま道士般若坊なる者を見、其家の庭松樹を愛し玉ふ。道士則ち國風一首を松枝に繫て、之れを獻す、曰く「庭の松御用とあれば奉る君も千代まで。我も千代まで」。公之れに酬ひ玉ひて曰く。「心經の摩呵の下なる般若坊一切公役無役なるべし」且口糧若干を賜ふと云ふ。其松翠羽内城庭前に在りと云ふ。坂上の居民十餘家醸醴を能くするを以て名あり。又跳菟子を出す。(鹽松勝譜)

【比丘尼坂の甘酒】仙臺の城下を出て、原の町を過ぎれば案内に差蒐り、此所に名代の「湯豆腐屋」がある。今市には名物の「おこし」駄菓子があつた、燕澤に入ると坂がある、此所を今でも比丘尼坂と呼んでゐるが、此の坂のほとりに一軒の名物の甘酒屋があつた、鹽竈街道の三名物と世に聞えたものである。比丘尼坂の甘酒について、甘い／＼傳説がある。天慶の亂、平將門が猿島御殿を皇居に擬へ、自ら平親王將門と稱し天下を掌握しようとしたが、忠臣の矢先に殞れ、その一門一族は大逆の餘類として九族を刑せられた、娘お芝居の瀧夜叉姫となつて暴れ廻つてゐる。

それとは打つて變はつて、將門の妹は天性の美人で、心も非常に優しい、猿島御殿を密かに遁れて世を忍ぶ落人となり、あたら緑の黒髪を剃り落して、圓頂黒衣の比丘尼となり、陸奥の燕澤の坂の邊りに、一軒の茅屋を構へて、馴れぬ手に甘酒を作りて往來の人々に一椀の甘酒を取けて糊口の資とはなせり。圓頂黒衣の尼法師とは云へ、平親王の妹



姫として朝な夕なに磨き揚げたる麗質は失せもせず「召しませ名物甘酒」と優しき手に酌んでさし出す一椀の甘酒は人にどんなにか旅人等の疲れた體の胸深く甘い汁を流し込んだかわからない。美しい比丘尼のゐる坂はかくて比丘尼坂と呼ばれ、その甘酒は名物の一に數へられてゐる。今も立派に比丘尼の碑が建つてゐる。(傳記)

【小鶴ヶ池】 比丘坂の南、小鶴にあり。往年大湖あり。相傳ふ、多賀城下に富家あり極めて貧乏なり。一妾婦あり小鶴子と云ふ、容色美なりと雖も主家之を侍するに極めて刻迫なり、更に慈愛の意なし、一日小鶴をして千束の苗を植しむ限るに一人の仕事をして、小鶴兒を負ひ銳意挿秧して乳を飲ましむるに違あらず遂に背後に幼兒をして飢死せしむ、爾後其の阿責に堪えず、母亦身を湖水に投じて死す郷人之を小鶴湖と云ふ。近年水涸れて田野となる寔に惜むべきかな、惟名を邑落に遺すのみ。

【假妝坂と鏡ヶ池】 封内名所志に、岩切邑の坂下に小池あり、相傳ふ、前の所謂小鶴子將に身を湖水に投ぜんとす、妝を此の坂上に觀る、貌を此水面に寫して其容色を整ふるの所なり。郷俗之を化粧坂、鏡ヶ池といふ。

【冠川】 相傳ふ。鹽神東伐の時、此川上に降る、故に神降川と稱す。後ち同訓を以て冠川と更む。或は傳ふ。鹽神此水を渉る會々駕する所の馬石に蹶いて冠を墮す、故に冠川と名く。神馬蹶くを惡み石を上流に押留せしむ、其祠水上五六里に在り、留石明神と號す。今に至るも祠下一星石なし亦奇なり。冠川石橋の下より東南八幡村を経て市川と合流し、水門濱に至りて海に入る。寛永年間川村孫兵工水を開き移して今の流となし灌溉に便す。

【奥の細道】 鹽松勝譜に曰く南宮荻の西三里許を巖截村と爲す、巖截一に巖切に作る、又巖斷に作る。荻あり開口街と名く、半に岐あり東北に向ふ、是を松島道と爲す。仙臺府城より塩浦を經し直に松島に至るときは、則此岐により、古此際道路あり奥の細道と云ふ。(鹽松勝譜)

宗久紀行曰く、行て多賀國府に至り、奥の細道より南行して、末の松山を際るとは是なり。觀跡聞老志曰く、古來封内東の奥道と稱するもの或は口碑に存し、或は載籍に見え、名取に於て則笠島に在り、宮城に於ては則ち木の下の西にあり、其道路今の會道とするものあり、異なるものあり、此地亦分明ならず。或は曰く岩切橋の北東光寺の前路是なり。朱桃金花山祝行。曰く七北田驛の半に細徑あり、南に向て岩切村に至、此古所謂奥の細道なり、續後撰集大納言志良の歌。跡絶奴誰仁問波摩志陸奥乃思非信夫乃奥乃細道。則ち其稱此に起りしか。

【葉山神と卜筮】 鹽松勝譜。今市巷西道路坂の南四十丁、葉山權現の祠あり、祠前に女人祭制の札を立て社地に女子入ることを禁す、威靈の神なりと此祠松島にもあり小鶴巷より今市に至る道路にて古樹森々として今市巷西道上よりも近く見ゆるなり此の祠の別當は修驗某なり(名追考を俟つ)其先筮をよくし今市巷に出て賣トを業とす、通行の者を占ふて世々業とし居たるか會々貞公放鷹に出て給ひ某を見て曰く、我今日の獲物如何程かと問ひしに某即ち筮して今日の獲物六十三ならん云ふ、貞公笑て去る後獲物を算するに果して然り奇なりと思ひ歸りて見給ふに見へずと之を左右に聞きて葉山の別當なることを知り、公其奇を喜び某を召して其故を尋ね給ふに彼の答へには君其節紫竹の杖をつかせられし故に紫竹は其聲七九と同じれば九々を以て考へ七九六十三の御獲物なりと申し上げたるなりと云ふ、貞公大に感じ采地若干を賜へり云ふ。

【十府の地附十府浦十府里】 鹽松勝譜。東光寺の北二里餘に在り。地は十府又都府浦に作る。國府に近きを以て故に此名あり。府又符に作る。皆邦俗訓を假りて以て之を稱するなり。此地古蘆を産す。國風所謂七符に寝ね我三符に寝す符是なり。今農家の背の小池に菅草ありて發生す、土人これを十符の池と稱す。八雲御抄曰く。十府菅蘆に兩説あり、一は其十縷を經て以てなり、一は其名の故を以て名く。

觀迹聞老志曰く。十府の池國府館の南、農家の後に小池あり、池中に垂柳あり、柳下に菅草頗る多し。又曰く。今の利府驛は則ち古の十府の地、利は銳利の利、國訓十と通す、後人誤り讀て以て便利の利となす。且利府驛の畔に菅谷



村あり、一に菅生村といふ、則ち古昔好き菅を生じたり、土人探て以て薦席を製す、以て證となすべきなり。或は云ふ今利府と稱するもの、乃ち古の十府の地なり、利と十と訓相通ず、上州利根川を以て之を登瀛川と訓するもの其證なり。菅草は草を染め紋を織り甚美好なるを以て、搢紳貴族珍重して綺産臥具となせり。

古歌に みちのくのさふの菅こも七符には君をれさせて三符に我れん

鎌倉右大將の歌に あやむしるをになるまでにこわびぬしたくしぬらし十符の菅こも

鎌倉右大將

封内名跡志曰く、岩切の農家高森館の下に小池あり、池中に垂柳あり、柳下に菅草頗る多し、郷人之を十府の菅といふ、府土萬葉舊説に云ふ、郷老曰く十府の地、巖截館址の下に非ず、今利府驛なりと。利十邦訓の誤なり。和漢三才圖繪曰く、十將里、占此處より菅薦を機り出し、十府菅薦と名く。或曰く其編作十數あり故に十賦と稱すと。

第五項 宮城 八景

宮城八景。高支岱(字子新號天翁)

宮城秋月。渺然無際野秋。天上桂枝月下秋。千萬鐘叢繞不盡。蟲聲和露一網纏。

木下晚鐘。萬木遮天大作群。相樛密蓋幾重雲。釀成玉露繁於雨。撞鐘出聲帶夕曛。

本荒夜雨。一抹本荒冷濕烟。萩花可惜自相憐。任他處籍夜來雨。斷送淒涼沒有邊。

榴岡夕照。城東十里有高岡。躑躅當年映赤裳。人去物亡空寂々。菅公廟古照斜陽。

玉田落雁。九疑坂得七疑峯。移置吾東欲擬封。下有玉田橫野潤。呼群落雁侶相從。

青葉晴嵐。東皇早占葉青々。風氣分暗翠靄停。城謂仙臺巨萬古。遙知上象應奎星。

松浦歸帆。征帆片々莫知涯。出沒波濤望眼賒。還去還來松浦外。由他風信各歸家。

多賀暮雪。古城廢壘十符池。多賀森邊暮雪奇。聞說源君孺民處。至今遺惠遠相思。

宮城八景。暮烟收盡月明天。露重胡枝花轉鮮。茫渺宮原更閑殺。候蟲唧々草間傳。

宮城秋月。森下柳密淡烟封。萬葉露珠濕翠濃。路入林間人跡絕。惟聞木下報昏鐘。

本荒夜雨。秋宵漢々黑雲通。十里本荒雨冥濛。三兩人家燈耿々。風刀剪新故技叢。

榴岡夕照。紅櫻千樹錦相圍。菅廟亭々映夕暉。日暮榴岡求句客。花間催醉乞詩歸。

玉田落雁。郊原十里草蒼々。目送西山返照黃。閑步尋來人少處。相呼落雁下蒲塘。

青葉晴嵐。風輕日暖陽和節。青葉山峯露翠新。兩鷺吹收晴好。烟嵐一刷繞城團。

松浦歸帆。漁家三兩鎖柴扉。蘆荻翠松捲靄霏。浦々布帆任風信。夕陽各自伴鷗歸。

多賀暮雪。黃雲漢々暗斜橋。多賀荒城雪亂飄。早已人行皆絕後。壺碑空在更蕭條。



## 第七篇 教育

### 第一章 維新前

#### 第一節 藩制

##### 第一項 四民教育

###### 一、學事

維新前仙臺藩にありては養賢堂と稱する規模宏大なる藩學ありて、専ら經學を講ぜしめ、側ら習字・算術・禮法及槍・劍・射御の指南に及びたれば、當時文武の教育機關としては東奥復た之に優るものあらざりしと雖ども、是れ専ら藩士の子弟を養成するに止りて、農工商の子弟には及ばざりき。故に一般は私人の家塾、又は手習道場に就き學問するを常とせり。當時學問と云ふも讀書・習字位のものにして、商人は特に十呂盤を修めたり。而して此家塾道場は、都市は勿論寒村僻邑に至る迄概ね行はれたるが、偶々郷先生の優良ありて、多少經學を布衍し道徳を維持せるに由り、按外非違の徒に多きを觀ざるのみならず、文筆を心得たるもの少からずとす。然れども當時の教育は主に習字を學ばしめ、讀書・算術の如きは暫く其次位に修めしむるを普通とせり、今其習字教授及家塾の狀況一斑を左に記せん。

###### 二、手習道場

多少道徳の素養ありて書を能くするものは、私に道場を開て習字の師範を家業とするものあり、又は書を能くせず單

に讀書を教授するものもあり、就中十呂盤・禮法の如きは特殊の學科に屬して、之を教授するの先生其人に乏きは、之を學ぶもの亦乏きによるなり。手習は普通何人も日常の書翰、取引の帳合等總ての必要より自然手習道場は一般に盛況を極めたりしなり。

###### 三、入門と學期

子女七八歳の年齢を期し、父兄は相當の師匠を選定して、其道場に至り子女を携て束修の禮を執るものとす。爾后師匠は門人として手本を與へて専心に習はしむ。習字時間は朝飯後五ツ時(午前九時)より八ツ時(午後三時)迄にして今の五時間なり、其間師匠は手本の讀方、又は行狀の訓戒を與ふ、又毎週清書を檢し之に朱筆を加へ、文字の良否運筆の巧拙を評し褒貶したり、而して其成績著きものは手本の文字を増益して、四折を六折に進め、六折を八折に進むる等の獎勵法ありて、子弟相互の競争勉強は自ら行はれたるもの、如し。

###### 四、教科書と教授學齡

初學の手本には「いろは歌」數字より始め、次第に「消息往來」「庭訓往來」「用文章」の類に至る、尤も商家の子弟には「商賣往來」を農人の子弟には「百姓往來」「農家手習帖」を、特に女兒には「女大學」「今川往來」等を授けたり。而して此等の習字往來本は、獨り習字手本に用たるのみならず、之を能く素讀せしめ、又其意義をも示して讀書修身の用に供したり。修業年限は大概三四年にして、年齢十三四歳を常とすれども、固より今日の如く制規の年限あるにあらず、其以上五六年に至り退學するも隨意なり、要するに家業の繁簡、貧富の程度等家庭の境遇に従ひ父兄の任意にあり。

###### 五、特殊の施設



手習の外、更に師に就き毎朝、大學・論語等の經書を素讀するものあり之を朝稽古と稱す。又禮法を修むるものは概ね午後にして、日中習字時間を避けたるもの、如し。願ふに此等は特殊學課に屬して、之を修學するもの亦特志の輩に屬すればなり。又十呂盤は實際日常の必用より、一種の補習法行はれて、盆正月の如き一般農桑の休暇を利用して、教師を聘し二三週間の短期講習を開くもの亦往々少からず。右は仙臺の藩政以來三百年の民間教育法の概略なり。此手習教育は維新の改革にも猶依然として行はれつゝ、明治五年に及べり。

## 第二項 町 村

【原町】 維新前の教育は、修學に志あるもの、藩士・神職・僧侶・醫師等に就き、讀書・習字・算術を學ぶに過ぎざりき。今その師匠として子弟を教養するもの、先には田村蘭亭集居あり、原町觀音堂別當清光院の住僧にして、詩歌俳偕に長じ藻才の譽れ高かりき。苦竹に藩士慶之丞隆房あり永野榮助。大内源太右衛門の門人あり、飯塚内藏吉後ち名を例儀に改む、その夫人三輪子學殖あり。槍術家に富岡甚大夫あり。南目區に醫士今野讓安あり、新屋敷に櫻田櫻丸あり、新田に醫師及川立條、國分寺住僧清水耕田、又小田原には天遊館留守役春日直右衛門及び肝入木皿牛松等ありて子弟を教育せられたりしと。

【鹽竈町】 維新前に於ける當地の教育施設として觀るべき事例を列舉すれば、抑當地は東陸方面の鎮護と仰ぐ鹽竈神社を奉祀し、濟世安民の聖蹟たりしが故に教育も亦此の間に淵源し漸次發展し來れる跡あり。又文明萌芽の中心地たりし鹽竈神社の奉齋地として社會的教育の感化を受くるもの尠からず。安永・寛政の交、藤塚知直・知明寺ありて大に文化の開發に努めたり。知直身神職にあり、尾州の祠官吉見左京尹を其家に招き、奉饌歲餘同僚をして贊を執らしめ、弟子學業成るもの多し。又知明は益々文學の隆興を圖り、名山藏文庫を創設し、數萬卷の圖書を集めて世人の閱覽に供したりき。是れ固より社會教育の一にして其効果の尠からざりしを知るべし。其他民間一般の教育法としては彼の寺子屋なる手習道場は町内數箇所散在し、若干の兒童を教養したり。教科目は讀書・習字・算術の數科に過ぎず、其程度の如き、士分の子弟は四書・五經等の素讀を専らにし、町人百姓の子弟は農業往來・近道・子供早學問・實語教・童子教・庭訓往來等の諸書を讀ましめ、以て實際的智識の養成に努めたり。されど是れ等教育を受くる者は町民子弟の一部分にして、廣く全般に涉りたるにはあらず、以て當時の教育の如何に狹隘にして、且つ淺薄なりしかを想察し得べし。但し維新前の教育は、知識の方面の程度甚だ淺薄なるも、道德的方面に於ける、實踐躬行に至りては遙に今日を凌駕しありしが如し。

【大澤村】 維新前の教育は、寺院の僧侶又は在住の藩士に就き、讀書・習字・珠算等の學科を習得す。中に就て芋澤には菊地清一先生、大倉には關庸孝先生あり、數代繼續して郷黨の子女を教養して、維新の曉に及ぼせり。

【根白石村】 寺小屋教育にして、僧侶武士等自宅に於て教授せり。教科は讀書・珠算・習字の三科目にして、教科書には庭訓往來・家道訓・百人壹首・實語教・四書等・珠算は加減乗除より材割位のもの、習字は教師の手書にして、進んては手紙の文などを習はしむ。

【七北田村】 萬延より慶應に亘る約十餘年に於ける、寺小屋教育、師匠の任に當りしは、東方に矢野某・田代某あり、西方に荒井某あり、又古内・上谷刈方面に萱場定仲ありてよく兒童を訓育せられたり。

地方の士族等にて、文字あるものに就き九才頃より十三才頃迄通學するを例とす。其所を寺小屋、教員を師匠、兒童を筆子と云ふ。多きは四五十人、少きは十四五人に過ぎず。教科は讀み書きにして、書き方を主とし、傍ら作法の簡易なるものを教ふ、故に教育を受くるを手習をするると云ひたり。讀書は朝晝の二回にして、(個別教授なれば一人分は



實に少時間なり。他は悉く書方のみなり、書方は五日に一回の清書あり。教科書の主なるものを擧ぐれば、近道子寶・實語教・庭訓往來、進みては稀に四書五經等の素讀をなすものなり。習字は、いろは歌、假名手本(單語單句)諸往來類農家手習帖、手紙の案文等にて皆師匠自身に書きて與へたるものなり。土用稽古、寒稽古と云ふことありて、酷暑烈寒の候鍛練をなしたり。青年に至れば、農閑の節(冬季)に正月(夜間十呂盤、謠曲等を稽古せり。女子の教育を受くるもの殆どなかりき。

【利府村】藩に於て獎勵したる、程朱の學を奉じ、藩士以上は養賢堂に於て經書を學びたれども、農工商は村夫子に就きて、百姓往來・童子教、實語教、庭訓往來・道中案内・消息往來等の素讀講義を學びて平民的道德を養ひ、兼て日常必須の文字を學ぶ、算術は珠算によりて八算見一相場割等を習ふに止り。一般は富豪の子弟若くは特殊のものにあらずれば高尚の學術を修めざれば偶々四書五經唐宋八家文選古文眞寶の講讀等をなすものは、博識者として一村の尊敬を受けたり。而して謠曲禮法等の初歩は、農家の子弟一般に修めたるもの、如く、老人間には民文學とも云ふべき俳諧往々行はれしと、又加瀬野中には鹽竈神社の社家多く、此等の人々の中には、和歌に巧みなるもの少なからず近代に於て鎌田内膳などその名高く、春日の市川定是、利府の自稱院、町加瀬の本覺院等は久しく其地の子弟を教育して村民風教の維持に努めたり。

## 第二章 維新後

### 第一節 小學制度

#### 第一項 學制

##### 一、願 布

明治五年八月二日太政官第二一四號學制を頒布し、且つ地方長官をして普及せしめたり。憶ふに文部卿大木喬任、全國を劃一にし而かも強制的制度を案じ、江藤新平之れに參與し、學制を頒布したるは、國家教育の端なり。太政官は學制頒布の旨趣を闡明ならしむがため「學制頒布に付被 仰出書」と題する諭告を發表せられたり。蓋し範を佛國に摸りたるの跡ありしも、維新後に於ける教育に關する諸令の權輿と謂ふを得べし。學制頒布に付被 仰出書の全文左に。

人々自ら其身を立て、其産を治め、其業を昌にして以て其生を遂るゆゑんものは、他なし身を修め智を開き才藝を長するに由り。而て其身を修め智を開き才藝を長するは、學にあらざれば能はず、是れ學校の設あるゆゑんにして、日用常行言語書算を初め、士官農商百工技藝及び、法律政治天文醫藥等に至る迄、凡人の營むことの事學あらざるはなし。人能く其才のあるところに應じ勉勵して之に従事し、しかして後初て生を治め産を興し業を昌にするを得べし。されば學問は身を立るの財本ともいふべきものにして、人たるもの誰か學ばずして可ならんや。夫の道路に迷ひ飢餓に陥り家を破り身を喪ふ徒の如きは、畢竟不學よりしてかゝる過ちを生ずるなり。從來學校の設ありて年を歴るこゝろ久しといへども、或は其道を得ざるよりして人其方向を誤り、學問は士人以上の事とし、農工商及び婦女子に至つては之を度外におき學問の何物たるを辨せず、又士人以上の稀に學ぶものも動もすれば國家の爲にすこ唱へ身を立つるの基たるを知らずして、或は詞章記誦の末に趨り、空理虚談の塗に陥り、其論高尚に似たりといへども、之を身に行ひ事を施すこと能はざるもの少なからず。是すなほ沿襲の習弊にして文明普れからず、才藝の長ぜずして貧乏破産裏家の徒多きが故なり。是故に人たるものは學ばずんばあるべからず、之を學ぶには宜しく其旨を誤るべからず、之に依て今般文部省に於て、學制を定め追々教則をも改正し布告に及ぶべきにつき、自今以後一般人民(華土族卒農工商及婦女子)必ず邑に不學の戸なく、家に不學の人なからしめざるべからざるものなり。(高上の學に至ては其人の材能に任かすといへども、幼童の子弟は男女別なく、小學に従事せしめざるものは、其父兄の越度たるべき事)

但從來沿襲の弊、學問は士人以上の事とし、國家の爲にすこ唱ふるを以て學費及其衣食の用に至る迄、多く官に依頼し、之を給するに非れば學ばざる事と思ひ一生を自棄するもの少らず、是皆惑へるの甚しきものなり。自今此等の弊を改め、一般の人民他事を



抛ち自ら奮て必ず學に従事せしむべき様心得べき事。右之通被 仰出候條、地方官に於て邊隅小民に至る迄不洩様、便宜解釋を加へ精細申諭、文部省規則に隨ひ學問普及致候様方法を設可施行事。

明治五年壬申七月

太 政 官

### 二、學區編制

明治六年二月大學中學小學の編制を布ぐ、全を通じて第八大學區、二百五十六中學區五萬三千七百六十小學區と爲す四月第八大學區を改めて七大學區と爲し、宮城縣は第七大學區に編入す。

此の歳二月七日鹽谷良翰官城縣(仙臺刈田伊具亘理柴田名取宮城黒川志田)令に任ず總中學務課を置き第七大學區の本部を廳中に併置して、縣内三中學、二百三十一小學を統轄す。本郡は黒川加美二郡を合せ、三郡を以て、第一中學區を組織し、學區取締規則を定め、學務の縣屬齋藤永頼第一中學區の主任たり。更に第八小學區に屬し、三十四小學區を編制し、鈴木金興・劍持伴秀の二名を撰みて學區取締に任ず。

教育五十年史。全國を八大學區、二百五十六中學區、五萬三千七百六十小學區に分ち、一小學區は人口約六百を目標とし、一中區は人口約十三萬を標準として、地方當局者をして之を區分せしめ、學區取締を置き、區内の人民六才以上の男女は總て小學校に入る者とし、學に就かざる者は其の理由を學區取締に申出づる事。小學校は之を分ちて尋常小學校・女兒小學校・村落小學校・貧民小學校・小學私塾・幼稚小學校等とし、尋常小學校は上下の二等に別ち、何れも修業年限四ヶ年、即ち合せて八ヶ年とす。又、最初は全國を八大學區に分けたが、六年四月に之を七大學區に改めた。即ち全國七つの大學區に、各一大學區を設置して之を本部とし、更に其の各大學區を三十二中學區に分け、更に各中學區を二十十小學校に分け、其中、小學區に一校づゝ中・小學を置くといふので、之れが出来上ると全國に七個の大學、二百五十六の中學校と、五萬三千七百六十の小學校が出来るといふ頗る大規模の者であつて、是れだけの學校は是非造らねばならぬといふのであるから、當時にあつては實に驚くべき大英斷と言はねばならぬ。

### 三、小學校創立

本郡第八小學區三十四の小學校は、明治六年六月二十四日荒井小學校を始めとし、八月十七日小田原小學校を終りとす。其間日數五十餘の短期に郡内三十四の小學校は悉く創立開校せられたり。開校當時に於ける教員七十四人にして生徒三千三百九十人を計上せり。詳記下の如し。

小學校	創立月日	教員數	生徒數	小學校	創立月日	教員數	生徒數
荒濱	七、一〇	二	七	南目	六、二五	二	七
七北田	七、八	三	七	芋澤	六、三〇	二	七
作並	六、二五	一	五	荒井	六、二四	三	二五
小泉	七、一	二	一四	上谷刈	七、一〇	二	九
福岡	七、一五	二	六	愛子	六、二二	三	一〇
岩切	七、一六	三	二八	山王	七、一四	二	一〇
鹽竈	七、七	一	一六	中野	七、一五	三	一八
笠神	七、一五	三	九	高城	七、一五	二	一一
留谷	七、一五	三	九	高崎	七、一	三	一三
岡田	七、一五	三	六	蒲生	七、一五	三	一三
松ヶ濱	七、一五	一	二	手樽	七、一五	三	六
西成田	七、一三	二	七				

### 四、學區更正

明治九年四月登米栗原本吉桃生牡鹿の五郡は宮城縣の所轄に編入す。學制發布當時の管内三中學區二百三十一小學區



を増加して、四中學區五百二小學區とし、一小學區に一小學校を建設す。十三年本縣學事條例を布くに方り、本郡三十  
四校を改めて、四十小學校と爲す、後ち十九年小學校令の發布に變更して後ち町村制實施の曉に及ぶ。其の位置及び通  
學區域を舉示する左の如し。

位置	區	域	位置	區	域	位置	區	域
原ノ町	南ノ目、苦竹		南小泉	南小泉		荒濱	荒濱	
岡田	岡田		中野	中野		代ヶ崎	七ヶ濱	
笠神	高崎、下馬、八幡、大代 笠神、東田中、留ヶ谷		野々島	野々島		寒風澤	寒風澤	
岩切	岩切		小田原	小田原		荒井	荒井、六丁目、霞ノ目	
田子	田子、福室		蒲生	蒲生		蒲ノ町	長喜城、伊在	
山王	南宮、市川、山王、高橋 新田、浮島		鹽竈	鹽竈		松ヶ濱	七ヶ濱	
桂島	桂島		小鶴	小鶴、燕澤、鶴ヶ谷		石濱	石濱	
松島	松島		櫻渡戸	櫻渡戸、初原		利府	利府、加瀬、森郷、春日	
赤沼	赤沼		上刈谷	古内、野、上刈谷		手樽	飯土井、菅谷、神谷澤、澤乙	
作並	作並、熊ヶ根		大倉	大倉		福岡	福岡、朴澤	
郷六	郷六		高城	磯崎、高城、根廻		芋澤	芋澤	
幡谷	幡谷		七北田	七北田、市名坂、松森、荒卷、北根		北小泉	北小泉、竹谷	
實澤	實澤、小角		愛子	上愛子、下愛子		根白石	根白石、西田中	
						南大倉	南大倉	

第二項 教育令

一、綱 領

明治十二年九月二十九日太政官第四〇號を廢布し、學制を廢して教育令を布く。學制は秩序整然劃一を旨とし、過度  
の干渉と、保護を厭はず、教育令は地方の現況に順應して實地の運用を主とする、所謂の自由教育なり、蓋し學制は、  
専ら佛國の教育に模擬し、教育令は米國の教育に模倣したること、恰かも上古時代に韓土の文物廢れて、唐土の文化は  
翕然として勃興せるに等しかるが如し。

自由放任を主とする教育令の發布により、小學校の設置區域等の如きは、只その大綱を示して施設經營舉げて町村に  
委讓し、學區の取締を廢し不急の規定を排除し、爲めに校舎の設備、學校の教課管理等を始めとし、教員の任用優遇の  
方法、俄然解頰して地方の學事は頓に退歩の色を呈せり。

教育令の發布に伴ひ、本縣亦學事規則を定め、八月小學校則を更正し、九月小學校教員を解職して委囑結約の認可を  
受けしむる等幾多の變遷を來し、町村は爲めに管理經營の困難を現出するに至れり。

二、改正教育會

明治十三年十二月二十八日太政官第五九號を以て教育令の改正を布かる。蓋し前年發布の教育令の敗績に考へ、務め  
て學制の覆轍に鑑み、取捨折衷概ね時宜に順應せる規程なるを以て、該令の存續六ヶ年間に及ぶ。その改正の要旨は、  
小學校の設置區域及び教則にありては、地方長官をして之を定めしめ、學務委員の選任を慎重にし、其の仰の重要事  
項に就きては、府縣に在りては文部卿の認可を要し、町村に在りては府縣知事の認可を受けしむるに在り。又一面に  
は文部省は改正に伴ふ、諸般の條規を一府縣に令し、府縣又銳意之を施行して全國の學事を振興せしむ。要するに新令



の自由放任の制度は改正令によりて強制的就學制度となる。此に於て本縣同年二月學務委員選舉規則、教員演習會規則等を制定せられたり。

明治十八年八月十二日太政官第二三號を發布し、第三次の改正教育令を施行す。當時の經濟狀態を案するに比年物價は低落し、金融は閉塞して民力凋衰して維持の困難を呈せり。仍りて教育の施設を簡易にして其費用を節約するに在りと雖も、地方費の全額漸次に増加せるを以て、小學校の經費は主として授業料に資りて、之れが存續を圖るに在りと雖も、暮年ならずして教育令は廢止せられたり。

### 第三項 小學校令

#### 一、要

#### 綱

明治十九年四月九日勅令一四號小學校令を發布す。憶ふに積年の實驗に鑑み、又學政の原則に照らし、殊に復た市町村制定の旨趣に伴ひ得べき適切な法案にして、小學校の編制を始とし、小學校の經濟及び教員の制度管理監督等に至る體綱を示せり。

同二十三年更らに之を改正して以て、國民性即ち大和民族特有の精華を涵養する源泉を建立するの域に達したるは蓋し斯の歲に在り。案するに明治五年學制を發布し國家教育の端を啓きたりしも、型を佛式に倣し、又同十三年教育令を發し、國家教育の礎を築きたりしも、範を米式に則りたるが如き嫌あるを免がれざるもの、如く惟はる。今二十三年の改正小學校令の要旨を鈔録すれば、大率左記の數項なりとす。

- 一、小學校令第一章、教育の目的に就て。(道德教育・國民教育・生活上必須なる普通の智識技能)
- 二、小學校令第二章、教科目及び其他に就て。(別に農商工科等の専修科、高等小學校の修業年限)
- 三、小學校令第四章、學校の設立維持に就て。(各國の方法・本邦學區劃法の沿革・教育委託法の説明)
- 四、小學校令第五章、授業料及び其他に就て。(授業料・基本財産・内外論者の意見)
- 五、小學校令第六章、教員の資格、任用待遇等に就て。(隱退料・扶助料・土地の使用並物品換給法)
- 六、小學校令第七章、學務委員及び郡監學等に就て。(學校の代表者・監視督勵)

### 二、設置區域の變更

明治十九年小學校令の發布により、本郡を三學區三十四校とす。同年九月三日本郡長竹尾高克より、後任郡長十文字信介に事務の引繼を了せり。

引繼書。公立小學校は郡内三學區、則原町利府七北田にして高中 合せて三十四ヶ所有之。教員の配置等略整頓の場合に候得共過般小學校令の發布あり、亦今般縣令第九號を以小學校生徒授業料額、及第十號を以小學校設置區域及位置を定められたるを以、學事に關する一切の義は此際適當の改革を行ふべき期に達し居候條、夫々御調査の上可然御措置相成度候。

### 三、本縣發表の教育概要

#### 宮城縣第一回年報載録ある左に。

宮城縣第一回年報。教育の概要。明治五年學制頒布せられしより、翌年二月に至り、全管を三中學區二百三十小學區とし、一小學區に一の小學校を置く、當時教員其人に乏しく纔に普通學の端緒を開きしのみ。而して仙臺は第七大學區の本部なるを以て、同年八月官立師範學校を置く。本縣には明治八年三月小學師範傳習校を設け、専ら小學教育を陶冶するの途に従事せり。爾來普通學の方針稍進み教員其數を増すを以て、九年四月全管を四中學區五百二小學區とし一小學區に一小學校を置き、山間僻落洽からしめんとし、已に三百五十三校を開設するに至れり。同年大學區廢せらるゝに追ひ、官立師範學校は縣廳之を受繼ぎ、傳習所を併せて仙臺師範學校と改稱し、曩に設置されし官立英語學校も亦此際縣立と爲る、其影響民心に關するもの少なからず、爲めに學步躊躇



の景況あるを見る。十一年仙臺師範學校を宮城師範學校、仙臺英語學校を宮城中學校と改稱し、管内小學をも併せて學規教則等、其適否の如何を視察し、之れが更正釐革を加へ、將に大に擴張するあらんことを。幾ばくもなくして、教育會の發布あり、學步復踏の態を現はせしが、十二年教育令改正あり、隨て本縣更に學事條例を編制し、十三年十二月二日二百九十五小學區、四百三十校とし、管内學事の針路始て定る。爾來逐年就學多く隨て學資増額以て今日の景況を致せり。是れ管下教育事項の概略とす。

### 第二節 制令一斑

#### 第一項 教員

##### 一、配置

學制發布の當時、宮城縣令鹽谷良翰命を各區在任の區長に傳へて、教員志望者より履歷書を進達せしめ、學區取締之を詮衡して後ち「假教師」の辭令を交付す。當時多くは手習道場又は寺小屋の私塾を開き兒童を教養する、所謂の師匠より撰任したるがために、開校當時の就學生徒の多寡に按分して配置しがたきが如し。例へば加瀬校の生徒二百八十二名なりしも一名教師又岡田校の生徒六十五名なりしに、三名教師を配置せるは、憶ふに開校所在地若くは近傍に適任者あらざるが故なり。

##### 二、教員名稱の變遷

明治六年官立師範學校は開設しありしも、卒業期に達せず、仍りて同八年三月本縣は特に「小學師範傳習所」を開設し修業期間を定めて百日と爲し、其の間専ら教授法を講習せしめて小學教員を養成して漸次各校に任用したり。傳習所の卒業者に、訓蒙・權訓蒙又は訓導・權訓導等の差等を定む。後ち教育令發布の翌十四年七月小學校職員名稱並准官等を定め、訓導の等級を七等に分ち准官等を十一等より十七等に分てしことありしも、小學校令の發布以來現時の如く、正教員に本科専科の別あり准教員及び代用教員の稱を冠するに至れり。爰に學制發布以來教育令實施の初期に於ける、教育の概要を轉載し、併せて明治六年創立開校當時の小學校級數及教員數を掲げて、明治六年創立開校當時に對する古今を知るの資とせん乎。

### 三、古今の計數

明治十一年學制施行の晩期より、同十三年教育令發布の初期に際し、本郡各小學校及び教員と生徒、又生徒の出席に關する記録は載せて、明治十五年宮城縣統計書に據り本郡内の校數及び教員・生徒並に百人率出席を掲げ、併せ最近の統計を舉示する左に。

公立小學の教員及生徒	校數		教員		生徒		百人中出席		
	十一年	十三年	十一年	十三年	十一年	十三年	十一年	十三年	
校數	三	三	一四	三、三六八	六、五	十二	三	一五	三、七三
教員	三	三	一七五	三、三三三	八〇九	十四	三	一九	三、八六九
生徒	三	三	一〇一	三、九〇一	七、一				
百人中出席									
尋常高等									
計									
正教員									
准教員									
代用教員									
計									

大正十一年四月現在



町村名	尋常	高等	計	本科	專科	員	准教員	教代	員用	計
町村名										
小學校										
七郷村	六五〇	一一二	六五二	四四八	一一二	員	一一一	三二四	三二四	七六四
高砂村	六九七	一一三	六九〇	四六七	一一一	員	一一一	三二二	三二二	七〇二
多賀城村	一〇七	一一一	二一八	一〇六	一一一	員	一一一	三一	三一	三八
七ヶ濱村	四九	一一一	一六〇	九六	一一一	員	一一一	七四	七四	一〇二
浦戸村	二二	一一一	一三三	二一	一一一	員	一一一	一三	一三	一六〇
松本村	二二	一一一	一三三	一一一	一一一	員	一一一	一三	一三	一六〇
松島村	二二	一一一	一三三	一一一	一一一	員	一一一	一三	一三	一六〇
何府村	二二	一一一	一三三	一一一	一一一	員	一一一	一三	一三	一六〇
岩切村	二二	一一一	一三三	一一一	一一一	員	一一一	一三	一三	一六〇
七北田村	二二	一一一	一三三	一一一	一一一	員	一一一	一三	一三	一六〇
根白石村	二二	一一一	一三三	一一一	一一一	員	一一一	一三	一三	一六〇
計	五八四	一一一	六九五	三七一	一一一	員	一一一	二二二	二二二	九四八

備考 大澤、大倉、廣瀨の三校は學級數に比し教員數の多數なるは同三校共分教場多く各分校共裁縫專科教員を要する事情による

第二項 兒童

一、學制

明治六年六月本郡内三十四校を創立し、男女總計三千三百九十人を就學せしむ、男女の性別及び學齡の總員を見るべき資料なしと雖も、明治九年二月就學不就學調査法設定以前なるを以て、推定するに蓋し男女を合せ學齡の半數に達せざるべし。

明治十三年教育令施行時代、同十五年の統計に徴すれば學齡百に對する就學の男は六十九人三五にして、女は僅に十

明治	男	女	計	男	女	計	男	女	計
明治五	三、三三三	三、九〇一	一、四三三	三、七三三	五、一六六	四、七五五	四、三九三	九、〇六七	六、九三五
明治十	三、三三三	三、九〇一	一、四三三	三、七三三	五、一六六	四、七五五	四、三九三	九、〇六七	六、九三五
明治十五	三、三三三	三、九〇一	一、四三三	三、七三三	五、一六六	四、七五五	四、三九三	九、〇六七	六、九三五

二、小學校令

明治十九年小學校令實施の初期に至り、學齡百對男子の就學四十六人五一にして、女子の就學は男子百對二十三人弱を計上せり。宮城縣統計書により編次する左の如し。



學齡人總數	就學		不就學		學齡百對就學	總數	就學學齡人員		對男女	總數	就學非學齡人		學齡百對就學非就學男女
	男	女	男	女			男	女			男	女	
十九年	九,三九七	四,三三〇	五,〇七	四,三〇	四,三〇	三,五三三	八七	三,九	一六	一七	二	一四・三	一四・三
二十年	一〇,〇八一	五,五三九	四,五四二	五,〇四	五,〇四	三,九六六	一五三	三,九六六	八	一七	二	一四・三	一四・三
廿一年	一〇,三四四	六,二九七	四,〇四七	六,〇八八	六,〇八八	四,五五五	一七四三	三,八二四	八	一七	二	一四・三	一四・三
廿二年	一〇,四九三	六,五九八	三,八九五	六,二八八	六,二八八	四,八三八	一,七〇〇	三,八二四	八	一七	二	一四・三	一四・三
廿三年	一一,三三三	六,九二六	四,四〇六	六,二二二	六,二二二	五,〇三三	一,八七三	三,七〇七	八	一七	二	一四・三	一四・三
廿四年	一二,六〇七	六,六八四	五,九三三	六,六〇三	六,六〇三	四,八三三	一,八六二	三,八二四	八	一七	二	一四・三	一四・三
廿五年	一三,〇三三	八,四〇〇	四,六三二	六,四〇五	六,四〇五	五,七〇七	二,六三三	四,〇八	八	一七	二	一四・三	一四・三

明治三十一年就學獎勵規定を發布して、學齡兒童の就學を督勵す。學務委員・區長及代理者並に學事擔任の町村吏員の恪勤事に當りて激勵するの效果に依ると雖も、一面より觀察すれば、往時の學齡兒童は現代の父兄たり。大正十年郡統計及び同十一年各町村學校を詳別する左の如し。

學齡兒童 大正十一年四月十五日現在

町村名	小學校名		學齡兒童	男	女	計	就學兒童	男	女	計	不就學兒童	男	女	計
	原町	鹽竈												
原町	原町	鹽竈	一,一〇	七五	一,一〇	一,一〇	七五	一,一〇	七五	一,一〇	—	—	—	—
鹽竈	鹽竈	鹽竈	一,一〇	七五	一,一〇	一,一〇	七五	一,一〇	七五	一,一〇	—	—	—	—
七郷	荒南	小	一,一〇	七五	一,一〇	一,一〇	七五	一,一〇	七五	一,一〇	—	—	—	—
多賀城	笠山	ク	一,一〇	七五	一,一〇	一,一〇	七五	一,一〇	七五	一,一〇	—	—	—	—
浦戸	浦戸	ク	一,一〇	七五	一,一〇	一,一〇	七五	一,一〇	七五	一,一〇	—	—	—	—
松島	松島	ク	一,一〇	七五	一,一〇	一,一〇	七五	一,一〇	七五	一,一〇	—	—	—	—
利府	利府	ク	一,一〇	七五	一,一〇	一,一〇	七五	一,一〇	七五	一,一〇	—	—	—	—
岩切	岩切	ク	一,一〇	七五	一,一〇	一,一〇	七五	一,一〇	七五	一,一〇	—	—	—	—
七北	七北	ク	一,一〇	七五	一,一〇	一,一〇	七五	一,一〇	七五	一,一〇	—	—	—	—
根白石	根白石	ク	一,一〇	七五	一,一〇	一,一〇	七五	一,一〇	七五	一,一〇	—	—	—	—
大澤	大澤	ク	一,一〇	七五	一,一〇	一,一〇	七五	一,一〇	七五	一,一〇	—	—	—	—
廣瀨	廣瀨	ク	一,一〇	七五	一,一〇	一,一〇	七五	一,一〇	七五	一,一〇	—	—	—	—
郡計	郡計	ク	八,四〇三	八,〇五五	一,一〇	八,四〇三	八,〇五五	一,一〇	八,四〇三	八,〇五五	—	—	—	—
大正十年	大正十年	ク	八,四〇三	八,〇五五	一,一〇	八,四〇三	八,〇五五	一,一〇	八,四〇三	八,〇五五	—	—	—	—

第七篇 教育

第三項 教育費



一、學制施行時代

明治五年學制を頒布し、國庫より小學區の就學兒童一人に對し金九厘、即一萬人對九十圓の金額補助を交付して、小學區の維持費に充用す。然るに規定の事項大率創始に屬し、細大の事項を一括して劃一に歸せしむるが故に、各地各様の民情民力に適應せざるも亦甚だ少なからず、頗る世議を惹き起し遂に一大改正の已むべからざるに至れり。  
 同十二年教育會を發布し、教規及び費用の施設に専ら町村に一任し、學制當局者はた、其の大綱を示すに過ぎざりしが故に學事頓に廢退を呈せり。仍りて翌十三年教育を改正して土地に賦課する區町村費の制限を定めたり。學制及び教育令施行當時に於ける、本郡全校の教育費を掲ぐる下記の如し。

公立小學費の出入		一校の平均	
入金	出金	入金	出金
十一年 八、100	七、八八六	十二年 八、〇三九	七、二〇八
十三年 二、八五一	一〇、五九七	十四年 一四、三三二	二、八六八
十五年 一五、七七五	一三、六六五		三、六〇八

二、校令施行時代

明治十九年小學校令を制定し、主ら區町村費の減少を旨とし、勉めて小學校の保續維持を圖るの急に出て、授業料に資らしむ。本縣學事當局は授業料徴收の件を公布す。左に。

甲第二號 明治十九年一月十八日  
 自今町村小學校に於て、生徒一名に付一ヶ月金三錢以上拾五錢以下の授業料徴收す。

右 布 達 候 事。

町村制實施以前本郡に於ける、教育費目の收入支出の額左の如し。

公立小學校費の收入		公立小學校費の支出	
越 高	協 議 集 金	寄 附	授 業 料
一、五〇四	二、九三六	一〇四	一、五七五
		積立利子	計
		一〇四	一五、七五
		地方税	
		一、五七五	
		雜收入	
		一〇四	
		計	
		一五、七五	
		教員給料	
		學務委員	
		其他	
		借地借家	
		書籍器具	
		薪炭油	
		營繕	
		雜費	
		計	
		一五、七五	

明治二十二年地方事務報告。教育。本年間教育の事務は、百事前年の緒を繼ぎ務めて干渉の弊を避け、時に或は監督獎勵を加へて以て之れが普及發達を促がしたり。就中區町村立小學校の如きは、本年四月市町村制實施と共に市町村自治の精神に基き、以て將來施治の方針を定め大に之れが更革を行ひたり。抑も本縣に於ては、從來一區郡を三學區乃至四五學區に分割し、一學區内に少くも一の高等小學校を設置し、郡區長をして之を管理せしめたり。雖も、市町村制實施の際、從來の町村を分合して其區域名稱を定めたるがため、小學區域も亦隨て變更を要するもの尠からざるのみならず、本制實施の上は、市町村立小學校は自ら其市町村の營造物に屬するの感なきにあらず、故に此際苟も小學校令に抵觸せざる限りは、可成的市町村の自治に任じ、市町村教育の振否は市町村自ら其責に任ずるの慣行を養成せしめんと欲し、本年一月以來専ら之れが計畫に着手し、同三月縣令第十四號第十五號を以て市町村立小學校設置變更廢止規則、同小學校資産管理規則を更定し、尋て同四月縣令第十六號を以て、小學校經費收支規則を制定し、小學校設置區域は總て市町村の區域に依らしめ、其管理は市町村長をして之れに任せしめ、其經費は授業料を以て之れに充つるの外は、總て一市町村の負擔する所となしたり。且學校等科の如きは各市町村の資力を計りて、更に適當の等科に改めたるものも亦少なからざりき。如此市町村學事上に向て非常の更革を行ひたるに依り或は一時教育上の退歩を見るの虞なきにあらざりしも施行の結果は幸に豫想の外に出て、曾に従前に異ならざる狀況を呈出したるのみならず、各市町村互に競争して完全なる學校を設置せんと欲し、生徒の員數如何に關せず、巨額の市町村費を支出して、尋常小學を更め高等小學校となさんとするものあるに至れり。



義務教育費交付金。義務教育費國庫負擔法第三條による、大正十五年度交付金、町村別交付額大正十五年正月二十五日決定、五・八  
十一月明年二月に分けて交付

(單位錢)

原 町 五、八七・九三 七郷村 六、三六・五七 高砂村 六、〇七・九一 七ヶ濱村 五、六四・三三 浦戸村 一、四三・三三  
松島村 六、七九・〇〇 利府村 三、九〇・七三 鹽竈町 九、九六・九三 多賀城村 四、〇九・〇三 岩切村 三、四八・二四  
七北田村 四、八五・四九 大澤村 三、四〇・〇八 根白石村 四、一五・四九 廣瀬村 二、九〇・九三 合 計 六、三〇・六七

### 第三節 小 學 校

#### 第一項 尋常高等小學校

【原町尋常高等小學校】 位置、原町苦竹、地質、砂利交粘土。地形、略梯形。構造、和洋平屋及二階建、水質、車井戸  
良。校地面積約二四八九坪。校舎面積六四六坪。通學區域、南目、苦竹、小田原。基本財産、有價證券四〇〇圓、田  
五丁三反六畝五步、畑二反三畝二十七步、其他八反三畝四步。植樹八〇〇本。積立金一〇、六五六、六八六圓。

【御眞影及詔勅】 明治二十三年六月二十三日明治天皇。昭憲皇太后御影。同二十三年十一月九日教育勅語。同四十一年十月三十一  
日戊申詔書を拜戴し、舊校舎階上に奉安室を新置す。

【歴任校長】 伊藤寛平(明治六、四)。小野清敬(同八、一)。男澤抱一(同九、三)。眞山元(同一一、一〇)。眞山孫三郎(同一二、一)。黒須八  
十治(同二一、四代理)。木村久馬(同二六、一)。戸板一郎(同二七、五)。櫻井光華(同二八、一〇)。氏家與右衛門(同二九、一一)。成田丹宮  
(同二九、三)。富田珍平(同三三、七)。赤井久彌(同四二、一〇)。萱場柔壽郎(大正四、四)。佐藤浩(同五、一)。富岡喜代治(同九、七)。現  
【歴任學務委員】 富岡甚太夫。岩井庄吉。庄司惣松。庄司惣七。木村匡輔。鈴木利助。田村榮。庄司學藏。木皿松右衛門。菊地幸  
三郎。庄司直助。渡邊榮助。山形富之助。佐々木徳之助。柴田勇助。武田眞太郎。渡邊榮助(重)。庄司直助(重)。七浦理兵衛。吉  
田二郎。武田銳丸。庄司直助(重)。島山文吾。吉田二郎(重)。 學校醫 七浦理兵衛。

【沿革】 明治六年四月創立、原町南目舊奉行所を假教室に充て、南目小學校と稱す。同拾二年南目村今の役場の地に移轉、酒造庫を

改築して校舎となし原町小學校と改稱す。同拾五年七月原町高等小學校に改む、初等中等高等の三科を置く。同拾九年十月原町尋  
常小學校と改め、更に二十年四月原町高等尋常小學校と改む。二十一年一月現今の地に改築移轉し、二十四年小田原分教場を廢止  
す。同三十四年新校舎を増築し、四十三年十月新校舎の東に接續の島地を購入して校地とす、同四十四年二月二教室を増築し大正  
三年五月十五日運動場中央の宿直室及湯飲場を現在の場所に移轉、同四年十二月二十八日東部地前庭地均を了し、同六年九月舊校  
舎の後地に、新校舎六教室を増築す。

【鹽竈尋常高等小學校】 位置、字町。地質、表土粘土。地形、矩形。校地面積、四九二四・九坪。校舎面積、一〇六四  
五坪。構造、木造平屋(六棟)二階建(二棟)。水質、水道良。通學區、鹽竈町。基本財産。土地三町七反七畝七步。植

樹五八六〇〇本、現金四〇三〇圓、有價證券二三五圓、積立金四二圓。

【奉安所及詔勅】 敷地内特設。明治四十年十一月三十一日戊申詔書、大正四年十月二十七日御眞影拜戴。

【歴任校長】 藤塚知定(明治六、六)。橋本清賢(同八、七)。田邊希良(同二〇、三)。鈴木慶吉(同二二、一〇)。小々高弘(同二七、一〇)。鈴

木慶吉(同二八、五)。成田丹宮(同二二、一)。佐々木敬太郎(同二六、二)。富塚雄治(大正七、七)。石川一壽(同二五、六現)

【學務委員】 丹野六右衛門(明三二、一〇、二八)。海老藤藏(同三四、三、一三)。荻原平三郎(同上)。菊地瀧太郎(同上)。淺野八三郎

(同三五、三、二一)。菊地平吉(同三六、四、一)。阿部源吉(同三七、四、一)。鈴木忠助(同三九、四、一)。佐々木敬太郎(同上)。大竹國司

(同三九、四、一)。今野忠七(同上)。齋藤彌一(同四二、四、二九)。富塚雄治(大正七、八、一三)。添田武(同八、一、二六)。遊佐壽助

(同四〇、四、二九)。丹野六右衛門(同上)。鈴木庄治郎(同四〇、四、二九)。阿部勘九郎(同上)。丹野長知(同上)。佐藤玉吉(同上)。石

川一壽(同四四、六、二四)。宮本聯吉(同四四、九、一四) 學校醫 氏家時介・齋藤彌市・山本文次郎。

【沿革】 明治六年六月創立、藩制時代、代官所の建物を校舎と爲し稱して鹽竈小學と曰ふ。同十七年九月學事條例の更正により、高  
等小學校に指定せられ、翌十八年三月更に中等小學校に指定せらる。同二十年一月高等・中等簡易併置し、二十一年一月高等尋常  
簡易並置の小學校に指定せらる、是れ前年九月文部省小學令を發布せらる、に由る、然れども簡易科は當地に行はれざるの事情あ  
るを以て、同年三月官に乞ひ之を止め高等尋常二科並置なる此月寒風澤・石濱・野々島・桂島等の學校は渾て本校の分教場に屬せ



り。二十一年六月本町字吉津にも分教場の設置ありしが、時勢の推移と共に一は分離し一は廢止に歸せり。爾來本町の教育事業は世の進運と共に着々進歩し來り、就學兒童の數大に増加し、從來の校舍は漸く狹隘を告ぐるに至り、同二十七年校舍一棟を増築し更らに一校地を選び獨立の尋常小學校を設立するの計畫をなし之を其筋に出願し許可を得たり、然るに翌三十四年二月二十六日二棟の校舍祝融の禍に罹り烏有に歸せり。去れば局面一轉前に計畫せし尋常校舍を擴張建築するの議を立て、許可を受け、同三十五年、六の二年間に校舍三棟を新築せり。此歳四月幼年兒童就學の便を圖り本町吉津區に鹽竈小學校に隸屬せる出張所を設け、尋常二學年以下の兒童を收容したり、又家事の事情の爲成規の時間に通學し能はざる年長兒童、凡そ二十名を一組となし放課後に於て特別教授を行へり。本施設は多少の効果なきにあらざるも、缺席者多く且一般の狀勢上該教授の如き特設し置くの必要な認め開設三ヶ年の後之を廢せり。然るに三十七年は千古未嘗有の大時局に際し經費節減の爲、二部教授を設くるに至る、因て尋常二三年各二學級に教員一人づつを配置し、之を甲乙二部とし午前午後に分ちて教授をなし、其成績敢て不可ならざりしも、地方民の切なる希望により同年十一月遂に之を廢し、通常の如く一部教授に復せり。此歳四月十日校内に商業科を設け、高等三、四年男兒童必修科として教授す之を同校に於ける實業的教育施設の濫觴とす。同四十二年二月更に増築し又四十三年二階造りの講堂・事務室の竣工を告ぐ。然るに世運の趨勢は益々實業的教育の施設を促がすや切なるを以て、同四十四年四月町立商業補習學校を鹽竈小學校内に之を實現せり。當時生徒の數約五十名にして、單級組織なりしが、大正二年四月更に二學級に編製し、分科的教授の制を取る。尋て四十五年四月女子實業補習學校を鹽竈小學校内に附設し、尋常科卒業以上の兒童を收容し主として裁縫科を授け、猶補習として讀書算術等の諸科をも併せ課し、専ら實用的女子教育の一機關となしぬ。爾來同校の成績は着々として其歩を進め年々の卒業生二十名内外を示すに至れり。大正四年五月一日御眞影奉安所を新營し同六年三月校舍一棟及び雨天体操場の竣工を告ぐるに至りて本校外部の設備は漸く完成を告ぐ。(大正九年五月一日)

【廣瀨尋常高等小學校】 位置、廣瀨村上愛子。地質、輕鬆土。地形、長方形。校地面積、三五一七・七九。校舍建坪四三九・〇〇。構造、平屋造。水質、井戸適。通學區域、郷六・上愛子・下愛子・熊ヶ根。作並。基本財産、積立金四三七〇・一〇圓。

【奉安所】 校内。御眞影大正六年十月十五日、教育勸語明治二十三年十一月九日、戊申詔書同四十年十月十三日。

【歴任校長】 草刈庵(明治八)。志賀時照(明治一七)。成田常治(同二八、八)。三浦武知(同二〇)。相澤惣左工門(同二〇)。田邊希臣(同二一、七)。成田常治(同二三、九)。平渡源左工門(同二五)。紺野二郎(同三三、二)。櫻井長藏(同三四、八)。佐藤廣志。藤原良吾。高橋富藏。佐藤貞治(現)。

【學務委員】 加藤忠三郎・槻田清三郎・片桐久太郎・石垣彦四郎・菅井甚兵衛・庄子久右工門・庄子伊名藏。佐藤朝治。菅原新三郎。日野傳之助。 校醫

【沿革】 明治六年八月創設民屋を校舍とし第七大區第二中學區十番愛子小學校と稱し、上愛子に置き上等下等の小學科とし、上愛子・下愛子兩村の兒童を就學せしめ、小野儀次假教師なり。同十五年校則の改正あり初等中等科を置く、同十八年八月校舍一棟を増築す、同十九年校則を改正し同二十一年一月尋常科を置き、三月郷六・上愛子・作並の三簡易小學を廢して本校の分教場に改む、同二十五年四月尋常科を置き八月唱歌。圖書。裁縫科を加設す。同三十三年四月分教場を熊ヶ根に設置し、本校及び郷六・上愛子作並の各校舍を改築し、同四十一年四月六學年延長のため一學級を編制し十一月手工科を加設し一教室を増築し、同四十三年九月教員住宅を郷六分教場に設置す。大正元年一教室を上愛子分教場に増築し、同二年熊ヶ根校舍を改築し、同四年教員住宅を熊ヶ根分教場に建つ、同七年一學級を本校に、同八年上愛子に又九年郷六の二分教場に増設す。同十二年四月一日高等科を併置し、廣瀨尋常高等小學校と稱す。

【大澤尋常小學校】 位置、大澤村芋澤字長坂一八。地質、粘土。地形不正四角形。校地面積、三一七坪。校舍建坪一七八・五。構造、平屋造。水質、車井戸適。通學區、芋澤・大倉。基本財産、現金四八五五圓、有價證券二九五圓、土地三二一五坪。(外省略)

【奉安所】 事務室。御眞影、明治二十七年三月九日及び大正六年十月十五日。教育勸語。明治二十三年十一月十九日、戊申詔書、明治四十一年十月三十一日拜載。

【歴任校長】 濱谷伊太郎(明治三九、六、二)。太田徳治郎(大正一一、二、二〇)。藤原良吾(大正一四、三、七現)。

【學務委員】 佐藤長吉(明治二八、五、一〇)。奥山整之助(大正九、二、二五)。早坂幸太郎(同上)。佐藤義吉(同上)。佐藤甚左工門(同二三、二、一八)。大竹長作(同年同月二五)。庄子治四郎(同年同月二八)。 校醫。



【沿革】 明治六年四月宮城縣典事西川謙本村に來り、小學校設立の事を以てす。是に於て戸長佐藤吉之助・大槻安廣・佐藤貞吉等卒先村民と謀り、下區長泉寺を以て校舍に充て、第七大學區第二中學區十九番芋澤小學校と稱し、同年六月三十日開校、石母田寛象菊地清一教師となり、芋澤村全部の生徒を教育す是れ芋澤小學校なり。七年十一月川前字赤坂に川前分校を設け、十四年六月社寺を以て學校に充つる事を得ずといふ縣令あるに際し、本村上區(今の中區)神明園に校地を移し、宇那福神社の舊道場を以て學校となす。十七年八月學區編成、七北田學區芋澤中等小學校と改正せられ、十八年五月より川前分校初等小學校となる、十九年三月佐藤貞吉・宮崎秀康・石母田三九郎・奥山多藏・菅原俊乘・東海林利藏・早坂幸太郎・奥山仲兵衛等卒先村民一同と協議し、本村上區下區の中間、今の中區なる宇長坂園に校地を移し、横三間縦十二間、總五葺の學校を新築せり。是時奥山多藏横三間縦六間の舊廣間一棟を寄附す、仍て是れを裁縫教室及教員宿直室小使室に供したり是れ今の學校なり。十九年十二月學制變更本校並に川前學校は各々簡易學校となる、二十年四月芋澤尋常小學校と稱し、川前學校を本校の分教場となす、二十二年四月町村制實施本校を大澤尋常小學校と改め、大倉尋常小學校を分教場となす、三十年横三間縦六間の分教場一棟増築せり、三十一年四月大倉分教場分立して大倉尋常小學校となり、三十二年八月大竹に大竹分教場、苦地に苦地分教場を設く、同十一年小學校令改正により、翌四十二年横五間縦六間半の教室一棟を増築(約六百圓を要せり)して、各分校四學年修了の兒童を收容し現今に至れり。

【大倉尋常高等小學校】 位置、大澤村大倉字堰澤園。地質、砂地。地形、長方形。校地面積、二〇〇〇坪。校舍建坪、一三七坪。構造、平屋木造。水質、適。通學區域、日向區・下倉區・定義區・白木區・大手門區。基本財産、現金四八五五圓、其他二九五圓、田畑一町七畝五步、植樹一九〇二本。

【奉安所】 校内。御眞影大正六年十月十五日、教育勅語明治廿四年一月五日、戊申詔書同四十二年十月三十日拜載。

【歴任校長】 關庸孝(明治六、六月擔任教師)・關源五郎(同七、四擔任教師及權訓導)・安部清柔(同七一、一〇)・關庸孝(同一九、二月)・佐藤成崇(同二〇、二月)・遠藤多利之丞(同二二、九)・橋本三郎(同二二、一一)・關源五郎(同三四、四)・田中鐵吉(大正四、三)・藤原良吉(同二二、四)・熊谷甲午郎(同二四、三月現)

【學務委員】 結城平治・菅澤與右工門(大正九、四、一〇)・庄司勝右工門(同上)・早坂今朝之丞(同上)・平徳之丞(同二一、一〇、一〇)・早坂源左工門(同二二、五、三〇)・小松米藏(同二二、二八) 校醫、阿部利久・熊谷泰佐歴任。現時欠員。

【沿革】 明治六年七月一日創立。大倉日向切拂關庸孝の私塾を、直ちに第七大學區第二十番大倉小學校と爲し、關庸孝・大宮晉教師に任ず、兒童三十余名なりき。九年三月下大倉に分校を設く、十七年大倉中等學校となり、二十年四月大倉尋常小學校と稱し、南大倉簡易學校を其の分校となす、二十二年四月町村制實施の際大澤尋常小學校の分教場となり、南大倉分校を廢し、更に切拂に四百七十七坪の敷地を定め、縦七間半横三間の二教室を建て大倉分教場を併合す、三十一年四月大倉尋常小學校となり、三十二年白木・瀧上に分教場を設立し、翌年更に笠松分教場を設立す、四十一年小學校令改正により六學年實施す、大正四年新校舍を新築し、同年一月二十五日向切拂より移轉し、同十二年四月一日高等科を併置し、同十四年九月學區内の有志者一教室を増築せり。

【根白石尋常高等小學校】 位置、根白石村根白石堂の澤一乃至十番。地質、砂土。地形、方形。校地面積、一二二四坪。校舍建坪、三〇三坪。構造、平屋。水質、適。通學區域、根白石・西田中。基本財産、現金七二圓、田畑七三三三歩。其他一三二〇一歩、植樹四五〇〇本、積立金一五〇圓。

【奉安所】 職員室正面部。御眞影明治二十七年三月二十八日、教育勅語同二十三年十一月九日、戊申詔書同四十一年十月三十一日。

【歴任校長】 太田豊吉(明治一七、一〇)・宮崎榮藏(同三四、四、一八)・千葉正次郎(同三七、四、四)・馬場直正(同三八、九、二二)・安藤備(大正一一、一二、二〇)・佐藤廣志(同二五、三、三一現)

歴任學務委員。鷲尾儀右工門(明治九)・太田恭敬(同二二、一〇)・菅野直道(同二二、一〇)・伊藤徳藏(同二四、六)・熊谷七四郎(同二五、三)・鷲尾貞藏(同三〇、四、一)・庄司榮七(同三三、四、一)・鶴田傳吉(同四四)・鷲尾貞藏(同四四)・伊東清兵衛(同四四)・倉片岱治(大正四、四)・犬飼成房(同上)・赤間幸治(同上)・倉片岱治(同八、四、一八)・犬飼成房(同上)・赤間幸治(同上)・早坂今朝治(同二、四、一八)・犬飼成房(同上)・赤間幸治(同上)・樋渡幸三郎(同二四、二、二六)・宮澤權左工門(同二四、五、三〇)・赤間幸治(昭和二、四、二〇現任)・官澤權左工門(同上現任)・鶴田清七(同上現任) 學校醫、高橋金次郎。

【沿革】 明治五年七月第七大學區第二中學區根白石十七番小學校と稱し、松覺院を校舍とす。同十二年同寺廢せられたるを以て本場地に變換校舍を新築す。同二十二年九月七北田川犯濫校舍流失す。同二十四年滿興寺境内に地を相し校舍を新築、同三十四年四月秋隘なるを以て現時の場所即ち堂の澤園に校舍を移し、同時に高等科併置認可翌年開校す。同三十六年十二月縦二十四間横五間の校舍を新築す。



【七北田尋常高等小學校】 位置、七北田村七北田字東裏。地質、粘土。地形、長方形。校地面積、三二六一坪。校舎建坪、一五二坪二。構造、木羽葺木造平家。水質、吸上ポンプ適。通學區域、七北田・上谷刈・市名坂・松森・八乙女・野村・大澤・荒卷。基本財産、現金二二、〇二〇圓、有價證券七〇圓、田畑二一八二六歩、山林一七一三〇一歩、植樹一九六四〇〇本、積立金一一二七圓。

奉安所。大正九年十一月建築。工費一千四百六十圓。御眞影大正四年十月廿七日、教育勅語明治廿三年十一月九日、戊申詔書同四十二年十月三十日。

【歴任校長】 栗野三内・戸板俊廣、二人同資格同俸給。(明治六、八假教師)梅森確乎。(同七、一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇) 成田文太夫。(同一九、一二) 安久津成清。(同二〇、四) 藤田彬郎。(同二一、三) 宮崎榮藏。(同二四、七) 岡半之丞。(同三三、二) 守屋達成。(同三四、六) 佐藤浩。(同三八、三) 松浦榮三郎。(同四一、一一) 佐藤兵藏。(大正一二、三) 山崎忠右工門。(同三三、二)

【歴任學務委員】 錦戸景訓(明治二五、六)。松田官藏(同)。遠藤永次郎(同)。山田清十郎(同)。宮崎榮藏(同)。須田元九郎(同二八、五)。守屋成憲(同二八、七)。岡貫一郎(同二九、一一)。岡半之丞(同三三、二)。栗野武(同三三、四)。庄司徳右工門(同三三、六)。守屋達成(三四、七)。萱場稻藏(同三四、七)。佐藤浩(同三八、三)。若生直治(同三八、一〇現任)。松浦榮三郎(同四一、一一)。山田清治(大正三、三)。岡勇次郎(同六、七)。上山貞亮(同一、六現任)。小野清之丞(同一、六現任)。佐藤兵藏(同一、二、三)。山崎忠右工門(同一、三、二現任)。校醫。安田琢磨(大正二年四月就任同年十二月退任、吉田太理治後任同四年六月七日退任。同日再任現職)

【沿革】 明治六年八月二十七日市名坂善正寺に小學校を創設して第七大區第一中學區第十四番第十五番合併小學區にして、善正寺を假校舎とし、市名坂小學校と稱せり。明治七年十月七北田町六十六番地一反六畝十九歩を敷地に充て校舎二棟を新築し、七北田小學校と稱を改む。その敷地を擴張すること二回、校舎を増築すること四回なり。初め學級を編成するに足る児童を有せず。同七年八月下等小學科數組。同十年六月略科に改む。同十二年二月初等科中學科の二科に改む。同十七年八月高等科を加ふ。同十九年二月尋常科に改む。同二十年四月高等科を加ふ。同二十二年七月再び尋常科に改む。同二十五年七月修業年限三ヶ年の高等科を加ふ。

同二十九年九月高等四年を加ふ。同四十一年四月現今の制度に改む。四十二年九月一日新築校舎成るを以て移轉せり。上谷刈小學校ありしが同三十一年四月又同二十九年六月野村分教場となす、大正二年三月三十一日荒巻分教場を新設せるを以て四月八日に開校せり。大正十三年度工費金二萬一千四百圓を以て二階建、六教室を増築横五間縦十七間。

【七郷尋常高等小學校】 位置、七郷村荒井堀添七六、地質、砂粘土。地形、方形。校地面積一八六九・二五。校舎建坪三一六、二五。構造、平屋四字形。水質、堀抜井普通。通學區域、蒲町・伊在・六丁目・荒井・霞目・長喜城・基本財産、現金七二二〇圓余、田畑二二二二五歩。

【奉安所】 建設。御眞影天皇陛下大正四年十月二十七日、皇后陛下同五年十月二十七日、教育勅語、明治二十三年十一月九日、戊申詔書、同四十一年十一月九日拜載。

【歴任校長】 萱場利兵衛(明治九、一二)。眞山孫三郎(同一〇、一一)。萱場利兵衛(同一、一一)。遠藤文内(一六、七) 遠藤多利之丞(同一七、一〇)。佐藤清崇(不詳) 小川鏡三郎(同一二、一〇)。遠藤文内(不詳)。米谷豊吉(同二四、二)。阿部辰三郎(同二七、四)。守屋達成(同二八、二)。草刈友四郎(不詳)。杉沼榮治郎(大正一二、四)。堀野信(同一四、四)。高橋富藏(同一四、九)。渡邊喜惣治(同一五、四現)

【學務委員】 庄子信治・堀江萬四郎。 學校醫。山田利信・青田眞齋。

【沿革】 明治六年七月創立第七大區第一中學區小九區荒井小學校と稱し、荒井村不動尊境内法性寺に置く、同十三年一月公立荒井小學校と稱す。同十四年八月校舎新築の落成式を行ふ。同十七年八月に至り中等科を設け翌年十二月校舎を新築せり今の舊校舎是なり十九年十二月に至り高等科を併置し廿二年六月南小泉荒濱二分校を置かる、二十五年九月に至り此兩校は獨立して本校は七郷尋常高等小學校と改稱せらる、三十七年七月高等科に農業を四十二年三月尋常科に手工科を加設せらる、四十四年一月より七郷農業補習學校開設せられ小學校卒業者の補習機關となれり。農閑約三ヶ月間季節教育を行ふ。

【高砂尋常高等小學校】 位置、高砂村田子長澤五二。地質、砂質粘土。地形、長方形。校地面積八一八坪、校舎建坪、二二一、五坪。構造、木造平屋。水質、井戸適。通學區域、尋常科田子高等科全村。基本財産、現金二二一六二圓餘、有價證券五〇圓、田畑八一三歩、其他十八町五反六畝二十四歩。



【奉安所】 奉安室。御眞影、明治天皇明治二十七年三月九日、大正天皇大正四年十月二十七日、教育勅語明治二十三年十一月九日、戊申詔書同四十一年十月三十一日。

【歴任校長】 阿部厚吉(明治一六、三)。小野金藏(同一八、七)。阿部源之助(大正三、四、一)。氏家五次郎(同七、七、一二)。渡邊喜惣治(同一〇、二、二八)。半澤今朝治(同一一、六、二五)。小畑龜吉(同一四、三、七)。高橋富藏(同一五、四、二一現)。

【學務委員】 佐藤松三郎・淺野多利藏・菅野太左工門・遠藤秀吉・高橋清左工門・鈴木長三郎・高橋富藏・生駒直・武澤喬。

【學校醫】 小原保平。

【沿革】 明治六年七月の創始にして、田子村雲洞院の建造物を借用して教室に充つ、爾後幾多の變遷を経て、同十九年十一月田子尋常小學校と稱し、同三十四年八月二十日修業年限二ヶ年の高等科を併置し、田子尋常小學校と稱し、同四十二年四月十三日高砂尋常高等小學校と改稱す。大正三年四月一日高砂村立中野・岡田の尋常小學校を併合して分教場をなし、一村一校の制を布きし、同六年四月一日以後二ヶ年の分教場を復活して一村三校に改む。同九年四月高等科に一學級を増設し、學級數尋常科に六、高等科三複式は高一、二女に一あるのみ。(大正九年五月一日一覽表)

【亦樂尋常高等小學校】 位置、七ヶ濱村代ヶ崎細田五四。地質、粘土。地形、正方形。校地面積一九一八坪。校舍建坪、二六三坪。構造、瓦葺平屋。水質、車井軟水。通學區域、東宮・代ヶ崎・吉田・花淵・菖蒲田・松ヶ濱・湊。基本財産、現金二四三九八圓、有價證券二〇〇圓、田畑二町四反、其他一四二町五一五歩。

【奉安所】 校長室の上部。御眞影大正五年十月二十七日、教育勅語明治二十三年十一月九日、戊申詔書同四十一年十月三十一日拜戴

【歴任校長】 小野清敬(明治一八、二五再)。館脇豊(同二三、七)。柴原豊吉(同三三)。渡邊善十郎(同四五)。阿部陽之助(大正二、九、一)。眞籠良三郎(同一、一、二〇)。菅原新太郎(同一四、三、三一現)。

【學務委員】 佐藤長右衛門、鈴木清次郎。

【學校醫】 坂定義。

【沿革】 當校は明治十八年の創立にして同二十三年七月七ヶ濱尋常小學校と稱す、同二十五年七月代ヶ崎尋常小學校と指定せらる。同三十三年東宮・花淵に出張所を設置し同四十二年八學級に編制す、當時村長伊丹榮三郎高等科加設の必要を認め滿場一致の議決

により大正三年四月一學級の高等科を併置し亦樂尋常小學校に改稱し、同四年二學級に編制し、同六年四月尋常科を十學級とし、同八年十一學級と爲す。

本校舎は背後に松林を背ひ前面君ヶ岡を見越して澎湃を望み、北俯瞰して松洲の景を味ふべし。仰いて彩雲を眺め、四時朝夕時々刻々移り行く天然の美は求めずして審美の念を興ふ。

【笠神尋常高等小學校】 位置、多賀城村笠神字山崎。地質、粘土。地形、方形。校地面積、三一九七坪。校舍建坪、三〇四、七五。構造、平屋。水質良。通學區域、笠神・大代・八幡・留谷・東田中・高崎・下馬。基本財産、現金六四二九圓、土地其他一五〇〇圓、植樹四五〇本。

【奉安所】 校内奉安室南校舎中央。御眞影、大正四年十月二十七日、教育勅語、明治二十三年十一月二十日、戊申詔書、同四十一年十月三十日。

【歴任校長】 大宮恕(明治六)。嶋原善行(同九)。三浦武知(同一二)。小野金藏(同一六)。矢野時友(同一七)。今野信哉(同一八)。遠藤喜代治(同一〇)。佐野義徳(同一二)。高橋由藏(同一三)。郡山勇治(同一六)。木村定之助(同一〇)。曾我幸治(同一三)。佐藤久治郎(同三三)。中川鐵三郎(同三五)。山内養三郎(同三六)。丹野良知(同四一)。白石慶治(大正四)。小山元之進(同九)。山本敏郎、同一四現)。

【歴任學務委員】 庄子深藏(不詳)。天童頼永(明治三三、一二、一二)。宮澤郷治(同四〇、九、一一)。小野善右衛門(同四一、八、三〇)。志賀庸治(同四四、一〇、一一)。本郷宗藏(大正四、一〇、九)。菊池市之進(明治四〇、一〇、一〇再)。菅野左市(大正八、一〇、二九)。

伊藤清左衛門(同一二、一一、二三)。小野清吉(同上)。

【學校醫】 坂定義。

【沿革】 明治六年七月創立笠神村西園寺の一部を校舎に充つ、一學區三十五番笠神天真小學校と稱す。十二年五月一日民舎を購入して之に移る。同十八年九月學區の變更に依り八幡小學校を合併して笠神中等小學校と改稱し、同十九年九月尋常科の制に改む。此の時校舎新築の議あり、位置の撰定より爭議起りて當局者腐心する。こ前後五ヶ年に亘る、同二十三年高橋由藏(鶴牛)來任折衝事に當りて議漸く決せり、現在の敷地是なり、二十四年十一月一日現校舎新築工事竣りて之に移り三十四年九月十三日修業年限四年の



高等科を併置し同四十一年四月一日小學校令改正令に依り、修業年限二ヶ年の高等科を併置す時恰も校舍狹隘なるを以て増築期間  
笠神區に分教室を假設し同四十四年八月増築校舍の竣工を告ぐ、翌九月假分教室を閉鎖して児童を本校に移す。

【山王尋常高等小學校】 位置、多賀城村南宮字町二八。地質、壤土。地形、長方形。校地面積、一〇八七坪。校舍建坪  
二二五坪五。構造平屋造一棟、二階造一棟。水質不良。通學區域、南宮・山王・新田・高橋・市川・浮島。基本財産  
現金二五〇六圓、土地其他一八〇〇圓、積立金三六三。

【奉安所】 校内中央部平屋造。御眞影、大正四年十月二十七日、教育勅語、明治二十三年十一月九日、戊申詔書、同四十一年十月  
三十一日。

【歴任校長】 賀川省吾(明治六、七、一三)。男澤抱一(同二四、五)。木村久馬(同二四)。矢野時友(同二六、二七)。成田丹宮(同二七、二八)。  
遠藤多利之丞(同二二、二三)。成田丹宮(同二五、二六)。賀川滿壽郎(同二九、三〇)。佐藤浩(同三二、三三)。賀川滿壽郎(同三八、三九)。杉  
沼榮治郎(同四四、四五)。小畑龜吉(大正二、三、三三)。梶原弘(同四三、四四)。

【學務委員】 阿部兵四郎・後藤銀右衛門・志賀庸治・千葉三四郎・菊池市之進・伊藤清左衛門。

【沿革】 明治六年七月十三日。南宮・山王・新田・高橋の四ヶ村聯合して敷地を山王村にトシ、小學校を創設し第一中學區第二十  
七小學區山王小學校と稱し、假に南宮村慈雲寺に開校し、十二月新校舍落成したるを以て之に移轉し、初め學級を編制するに足るべ  
き児童數を有せざりしが同八年九月下等小學校數組に分つ、同十二年三月第一中學區第二十八小學區より市川村を分割して本學區  
に入る、同十三年一月第一中學區第二十七小學區の十二字を削り單に山王小學校とし六月前期後期制に改め、同十五年四月初等中  
等の二科制となす、同十七年三月八幡學區より浮島村を分割して本學區に編入す。同二十年三月前十九年の改正令に基き尋常小學  
校に指定せられしを以て、爾後山王尋常小學校と稱す。同年十二月新築の校舍落成せしを以て之に移轉せり。是より先き児童日々  
増加し従来の校舍狹隘なるを以て、十九年六月新に地を南宮の東端にトシ新築す、現今の平屋是なり。二十一年五月尋常科に更に  
補習科を併置し、同二十五年七月之を補習科と改稱し尋常科に圖書・唱歌・裁縫を加設す。三十四年九月校地面積二百坪を増加し  
て二階造りの校舍を増築し諸般の設備を全く整ふに至りて補習科を廢し修業年限四ヶ年の高等小學校を併置し、四月三十日高等科

に農業を加設す。同四十一年四月改正小學校令に據り現今の制となせり。

【岩切尋常高等小學校】 位置、岩切村岩切字今市。地質、砂質砂土。地形、長方形。校地面積、四六四七坪。校舍建坪  
六七一坪、構造、瓦葺平屋造。水質、濇過稍適。通學區域、全村。基本財産、現金二二二六四圓餘、有價證券、一六六  
二〇圓、積立金一二六六圓。

【奉安所】 奉安庫、昭和二年四月鶴筋コンクリート造新設。御眞影、大正四年十月二十七日、教育勅語、明治三十二年十二月十九  
日、戊申詔書、同四十一年十月三十日。

【歴任校長】 那波廣之(明治六、七)。小幡小左衛門(同七、二)。中村陽平(同八、四)。中村祥三(同六)。高木運(同二一)。佐藤成崇(同  
九、八)。加川省吾(同二〇、二一)。舟橋一郎(同七)。成田常治(同二一、二二)。安久津成清(同二一、二二)。野村徳(同二七、二八)。阿部厚治  
(同二八、二九)。高野彪(同二〇、二一)。佐藤文之進(同四四)。遠藤喜代治(同四八)。富谷直吉(同二一、二二、二七、二八)。伊藤信治(同二五、二六)。  
六。伊藤喜作(同二八、二九、三〇)。小幡治郎左衛門(同三二、三三、三六)。佐藤胖廣(同三七、三九、四〇、四一、四二)。  
阿部小十郎(大正二、三、四)。石川一壽(同五、三、二四)。櫻井藏治(同八、五、四)。堀野信(同二〇、四、八)。宮原種造(同四、三、  
三一現)。

【學務委員】 安久津成清(明治二五、二六、二七)。中村祥三(同二五、二六、二七)。永野勇吉(同二九、三〇、三一)。佐藤文之進(同二六、二七、  
二八)。佐藤信治(同二七、二八)。須田亥之助(同三〇、三一、三二)。伊藤貴策(同三六、三七)。吉田清藏(同三九、四〇、四一)。佐藤胖廣(同四四)。  
日野長之丞(大正四、五、六)。三浦丑太郎(同七、三、二)。大沼清六(同八、四、九)。山田定通(同五、五、五、五、五、五)。今村喜平治(同二一、二二、  
二三)。

【沿革】 明治六年七月十日創立、東光寺を以て假校舍とし、第一中學第二十四小學區岩切小學校と稱せり。同七年二月、民家を買  
取して校舍を新築す、十三年校舍を増築し、同十七年三月又校舍を増築す、同十九年岩切尋常小學校と稱し、翌年岩切高等尋常小  
學校に改む、二十二年七月高等科及び小鶴尋常小學校を廢して小鶴分教場を置く。同四十一年四月狹隘を告げしを以て本村役場を  
假校舍に充てたりしも、舊校の位置大橋區八坂神社の西隣に在り、地は本岩切村の北部に偏在せるも、又木造草葺平家にして、校  
地校舍共に殆んど極度狹隘を告げ、児童を三分し一は本校、二は假校舍、三は小鶴分教場に收容したるを以て、新築の已むな



きに至り。大正十二年四月起工同十四年六月竣工せり、依りて小鶴分教場と假校舍の児童を合併して新校舍に移轉す。

【利府尋常高等小學校】 位置、利府村利府字城内。地質、粘土。地形、短形。校地面積、三一九七坪。校舍建坪、四四三坪一。構造、木羽葺平屋造。水質、井水良。通學區域、利府・春日・森郷・神谷澤・菅谷・澤乙、赤沼・加瀬。基本財産、現金一五八五四圓、土地六四五二圓。

【奉安所】 奉安室。御眞影、大正四年十月二十七日、教育勅語、明治二十三年十一月九日、戊申詔書、同四十一年十月三十一日拜戴  
【歴任校長】 高城運(明治八)。小々高強(同一〇)。志賀好富(同一二)。杉目謙三郎(同一六)。鈴木慶吉(同一七、九)。安久津成清(同一八、六)。鹿股秀治(同一九、六)。添川鏡之助(同一〇、四)。鈴木慶吉(同一二、一〇四)。結城基男(同一七、六)。櫻井藏治(同一三〇、一一現)  
【學務委員】 赤間音五郎・鎌田捨五郎・渡邊運藏・鈴木重直・鎌田泰治。 學校醫。坂定義。

【沿革】 明治五年七月十五日創立利府本郷圓城寺を校舍とし、第一中學區第二十六小學區利府小學校と稱す。同六年六月本郷十五番地地所及び民屋を買収し校舍となし、教室を四區に區分して生徒百八名を收容す。同七年教則改正小學校を上下二等に分ち、小別して各一級より八級に至る十六級とす。同十二年八月教則一變正略の二科となる當校は正科に依る、同十六年九月加瀬小學校を本校に併合す。同十七年高等小學校の廳舎に置く、當校は鹽竈學區内利府中學小學校と稱し、本校高等科生は悉く鹽竈校に轉籍す同十八年三月菅谷小學校を併合し、九月校舍を新築高等利府小學校と稱し、九月落成式を行ふ、松平知事臨場す、於茲鹽竈小學校より高等科生を轉籍復歸す。同十九年校名を利府高等尋常小學校に改む。同二十二年七月赤沼分教場を開設す、四月高等科に、農業實習並英語を課す。同廿三年六月二十六日、天皇皇后兩陛下の御眞影を拜戴す。十二月菅谷分教場を開設す。同三十六年五月三十一日類焼の災に罹り校舍の全部烏有に歸し、即日二寺院四民屋一學堂を假教室に充て授業を開始し經費一萬金を以て校地を現場の地にトし校舍を新築し、同三十七年九月新築校舍に移轉す。同四十四年九月十七日尋常科に手工科を加設し、十月農業補習學校通年部を附設す。

【松島尋常高等小學校】 位置、松島村高城三居澤。地質、礫混の粘土。地形、不正長方形。校地面積、三〇七二坪二五校舎建坪、四八二坪二五、構造、木造平屋木羽葺。通學區域、高城・磯崎・根廻・初原・櫻渡戸。(尋常科)基本財産

現金一〇二三八圓。

【奉安所】 奉安庫。(運動場の南に、明治四十四年十一月三日中村喜平太建設)。御眞影、大正四年十月二十七日、教育勅語、明治二十三年十一月九日、戊申詔書、同四十一年十月三十日拜戴。

【歴任校長】 増出有常・猪狩一郎・野村徳・佐藤好謙・杉目謙三郎・鍋織玄三郎・平渡源右衛門(明治一九、二、二五)。佐々木敬太郎(同一二、一、二五)。野村豊松(同一六、二、二六)。高平久之丞(同一六、一、二六)。鈴木慶吉(同一八、一〇、二九)。部山勇治(同一〇、四、一)。中川鐵三郎(同一三、四、五、二五)。澁谷定省(同一三、五、一、一七)。萱場柔壽郎(同一四、〇、二、一)。眞籠良三郎(大正四、四、三〇)鈴木小右衛門(同一二、一、二、二〇)。眞籠良三郎(同一四、三、三一再任現)。

【學務委員】 中村喜平太・阿部廣太・中村綱吉・大山幸治郎。菊地留之助・鈴木駒之助。千葉清右衛門。(校長略) 學校醫。相澤末吉。

【沿革】 學制頒布の翌年明治六年七月の創立にして、高城小學校と稱し、松島村・磯崎村・高城本郷・根廻村・幡谷村を以て通學區域とし高城字町圍の民屋に假校舍を置き、新町に校舍を撰定す。同九年三月末通學便宜のため枝校を松島村・幡谷村に置く。同十三年學則改正に際し五十四坪の校舍を新築し、中初等小學校と稱し、同時に松島村、幡谷村の枝校を分離す。同十九年小學校令頒布の際は高城尋常小學校と稱し、同二十三年小學校令改正に際し七十四坪の校舍を増築し、松島尋常小學校と稱し、本松島・磯崎・高城・手樽・北小泉・竹谷・幡谷・根廻・初原・櫻渡戸の十區を通學區域と定め、更に本松島・手樽・幡谷・櫻渡戸に分教場を置く、同二十五年四月本松島・手樽・北小泉・幡谷の四分教場を分離して各尋常小學校を設置す。明治二十六年四月四十餘坪の校舍を増設し、修業年限三學年迄の高等小學校を併置し、松島尋常高等小學校と稱し、同二十八年四月より四學年迄の高等小學校に改む。同卅二年二月二日回祿の災あり、縦六間三尺横三間建の校舍一棟を存して他悉く烏有に歸す、乃ち陽徳・圓通・天隣の三寺院を高等科、又尋常三、四學年高城本町淺井の抱邸に、尋常一、二學年殘餘の校舍に收容して授業に欠陥ならしむ。同三十四年高城本郷字三居山圍(現位置)に千二百八十八坪の校地を選定し、一棟は五間に三十間、一棟は四間半に二十九間半、一棟三間に九間半の平屋三棟を新築し、此の經費約八千圓。同三十九年六月裁縫室狹隘を告げ、三間に一間半の押入付のものを増築し、此の經費七十二圓五拾錢。同四十二年四月には教室更に狹隘なるより南端昇降口に修繕を加へて教室に假用し、尙ほ狹きを以て翌年四月本



村役場會議室を假用して之を教室に使用す。因みに言ふ。同四十三年校舍増築に際し、品井沼工事請負人鈴木周太郎田面上約七尺を埋立て、坦々たる約千百坪の校地を得たり、此の費用約千二百圓は全く周太郎の寄附に係り。而して之が完成を見たるは村長虎川忠之助、學務委員中村喜平太の援助歿すべからず。

第二項 尋常小學校

【鹽竈第二尋常小學校】 位置、鹽竈町字小松崎。地質、岩層にして粘土を含む。地形、高地海拔一〇〇尺。校地面積約三千坪。校舍建坪、五四一坪七五。構造、木造平屋、水質、含鹽。通學區域、宮町第二區、北濱町小松崎、臺、吉津

【奉安所】 昭和二年新設。御眞影、大正十四年十一月六日拜戴

【歴任校長】 宮本聯治。 學務委員。菊地平吉。菊地瀧太郎。丹野良知。齋藤彌市。添田武。鈴木庄治郎。阿部勳九郎。宮本聯治校醫。尾形正雄。

【沿革】 從來當町初等教育は、鹽竈尋常高等小學校の一枚を以て實施せらるゝも、近時町勢俄に發展し、殊に來る昭和五年度に於て築港の完成を見るの時に當り頓に人口の増加を來し、従つて就學兒童の數も異數の増加にて、遂に一枚に收容困難の状態となれり、依りて茲に分割の必要起り新に校舍を建築し兒童五百九十名を分離して收容し、大正十四年九月一日を以て開校せり。超えて昭和二年四月工を起し、同年八月増築成り、教室三個雨天體操場一棟、御眞影奉安一棟を設備せり。

【實澤尋常小學校】 位置、根白石村實澤中央。地質、粘土。地形、不等方形。校地面積、一七〇〇坪。校舍建坪、二五六坪。構造、木造平屋瓦葺。水質、井戸良。通學區域、實澤。小角。基本財産、現金五五圓、田畑七段四步其他三町七反七畝二十九步、植樹、三四五〇本。

【奉安所】 教員室の上部。御眞影、大正四年十月二十七日、教育勅語、明治二十三年十一月九日、戊申詔書、同四十一年十月三日拜戴。

【歴任校長】 志賀時照(明治一七、三)。中川父寛(同二〇、七、一)。千葉善三郎(同二二、一一、一一)。木村學(同四二、四、一四)。佐藤

廣志(大正一〇、五、二五)。佐藤健一郎(同二〇、二現)。

【學務委員】 赤間幸治。 校醫。高橋金次郎。

【沿革】 本校は明治六年五月上谷刈村柳宅寺内に設け第七大區第一中學區第十六番上谷刈小學校の學區に編入して創立せり。同九年五月上谷刈六十二番地に初めて校舍を新築し月成り上谷刈小學校と稱す。明治十一年二月本村字畑中に支校を設け、同年十一月同所の民家を借り、裁縫科を附置す。同十三年通學困難なるを以て分離し校舍及び圖書器具を分割して、實澤飛鳥原に建築し實澤小學校と稱し、同十五年中等小學校に列せられ、同十七年八月學制變更の爲め初等小學校に指定せられたり。同十八年根白石の學區の小角を分離して當校の學區と合し、同十九年九月學校令頒布の際尋常小學校となり實澤尋常小學校と稱し、同二十年補習科を加設す。爾來増築を行ひ同三十三年五月校地移轉の儀起り遂に今の地に移れり。同四十年六學年まで收容し、大正八年金二萬圓を投じて校舍並に屋内體操場を増築す。

【福岡尋常小學校】 位置、根白石村福岡上堰添一一、一二番地。地質、砂土。地形、不等方形。校地面積、八五一坪。校舍建坪、二二二坪七五。構造、平屋造木羽葺。水質、井水良。通學區域、福岡。朴澤。基本財産、現金一五〇圓。積立金一〇〇圓。植樹五一〇〇本。

【奉安所】 校内右側。御眞影、大正六年十月十五日、教育勅語、明治二十三年十一月九日、戊申詔書、同四十一年十月三十日拜戴。

【歴任校長】 高橋佐力(明治六、七、一五)。高橋佐覺(同一七、三、一七)。守屋達成(同二三、五、二三)。高橋佐覺(二五、一一、二二)。千葉喜一郎(同二六、一〇、一四)。伊藤祐(同三二、八、二四)。船山源之進(同三四、四、一九)。太田徳治郎(同四一、四、一)。馬場直正(大正一一、一二、二〇)。丸松太郎(同二三、一〇、九)。石川松三郎(同四一、四、一一、二〇現)。

【學務委員】 鷲尾儀右衛門(明治九世話係)。太田恭敬(同一二、一〇)。菅野直道(同一三)。伊藤徳藏(同一四、六)。熊谷七四郎(同一五、三)。鷲尾貞藏(同三〇、四、一〇)。庄司榮七(同三三、四、一)。鍋田傳吉(同四四)。鷲尾貞藏(同同)。伊東清兵衛(同同)。倉片岱治(同、四、四)。犬飼成房(同同)。赤間幸治(同同)。倉片岱治(同八、四、八)。犬飼成房(同同)。赤間幸治(同同)。早坂今朝治(同一二、四、一八)。犬飼成房(同同)。赤間幸治(同同)。樋渡幸三郎(同一四、二、二六)。官澤權左衛門(同一四、五、三〇)。赤間幸治(昭和二、四、二〇現任)。官澤權左衛門(同上現任)。鍋田清七(同上現任)。 校醫。高橋金次郎。



【沿革】 明治六年七月十五日を以て創立し、寶藏寺を以て校舎に充て、更に一棟を新築し、第七區第十八番小學校と稱す。同十二年一月福岡小學校と改稱、同十七年資格を初等科に指定せられしも同年懇請して中等科となる。同十八年九月現在の地に移轉新築し同十九年四月福岡尋常小學校に改む、同四十一年四月義務教育延長の結果、第六學年まで收容する事となり。大正元年十月校舎を擴張して校舎一棟を造築。

【南小泉尋常小學校】 位置、七鄉村南小泉。地質、砂混黒土。地形、方形。校地面積、八八四坪。校舎建坪、一一三坪。構造、平屋造瓦葺。水質、清澄車仕掛。通學區域、南小泉。基本財産、現金二〇五三圓、其他四四五圓、田畑九段二七七步。

【奉安所】 奉安庫、御眞影、大正五年十月十五日、教育勅語、明治二十三年十一月九日、戊申詔書、同四十一年十月三十一日拜戴。

【歴任校長】 遠藤文内(明治一六、四)。佐藤成崇(不詳)。遠藤文内(不詳)。山内啓二(不詳)。荒井東吾(同二六、九、五)。松尾權吉(同二九、五、八)。濱谷伊太郎(大正一一、三)。赤松元(同一一、五、四、二一)。

【學務委員】 吉田榮五郎。早坂吉治。松本豊治。 【學校醫】 山田信利。青田眞齋。

【沿革】 明治六年七月一日創設、同年八月校舎一棟新築、同十八年四月初等科小學校に指定、同十九年十二月更に尋常小學校に改む、同二十二年校舎新築、同年六月七郷小學校分教場となる。同二十五年七月分離し、南小泉尋常小學校となる。同四十二年校舎一棟増築五學級編制となる。同四十三年校舎一棟を増築し、一學級を増設す。

【荒濱尋常小學校】 位置、七鄉村荒濱區の西端。地質、砂土。地形、方形。校地面積、一五三九坪九六。校舎建坪、一九四坪三〇。構造、木造平屋。水質、適。通學區域、荒濱。基本財産、三九四圓餘。山林六六四、一四步。

【奉安所】 職員室正面。御眞影、大正四年一月二十六日、教育勅語、明治二十三年十一月三日、戊申詔書、同四十一年十月三十日拜戴。

【歴任校長】 進藤元也。石澤成裕。二階堂安正。遠藤廣吉。佐々金平。眞山孫一郎。宮本貞吉。中村基。齋藤鶴治。二階堂千代志。濱谷伊太郎。千葉正三。

【學務委員】 二瓶東七。 【學校醫】 山田利信。青田眞齋。

【沿革】 學制の頒布により明治六年八月創立淨土寺の本堂を充用し、八番小學校と稱せり。同十七年六月荒濱初等小學校となり。同十八年中等小學校に改められ、同十九年一月校舎新築、同十二月荒濱尋常小學校と改稱し、同二十年六月七郷尋常小學校の分教場となりしが、同二十五年七月に至り更に荒濱尋常小學校に指定せられたり、明治四十一年四月義務教育延長の結果收容児童増加し、再淨土寺を借用せしも同四十二年七月に至り教員住宅の建設成り舊住宅を修理して教室に充てしが大正元年九月校舎を現在の地にトし校舎を改築して之に移れり、當校に農水補習學校附設せらる。開校明治四十三年二月なり。

【中野尋常小學校】 位置、高砂村中野谷地中五、地質、砂質壤土。地形、方形。校地面積、一一二〇坪。校舎建坪、三五〇坪。構造、木造二階及平屋。通學區域、中野。蒲生。岡田。福室。田子。基本財産、現金二二一六二圓餘、有價證券五〇圓、田畑八一三歩、其他一八町五六二三歩。

【奉安所】 階上一室。御眞影、大正七年十月二十八日、教育勅語、明治二十三年十一月二日、戊申詔書、同四十一年十月三十日拜戴。

【歴任校長】 阿部清柔(明治一五、七)。家喜與三郎(同二七、一一)。野村徳(同二八、四)。津田文彌(同二〇、四)。小幡次郎右衛門(同二四、六)。木村定之助(同三一、六)。久永猪之助(同三二、五)。千葉喜一郎(同三三、九)。郡山勇治(同三四、四)。阿部源之助(大正三、四)。安藤恂(同六、四)。阿部鳴之助(同一一、一一)。杉沼榮治郎(同二四、四)。生駒直(同二五、五現)。

【學校醫】 小原保平。

【沿革】 明治六年四月創立、本支兩校を二ヶ所に設置し、第七大區第一中學區卅三番小學校と稱す。翌七年柄越に移し同十二年十二月校舎を新築す。同十七年蒲生小學校を合して分教場と爲し、同二十年四月中野尋常小學校と稱す。同三十年學區の中央に校舎を新造して移轉せるは現在の本校是なり。同三十四年八月高等科を併置し、尋常高等小學校と稱す。同四十二年四月十三日六學年尋常小學校に改む。大正三年四月一日高砂尋常高等小學校に併合し、中野分教場となる。同六年四月一日獨立して中野尋常小學校と稱す、翌七年擴張して、教室及び児童控所の増築に着手し、八年十月十五日竣工を告ぐ。



【岡田尋常小學校】 位置、高砂村岡田北在家八二。地質、砂質壤土。地形、不正長方形。校地面積、七九四坪。校舎建坪、一九四坪。構造、木造平屋。水質、井水良。通學區域、岡田・蒲生・福室(一部)。基本財産、現金一七九六圓、有價證券五〇圓、積立金三五八六圓、土地二町四畝四歩。

【奉安所】 職員室階上。御眞影、大正七年十月二十八日、教育勅語、明治二十三年十一月九日、戊申詔書、同四十一年十月三十日  
【歴任校長】 渡邊喜惣治(大正六、四、一)。安部熊治(同一〇、二)。梶原弘(同一〇、七、二二)。鎌田丁亮(同一二、三、三一)。武澤喬(同一四、三、三二現)

【學務委員】 遠藤秀吾・菅野太左衛門・武澤喬・佐藤松三郎・淺野多利藏・高橋富藏・鈴木長三郎・高橋清左衛門・生駒直。  
【學校醫】 色川賢藏。

【沿革】 明治六年七月創立開校し、第七大學區第三中學區三十番小學校と稱し、上岡田福壽院を校舎に充てたり。同十三年三月下岡田字念佛田園に校舎を新築す。同十八年五月南蒲生小學校と合併し、現在の地所、即北在家園に兩校舎を移轉改築。同二十九年十二月工事を起し三十年五月現校舎を建築せり。創立明治六年より十二年七月迄、下等小學校編制終業の年限四ヶ年。同十二年八月より十五年七月迄小學略科編制修業年限四ヶ年。同十五年八月より十九年九月に至る小學初等科編制各等科修業年限各三ヶ年。同十九年十月より小學尋常科編制修業年限四ヶ年。同二十五年九月より補習科二ヶ年を加設す。同三十四年八月に至り補習科を廢し高等二ヶ年を設く。同四十一年四月より尋常科六學年に編制す。大正三年四月十五日村内各校の分台行はる。高砂小學校岡田分教場に決定せり。同六年四月分教場を廢止し、獨立して岡田尋常小學校を建置し、十一月校舎を増築す。

【松ヶ濱尋常小學校】 位置、七ヶ濱村松ヶ濱神明前二〇〇。地質、磐土。地形、二段分列長方形。校地面積、五五一坪。校舎建坪、一五二坪九五。水質、寛水良。通學區域、湊・松ヶ濱・菖蒲田。基本財産、現金五六〇八圓。

【奉安所】 職員室上部。御眞影、大正六年十月十五日、教育勅語、明治二十三年十一月九日、戊申詔書、同四十一年十月三十日、拜載。  
【歴任校長】 大條次郎(明治七、三)。福田白之助(同八)。秋山泰寛(同一二、五)。橋本清賢(同一三、六)。鈴木光俊(同一四、八)。平

渡源左衛門(同一七、一〇)。根來良吉(同一八、九)。小野清敬(同一八、一二)。大内徳俊(同一九、一一)。船橋豊(同一二、三)。遠藤文内(同一二五、八)。荒川吉五郎(同三九、一、一一)。高橋虎太(大正一〇、四、四現)

【學務委員】 三浦徳次郎・和泉吉治。 【學校醫】 坂定義。  
【沿革】 明治七年三月創立、松ヶ濱養松院の堂宇を假校舎とし、花淵・吉田・代ヶ崎・東宮に支校を設置し、同十五年支校を菖蒲田に増設す。同十八年四月通學區域の更正を施行し、花淵・吉田・代ヶ崎・東宮四濱を區域とし代ヶ崎に中等小學校、又湊・松ヶ濱・菖蒲田の三濱を區域とし松ヶ濱中等小學校を開始し、同年四月五日校舎を新築す。同二十三年五月七ヶ濱小學校の分教場となる。同二十五年分教場を廢止して、松濱尋常小學校を設置し、十二月二十五日裁縫科、同四十年九月手工科を加設し、同四十二年十月、二階造校舎を増築す。

【本松島尋常小學校】 位置、松島村松島五十一番地。地質、砂土。地形、長方形。校地面積、七四八坪八。校舎建坪、六五坪。構造、平屋造木羽葺。水質、井水一良二不良。通學區域、松島。基本財産、現金二五〇七二圓八八。

【奉安所】 奉安庫。(大正十五年大宮司雅之輔建設)御眞影、大正六年十月十五日、教育勅語、明治二十三年十一月九日、戊申詔書、同四十一年十月三十日、拜載。

【歴任校長】 生江元範・幡龜之進(明治一三)。嶺岸東五(同二五)。大町立(同二七、一〇)。船越文三郎(同一八)。立花泰隣(同二九、一〇、二九)。中川幸治(大正五、三、三二現)

【學校醫】 相澤末六。  
【沿革】 明治六年七月の創立、當時陽徳院を以て假校舎に充てしが、同十四年民家を購ひ之に移轉し、同十七年高城小學校に合併し分校となる。同二十五年同校より分離し本松島尋常小學校と稱し、同二十八年今の校舎を瑞巖寺境内に新築、同三十八年更に現今の地所に引移し、同四十一年教員住宅を新築し、二部教授の單級學校なり。校長立花泰隣は明治二十九年十月、本校に就職以來銳意教育に盡瘁し、其効績著しきを以て同三十九年十一月三日文部省より選奨せられ、金百五十圓を附與せらる、同四十一年亦校風善良訓練教授優良なるを以て本縣知事より金五十圓、又同四十二年教授訓育の方法宜しきにより、文部大臣より選賞せられ金百圓を授與せられたる優良校長なり。大正七年四月後三學級に編制し、且校舎を改築す。



【手樽尋常小學校】 位置、松島村手樽。地質、瘠土。地形、三角形。校地面積、一四七坪。校舍建坪、四一坪。構造、平屋造木羽葺。水質、不良。通學區域、手樽。基本財産、二二三・三三圓。

【奉安所】 職員室。教育勅語、大正六年十月十五日、教育勅語、明治二十七年十一月二十一日、戊申詔書、同四十一年十月三十日拜戴。

【歴任校長】 四方時之(明治六、一一)。山岡長成(同九、四)。山岡長雄(同一九、八、一八)。小泉長穂(同三五、一二、一)。武市通孝三九、九、三〇現)。

【學務委員】 片平成勝(明治一八、五、二校務係)。二宮以次(同三四)。中村喜平太(同三六、五)。櫻井四郎右衛門(大正元、八)。丹野兵藏(同一三、三現)。

【學校醫】 谷津秀治(明治三九)。相澤末吉(同四一、六)。山口贊(大正一〇、五現)。

【沿革】 明治六年十一月の創立、手樽・北小泉・竹谷の三ヶ村を學區とし、手樽小學校と稱す。同十七年八月鹽竈小學校に屬せしむ、同十九年復歸して手樽尋常小學校と稱す。同二十一年松島尋常小學校の分教場となる。同二十五年七月復び手樽尋常小學校と稱し、同三十年四月四學年に編製、同三十五年四月三學年一學級、同三十七年四學年一學級同四十一年四月より五學年一學級、同四十四年四月より六學年一學級に編制し、同四十四年四月二學級に改む。

【北小泉尋常小學校】 位置、松島村北小泉字芋澤。地質、砂地。地形、方形。校地面積、二五五坪。校舍建坪五七坪五構造、木造平屋木羽葺。水質、井水良。通學區域、北小泉・竹谷。基本財産、一〇二三・八。

【奉安所】 職員室上座。御眞影、大正六年十月十五日、教育勅語、明治三十二年十一月九日、戊申詔書、同四十一年十月三十日拜戴。

【歴任校長】 山岡長雄(明治二四、二)。安久津太四郎(同二五、三)。星昇治(三六、三)。安土操(大正二、三、三一)。松尾權吉(同一二、一一、一〇)。一九松太郎(大正一四、一二、一八現)。

【學務委員】 平石敬壽(大正一〇、六、一九) 【學校醫】 山口贊。

【沿革】 明治六年六月の創立にして手樽小學校に屬す。同十五年三月初學級とし、十九年簡易科となり、十二月北小泉尋常小學校と稱す。始め後小泉に校舍を置く、通學不便なるにより同二十四年三月現在の場所に移轉す。

同四十一年四月四學年單級なるを六學年複式に改め、翌四十二年九月校舍の新築工事に着手し十二月竣工、同四十二年四月二學級に編制す。

【幡谷尋常小學校】 位置、松島村幡谷三二。地質、粘土。地形、長方形。校地面積、三四〇坪。校舍建坪、五六坪。構造、平屋造。通學區域、幡谷、八瀬沼(竹谷の一部)。基本財産、一〇二三・八圓。

【奉安所】 裁縫室。御眞影、大正十五年一月二十六日、教育勅語、明治二十三年十一月九日、戊申詔書、同四十一年十月二十一日拜戴。

【歴任校長】 矢野時友(明治一七、一〇、二四)。菊地彰(同四三、八、三一)。山岸英吾(大正六、二、三一)。阿部熊治(同九、五、六)。菅原善一郎(同一〇、三、三一)。二階堂千代志(同一二、七、三一)。石川松三郎(同一三、三、三一)。土居文彌(同一四、一二、一〇現)。

【學務委員】 大友傳九郎(明治三七)。大友吉右衛門(同四一、五、四)。赤間彌兵衛(大正五、七、三一)。櫻井寅治(同一〇、一一、一〇)。

【學校醫】 山口贊。

【沿革】 始め高城小學校に通學し、明治九年三月高城小學校幡谷分校と稱す。十四年四月分離して本校舎を建設し、二十年四月には櫻渡戸。赤沼の兩校をも分教場となすに至り、同二十二年四月櫻渡戸分教場と共に高城小學校の分校となり、赤沼校は利府村に編入せり、同二十三年四月獨立して幡谷尋常小學校と稱す。

【浦戸尋常小學校】 位置、浦戸村寒風澤五十六番地。地質、砂土。地形、長方形。校地面積、三九三坪。校舍建坪、六四坪。構造、平屋造瓦葺。水質、井水良。通學區域、寒風澤・野々島・朴島。基本財産、現金八四三、三九九。田畑一三二六歩其他三二〇三步。

【奉安所】 職員室上部。御眞影、大正六年十月十五日、教育勅語、明治二十三年十一月九日、戊申詔書、同四十一年十月三十日拜戴。



【歴任校長】 本間賢彌(明治六、七)。館内左四郎(同一七、九)。西川常三郎(同一二、七)。嶺岸東吾(同一四、七)。三浦武知(同一五、八)。石母田琢磨(同一六、九)。遠藤廣吉(同一七、九)。西川常三郎。(同一三、七、五現)

【歴任學務委員】 白石松造(明治二五、六、一〇)。鈴木淺治(同上)。高橋伊之助(同一六、一二、一)。太田茂八郎(同一三〇、一一、一五)。内海豊治(同一三、三、三〇)。鈴木喜兵衛(同上)。内海榮之助(同一四、八、三一)。内海勇吉(同一三六、一二、二〇)。高橋安吉(大正元六、一〇)。尾形清吉(同上)。鈴木喜兵衛(同上)。島津庄作(同一六、一二、二八)。鈴木延壽(同上)。内海勇吉(同上)。鈴木喜兵衛(同一〇、一〇、二九)。島津庄作(同一二、二、二)。鈴木專助(同上)。鈴木龜次郎(同一一、三、四)。綿忠藏(同一五、三、一現)。内海勇吉(同上)。鈴木末吉(同一五、三、四現)。鈴木菊治(昭和二年現)。

【學校醫】 添田武

【沿革】 明治六年十月創立、本村寒風澤寺内に設置し、第三十七番小學校と稱し、野々島・朴島・石濱・桂島に各支校を置く。同十一年四月仙臺藩の米慶敷地を購入して本校を新築す。同十七年九月初等小學校に指定せらる。翌十八年四月石濱・桂島の二枝校は分れて石濱初等小學校となり、桂島を支校とす。同十九年十二月本校及分校共に簡易小學校となる。同二十年三月鹽竈尋常小學校分教場となりしが、同二十二年自治制の實施と共に鹽竈より離れて浦戸尋常小學校となり、寒風澤・野々島・朴島は通學區域内に屬し、石濱・桂島を合せてその中央に校舍を建立し、浦戸小學校の分教場とす。同二十八年五月浦戸小學校火災に罹り校舍全部島有に歸せしを以て寺院を假りに校舍となし、同三十二年五月現在の地に建築せり。同四十二年十二月石濱分教場は獨立の尋常小學校に指定せられたり。

【石濱尋常小學校】 位置、浦戸村石濱。地質、土半岩。地形、長方形、校地面積、二五五〇。校舍建坪、三六坪。構造、木造平屋。水質、良。通學區域、石濱・桂島。基本財産、有價證券、八四三、三九九。

【奉安所】 職員室上壇。奉安室大正四年十一月竣工御眞影、大正六年十月十五日、戊申詔書、明治四十一年十月三十日、拜戴。

【歴任校長】 生江源範(明治一八、四)。佐藤民助(同一四、一現)

【學校醫】 添田武。

【沿革】 明治六年七月學制施行に當り、寒風澤小學校の枝校となる。同十八年四月本校より分離獨立して石濱小學校と稱し校舍を新築して、分教場を桂島に設置す。翌十九年十二月簡易小學校となり。同二十年鹽竈小學校の分校に編入せらる。同二十二年町村制の實施に際し、浦戸小學校の分校に配置す。同二十九年石濱・桂島合して石濱分校と稱し、校舍を中央に移轉し、四十年十二月浦戸小學校より分離して石濱尋常小學校を建置す。大正七年四月二學級を編制し、石濱實業補習學校を加設す。

### 第三項分教場

【作並分教場】 位置、廣瀨村作並。地質、輕鬆土。地形、長方形。校地面積、五七五坪。校舍建坪、七八坪。構造、平屋造。水質、井水適。通學區域、作並。

【沿革】 明治六年八月川崎に創立作並小學校と稱し、作並・熊ヶ根の兒童を收容し、同十五年初等科を置き、同二十年作並分教場と稱す。同三十三年四月校舍の位置を相澤に變更し、校舍及教員住宅新築の工を起し、同三十四年四月元湯に假出張授業を開始し、同三十五年八月校舍二棟を建つ、訓導令村奉輔なり。現に廣瀨尋常高等小學校の分教場なりき。

【熊ヶ根分教場】 位置、廣瀨村熊ヶ根。地質、輕鬆土。地形、長方形。校地面積、八二六坪一五。校舍建坪、六六坪五。構造、平屋造。水質、井水適。通學區域、熊ヶ根。

【沿革】 廣瀨尋常高等小學校熊ヶ根分教場は、明治三十三年四月設立、熊ヶ根及び名取郡秋保村白澤依託兒童を收容し、作並分教場の舊校舍を移して校舍とす。大正二年七月十五日位置を變更して校舍を新築し、翌四年教員住宅を新築す。

【上愛子分教場】 位置、廣瀨村愛子一本松。地質、輕鬆土。地形、長方形。校地面積、五三二坪二五。校舍建坪、七〇坪四〇。構造、平屋造、通學區域、上愛子。

【沿革】 廣瀨尋常高等小學校上愛子分教場は、明治十二年五月板風に建置し上愛子小學校と云ふ、同十九年一本松に校舍を新築し、同二十年三月上愛子分教場と稱す。同三十三年四月校舍を改築し、大正二年教室を増築し、同八年四月二學級に編制せり。

【郷六分教場】 位置、廣瀨村郷六。地質、輕鬆土。地形、長方形。校地面積、二九八坪八五。校舍建坪、六九坪八。五。



構造、平屋造。水質、井水適。通學區域、郷六・栗生・下愛子。

【沿革】 廣瀬尋常高等小學校郷六分教場は、明治十二年三月創立の郷六小學校にして、同十四年校舍を新築し、同二十年三月郷六分教場と稱す。同三十三年四月位置を郷六岩下に變更し、且つ校舍を増築し、同四十三年九月教員住宅を新造し、大正九年一學級を増設す。

【笠松分教場】 位置、大澤村大倉の南部。地質、砂土。地形、長方形。校地面積、一九七坪九九。校舍建坪、二一九坪。構造、平屋木造。水質、井水普通。通學區域、下倉區の一部青下・大手門・笠上。

戊申詔書拜戴。明治四十二年十月三十日。

【沿革】 明治三十三年五月創立下倉區の一部青下大手門笠上等の児童を收容教育することになりぬ、横五間縦五間教員住宅及物置等ありて代用教員一名児童數四十名位ありき四十二年小學校令改正に依り尋常五學年まで置く他は大倉へ通學。

【瀧上分教場】 位置、大澤村大倉瀧上。地質、砂土。地形、長方形。校地面積、二六二坪。校舍建坪、三三二坪。構造、平屋木造。水質、水槽良。通學區域、大倉。

戊申詔書拜戴。明治四十二年十月三十日。

【沿革】 明治三十二年創立、同年より開校教員一名児童三十名計ありき、教室は高燥の地にして通風採光等誠に宜し横五間縦七間教員住宅物置便所等完備せり、現今准訓導一名裁縫教員一名俸職し居れり。同四十二年四月一日に至りて更に第五學年を加ふ【白木分教場】 位置、大澤村大倉白木。地質、粘土。地形、長方形。校地面積、一六五坪六三。校舍建坪、二八坪二五構造、平屋木造。水質、井水普通。通學區域、大倉。

戊申詔書拜戴。明治四十一年十月三十日。

【沿革】 大倉尋常高等小學校白木分教場は、明治三十二年七月創設、教員住宅縦横各五間。初め一學年乃至第四學年を以て一學級を編制せしむ、後同四十一年四月更に五、六學年を増加して一學級と爲せり。私有地原野一反二畝歩を借入杉三百五十本を栽植せり

【上川前分教場】 位置、大澤村芋澤小字吉地下三七。地質、壤土。地形、稍長方形。校地面積、三〇〇坪。校舍建坪、四六坪五。構造、平屋造。水質、善良。通學區域、吉地柿崎區。

戊申詔書拜戴。明治四十二年四月二十六日。

【沿革】 明治三十二年九月新築する所にして縦五間半横二間半あり内三坪の處を教員控所に充てたり、同十月より開校せしが原教員一名生徒は尋常一年より補習一二年まで四十名内外あり、同三十三年横三間縦四間の教員室兼裁縫室を増築し前記の控所に生徒控所に變更せり、同三十四年四月一日苦地分教場と云ひしを上川前分教場と改名す。四十一年小學校令改正により尋常五學年迄置き六學年以上は大倉小學校に通學せしめ居れり。

【川前分教場】 位置、大澤村芋澤赤坂一六ノ六。地質、埴土。地形、方形。校地面積、四〇八坪。校舍建坪、五二坪。構造、平屋木造。通學區域、芋澤。

勅語詔書拜戴、教育勅語、明治四十四年四月六日、戊申詔書、同四十二年四月二十七日。

【沿革】 明治六年四月創立、六月川前分校となる、七年十一月三日芋澤小學校川前分教場を赤坂に置き、小平直吉の居宅を校舍に充つ、同十三年三月今野權右衛門の居宅を買取して校地と爲す。同二十四年六月舊校地を賣却して前記の位置に校舍を新築す。同三十一年九月十九日教員住宅及び裁縫室を建立し、大正五年十二月教室を増築す。

【大竹分教場】 位置、大澤村芋澤大竹的場一。地質、礫土。地形、方形。校地面積、三四六坪。校舍建坪、四二坪、構造平屋木造。水質、稍不良。通學區域、大竹・吉成。

戊申詔書拜戴。明治四十二年四月二十六日。

【沿革】 明治三十二年七月新築する所にして横二間半縦六間あり内五坪の處を教員控處に充て他は教室に充てたり。井戸便所等も同時に掘鑿せり、同九月大澤尋常小學校の分教場となり開校す、准訓導菊地莊輔一名生徒は尋一より同四まで四十二名補習生は本校に通學せしむることせり。



【野村分教場】 位置、北七田村野村。地質、粘土。地形、長方形。校地面積、五三〇坪。校舍建坪、百一八坪。構造、平屋造茅葺。通學區域、野村・上谷刈・古内・七北田。

【沿革】 明治三十一年四月七北田尋常高等小學校野村分教場を設置す。先是、明治六年五月上谷刈・古内・野村・實澤・小角を區域とし、第一中學區第十六小學區上谷刈小學校を新設し、上谷刈字入山田柳澤寺の堂宇を校舍とす。同九年校舍を上谷川字舞臺六十二番に新築せしに、同十一年九月上谷刈・古内・野村を一學區と改め、校舍を上谷刈熊野に移轉し上谷刈尋常小學校と稱し、同二十八年現在の位置に移轉す。大正十一年八月工費一萬一千七百圓を以て校舍を改築し校地を擴張し、教員住宅移轉修理し、同十四年十月特別大演習を記念として井水の構造を改善す工費約五百圓。

【荒卷分教場】 位置、七北田村荒卷字長者。地質、粘土。地形、矩形。校地面積、八〇五。校舍建坪、六三坪七五。構造、平屋木造。通學區域、荒卷區。

【沿革】 七北田尋常高等小學校荒卷分教場は、大正二年四月八日の開校なり。明治六年學區編制の當時、今の仙臺市木町通小學校の學區に在り、同十七年行政區劃の更正に因り、七北田小學校區域に編入せらる、爾來荒卷區内の兒童は、仙臺市八幡町・上杉山通通町の三小學校に通學せしめたりしに、大正元年度に至りて本分教場を新設せられたり。同十二年三百圓の工費を要して鑿井水に改増して飲料水に欠乏ならしむ。

【赤沼分教場】 位置、利府村赤沼字中島二十番地廿一番地。地質、赤色粘砂土。地形、矩形。校地面積、七八坪。校舍建坪三三坪。構造、平屋造葺葺。通學區域、赤沼區春日區一部。

拜戴、教育勅語、明治二十三年十一月九日、戊申詔書、同四十一年十月三十日。  
【沿革】 明治二十三年二月九日開設。本校利府尋常高等小學校。

【菅谷分教場】 位置、利府村菅谷産野原六七番。地質、白色粘土。地形、矩形。校地面積、一二八坪五。校舍建坪、四一坪五。構造、平屋造瓦葺。水質、井水。通學區域、菅谷、神谷澤。

戊申詔書、明治四十一年十月三十日。

【沿革】 利府尋常高等小學校の分教場なり。是より先き明治八年菅谷村二番地民屋を假校舍とし、菅谷小學と稱す。同十三年菅谷村字澤に校舍を改築して移る、同二十三年利府小學校に併合し、同二十七年六月更に菅谷區字産野原に校舍を新築して開校せるは現在の分教場是れなり。

【櫻渡戸分教場】 位置、松島村櫻渡戸麥田圍十六番地。地質、粘土。地形、長方形。校地面積、一二四坪五。校舍建坪三九坪五。構造、平屋。水質、不良。通學區域、櫻渡戸區一圓。

【沿革】 明治七年十月一月創立にして、松島小學校櫻渡戸分校と稱す。後ち櫻渡戸簡易科學校に改む、同二十年四月五日幡谷尋常小學校の分教場となる。

### 第四節 實業補習學校

#### 第一項 設立概要

明治三十五年一月文部省令實業補習學校規程を發布す。同四十一年本縣訓令一二號公立實業補習學校教員採用解職並其制限に關する規程を布き、後ち大正六年十月本縣訓令二二號實業補習學校設置標準を定め、義務教育を修了し高等小學校に入學し能はざりし生徒をして實業補習學校に就學せしむるの方針を定む、後ち適順の改廢ありと雖も補習學校開始の起因概ね前記の如し、以下當該學校に關し列記する下の如し。

#### 一、農業補習學校

【原町農業補習學校】 修業年限、前期二ヶ年、後期三ヶ年、研究科三ヶ年。學級數前期一學級、後期二學級、研究科一學級。教授季節、通年自四月、至十月晝間四時間、自十一月、至三月、夜間二時間。



【沿革】 明治三十六年三月十五日開校、實業補習學校と稱す、大正十五年六月三十日組織を變更して、校名を前記に改む。

【廣瀬村農業補習學校】 修業年限、五ヶ年、前期二年、後期二年、本校一學級分校四學級。

【沿革】 大正七年四月一日開校、同十五年三月三十一日更正。

明治四十四年三月三十一日従來大澤尋常小學校内の補習科を廢止し、同年四月一日創立せり、前きの補習科児童全部を收容して一學級を組織す、通年にして午後より二時間宛教育するの制なりしが同四十五年四月學則を變更して正教科時間内に教授する完全なる通年農業補習學校なる。

【設備】 明治四十四年四月一日創立の際大澤尋常小學校内に附設したることにて同年中は尋常六學年児童と組合せ今の西北端の新築校舎の内を借り受け四十五年四月更に東南端の一教室を充てて一學級を編制して獨立せしむ。

【編制】 明治四十年三月文部省告示實業學校制により補習學校を第一學年第二學年の二學年に分ち生徒數少なきを以て組合せて第一學級を編制す、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日終るものとす。

【大澤農業補習學校】 修業年限、二ヶ年、通年一學級、沿革左に。

明治四十四年三月大澤小學校内の補習科を廢止し、同四月創立前の補習科児童全部を收容して一學級を組織す、通年にして午後二時間宛教育するの制なりしが、四十五年四月學則を變更して、正教科時間内に教授する通年農業補習學校なりき。

【根白石農業補習學校】 修業年限、男二ヶ年、女三ヶ年、男季節女通年男二學級女一學級、沿革左に。

明治四十二年六月十五日、根白石尋常高等小學に附設認可、同年十一月十六日開校同四十三年五月女子部附設認可、同月開校。

【根白石村立福岡農業補習學校】 修業年限、年、男子部前期二ヶ年、後期三ヶ年、研究科三ヶ年、女子部前期後期各二ヶ年、研究科三ヶ年、通年教授、男女學級各一學級。

【沿革】 明治四十四年十二月十三日開校、大正十二年四月二日組織を變更す。

【實澤農業補習學校】 修業年限、男子部前期二ヶ年、後期三ヶ年、研究科三ヶ年、女子部前期二ヶ年、後期三ヶ年、研

究科三ヶ年、通年教授二學級。教科目、男子部、修身公民・國語・算術・理科・農業。女子部、修身・國語・算術・家事・裁縫・農業。

【沿革】 明治四十二年六月十五日開校、大正七年四月二十五日及び同十二年四月二日組織を變更して現在に至る。

【七北田村農業補習學校】 修業年限二ヶ年、男子、女子兩部前期、後期、研究科に分ち、男七、女二、通年、學級、沿革左に  
青年の補習教育には、確固たる施設なかりしが、明治三十年頃より、同窓會の一事業となし、冬季夜間小學校教員を講師とし、修身・國語・算術等の教授を開始し、その成績亦顯著なり。又従來の慣習女子の教育は閉却せられ高等科に入るもの始と稀なり。依りて當校の附設として裁縫補習學校を設置せしに、明治四十三年七北田女子裁縫實業補習學校と稱し通年教授を開始せり。大正十二年十一月十五日組織を變更し、七北田補習學校と改稱し、省令の定むる所に従ふ。

【高砂村農業補習學校】 修業年限、前期二ヶ年、後期三ヶ年、(但女子部二ヶ年)、研究科三ヶ年、三學級、第一期自四月至十月、第二期自十一月至三月。

【沿革】 大正六年四月一日、中野小學校獨立開校と同時に中野農業補習學校の設立認可を得て専任訓導の任命あり、等しく新に附設せり。

實習地田四畝歩餘を畑地に改造して田畑の農業補習實習地を得たり、生徒一學級編制せり。  
大正七年四月一日縣令を以て義務同様補習學校教育を實施することとなりたるを以て、農業補習學校學則を改變して甲科、乙科とす。甲科は従來の通り實質なれども、乙科は尋常小學校卒業者にして、高筆小學校若しくは右甲科に入學せざるものを收容することとし、農閑の季節により教授時間の伸縮を行ひ、専ら實業的實用的智識技能を授くることせり。

生徒數、甲科二五名、乙科八名、豫算總額五二三圓。  
大正十年六月二日、従來の中野農業補習學校を法令の改正により之を廢し、新令に依り高砂村農業補習學校と改め、村内農業補習學校を統一し中野小學校を本校に充て高砂小學校内及岡田小學校内に分教場を置き、重に女兒を收容して教育をなせり。



【山王農業補習學校】 修業年限、甲科三年、乙科二年、通年教授各一學級。又修業年六ヶ月季節教授五學級の同校あり其の一沿革左に。

明治三十五年十月の創立にして多賀城村立なり、當時は季節農業補習學校にして冬期農閑の候約三ヶ月間夜間二時間づゝ修身・國語・算術・農業の諸農科を授け來りしが、明治四十四年三月學則を變更して通年農業補習學校となし更に季節部を附設せり。

【笠神農業補習學校】 修業年限六ヶ年、季節教授、七學級、沿革左に。

本校は季節教授をなすものにして、季節時數教科目等山王に同じ。從來本校は笠神小學校々舎に附設しありしが、地勢上通學の不便なるに依り生徒の缺席多く、従つて學力の不成績なるに鑑み、明治四十二年高崎・留ヶ谷・八幡・沖・笠神・大代の六區に分教室を設け、青年團役員等と協力し、團員滿二十歳以下のものをして悉く分教室に收容し、教授をなし以て今日に至れり。

【岩切村農業補習學校】 修業年限二ヶ年、女晝間自四月至五月毎五時間男夜間自十二月至一月毎二時間。男四學級女二學級。

【沿革】 明治四十二年八月二十六日創設、大正十三年七月二十四日組織を變更す。

【利府村農業補習學校】 修業年限、男前期二年、後期三年、研究科三年、女前期二年、後期二年、研究科三年、教授別晝間教授、夜間教授、通信教授、學級數、男八學級、女一學級。

【沿革】 農業補習學校は、實業補習學校規程に準據し、明治四十四年四月一日の開校、義務教育修了後の子弟に専ら農業上必須なる智識技能を授け同時に普通教育の補習をなし、女兒の爲には更に家事裁縫を授く。教授の季節に依り本校を通年季節の二部に分つ、通年部は一學年を通じ晝間四十二週の教授とし、季節部は學年の初を十一月十五日學年の終りを翌年一月十五日とし、一學年中夜間約八十夜の教授をなす。當校開設の動機たる、村内青年の學力補習風俗改善の目的を以て、小學校は青年會を善導して明治三十四年村内各部落に冬期夜學を開設したり、四十二年利府尋常高等小學校に季節教授の農業補習學校を附設し、村内八部落の夜學を統一し、校長は青年會と協力し教員を各部に派して専ら青年の風俗改善學力補習に務めたり。近時中等教育を受ける農家の

子弟は往々父祖の家業を継ひ、父兄をして悔恨せしむるものあり故に當村の如き農村に於ては一般子女をして、中學校高等女學校に入らしむるよりは寧ろ村内に直接農業上の智識を授くるの機關を設け、父祖傳來の家業を繼承し、本村の農業を改良するは時宜に適すべき計劃なるを思ひ、四十四年三月従前の學則に變更を加へ、通年教授を本體となし之に季節部を附設し、大正十年六月校則變更の認可に接し現時に及べり。

【松島村農業補習學校】 修業年限二ヶ年、通年教授三學級、沿革左に。

松島村農業補習學校大正七年四月二十五日、村立松島農業補習學校と稱し、松島小學校に附設し、義務同様の訓令の下に尋常小學校を卒業したるのみにて、高等科又は通年實業補習學校に入學せざる生徒を收容し、二ヶ年の課程を修業せしめたり。然るに此學則の不備なるにより、大正十一年八月十一日組織を變更し、松島村農業補習學校と改稱し、修業年限等も左の如く變更せり。

男子部、前期二ヶ年、後期三ヶ年、研究科三ヶ年。女子部、前期二ヶ年、後期二ヶ年、研究科三ヶ年。前期は尋常科卒業者にして後期は高等科卒業又は前期修了者を收容する規定なり。學期は四月一日より十月三十一日までを一學期とし、十一月一日より翌年三月三十一日に至るを二學期とせり。教授時數は男子は一年を通じ二百四十二時間、女子は四〇五時間なり。女子は年中晝間教授なれども、男子は十一月より夜間教授をなすものごとす。

學科は男子修身・國語・算術・理科・農業とし、女子は修身・國語・算術・家事・裁縫・農業とせり。修業は前期を組へたるものを前期修了とし、後期を了はるに至り卒業者とせり。研究科生は學校が只指導の任に當るものにして、其の期間修業せるものを修了者とす。

【町立鹽釜女子實業補習學校】 修業年限三ヶ年、通年一學級、沿革左に。

町立鹽釜女子實業補習學校は明治四十五年四月十五日鹽釜小學校内に創立す。生徒三十名を一、二學年に編成し、一學級とせり。専務教員一人兼務教員二人適宜の學科を擔任しつゝありしが、大正三年四月より兼務教員を廢し、裁縫専務教員に於て國語・家事等の普通學科をも擔當教授するに至り、着々設立の目的に進みつゝあり。

【七郷村實業補習學校】 修業年限、前期二年、後期三年、研究科一年、通年教授、男三、女一計四。

【沿革】 明治四十三年二月一日開校、當時青年夜學會生徒七十六名、毎年十一月より翌年二月まで季節教授なりしが、大正七年六



月一日及び同十五年六月三十日兩度の改則により上記を制さる。

【宮城郡亦樂實業補習學校】 修業年限。男子部前期二ケ年、後期三ケ年、女子部前期二ケ年、後期二ケ年、通年教授、三學級。

【沿革】 大正七年七月一日設立認可、同十一年三月二十三日組織を變更し、同十五年七月十五日學則を變更す。

【松ヶ濱實業補習學校】 修業年限、男五ケ年、前期二ケ年、後期三ケ年、研究科三ケ年。女四ケ年、前期二ケ年、後期二ケ年、研究科一ケ年。教授別、通年(男夜間、女書間)學級數三。

【沿革】 (開校の年月日及更正等)。開校 大正七年四月一日、組織變更 大正十一年一月二十三日認可、大正十五年七月十五日學則變更認可。

【浦戸實業補習學校】 修業年限、前期二年、後期三年、研究科一年(昭和二年七月前期生徒のみ)。通年教授一學級、

【沿革】 大正七年七月一日の創設にして尋常科卒業者收容して水産農業の二ケ年修業の補習學校なりしが、大正十五年六月三十日現在の制度に改めたり。

【石濱實業補習學校】 修業年限、前期二年、後期三年、通年教授一學級。

【沿革】 大正七年四月一日開校、本校外部の設備漸く完成を告ぐ、校長藤塚知定以下六名を経て佐々木現校長に至る。

(明治六年六月藤塚知定) (同八年七月橋本清賢) (同十年三月田邊希臣) (同十二年十月鈴木慶吉) (同十七年十月小々高強) (同十八年五月鈴木慶吉) (同二十二年一月成田丹宮) (同二十六年二月佐々木敬太郎)

校地四八七〇坪四、建坪七八八坪、屋外運動場三、六六五坪四、學校園一〇〇坪、學級數二二、職員二三人、兒童數一、四三八人、經費七、四二四圓なり(大正四、五、一現)

【鹽竈商業補習學校】 四十四年四月一日、鹽竈小學校内に創立す。生徒約五十名學歷の如何より、一、二兩學年に編

成し之を一學級となせり。事務教員一人兼務教員二人ありて適宜の學科を擔任す。四十五年生徒の増加に伴ひ、更に一學級に編成し事務教員一人を増聘したり。創立以來卒業生を出す事四回多くは商業に従事し間々銀行會社に雇用せらる、者ありて、大正元年より本校に對し宮城縣より教員俸給の中、事務教員俸給の三分の一を下附せらる、ことなれり。

【荒濱農水補習學校】 荒濱青年會學藝部にして、明治四十年十二月の創設にかゝり冬季農隙の季節に於て、夜間普通教育の補習を兼ね實業に關する知識を教授したりしを、同四十三年二月實業學校令により、其筋の認可を得荒濱農水補習學校と改稱し今日に至れり。修業年限、四ケ月、二ケ月、季節教授一學級二學級とす。

## 第五節 家塾

### 第一項 裁縫

【私立松洲女塾】 位置、松島村高城百七十三番地。開設明治四十一年九月一日。學則修業年限左の如し。普通科一年、實科專修普通科二年、實科專修高等科一年、實科專修、實科理論、規則裁縫。

【沿革】 大正九年一月十五日島田勇八氏斯道實科の補充を計るべく、裁縫の秘事と真理と題し裁縫の教授書を發行し世に裨益する所ありたり、教育したる生徒約二百四十五名、卒業者約七十名、現在生徒六十名。

【青木裁縫女塾】 松島村北小泉芋澤五十一番地の二青木盛雄の祖母青木きみ、三十年前同裁縫女塾を開き、地方の女子を教養し來れり、同人父竹松母きつちと明治四十四年六月結婚後母きつち祖母きみと共に同塾の繁榮を計り、兩人共々女子の教養に従事せり、今日迄教養せる女子約三百人現在の塾生二十名あり。



第二項 幼稚園

【私立鹽竈幼稚園】鹽竈町柴原益次の經營に係り鹽竈町字門前五番地にあり、大正二年五月五日保姆三名にて幼兒五十名を收容して保育を開始し、同年七月二十一日縣より設立の認可を受く、同三年鹽竈町より金壹百圓、同四年度よりは八拾圓を補助せらる卒業幼兒を出すこと三回九十五名なり。

第六節 社會教育

第一項 青年團

一、起 因

本郡には從來各町村若くは其部落に青年の團體ありて、冬期農閑を利用し、教師を聘して讀書十呂盤を學び、或は詠曲・柔道を修むるの習慣ありしが、明治の文明に浴し益々その必要を感ずると同時に、之が改良と其設立とを企てたり尤創立の古き大代青年契約會を始め、明治十一年には利府村に於て春日青年會を、松島村にては松島青年會及富山青年會を設け、十四年に之を設立したり。其後年々逐次増殖行はれ、四十二年に至りては青年會青年團と稱するもの五十六團に及び、會員五千二百十五名に達せり。而して此等青年團體の事業は、重に學術の補習體育の獎勵にして、又風紀の改善農事の改良、共同貯蓄・林業及菓細工等を兼たり。大正二年普通教育獎勵會規程に仍り、縣の選賞に預り金拾五圓を下附せられたるもの、野村及加瀬の兩青年會にして、成績優良の榮を得たるは大代・石濱・桂島・南小泉の四青年會なりと。又郡は固より未だ之を以て満足せず、猶ほ機に臨み之が改善を示導しつゝ、あるに、恰も四年九月青年團に關して、内務文部兩大臣の訓令に接し、又縣の通牒に係る青年團改善の旨趣に従ひ、爰に從來の團體を一變して、郡青年團

町村青年團・青年分團と爲し、系統的の組織に改めたり。故に從來獨立の青年團體は多くは分團となりて、各町村の青年團の下に屬し、各町村青年團は郡の青年團に屬して、全郡青年の大團體となれり。初め郡は大正五年二月を期し、改めて各町村青年團に發團式を舉行せしめ、其内容の稍緒に就くを俟ち、同年十月郡の青年團發團式を大に宮城野原練兵場に擧げたり。當日本團發團の實況を略すれば、十月一日午前九時早川郡青年團長以下役員、及來賓武藤二高校長、池田理事官、宮下縣視學、仙臺及鹽竈警察署長、郡農會長錦戶景訓、縣會副議長高橋熊太郎、元宮城郡長高岡松郎、各町村長等一百餘人列席の上、菅原副團長は全郡三千の青年團員を引率整列せしめたる所に、早川團長勅語奉讀し終りて、菅原副團長は本團組織の經過を報告し、尋て本團長は團員總代をして本團の綱領七條を宣誓せしめ、又之を實行せんが爲めに指導者の覺悟及施設事業等を配布し、終りて來賓武藤二高校長、及池田理事官清野宮城郡長、並高岡松郎氏家時介氏の祝辭等ありたり。

二、宮城郡青年團綱領

一、忠君愛國の至誠を効す。一、敬神崇祖の念を厚ふす。一、禮讓を尚ひ規律を守る。一、言責を重んじ、青年の本分を盡す。一、體軀を鍛鍊ひ勇氣を養ふ。一、勤儉を主とし質素を旨とす。一、青年の意氣は國家の興亡に關するを自覺す。

三、覺 悟

本綱領の趣旨を體し團員をして左の諸項の實行を期す。一、國體を明にし報効獻身の美德を涵養せしむべし。一、敬神崇祖の念を厚からしむべし。一、敬老尚善の良風を馴致せしむべし。一、不健全なる思想に感染せしめず且社會の誘



惑に遠からしむべし。一、體力を充實せしめ行動を勇敢敏捷ならしめ以て剛毅忍耐の徳を養はしむべし。一、實踐的智識を得せしめ且利用厚生に關する興味を喚起せしむべし。一、協同一致自立自營の美風を涵養せしむべし。一、時間を重んじ約束を守るの習慣を造らしむべし。一、適當なる機會を與へ團員をして道德の實踐を期せしむべし。

#### 四、施設事項

一、補習教育。二、各種見學及實行。三、參拜及展墓。四、社寺境内並墓所の掃除。五、探險及踏査。六、體育的諸事項。七、講話會及談話會。八、適當なる娛樂的事項。九、公共事業の援助。十、適當なる自營的事業。

#### 五、町村概況

【廣瀬村青年會】 郷六青年會・栗生青年會・町青年會・上愛子青年會・熊根青年會・作並青年會の六團體を設立し、何も教育に關する勅語の御趣旨を奉體して、智徳を修養し、身體を鍛錬し、協同自治勤勉力行を旨とし、進んで住村の隆盛を圖るを以て目的とせり。大正二年各區の青年會を統一せんがため、六團體の聯合會を開催して、會長・副會長幹事・評議員を置く、村長森田多藏を會長に推す。

(郷六青年會) 郷六にあり、明治二十七年四月設立、會員四十人、共同貯金を行ふ、基本財産百五十圓(大正四年調以下同之)  
(町青年會) 町區にあり、明治三十九年八月設立、會員六十八人、共同桑畑を耕作す、基本財産五十圓。  
(栗原青年會) 栗生區にあり、明治四十年八月設立、會員三十八人、共同貯金及び桑園を耕作す、基本財産八十五圓。  
(上愛子青年會) 上愛子區にあり、明治四十年八月設立、會員四十八人、共同桑園を經營す、基本財産百圓。  
(熊根青年會) 熊根區にあり、明治四十年八月設立、會員四十五人、基本財産三十五圓。  
(作並青年會) 作並區にあり、明治三十八年八月設立、會員三十九人、基本財産六十圓。

【鹽竈町青年會】 本町には旭青年會・南町青年會・舟戸青年會・吉津青年會等あり、相當の會員を有し、或は夜學に或は講演に或は貯金に或は共同農作に種々の修養種々の事業を企畫實行しつゝあり、着々其効果を收め前途頗る有望なるが如し。

【松島町青年會】 大正五年二月十四日の發團にして愛宕分團外全村を七分團に分ち、各分團長を擧げて學術・體育・社會奉仕・實業等の諸般に亘り修業せしむ。又中央部には本團を置き、全村各分團を統一し其の團長は代々の村長を推戴することとせり、團員は尋常小學校又は高等科を卒業せるものにして二十才以上二十五才迄とす。大正十五年四月の調査に於ては團員數二百九十八名あり、經費は大抵村費の補助にして尙不足額は團員各自の支辨とせり。發團以來青年の氣風頓に革まり、諸般の點に於て著しく向上せるは村の將來上大に慶賀すべきことなり。

名稱 高城青年會。所在地 高城愛宕一番地。創立月日 明治四十四年一月一日。組織 高城區在住は十五歳以上三十五歳以下の男子。會長 一名。役員名稱 副會長一名、監査役二名、會計二名、部長五、集金係七、顧問二。會員數 六十名。事業一、要目 1、地方風俗の改善。2、公共的事業。3、夜學會。二、既往、現在。1、高城川堤に三極及櫻を移植したり、(三極は會の基本財産、櫻は當地の風景の助たらしめんことを期す) 2、毎年春秋二回大會を開き相互知識の交換風俗の改善に資するところあり。三、將來の計劃 基本金の増殖を待つて、會堂を建て夜學會或は會員の集會に利用せん。3、維持方法 資金は郵便貯金と會費及出所 一ヶ月五錢宛、會員の出金。資産 1、資金七十圓。2、基本財産(三極一萬本)。3、維持方法 資金は郵便貯金とし三極は高城堤防に栽培し居れり。夜學會 未だ實行せざれども會堂の設立と共に實行せん。組織 根廻居住の十五歳乃至三十歳の男(三名稱 根廻報徳團。所在地 根廻觀音堂。創立月日 明治四十一年十二月二十三日。組織 根廻居住の十五歳乃至三十歳の男(三十歳以上のものは賛助團員とす)。會長一名。役員名稱 幹事二名、會計二名、總理一名、會員數二十五名。事業 1、學術の講演。2、勤儉財蓄。3、農事改良共同試作。4、夜學會。二既往 現在學術の講演としては冬季農閑の季を利用して知名の人を依頼し年々開催し來れり。2、農事改良としては田地の開墾を行ひ現に田一段三畝歩、畑七畝歩を得たり。三、將來の



計劃 勤儉貯蓄によりて報徳主義の完美を期するにあり。會員及出所資産 一ヶ月三錢五厘、會員の出金。1、資金三十五圓。  
 2、基本財産 田地二段歩。3、維持方法 資金は郵便貯金とす。夜學會 冬季農閑の期を利用して夜學會を開き報徳、戊申詔書自治體等其他精神上の講話をなす、講師には松島小學校職員其他知名の士を聘せり。  
 名稱 初原青年團。所在地 初原。創立年月日 明治三十六年一月十五日。組織 初原區の住民にして十五歳以上の男子。會長一名。役員名稱 幹事三名、世話役二名、會員數三十三名。  
 事業 一、要目 1、田地の開墾。2、道路の修繕。3、夜番巡回、消防。4、夜學會。二、既往現在 1、年々共同試作、田地の開墾等を行ひ來れり。2、秋冬の候會員交互にて夜番の巡回をなし公共精神の涵養に資する所あり。會費及出所 資産 1、資産四十二圓。2、田地六段歩。3、維持方法 資金は世話役にて保管せり。

六、彰表及概般

褒 狀

宮城郡青年團

右者本團運動會徒歩教練に於て頭書の成績を得たるは平素團體訓練を忽にせざるの致す所にして寔に時宜に適するものとす因て之を褒彰す

大正九年十月廿八日

賞 狀

宮城縣青年團

本縣下青年團劍道大會に於て成績第一位を占む仍て賞狀を附與し以て其名譽を永久に傳ふ

大正十年四月十七日

宮城郡青年團 (大正十一年度) 宮城縣知事正四位勳三等 森 正隆

宮城郡青年團 大正五年十月一日

團名	發團年月日	主ナル事業	經費	團員
原町青年團	大正五年一月廿五日	一、補習教育 二、運動會 三、總會 四、武術會 五、登山會	三三,000	三五
鹽竈町青年團	大正五年二月廿五日	一、講演會 二、夜學會 三、登山會 四、擊劍講習會 五、運動會	五〇,000	二九
廣瀨村青年團	大正五年二月十九日	一、夜學者 二、運動會 三、殖林及山林刈拂	一〇,000	一六
大澤村青年團	大正五年二月廿三日	一、補習教育 二、劍道講習會 三、運動會 四、水泳相撲練習會	二〇,000	三五
根白石村青年團	大正五年二月廿三日	一、總會 二、擊劍角力競技會 三、擊劍講習會 四、運動會 五、兎狩	一四,000	二五
七北田村青年團	大正五年三月十一日	一、夜學 二、運動會 三、修養會 四、見學旅行	一〇,000	一七
七郷村青年團	大正五年二月廿五日	一、劍道及相撲 二、講演會 三、談話會 四、講習會品評會 五、夜學	一五,000	三五
高砂村青年團	大正五年二月十一日	一、夜學會及運動會 二、學術競技會 三、文武藝會 四、品評會	三〇,000	三五
七ヶ濱村青年團	大正五年二月十七日	一、講演會 二、運動會 四、夜學	二八,000	三三



多賀城村青年團	大正五年二月六日	一、補習教育運動會 二、講演會談話會 三、學術競技會	二六,〇〇〇	五六
岩切村青年團	大正五年二月十二日	一、補習教育、講演會 二、耐寒行軍 三、農事研究	一五,〇〇〇	一九五
利府村青年團	大正五年二月十一日	一、補習教育の必修 二、奉仕作業 三、時間の勵行 四、運動會 五、耐熱行軍 六、中堅青年養成講習 七、雜誌發行 八、旗表及競技大會	三〇,〇〇〇	二九五
松島村青年團	大正五年二月十四日	一、夜學會講演會 二、擊劍、射的、遠足、相撲、水泳運動會 三、書冊回覽巡迴文庫	一〇〇,〇〇〇	三九
浦戸村青年團	大正五年二月十九日	一、講演會、夜學會 二、運動會	三〇,〇〇〇	八〇
合計			一,二〇〇,〇〇〇	三,六八

九九四

七、訓令

大正四年九月十五日青年團體に對し、國民思想の健全をして益々助長せしむるがため内務・文部の兩大臣は訓令を發し、即日兩省次官之れを地方長官に傳ふ、後ち地方長官は郡市町村に訓令せり。全文下記の如し。

青年團體の設立は、今や漸く全國に洽く其の振否は國運の伸暢、地方の開發に影響する所殊に大なるものあり、此際一層青年團體の指導に努め、以て完全なる發達を遂げしむるは、内外現時の情勢に照し最も喫緊の一要務たるべきを信す。抑々青年團體は青年修養の機關たり、其の本旨とする所は青年をして健全なる國民、善良なる公民たるの素養を得しむるに在り隨て團體員として忠孝の本義を體し品性の向上を圖り體力を増進し、實際生活に適切なる智能を研き、剛健勤勉克く國家の進運を扶持するの精神と素質を養成せしむるは刻下最も緊切の事に屬す。其の之をして事業に當り實務に従ひ、以て練習を積ましむるのもの亦固より修養に資せしむる所以に外ならず、若し夫れ團體にして其の嚮ふ所を誤り、施設其の宜しきを得ざるこそあらむか嘗に所期の成績を擧げ得ざるのみならず、其の弊の及ぶ所測り知るべからざるものあらむ、故に地方當局者は須く此に留意し、地方實際の情況に應じ最も適當なる指導を與へ、以て團體をして健固なる發達を遂げしめむ、ことを期すべし。

大正四年九月十五日

發普四六四號 内務文部兩次官通牒

青年團體に關し、今般内務文部兩大臣より訓令の次第も有之候處、右團體の組織設置區域其他に關しては、大體左記標準に依り指導相成候様致度、尤も此の際強て該標準に據らしめむとする儀には無之候に付、其の邊に就ては充分御留意の上深く地方實際の情況に鑑み、其の宜しきを制せしむる様御指導相成度此段及通牒候也。(標準、誓文略)

大正四年九月十五日

内務次官 久保田政周

文部次官 福原錄二郎

大正四年九月青年團に關する内務文部兩大臣の訓令以來、縣下青年團は競うて改善を圖り、實績亦日に大に擧るを見るは寔に欣幸に堪へざる所なり。然れども其の組織の他治的にして依る所あらんよりは、寧ろ其自治的にして依る所なきの大に力あるに如かざるなり、是れ昨年一月内務文部大臣の親しく訓示する所にして、本官の賛同已まざる所なり。但だ當時輒ち發せず持重以て今日に至る所のものは、縣下の情勢未だ可ならざるものあればなり。今や顧慮すべき狀勢は既に往けり、復た何を躊躇せん是れ爰に青年團組織要項と同指導方針を發布し以て循由する所を知らしむる所以なり。宜しく地方の實情に鑑み參酌宜しきを制し、且つ適時實施して萬遺憾なきを期すべし。若し夫れ自治を見て自己萬能を爲し、以て上司の監督を蔑ろにする如き有らん乎、是れ實に曲解の太甚しきものにして、其の弊や滔々乎として將に底止する所を知らざらん。而かも是れ自制心に乏しき青年の陥り易き弊害なるを奈何れ、庶幾くは理之を誨へ情之を掖け、能く迷を啓き謬を矯め、大に青年修養の實を擧げ、以て健全なる國民、善良なる公民たるの基を樹てんことを

大正十年六月十六日

宮城縣知事 力石雄一郎

第二項處女團

一、起 因

明治三十九年多賀城村に於て、山王處女會を組織して補習教育運動會及び娛樂會共同公益事業を企劃したるは、本郡に於ける處女團組織の濫觴なりとす。惟ふに女子教育の補習機關を設備して、入りては良妻賢母の泉源を涵養し、出て



は社會奉仕の素質を培養し、以て健全なる國民性の特有を助長せんとせり。大正四年九月内務文部兩大臣は青年團體に教書を下せり此の時に方り男生組織の修養機關と共に駢馳せんことを欲するもの各町村に擡頭せり。大正十年本縣内務部は各郡市長をして處女團の組織を勸奨せしむ。公文下記の如し。

教第五〇一七號 大正十年七月七日

内務部長

青年團と處女會は之をして並進せしむるの要あるは勿論の儀に有之候得共、縣下處女會の現狀は形實共に乍遺憾青年團の進歩に比肩すべきも無之是れ畢竟縣下の情勢上先づ力を青年團の經營に傾注し、而して手の未だ處女會に及ばざるの致す所にして誠に己むを得ざる儀と被存候。然れども時勢は最早現在の儘にて経過するを許さざる状態に有之、即ち別紙處女會の組織並に指導に關する要項を制定せらるゝに至りたる所以に候間、爾今之に準據して處女會の施設經營に従事し、以て之をして青年團と並進して後れしめざる様御盡力相成度此段命に由り申進候也。

追て來る八月中に組織を完了し、同時に會則を添へ御報告相成様致度申進候。

宮城縣處女會組織及指導要項

一、處女會の目的は處女をして國家的觀念の下に家庭を治め、子女を教育し又社會的に活動する女子の使命を現實すべき修養を爲さしむるに在り。二、處女會は、市町村を範圍として組織し、而して部落又は通學區毎に分會を置くを得。郡及縣には聯合處女會を置き、郡又は縣下處女會を統監す。三、處女會員の資格は、義務教育終了後結婚迄のもの、乃至二十才乃至二十才の者たるべし但し特別會員として二十五才迄の者を加へ、之をして會の援助指導に任せしむるを得。四、處女會の機關を定むる事左の如し。1、會長及副會長各一。2、分會長(分會の設置したる場合)。理事其他必要の役員若干。3、評議員若干。五、處女會の經費は會員の勤勞、或は有志の寄附に因りて得たるものを以て支辨するを例とす。六、第一項の目的を達する爲め、處女會の行ふべき事業左の如し。

1、補習教育、年間を通じて組織的系統的に教授するを例とし、而して其科目は修身・國語・習字・珠算・手藝・裁縫・作法・家事實業等各地方に順應する教材を選び、以て學用的智識技能を授くるを同時に女子の人格的教養に資すること。2、訓練、規約又は實行要目を制定して實踐躬行を圖り、又は共同事業を起し其他公益事業風化事業等に盡瘁し、以て社會奉仕の精神を發揮せしむる

こと。3、體育、一方に於て運動會競技會遠足等を舉行し、他方に於て生理・衛生思想の發達普及を圖るの施設を爲すこと。4、娛樂事業、娛樂は會員の趣味を向上し、相互の交際を醇化し、又地方の生活を美化するを目的とし、適應の施設を爲すこと。七、處女會指導者、處女會は處女の教育機關にして、又其修養機關たるべく、即ち學校教育の延長と見做すを得、是の故に之が指導の中心人物は能く當該地方の實情に通じ、處女の個性に就て相當の了解あり、又同情心に富める所の小學校長及女教員ならざるべからず、而して是等指導者の取るべき方針は、一に前第六項の事業を發達進歩せしむるに在るを要す。

二、發團式

上記通牒の旨趣を體し、本田郡長は之れが組織を各小學校に指示し、各校長は町村當局と協商し、組織の改造に又は新に組織し、郡内十九ヶの處女團成るに及び、之れを基礎とし大正十一年一月二十五日宮城郡處女團は成立して即日發團の式を舉行す。事業の概要及び會費の金額等左記の如し。

宮城郡處女團

團名	發團年月日	主事	事業	經費	役員	團員
宮城郡處女團	大正十一年一月廿五日	一、總會(四月) 二、優良家庭見學(九月、二月) 三、教育講演會(八月、一月) 四、會長及評議員會議(九月) 五、體育獎勵會(九月) 六、補習教育及講演(十一月ヨリ二月ノ間) 七、會議及幹事會議(三月)	三、四、〇〇〇	團長 副團長 指導員 書記 幹事 評議員 (計)	一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一	

三、概要

郡内二町十二ヶ村に亘り、十九の處女會は明治三十九年九月多賀城村山王を始とし、大正十年十月根白石村處女會を



終りとす。爰に松島處女會の概要及び郡内設置の會名並に事業の綱領及び會費の金額團員の數等左の如し。

處女會。本會は大正十年九月一日の創設にして本村在住の處女をして國家的觀念の下に家庭を治め、子女を教育し又社會的に活動する女子の使命を現實すべき修養をなさしむ本部を松島尋常高等小學校内に置き分會を松島區外五ヶ所に置く、會員は十二才以上二十才前後のものにして結婚期迄の者を入會せしむ會長は代々の村長を推選し、小學校の女教員は大抵役員にして夫々指導の任に當り學術、訓練・体育・娛樂機關等の各般に亘りて修養をなさしむ。大正十五年四月に於ては會員數百五十有余名あり、經費は大抵村費の補助を仰ぎ女子は舊來の因襲的習慣上男子の如く自由の修養も出來難く從つて企圖する如く急に良結果は表れざれども、逐年進歩の形跡を見るは喜ぶべき現象と云ふべし。

四、事業要綱

團名	創立年月日	重	ナ	ル	事	業	經	費	團員
大澤村芋澤處女會	大正七年八月十五日	一、總會裁縫講習會、割烹講習會	二、蔬菜品評會	三、運動會、作法講習會			五七、三五〇	一四九	
大澤村大倉處女會	大正十年八月十八日	一、講習會	二、總會				一七、五〇〇	五三	
根白石處女會	大正十年十月三十日	一、總會役員會	二、作法練習會				三二、七〇〇	一七	
七北田處女會	大正十年八月三十日	一、講習會、總會					一〇、〇〇〇	一五〇	
七郷處女會	大正十年九月廿三日	一、學術講習會	二、運動會	三、奉仕作業			七五、〇〇〇	一四	
高砂村高砂處女會	大正十年八月廿三日	一、講習會、運動會	二、娛樂會	三、敬老會	貧困者慰問		八七、四〇〇	九七	
高砂村岡田處女會	大正十年九月二日	一、講習會、講習會	二、運動會	三、雜誌發行	四、慶弔互助事業		一三〇、〇〇〇	一三〇	
高砂村中野處女會	大正十年二月廿三日	一、敬老會	二、染色講習會	三、講習會	四、農事講話		一〇〇、〇〇〇	一五〇	

七ヶ濱村前澤處女會	大正九年三月六日	一、講習會	二、農作物及手藝品ノ品評會、展覽會	二、共同作業			七、〇〇〇	七〇
七ヶ濱村亦樂處女會	大正七年三月二日	一、講演會料理講習會	二、運動會				一五、三〇〇	九三
多賀城村笠神處女會	大正十年三月一日	一、講習會	二、見學	三、敬老會、運動會			四〇、〇〇〇	一六
多賀城村山王處女會	明治卅九年九月四日	一、補習教育運動會	二、娛樂會共同公益事業				五九、五〇〇	一八
岩切處女會	大正十年九月二日	一、總會、講習會					一五、〇〇〇	三三
利府處女會	大正十年五月三日	一、補習教育の必修、講習會	二、講演會				六〇、〇〇〇	一一
松島處女會	大正十年九月一日	一、補習教育、娛樂會	二、裁縫手藝品展覽會				五〇、〇〇〇	一〇八
浦戸處女會	大正十年九月三日	一、講演會、總會					一〇、〇〇〇	五
合計							一、〇三〇、七〇〇	三、五八一

第三項 圖書館

智能を啓發し教化を布演するの效果は殆んど學校に亞く、學者著述家教育家に在りては、所見を弘むる爲め博引旁證の參閱に資し、又青年生徒は修學に關する圖書の參觀に要する購買費の浪費を省くの益あり、一般庶子女に在りては、業務の餘閑に購書の資力を要せずして讀書修學に、疲勞の精神を慰せしむる等の效果は、發して讀者の徳性を涵養し、善良の智能を啓發し、社交の寛和敦厚以て愛國心の誘起する最も著大なりと謂ふを得べし。本郡内圖書館又は文庫を設



立する町村等下表の如し。

圖書館 大正十一年七月末日現在 (閲覧日数及人員、大正十年中ノ事實ナリ)

町村名	圖書館名	創立年月	圖書冊數		閲覧日數	閲覧人員	本年度經費
			和漢書	洋書			
鹽竈町	鹽竈町立圖書館	大正六・五	五六三	一	六六	九一	二五
七北田村	七北田村立通俗圖書館	同 四・一	一、五三三	一	三〇〇	一五、二八〇	三〇〇
同	私立七北田村野村青年會文庫	明治六・三	三六	一	一五	六、九一	三三
根白石村	私立福岡通俗圖書館	大正六・一	七六	一	三六	一、二五八	五
多賀城村	私立笠神通俗圖書館	同 六・六	四七	一	二〇五	一、一三五	六
松島村	私立松島文庫	同 三・三	五五一	一	三〇	二五〇	六
原町	原町立通俗圖書館	同 二・四	一三〇	一	一	一〇〇	一〇〇

【松島文庫】大正元年菊地寅治氏の經營にして縣公園地内愛宕山半腹に百六十坪の土地を選び二千四百余圓を投じて設置せるものにして、地方人士に圖書閲覧の便を興るに止らず、四方遊覽者をして松島名勝古蹟を探訪するの便を得せしむ、藏書等も亦相應殊に閲覧室よりは松島全景を鳥瞰し得べく其風光頗る美觀なり。

### 第七節 教育會

#### 第一項 財團法人宮城郡教育會

##### 一、開 閉

明治十八年十月本會を創立し、郡内教育の普及並に上進を圖るの目的を以て、本會員を通常・特別・名譽の三種に分類し會費を醵集して事業の經費に充用し、事務所を宮城郡役所内に設置し、會長・副會長・幹事・理事の役員を置き議

員の定員を三十名とす。大正十五年六月末日宮城郡役所を廢止す、爾來本會の維持經營上支障を來せり、仍りて昭和二年四月總會の決議により本會を解散し殘務の整理期間を同三年三月末日とす。

##### 二、歴 任 役 員

會長、竹尾高巳・十文字信介・大立目謙吾・大童信太夫・林信・辰野宗次・八乙女盛次・早川智寛・清野喜左衛門・本田龍助・戸田元太郎・森田專七郎・粕谷哲郎・大宮司雅之輔。

副會長、櫻井光華・中山眞琴・嶺岸大力・久保田爲一郎・日根富三郎・高橋龍司・西大條規・菅原新兵衛・木名瀬徳力・萱場柔壽郎・山本金次郎・松浦一男・木村元・高橋與一・石川一壽。

幹事、氏家與右衛門・成田丹宮・佐々木敬太郎・富田珍平・豊島欣之丞・赤井久彌・八島甲一・加藤壬吉・錦戸景訓・今村知成・戸金瀧治・萱場柔壽郎・佐藤浩・富岡喜代治。

##### 三、成 績 一 班

本會創立以來事業の成績を敘述するは敢て難きにあらざるも、明治四十四年より大正四年に至る五ケ年は特に看るべきものあり。又同五年四月現在名譽會員三十三名、特別會員三十名、通常會員町村有志者四百五十名、教員在職者二百六十六名總計七百七十九名なりき。五ケ年間事業の成績を列記する左に。

【明治四十四年度事業】學事視察員を二方面に分ち、一は郡視學一名小學校長一名を十月二日より十日間東京府・千葉・神奈川・福島之三縣に派遣し、一は小學校長一名、訓導一名を十月一日 七日間山形縣へ派遣し其の學事の状況を視察せしめ、本郡の教育に利すること亦少なからず。此費額金八拾圓。(講習會) 宮城縣師範學校附屬小學校訓導玉澤正吉を講師とし國語教授法、同本田甚平を講師として地理・歴史、教授法講習會を各十五日間づゝ開設し、郡内各小學校教員一般に講習せしめたるに其の結果良



好なり。此の費額金百貳拾貳圓拾六錢五厘。(通俗教育) 本會に通俗教育調査を設け、其の一方として幻燈映畫を利用して十一月十九日より十二月二日まで十四日間、郡内各町村に通俗講話會を開催せしが聴衆多きは六百名少くも二百名を下らず、一般の人智を啓發せしむる益尠少なからざるべし。此の費額金八拾貳圓四拾錢。

【明治四拾五年度事業】(講習會) 宮城縣師範學校教諭高橋五郎を体操科の講師とし、東二番丁高等小學校訓導大槻貞一を唱歌科の講師とし、八月十五日より十一月五日まで十一日間鹽竈尋常高等小學校に於て兩科の講習會を開催す。講習員男女教員八拾五名にして其成績良好なり、此の費額金百五拾七圓六拾九錢五厘。又仙臺市教育會主催教育講習會へ郡内小學校訓導三十名に聴講料金拾五圓を補助して出講せしめ、又宮城縣教育會開唱歌講習會へ訓導七名に講習料金九圓六拾錢を補助して出講せしめたり。

(學事視察) 大正元年九月廿七日より十日間東京市及石川縣へ郡視學一名、小學校一名、同月三十日より七日間秋田縣へ小學校長二名を派遣し、其の教育状況を視察せしむ、此の費額金百拾五圓貳拾錢。通俗教育の一方として、十一月二十日より各校順次に幻燈會を開催し、明治天皇の御聖德御大喪儀の状況、乃木將軍の映畫を主とし、之に家庭教育に關する物をも加へ映寫を興ふ、開會度數三十二回參觀者合計一萬八百人の多きに及び。十二月二十五日より六日間開設の東京高等師範學校内、初等教育研究主催冬季講習會へ小學校長三名派遣したり、爾來五名づゝ年々繼續派遣しつゝあり。

【大正二年度事業】通俗講演會中央報德會幹事井口丑二を聘し十一月十二日より同月十七日まで又大正三年三月二十一日より同月二十六日まで郡内各町村に於て、都合十二回通俗講演會を開催せり。(教育幻燈會) 大正二年十一月二十七日より十二月二十四日までの間に於て、郡内各町村に教育幻燈會を開催するに二十九回、主として貴顯御肖像、伊勢神宮、瀧祖公及學校と家庭との連絡社會教育等に關する映畫を映寫して説明を興へたり。(學事視察) 大正二年十月八日より同月十七日まで十日間、郡視學一名校長一名訓導一名を大阪府及兵庫縣へ十二月一日より同月七日まで縣内各郡へ校長及訓導八名を派遣して其教育状況を視察せしめたり。(兒童善行賞表) 大正三年三月郡内各尋常小學校及高等小學校卒業兒童中品行善良にして、學業優秀なるもの各校一名に對し硯箱一個及賞状を授與したり、爾後年々繼續施行の筈なり。

【大正三年度事業】(講習會) 八月一日より同月五日まで原町尋常高等小學校内に於て、東京高等師範學校訓導安東壽郎を聘し理科講習會を開催せり、講習員郡内一四六、他郡市六五計二二一、講習事項は主として簡易理科機械製作實驗、理科教授法等にして科外として、算術教授法に關する講演ありき。(通俗講演會) 七月十三日會計検査院長子爵田尻稻次郎を聘し、原町尋常高等小學校内に於て臨時講演會を開催、國家經濟上に關する事項に付約三時間に渉る講演ありたり。十一月十三日東京中央通俗講演會幹事

天野雄彦を聘し、原町尋常高等小學校内に於て臨時講演會を開催、歐洲戰亂の原因より結果に推論し、將來國民の覺悟に言及せられたり。大正三年十一月二十五日より大正四年二月二十五日に亘り天野雄彦を聘し、郡内各町村に都合十回の通俗講演會を開催せしが中途同氏嚴父の喪に依り講演を中止するの己むなきに至れり。(教育幻燈會) 大正三年十一月二日より十二月十八日に至る間に於て郡内各小學校に幻燈會を開催するに二十八回主として歐洲戰亂の原因戰況青島攻圍戰の状況等に付映寫し説明を興へ、時に於て郡内各小學校に幻燈會を開催せり。(學事視察) 學事視察として大正三年六月四日より十日間、郡視學及校長一名を東京市靜岡兵庫縣へ同年十一月二日より七日間縣内各郡へ校長及訓導八名を派遣したり。(教員獎勵) 大正二年に於て懸賞したる郷土誌を審査決定して、大正三年七月十三日臨時講演會の際發表し、二等賞四名三等賞四名等外賞三名に賞與したり。

【大正四年度事業】八月十三日より四日間宮城縣師範學校教諭瀧正善を講師として体操科講習會をなしたり、又同月十七日より六日間仙臺第一中學校教諭大泉重藏を講師として理科講習會をなしたり。(通俗講演會) 大正五年二月六日より四日間東京帝國大學講師文學士常盤大定を招聘し、本郡高砂利府七北田亦樂の四小學校に於て通俗講演會を開催したり、同二月十日及十四日の兩日第二高等學校長武藤虎太を聘し、岩切・鹽竈の兩校に同校教頭杉谷泰山を聘し七郷・多賀城に於て通俗講演會を開催したり。(教育幻燈會) 大正四年十二月六日より五年一月十四日までの間に於て、本郡各小學校に於て教育幻燈會を開催するに二十六回主として御即位に關する映畫を謹寫したり。(學事視察) 大正四年十一月二十五日より十二月四日まで十日間、京都府及奈良縣へ郡視學一名校長二名、同十二月六日より七日間縣内各郡へ校長及訓導八名を學事視察として派遣せり。同年十月十七日御大典記念として宮城野原に於て本郡青年聯合運動大會を舉行したり、來會せし團員無慮五千觀覽者約二萬非常の盛況を呈したり。(教員獎勵) 大正三年に於て懸賞したる農村に適切なる教育法を審査決定して、大正四年五月十六日總會に於て發表し、二等賞二名、三等賞六名等外賞一名に賞與したり。

四、財 産

大正五年三月卅一日現在の基本財産及び同十二年一月卅一日讓與の郡有財産金七千六百五拾壹圓七拾壹錢計金九千五



百四拾壹圓四拾四錢七厘なり。

基本財産額 金千八百八拾九圓七拾參錢七厘。

内譯。 一金千四圓百宮城縣農工銀行定期預金 一金三百圓七十七銀行定期預金 一金百七拾參圓四拾貳錢宮城貯蓄銀行當預入  
一金拾六圓參拾壹錢振替貯金 一金七厘現金保管

### 五、財産處分

昭和二年四月廿四日臨時總會を開き、宮城郡教育會の解散を議決し、清算事務並に財産處分案を議了す、精算委員の氏名並に郡有財産讓渡金返戻配當左に。

精算委員。渡邊榮助・富岡喜代治・加藤武之助・渡邊喜忍治・遠藤音右衛門・後藤大輔・赤間寅吉・櫻井四郎右衛門・眞籠長三郎  
西川常三郎・丹野市右衛門・今村喜平治・嶺岸新七・山崎忠右衛門・馬場直正・藤原良吉・佐藤貞治。

郡有財産讓渡金返戻配當表

町村名	大正十一年度 郡費負擔額	同上負擔配當率	町村名	大正十一年度 郡費負擔額	同上負擔配當率
原 町	三、〇二二、七五〇	六四、八八〇	町村名	大正十一年度 郡費負擔額	同上負擔配當率
廣瀨村	九五、〇〇〇	二〇三、四三〇	鹽竈町	六、〇八七、四三〇	一、三〇〇、九六〇
根白石村	一、八八九、〇五〇	四〇三、七七〇	大澤村	一、二四四、一六〇	三、五九六、四九〇
七郷村	四、四四三、三三〇	九六六、九四〇	七北田村	二、四二二、六四〇	五、一五、六二〇
七ヶ濱村	一、二二七、七五〇	二五八、九七〇	高砂村	三、九七七、七六〇	八、五四、三九〇
岩切村	二、二五八、三四〇	四六一、七三〇	多賀城村	二、九七一、九六〇	六、五、一六〇
松島村	二、九七六、二二〇	六三六、〇七〇	利府村	二、三九五、三九〇	五、〇四、二四〇
合 計	三三、八〇二、九九〇	七、五二一、七二〇	浦戸村	三、五八〇、二二〇	六、七、五〇〇

但し右は各町村教育會基金として積立つるものとす。  
(備考) 負擔金且圓ニ付金貳拾壹圓參拾七錢壹厘七毛當

## 第八篇 社 寺 宗 教

### 第一章 神 社

#### 第一節 概 説

##### 第一項 起 因

神社は神の御靈を奉り齋く處なり、此の制神代に始る、即ち大國主神自己の奇魂を大和の東山(三輪山なり)に祀り爲めに神社を起つて「美毛呂」と云ふ、又天孫瓊々杵尊大國主神を祀らんが爲めに出雲の多藝志の小濱に神社を建築す「杵築大社」にして今の出雲大社(出雲國簸川郡杵築町)是れなり。

神武天皇四年(皇紀四)四月大和の鳥見山に神籬を建て皇祖天神を祭り天種子命、天富命をして祭祀を掌らしむ、而れども神社を建てず、唯其の場を清淨にして樹木を植ゑ、石を並べてその四方に周匝する「磯城」を築きしのみ。

崇神天皇六年(皇紀五六九)天照大御神を大和の笠縫に祀り磯城を四面に周し且神籬即ち樹木を植ゑて神宮を造る、神宮は、天皇の大殿の如く殿の正中に一巨柱を立つ是を心の御柱といふ、天皇深く天神地祇を祭る諸國に神社を造營する此より多かりき。垂仁天皇二十五年(皇紀六五六)天照大御神の廟を伊勢の度會郡五十鈴川の上に遷して神宮を建て倭姫命をして奉齋せしめ、その他に在りては中臣、忌部の二氏専ら神事を執行せり。

孝德天皇大化二年(皇紀一三〇六)大化の新政により始めて「神官頭」を置き、小華下忌部首作賀斯を以て之れに任し



神事を掌らしむ。文武天皇太寶二年（皇紀一三六二）二月朔日太寶命を布き、神祇官を置き太政官の上に班す祭政一致此れなり。

職官志。神祇官。天種子與天富。夾輔帝室。致孝祀於内。以施於有政。而其子孫並皆受官族。曰中臣。曰齋部。亦能世先業無廢。崇神帝方畏天威。懼常瀆神器。其六年命豐鍬。姫祭諸筮籙。垂仁帝二十一（又五）年。命倭姫奉神器。自筮籙遷于伊勢而廟祀焉。中臣連之遠祖曰大鹿島。實始爲之祭主。中臣氏之支族。有大中臣氏。卜部氏。與齋部以三姓稱。共世祠官。一自置神祇官。而伊勢祭主獨奉天照皇廟。職始分焉。

一條天皇萬壽二年（皇紀一六八五）花山天皇の皇孫源延信を神祇伯に任す、是より以來此家を以て神祇伯と定められ他に任するなかりき。伯に任すれば王と稱す、青麻神社の沿革記文往々伯王の記あり、此の制明治維新の曉に及ぶ、慶應三年徳川慶喜大政を奉還す、翌年二月五日神祇事務局を置く、同年四月二十一日之を廢して神祇官を置く、明治四年八月八日神祇省に改め翌五年三月十四日神祇省を廢して教部省を置き神祇を司る、同十年一月十一日教部省を廢止す、神祇の事務を内務省に移轉す、省中社寺局を新設して之を管せしむ。

醍醐天皇延長五年（皇紀一五八七）延喜式成る。神明帳に陸奥國一百座内大社は十五座にして小社は八十五座なり、而して本郡鎮座の神明四座にして大小各二座あり、志波彦神社鼻節神社は名神大にして、伊豆佐賣神社多賀神社は小社なり。

新撰陸奥風土記。一伊豆佐賣神社。所祭溝咋比咩なり。天武天皇二年圭田を奉神祭を行へり、利府の驛の西に隣る飯土井村の所なり、鹽竈社の末社なりと云はいかゞ、郷人御姫の宮と云ふ、長者屋敷の北の岡に神祠あり、例祭九月九日。

一、志波彦神社。名神大。岩切村今市冠川の橋の東一丁に在り、今冠川明神と申鹽竈社の末社なりと云はいかゞ、例祭三月九日二十

一、鼻節神社。名大。鹽竈村籬島の東南海上二里許、陸は三里嶺上に有、郷俗花瀧神社と云、其下を花瀧と云ふ、又海中に大根の神と申即奥の院なり。舒明天皇二年始て圭田を奉神祭を行ふ、圭田四十三束（略）承和十一年從五位下を授らる鼻節の神は風土記に多力雄神也と在り、今は三座猿田彦神和多都美と在り。

一、多賀神社。多賀崎に在り、土人高崎村と呼、又塔の越といふ所なり、俗に高崎神明と申すは訛なり、多賀の碑の東岡なり。例祭九月十五日所祭伊弉諾尊。

### 第二項 本地垂跡

本邦古來神道の存在せしは歴史に將遺蹟に徴証すべきものありしは前項叙述の如し。佛教の一派は韓國を經由して東漸せし以還、入唐見學の僧徒は歸朝し、支那印度の日月山川を崇拜するの風習と、本邦固有的多神教を尊敬するの慣習と合致するの點多かりき。佛徒釋教の傳來當時にありては彼れを審神なりと斥け、神佛彼我の争鬪を調和し敬神と奉佛として國民性の緩和を助長し、皇國の斯民をして歡樂の境に誘導し四海泰平國土安康ならしむるも亦往時の良計なりしなるべし。故に天照大御神は日本に垂跡し給ふも、實は毘婁遮那佛即ち大日如來は本地なりと高唱し、又源家の祖神大幡大神は觀音薩摩の垂跡なりと説破し、其他平・藤・橘の祖神も悉く皆諸佛菩薩の垂跡なりと斷定して敬神奉佛に怠慢なからしめたり。推古天皇十五年（皇紀一二六七）敬神崇祖の御宸念は、遣外使の復興により愈々高かりき。中庸「宗廟之禮。所以祀其先也」

彼の文物典章は、書生僧徒の留學によりて輸入せられ、韓風變じて唐風に移りし時代なりしが故に、教化の道も從つて興隆し、神社の祭禮を嚴かにせられたり詔に。

朕が皇祖天皇の世々を幸し給ふや、敦く神祇を禮し、山川を祀り給はざるは無し、されば朕が世に於て、争で祭祀を怠る可げむ。百僚宜しく心を竭くして、天神地祇を崇祀すべし。



今の國幣中社鹽竈神社即ち往時の鹽竈一宮大明神の別當は法蓮寺なり、元祿十五年十二月十三日火災の當時、國老津民部に上申せる住僧快信の古文書に。

左宮武甕槌命（金剛界大日如來）經津主命（胎藏界大日如來）岐神（觀世音菩薩）鹽土翁（文殊菩薩）事勝國勝命（釋迦牟尼如來）猿田彦命（地藏菩薩）與玉命（藥師如來）太田命（阿彌陀如來）

單り鹽竈神社のみ爾かるにあらず、今の郷社青麻神社は往時の三光窟青麻權現なり、日・月・星の三光なるべし詳別すれば天照大御神は日にして大日如來、月讀神は月にして不動尊、天之御中主神は星にして虚空藏菩薩の垂跡なりと尊敬せられたり。

斯く本地垂跡の説は社會に容認せられ治國安民の社會政策に應用せられたる素因は、蓋し天臺山延曆寺の開祖最澄なるべし、義真・圓澄・光定・圓仁の徒この門より出つ、最澄唐に入り一心三觀の旨を持し延曆二十四年五月歸朝、嵯峨天皇弘仁五年（皇紀一四七四）宇佐八幡宮に詣て法華を講ぜし事蹟は、本地垂跡神佛混淆の動機なるべし、此の例証は鹽竈社に法蓮坊神前に看經し遂に社家を統督するの因を成せると其の揆を一にしたるが如し。

明治維新の始め本地垂跡、兩部神道の前例は排斥せられ、八幡大菩薩三島大横現を始め神佛混淆の制度を廢止し、兩部神道の神は皆神籍に復歸し、諸國大小の神社別當の輩は復飾せらる、明治四年五月十四日世襲の神官を廢し精選之を補任す、序いて六年二月郷村社祠官祠掌給、十二年十一月祠官掌祠の身分取扱、十四年五月神官職制、二十年三月官國幣社に官司・禰宜・主典の神職、二十七年二月府社・縣社・郷社に社司一人社掌若干人設置、二十五年官國幣社神職試験規則の發布を始とし、神職登用規則、社司社掌試験規則、神官神職懲戒令の發布ありて現時に及ぶ。

第三項 額

明治四年五月十四日太政官布告第二三五號を發布し、神階叙勳の古制を廢止して、官社以下定額及び神官職員規則を施行す、官社諸社の等差爰に定まる。抄録下記の如し。

官社、官幣大社・官幣中社。以上大中三十五社、神祇官所祭爲官幣社。

官幣小社・別格官幣社・國幣大社・國幣中社・國幣小社。以上六十二社、地方官所祭爲國幣社。

右官幣國幣社通計九十七神祇官管之。

諸社。府社・藩社・縣社（府藩縣崇敬之社）郷社（郷邑産土神）右地方官管之。

官幣國幣官社以外、府藩縣社郷社二等を以て天下諸社の等差とす。

右官社定額の外、式内及國史見在の諸社、期年検査を歴て更に官社に列すべし。但四時祭官幣の列は、方今神祇官に請して祭之。

第四項 定則

明治四年七月四日太政官布告第三二一號郷社定則を頒布す。頭書に「先般被、仰候神社御改正、郷社の義は別紙定則の通取調可致事」と記せり、定則を抄録する左の如し。

一、郷社は凡戸籍一區に一社を定額とす。假令は二十ヶ村にて千戸許ある一郷に社五ヶ所あり、一所各三ヶ村五ヶ村の氏子場とす此五社の中式内か或は従前の社格あるか、又は自然信仰の歸する所か、凡て最首となるべき社を以て郷社と定むべし。余の四社は郷社の附屬として是を村社とす。其村社の氏子は従前の通り、社職も又従前の通りにて是を「祠掌」とす。總て郷社に附す（郷社に付す）雖も、村社の氏子を郷社の氏子に改むにはあらず、村社氏子元のまゝにて郷社に付するのみ）郷社の社職は祠官たり、村社の祠掌を合せて郷社に祠官祠掌あること布告の如し。但祠掌は村社の數によれば幾人もあるべし。  
一、従前一社にて、五ヶ村の氏子場其數千戸内外にして、粗戸籍一區に合するものは自然の郷社なり。祠官一人なれば更に祠掌を加ふも許すべし。

第五項 式制



同八年八月十四日太政官達第一五九號、官國幣社、府縣郷社共、古來の制式を保存せしむるの令を發布し、翌九年一月太政官達六號にて改正せらる。公文左に。

官國幣社及府縣郷社共、古來の制式容易に變換候ては、後來共其照鑑を失ひ候条、本社並所屬建物周圍玉垣等些少の物件に至るまで厚く保存可致、就ては自今修覆再造の節用材物品等も可成舊式に不違様可取計、此旨相達候事、但官國幣社の内、社殿矮陋祭儀難相整向も有之候はゞ、修覆再造等の節其旨委細具狀、内務教部兩省宛を以て、教部省へ可差出事

### 第二節 國幣中社

#### 第一項 鹽竈神社

##### 一、神苑

國幣中社鹽竈神社は、宮城郡鹽竈町市街の西北一森山に鎮座す。老杉古松鬱然として之を環り、人をして肅然敬恪の念を深からしむ。表參道鹽竈驛より西約八丁、本鹽竈停留所より西町に入る。石階二百級を登りて山上に至り、更に二十八級にして樓門に達す。東參道鹽竈驛より西北五丁、本鹽竈停留所より約數丁にて、入口大鳥居（竹田宮殿下御筆蹟銅製の掲額あり）左折して長短數區石礎を緩歩すれば山上の平地に達す、同三十三年五月金井之恭の書、題して「東北鎮護鹽竈神社」と刻せる石表を觀るべし、石表に面して右すれば即ち神苑なり、園池の内に白鶴群遊の状態を見る、廿七八年の役第二師團凱旋のとき、歩兵第十七聯隊將校一同の獻納にして毎年育雛せり。左丘は萬多奈の岡と稱し、明治九年六月龍駕の駐むる所なり。直行すれば右に神馬の厩舎、神馬は古來より足尖四白とす、此馬亦然り而して水澤町留主氏在地より産すと、左に繪馬堂あり、法橋川村春洋の筆、鞍馬天狗太郎坊の圖、片倉小十郎の獻納等を觀るを得べし。

し。少しく進みて神樂堂を過ぐれば、唐門の前に達す、門に金字の額を掲ぐ、額は有栖川織仁親王殿下の御眞筆「東北鎮護。明治十四年秋。從駕北巡。詣鹽竈神社。因題此字」と署す。三殿の右に和泉三郎寄進の鐵灯を安じ左に日景石を置く林子平の案出なり、文化年中蝦夷地警衛の任務を果せし報賽のため、仙臺藩主伊達周宗（紹山公）の獻納の神燈を安置す。唐門の前方に樓門あり、二層に正一位鹽竈社裏らに一宮鹽竈大明神とありしとならん。門下は鎗馬の馬場にして直下は前記の表參道なり。

##### 二、宮殿

現在の正殿以下數個の宮殿は、伊達政宗四世の孫綱村（肯山公）元祿十五年十一月十三日回祿後の造營なり、爾後幾多の修補を加ひしことありしも爰に略しぬ。

本殿。屋根前後兩流。切妻。全殿素木造。銅具鐫文鍍金。拜殿。屋根入母屋。破風付。金殿朱塗。銅具鐫文鍍金。

左右宮及び別宮共に同じく、檜坂葺にて棟上菊花の金章七個を附す。唐門は四脚門にして朱塗。銅具鐫文鍍金とす。正殿を分ちて左右の兩宮とし、別宮更らに向殿を安置す。正殿以下主なる社殿のその桁行梁間及び坪數を示せば左の如し。（六尺三寸間）

正殿。三字。桁行二丈三尺、梁間一丈五尺。八坪二合づゝ。拜殿。二字。左右宮、桁行五丈二尺九寸、梁間二丈八尺九寸、四十九坪八合。別宮。桁行三丈六尺九寸、梁間二丈二尺九寸、二十六坪七合。渡殿。二字。左右宮、桁行八丈九尺七寸、梁間八尺七寸、十五坪一合。別宮。桁行六丈九尺四寸五分、梁間八尺七寸、二十坪。祝詞舎。三字。桁行一丈二尺七寸、梁間八尺七寸、三坪一合づゝ。神饌所。一字。桁行一丈二尺、梁間一丈、八坪八分。透塼。二ヶ所。左右宮、二延長四十五間、別宮。三十一間唐門。一字。桁行一丈三尺、梁間一丈二尺三寸、四坪。樓門。一字。桁行二丈九尺、梁間一丈七尺、十二坪四合。水舎。一字。桁行八尺四寸、梁間七尺六寸、一坪八分。東西廻廊。二字。桁行三丈二尺二寸、梁間一丈一尺、八坪。三合づゝ。東廻廊附屬舎



五坪。玉垣。周圍延長百五十間。

### 三、祭

### 神

國幣中社鹽竈神社は、明治四年以前にありては、奥州一宮正一位鹽竈大明神、又は鹽竈六所大明神と崇め奉る、神位官幣・祭祀の古社なり。元祿六年九月廿六日、神祇管領卜部兼述作の鹽竈社縁起あり抄録左に。

陸奥國一宮正一位鹽竈大明神三座。在宮城郡多賀國府長。去國府城十八町許。

左宮。武甕槌命。古宮。經津主命。別宮。岐神。

是に於て、武甕槌命・經津主命・鹽土老翁命即ち岐神の三柱を奉祀し、武甕槌命と經津主命は正面の左右宮に、鹽土老翁命は東方の別宮に鎮座せられて、鹽竈神社と總稱せり。

建國の創め、武甕槌命・經津主命の二柱、豊蘆原中國を平定し給ふときに、鹽土老翁命即ち岐神を嚮道と爲し東北を綏平し給るし後ち、武甕槌命は常陸國鹿島に留り、經津主神は下總國香取に移り、獨り鹽土老翁命のみ此の地に留まり給るて、海潮を煮て食鹽を製し、耒耜を作りて耕耘を教へ、蒼生をして無際之神澤を蒙らしむる、盛徳鴻業の偉蹟に奉謝せんがため、武甕槌命を鹿島神社、經津主命を香取神社、鹽土老翁命を鹽竈神社と崇め奉りしは即ち現代人の祖宗先人なるべし。

社家所傳及舊説曰。天孫降臨之始。經津主大神武甕槌大神。先降平定葦原中國時。以岐神爲鄉導。周流削定。終至陸道奥國。祭此三柱神於斯地。武甕槌大神鎮座于常陸國鹿島郡。經津主大神鎮座于下總國香取郡。二柱神又遷幸于大和國三笠山。岐神終止此所。或云。鹿島同體。或云。鹿島之鹽竈六所明神。或曰猿田彦。事勝國勝。鹽土老翁。岐神。與玉命。太田命。六座「同體異名神也」也。是先降此所之故也。

祠之於別宮也。鹽土老翁。始降此浦。燒鹽以教民。故稱鹽竈浦。御釜于今在矣。別宮社人掌之。當社左右別宮。各有社人。又有巫女各一人。祭禮之時。別宮巫女先振鈴。是神先達巫女。左右宮巫女次之。流鏑馬各三番。又先別宮。是皆武甕槌經津主兩神。以岐神爲鄉導之緣也。

當社大祭禮。七月十日也。以潮滿時供御膳。祭鹽土老翁之故也。「同月同日於常陸國鹿島。有異國歸伏之大祭禮云々」每月十日及申酉日。爲緣日也。

或曰延喜式。所謂志波彦神社是也。志波志保訓相通。彦老翁義相同。栗原郡志波姬神社同體神也。社家及土民傳云。岐神先天降于冠川上。因祠此曰神降明神。爲鹽竈末社。或曰冠川明神。加牟武利。加牟布里。訓相通。「當多賀國府城乾。去城四十町許」

今此所曰岩切村。川曰岩切川。社傍有志波道場之跡。又傳云。岐神先降于鼻節濱。延喜式所謂。鼻節神社是也。猿田彦大神御形。鼻以有節曰鼻節神社。而後遷座于鹽竈浦。云々。鼻節神社今爲鹽竈末社「當鹽竈巽。隔二里半許」延喜式。所謂多賀神社。無所見今鹽竈社。在于多賀國府。是此三柱神。天降于此國。祠之於國府。故號多賀神社。一宮左右宮大明神。尊氏公文書載之。

田村鷹東夷征伐之時。勸請三柱神於加美郡。其社于今在。三河國岡崎六所明神者。勸請當社之別宮。是東照大神產生神也。右者陸奥守藤綱村朝臣。自幼崇神。以爲國守。崇敬異于他。風衰道微。雜說傳世。鮮知其實者。歎之憂之。年有年矣。故以社家所傳且所訪春日。香以。鹿島及參州六所明神社家等之諸説。參考而質之於予。予闕其疑者。撰之寫一卷。而傳後者也。于時元祿癸酉仲秋日。

神祇管領從三位左兵衛督卜部朝臣兼連。右緣起者。兼連卿之所述作也。以可爲後代之證據。故加筆卷尾矣。

元祿六年九月二十六日烏 基熙

鹽竈社縁起追考。右正一位鹽竈大明神縁起一卷者。祖父兼連卿「後改稱兼敬」之撰。故太閤基熙公爲之跋。備後証云。中古以來舉國稱正一位。然探求神庫及國府。未嘗有神位記並官置之可徵者。故當國主陸奥守藤原宗村朝臣。與其父左兵衛督藤原吉村朝臣。相議更命於奉仕禰宜出雲守從五位下藤原時昌阿波守從五位下藤原恒長。及別宮禰宜薩摩守從五位下藤原繁滿等。謹請神位記。今歲戊辰四月十七日。敕被可極位。奉授神位記。仍又別寫舊記。加一二追考之文。請予之一言於卷尾。故全篇繕寫了。乃加姓名及印章。



以貽與云。

寛延元年十二月二十八日

神祇道管長上卜部朝臣兼雄

這鹽竈社記一卷。正二位兼敬卿編輯。而被嫡孫兼雄卿。所以附錄其後也。實於當社之本縁事蹟。無罅漏者歟。

寛延二年二月一日 内前

鹽竈神社勅文。陸前國宮城郡鹽竈村鹽竈神社、祭神第一殿武甕槌命、第二殿經津主命、第三殿岐神なり。此神等を此所に鎮座せる由縁は、神代に武甕槌經津主二神、岐の神を嚮導として皇國內を周流し、逆命者を誅戮せし事、日本紀に見えたる如くにて、陸奥の地に至れるを以、此三神を始めて此地に祭る事載せて、春日驗記等に詳也。延喜主稅寮式に、陸奥國祭鹽竈神料一萬束、さあるをみれば、式内の社たらずと雖も、古來より朝家にて崇重し玉ひし事知られたり。且つ衆庶に於ても尊信淺からざるを以、文治建久の頃は、本國の一宮と稱したりし事、本社傳來の古文書にみえ、近く伊達政宗領國たりし頃、社を今の地に遷し莊園の修營を加へ、寛延年中には朝廷へ奏請して勅額を申賜り、御維新の始迄は、社領高千三百五十二石、攝末社二十八社ありて、神威赫々祭典嚴盛、東國の人民遠く仰奉する、一大祠なる事人の知る所なり。

### 四、國寶指定

明治四十年五月二十七日内務省告示第六四號、古社保存法に依り、神社の寶庫に藏する「來國光」「雲生」の二刀は國寶に指定せられたり。

〔來國光〕 拵金作、鞘外白金襷袋入、黒塗箱錢黃羽二重婦久佐包。

寛永十六年伊達政宗第二子忠宗陸奥守に任じ、將軍徳川家光來國光作の太刀一腰を忠宗に賜ふ。忠宗の孫綱基(改綱村)年甫め十七、延寶三年九月十九日入國、十一月十日鹽竈社に賽詣して、將軍賜ふ所の來國光刀を神前に奉納せり。即ち國寶指定の太刀是れなるか。

鹽竈神社寫真帖解説。寶物、刀。備前雲生作、在銘なり。刀長三尺四分、鞘黒漆塗にして、作り拵悉く當初の製作を存す。來國光作。在銘なり、鞘梨地紋描金は「竹雀」なり。延寶三年陸奥守伊達綱村朝臣の奉納なり。

右二口は國寶にして、今は東京九段遊就館に出陳しあり。

鹽社史料。延寶三年十一月十日綱基君御奉納。東藩史稿。十六年(寛永)己卯四月十四日陸奥守に轉ず、將軍國光の刀を賜ふ、貞宗の刀を献す。又、十九日(延寶三年九月)發駕入國す。扈從人員三千四百八十餘人。

〔銘雲生〕 黒鞘金襷袋入、黒塗之箱入、一腰。

神社へ奉納したる奉納者の氏名及び歲月詳かならず。

法蓮寺記。但往古より御當社傳來に御座候處、綱村君御代御拵御納御奉納被遊候事。

### 五、歴任 宮司

落合直亮	明治六年三月十五日	志波彦神社、同	八年一月九日	鹽竈神社
遠藤信道	同	十年五月十二日	志波彦神社、鹽竈神社。	
芳賀眞咲	同	十九年十一月三十日	同	遠藤允信
中山宗禮	同	二十九年二月五日	同	同
高山昇	同	三十二年四月二十九日	同	遠藤允信
窪田定四郎	同	大正元年十一月二十八日	同	同
古川右京	同		同	同

### 第二項 志波彦神社

#### 一、列 格

明治四年五月十四日官社以下定額の發布と共に、志波彦神社は國幣中社に列せられたり、蓋し志波彦神社は、延喜式神名帳に、陸奥國一百座(大十五、小八十五)名神の大社たりしが故なるべし。



新撰陸奥風土記。志波彦神社「名神大」岩切村今市冠川の橋の東一丁に在り。今冠川明神と申、鹽竈社の末社なりと云はいか、例祭三、九月二十八日。天智天皇三年（編註皇紀一三二四距昭和二年一二六四）始圭田を奉神祭を行ふ。

定額發布の當時、全國を擧げて官幣中社以上三十五社、又國幣中社六十一社に過ぎざりしも、式の内外を問はず國史に著明なる神社にして、調考を遂げ列格に位するもの、官幣大社五十八座、官幣中社二十六座、官幣小社五座、別格官幣社二十四座。國幣大社七座、國幣中社四十六座、國幣小社二十三座總計一百八十九座を算せり。

### 二、遷座

明治七年十二月五日鹽竈神社境内へ遷座し、同月二十四日別宮に安置し奉る。その遷座の顛末に關する當時の記録は鹽竈神社山下宮司の著「鹽竈神社史料」に審かなり抄録下の如し。

一、明治六年宮城縣廳より、志波彦神社は荒廢甚しく改造を要するも、其社地狹隘にて建築不可能なるを以て、別に適地を求むるか若くは鹽竈神社へ移轉可然旨を教部省に伺出で、又別に神社に於ては、其廢頽を憂ひ造營官費に立たざる上は、其の修繕は神官氏子にて施行し、竣工の上届出差支なきや、當分假に便宜の他社に神靈を奉招して、祭式執行差支なきやの二點を教部省に伺出でたるに對し、同月二十五日を以て、前者は何之通、後者は地方官協議の上更に可申立事と指令せらる。一、神社は其指令に基き七年一月を以て地方廳に對し、有志を募り社殿を建造せん事を願出で、地方廳は之に對し同月二十三日を以て、右は兼て教部省に伺出たる通り、他へ遷社可然と思考するに付尙勸ふべき旨を示達す。依て神社に於ては更に七年二月を以て、鹽竈神社は祭神も本社と御同神なるを以て、御遷座迄にも及ばせられず、直ちに鹽竈神社へ本社の名稱を移し奉りて祭事を執行し、現在の社は舊地舊社として神殿造營崇敬することにしたりし教部省に申立、地方廳も之に同意し教部省に添申したり今鹽竈神社名を廢し、志波彦神社と改むるは不敬なり。依て志波彦神靈を鹽竈社鹽土翁の神殿に合せ祭り、從來は鹽竈三柱なるを、向後は四座に齋ひ奉り、祝詞等には鹽竈に鎮座、志波彦神・建雷神・經津主神・鹽土翁云々と、四柱の神名を以て祭典執行せば、兩神に對し不敬なることなしとの意見を口演書に作りて、教部省に申立て、右具陳の爲め權宮司遠藤借道は三月十八日を

以て出發上京せり。

一、斯くて七年五月五日を以て「鹽竈神社へ遷座被仰出候」旨を太政大臣より達せられたり。明治七年二月二日教部省達書第一號を以て、官國幣社宮司へ「社務取扱所稱呼、各社異稱候趣、今後一般某神社社務所と相唱可申此旨爲心得相達候事」と通牒せり、仍りて左記の如く社務所の稱號を定む。

志波彦神社  
鹽竈神社事務所

### 三、考證

明治四年二月志波彦神社家加藤千尋より、大小神社明細帳書式に準じ地方廳に呈出せられたるもの並に既刊の諸書を抄録する左に。

志波彦神社 式内名神大。一本社 六尺五尺。一御供所 三間二間・一長床 四間二間半 一鳥居一基。  
一、祭神。鹽土老翁、孝照（ま、）天皇壬申年勸請。祭日三月二十八日。  
一、神位。正五位下、清和天皇貞觀元年正月、陸奥國志波彦神社奉授正五位下。  
一、社地。東西百五十間、南北百間余と傳記に有之、當時裏行百間、表口二十間、南北五十間余。  
一、社領理米高。天智天皇三甲子年、奉圭田六十八束三毛、由傳記有之、中古以來神官家祿無之。  
一、家系。建久年中迄神主、中古以來當山派修驗改三十代、天正三年（皇紀二二三五、距昭和二年三五三）熾失縁記家譜等散失、往古之儀相知兼、天正年中より當代迄十四代。明治二年十二月復飾、加藤千尋藤原義音改稱。外人左に。  
加藤千尋藤原義音。松直人源盛孝。遠藤勇源知重。永野清藤原則正。阿部昇藤原重春。千葉琢藤原秀直。  
大日本史神祇。志波彦神社（今在岩切村岩切川北曰冠川明神又志波道上宮）祀岐神（鹽竈社縁起）即鹽竈社部屬之神也。號曰藻鹽場彦神、藻鹽場姫神（鹽竈社記、本書云社地有志波道上之名。即鹽竈大神儲靈の遺跡也。此神蓋掌煮鹽之事。故有志波彦之號也。附以供考。云々）



奥羽觀跡聞老志。在岩切河北郷俗曰之志波道上。宮社説曰。延喜式所謂志波彦社者。乃指鹽竈焉。志波志保訓相通。彦者老翁之美稱。栗原郡志波姫神社同體神也。道上乃誤同社之語者也。冠川者今呼岩切川者是也。以其川在此邑而郷人失其舊名者也。緣起説曰。社家里俗相傳。岐神乃鹽竈神也。先降于冠川上。因先立祠曰神降明神。而爲鹽竈末社。俟後曰冠川明神。冠者着也。擬其元初之義。且夫神降。冠。其訓亦同。或曰志波彦乃所祭于木下者也。郷俗是亦誤傳。曰白山詳于前條也。封内風土記。志波彦神社。傳曰。或稱冠川神社。鹽竈一宮末社。而同社神也。神名帳考証。伊弉那岐尊。生大八州國。志波與島通。洲填靈。栗原郡有志波姫神社。大八州靈。舊事記云。是大八州之靈。活津彦根命。松島明神。或云柴明神。此乎。松與待同訓。稱立地之詞也。越前國柴神社同。云々。封内名跡志。岩切の河北。郷説是を冠川明神と云ふ。(中略)地名辭書。志波は此神を祭るに鹽、小柴として道の往來を祝ひしに因る歟。謂ふ所の道の邊の岐神也。而かも先哲或は鹽に採用して、煮海鹽場の説あるは信ひがたし。鹽竈神社一考証。志波彦神社。志波姫神社は、共に延喜式の名神大社に列したるもので、其の由緒のかりそめならぬ事もわかり、神代の昔に於て此の神が、武甕槌神並びに其の子孫と共に陸前の根據地から陸中にかけて大なる活動をなし、異人種を懐柔同化するに勉められた事は明かである更に陸中に入りて斯波の郡名を後世に遺すべき斯波の國を起した事によつて想見し得らるゝのであるさうして此の岩切にあつた志波彦神社と鹽竈神社との關係を言へば、鹽竈神社の方は武甕槌神經津主神を主として岐神(猿田彦命)を配祀し、志波彦神社は志波彦即ち岐神と共に配偶たる志波姫を祀りたるなるが、夫の神たる志波彦を主としたる事は論なきと共に、栗原郡の志波姫神社は名の通り志波姫を主として祀つた事の論のないと共に、古代よりの祭祀の慣例より推して「志波彦」を配祀した事も、亦無論の事と思はる。

### 第三項 鹽竈神社と國史

#### 一、圭田と神事

推古天皇二年(皇紀一二五四)新たに鹽土翁を祭るため、圭田五十六束を奉納して神事式祭を行せらる。天皇は只管

佛法に心酔し造寺度僧のみにあらざしは本章第一節叙述の如し。

風土記。鹽竈神社圭田五十六束、新祭鹽土翁也。推古帝二年七月始奉圭田行神事式祭等。云々。

神社叢書卷三十三。鹽竈神社。祭神鹽土翁。宮城郡鹽竈村に在す。惣國風土記殘缺云。鹽竈神社。圭田五十六束。所祭鹽土翁也。

推古二年甲寅七月始奉圭田行神事式祭等。有神家巫戸等。凡當社之境景日本雙一之地也。松島隣鹽竈浦。爲左右之景地。凡朝吟暮

嘯之佳。不可越之。

#### 二、勅使と奉物

舒明天皇即位四年(皇紀一二九二)鹽竈神社に勅使を遣はし、方物を奉獻したるにより宮城郡の名稱初めて國史に現る歴世の先帝韓國に事あり、日本武尊。御諸別王。田道將軍征討の舉ありし以來二百七十年間、東方經營の事なし、天皇の御宇新羅罪を謝し、三國朝貢して韓地事なきに及びて東方の經營に歩を進む、即位の四年鹽竈神社に幣を捧げ、九年上毛野形名を遣はし、兵を率ゐて異人種を征討せられたり。去れば鹽竈神社に奉幣使を下向せしめたるは、戰勝祈願の歡慮なりしが如く惟はる、

類聚國史百三十七(幾外奉勅宮社部)舒明天皇四年七月。陸奥國宮城郡鹽竈神社。奉勅使損膳良隅。奉錦布靈藥等。

#### 三、神階

嵯峨天皇弘仁三年(皇紀一四七二)鹽竈神社に従二位を授け玉ふ。蓋し此歳田村麿薨じ異人種亂を構ふ。文室綿磨征夷將軍となり、大伴今人。佐伯耳磨。坂上鷹養代つて之れを鎮定し、膽澤の鎮所を改めて、鎮守府と稱し、將軍。軍監。軍曹。醫師。弩師等の職を置き、屯田一百町を其の費に充て、陸奥の國司を兼て、夷民を綏撫し、夷俘長を新置して東方を鎮定せんがため、鹽竈神社に神階奉授の勅詔にはあらざる乎。



類聚國史十六(神階部)嵯峨天皇弘仁三年壬辰七月十日。陸奥宮城郡鹽竈神社。授從二位。

四、分

靈

宇多天皇寬平七年(皇紀一五五五)左大臣源融薨す、大臣在世の日京都五條南上德寺に御分靈を勸請して「鹽竈明神」を祭り奉る。今尚五條通橋より西の方に鹽竈町の地名存して一千年前の佛を偲ばしむ。

雍州府志卷二。(神社上)鹽竈明神。在五條南上德寺中。相傳。左大臣源融公。斯邊構河原院。而於河邊。被模陸奥千賀鹽竈之境。地。日々令人夫自攝難波浦。運漕潮汐。燒之爲鹽。破催遊興。其後建社祭之。一説。河原院在今東本願寺新屋敷地。今掘地則鹽竈所用之具。偶出。

五、神

領

醍醐天皇延長五年(皇紀一五八七)藤原時平延喜式を上る。主稅諸國出舉正稅麻雜稻の内に「鹽竈神社の神料一萬束」の記あり。

延喜式、陸奥國正稅六十萬三千束。公廩八十萬三千七百十束。國司の料六十四萬一千二百束。鎮官料十六萬二千五百十五束。祭鹽竈神料一萬束。國分寺料四萬束。學生料四千束。文殊料二千束。救急料十二萬束。

後鳥羽天皇文治六年(皇紀一八五〇)源賴朝軍令を布き、將卒をして鹽竈神社以下の社領に亂入して狼藉するを嚴重に戒む。

東鏡卷十。文治六年二月六日。方々勢共中。入鹽竈以下神領。不可現狼藉。

第四項考

證

一、神域

國幣中社鹽竈神社の神域は、往昔は今の釜神社鎮座の地籍に在り、この地湫隘のため藩祖政宗卿淨地を一森山の高邱に撰みて遷座し奉ると。「塩松勝譜」神祠本在山下神釜之處。藩祖貞山公之世。以舊地湫隘羣塵胥宇。於此遷而祀焉。

と、然しその歲月を録せず「松島大觀」鹽竈神社の條に、慶長十二年六月二日伊達政宗改造遷宮す、と。由是觀此は、現座鎮座の神域は政宗卿の造意に出でたるが如きも、「觀蹟聞老志」古時廟於此。後以其地湫隘。遷祀山上。と古又後とのみあり年次と時代の記なし。一讀政宗卿時代にあらざるを知るが如し、卿の神社を造營せしは歴然たりき「東藩史稿」六月二十日奥州一宮鹽竈社成る。と、神苑を一森山にトし又神宮遷座の記なきに徴するに於ては卿の造意より神廟を平地より高邱に遷せしにはあざるべし。

二、神域移徙

留主家景、十八世の孫從五位下上野介政景、天正九年(皇紀二二四一)新たに宮殿を造營し法蓮寺密僧富鏡法印を統裁とし遷座の式を行はしむ。蓋し低地より高地に移徙し奉りし時なるべし。

鹽竈史料。奉新造營。大且那藤原朝臣政景。于時天正九年辛巳卯月二十五日丑刻。留主氏は藤原家より出づ、祭神は藤原家祖神なり。家景留主職に任ぜらる。武甕槌命は浮島にあり浮島明神と云ひ經津主命は多賀崎にあり兩社を合祀し多賀神社と云ふ、所謂る式内四社の一なり。故に「鹽廟緣記」に今の鹽竈社は多賀國府に在りと云ふ、當時未だ二柱の御神を鹽廟に合祀せざりし時代なるべし。吉野朝正平六年(觀應二年皇紀二〇一一)筑紫の神通稱平吉道名宗久鹽竈社の籠堂に通霄せしことあり、紀行の文を世に宗久紀行又は都のつと云ふ抄録左に。

宗久紀行。日暮鹽竈浦に到神廟に謁す神の體は鹽竈なり、即ち廟前に座し夜を徹す。此の浦の東に向へる入海に、かけ橋高くかけて浦より遙に通ふ道あり、又磯のきはを廻りて、山の陰を行く道もあり。海人の家ども多く造りならべたるに、煙の立ちのぼるも、



これや鹽やくならん見ゆ。浦漕ぐ舟の綱手も、所がらにや心ひくすぢなり。ふけゆく月に唐櫓の音たえん聞えて、いこ心すこし我が御門六十餘國の中に、鹽竈といふ所に似たるなし。古への人の言ひけんも、こごわりなりと覺えし。有明の、月さともによ、鹽竈の、浦こぐ舟も、さほごかるらん。

宗久法師が鹽竈明神の宮殿を今の一森山に遷宮せざりし時代には、多賀神社の祭神二柱は未だ明神の廟社には合祀せざりし、と思はる、されど留主家の祖神たりし縁故によりて、二柱の御神を左將軍右將軍と仰ぎ奉りて留守家の武運と息災には祈誓草められしなるべし。宗久法師が鹽竈明神に御通夜せられし九年の後、延文五年(皇紀二〇二〇)今の多賀城村八幡に鎮座せる八幡宮に法蓮坊と稱する密僧は鹽竈明神の社前に大般若經を轉讀し、惡魔退散の護魔祈禱の法を修行せられたり、事は鹽竈明神の社家により顯はれ争議となる、時は本地垂跡佛混合、祭政一致の時代なり、留主家(世代不明)の當主密僧を右けて社人の言を斥く。鹽竈明神の別當法蓮寺をして社人の上班に列せしめたるは此の時に醞釀せり。

鹽松勝樂。法蓮寺。本稱神宮寺。天正年中。密僧富鏡。日拜跪塚下誦經。祝人誰何。曰吾受留守君旨有所禱。祝人訴留守氏。留守氏右富鏡遂命爲本社別當。盛營堂塔。以其龕住八幡法蓮花坊。曰法蓮寺。專與祭事。位在祝人上。(中略一)

三、造

【造營一】祖神の故なるがため、留主家景十四代の孫出羽守邦家延徳二年(皇紀二一五〇)多賀神社の祭神二柱即ち左將軍右將軍を鹽竈明神に遷宮し奉る、後ち九年を経由し明應六年(皇紀二一五七)貴船・只淵(糾)の二柱を配祀したるは、鹽竈明神の神格をして昇格ならしむるの手段なるが如く思はる、されど諸書一ならず、考証を抄録する左に。東鹽氏傳。明應中鹽廟及多賀兩社共に壞圯、諸祠之を新にせんを請ふ、留主氏特に鹽廟を營す、乃ち多賀兩社を移して之を合祀す

又貴船祠を利府に、只淵祠を加瀬に移し、小祠を鹽廟の側らに營み以て配祀す。

宮城郡地誌。【鹽竈神社】國幣中社。社地一森山面積七町一反二十五歩、村の北方にあり。別宮鹽土老翁、左宮武甕槌命、右宮經津主命を祭る。鹽土老翁、亦國別陸奥根命と稱へ、神武天皇遺慮に依て、安寧天皇九年正月、妹國分日東吾妻神を併せて俱に鎮祭。左右兩宮は、神武天皇二十年七月同郷竹生に鎮座し、多賀神社と稱へ、又後に之を分ちて、左將軍宮右將軍宮と稱へ、其後延徳二年三月當社へ遷座し、毎年三月二十六七日を以て大祭執行。又其後貴船只淵の兩社をも合祭し、陸奥一宮鹽竈六所大明神と稱す。然るに伊達氏に至り、貴船只淵を他に遷座し、宮殿を前の如く再興遷宮式を行ふ。寛延元年正一位を授らる、明治七年十一月國幣中社に列せらる。祭日七月十日、社地中杉松多雜葉樹の老樹あり。志波彦神社。延喜式宮城郡四座の一名社大社、國幣中社々地鹽竈社域内志波彦神を祭る。又藻鹽場彦神藻鹽場姫神にて、安寧天皇十三年七月岩切村高森山に鎮座せられ、藻鹽場神社と稱す。又孝昭天皇六年勸請なりといひども、未だ其確證を得ず、明治四年五月國幣中社に列せらる。祭日二月二十九日。

鹽竈社史料第二十卷。水澤伊達和泉様御下に、鹽竈大明神御立被成候、元來右御家は岩切館に御座被成候處、太閤様小田原下向之節御ち参に付、黒川殿かさい殿杯御一同もつしゆ、岩切館御立被成候由、其節は一宮御神主御同前之様に申傳候。此家を留守家と申候、頼朝公御文書にも、余日留守殿と有之由、又は高森留主共申由に候、右之邊に候間、一宮を水澤へ勸請被成候由に御座候、加瀬村天祥寺を御移、水澤にも有之由、御家中は何も、宮き名にて、八幡・高橋・余目・吉田・花淵杯名乗被成候由申傳候、但岩切御立被成候は、天正年中之由に候。

歴世の領主鹽竈明神を奉祀し祭禮の誠を盡くされし遺跡は政景封を今の岩手縣膽澤郡水澤に移さる、に當り分靈を勸請せり、即ち大字鹽竈字中上野に鎮座せる、鹽竈神社此れなり、其の神格は國幣小社駒形神社の攝社にして、祭神五柱神の内、武甕槌神經津主神の二柱神本殿、祭神鹽竈とし奉祀あるを以て、他の天兒屋根神比賣神藤原鎌足の三柱神を以て相殿となせるは、往時の悌を忍ばしむるに足る。

【造營の二】留主家新に神廟宮殿を一森山の高邸に奉安し、多賀神社の二柱を合祀したり概要前叙の如し。藩祖伊達政宗慶長八年治府を仙臺に移し、九年松島五大堂を修築し、十年瑞岩寺を造營し、十二年六月鹽竈社八月大崎八幡社の



造營を告ぐ、翌十三年六月鹽竈社に詣ひ家臣に命じて神殿帷舎を造らしむ。當時本社に鎮座し奉る祭神の合配は留主家時代と一なり。

東藩史稿。六月二十日奥州一宮鹽竈社成る。藩祖成蹟。六月朔日、公鹽竈社に詣するや、地勝風景の衰頽せんを慮り、小田部勝成庇又肥前佐藤助三郎に命じ、其神殿帷舎を建築せしむ。

聞老志。鹽竈神社。去多賀城址十八町余。在鹽竈村。未詳何代祀之。慶長十二年丁未、前太守黃門政宗卿、令馬場日向監造紀州良匠鶴右衛門修造之。是歲六月二十日落成焉。但以貴船斜而祀本社東。

慶長十二年より七十五年の後、大淀三千風(伊勢國射和村の人名は友翰號は寓言堂又無悲軒)天和二年の頃鹽竈大明神に賽詣せる紀行文に、「一森山鹽竈大明神、本社南向三間に五間、左に貴布禰斜兩社あり、石階百八十間。云々と、蓋し政宗卿造營の宮殿なるべしと思はる。

松島眺望集卷下。一森山鹽竈大明神。本社南向三間に五間、左に貴布禰、糺兩社あり。石階百八十間、石の大鳥居あり、別當光明山法蓮寺眞言宗也。社人三十人。抑當社の縁起不分明、世俗にいふ、鹽を燒初たまふ神なり。然らば日本紀にいはく、紀伊國海濱鹽屋の王子は、伊弉諾尊の御子鹽土老翁、分身なるべし。又町屋のうちに御釜四口有り、口のひろさ五尺、あつさ三寸、水つねに七分、水の色別々也。此は釜に説々ありさいへども更に信用にたらず。觀應年中宗久法師東下りの紀行に、神體はやがて鹽竈にてわたらせ給ふごあり(中略)六社大明神さいふもさだかならず。世へだたり時うつりきさいひながら、縁起のなき事のほぬなきに別當社家になづれ侍れど神祕にやさあるらん、なくてやあるらん、ほ、ゆがめて、まほにかたらず。しかし神社者に實方朝臣あこやの松を尋しに、今は出羽にありと教へし翁、是鹽竈の明神と侍るのみ。さすがに有智大才の道春かんがみもらしめるうへは、愚老なんどいふに足らず。されど神と守と時と文とさかんなれば、ちかきうちに記録いでん事あらん、後の君子しるし給ふべし。又神前にたけ一丈一尺の鐵塔あり、むかし秀衡三男泉の三郎建立、再興寛文年中仙臺堺氏宗心、壯嚴美なり。

【造營の二】 藩祖政宗四世の孫伊達綱村肯山公鹽竈神社の改造を行ふ。元祿八年十月十五日貴布禰・只淵の兩社を今の

多賀城及び七北田村に地を封して遷宮し、左右兩宮に鹿島香取の二柱を、別宮に鹽土翁を鎮座し奉りしは即ち現代三座の起因なり。

鹽社史料。元祿八年十月十五日御假殿御地行始木造御祝儀有之事、只淵社園取候に付江戸へ申上候處(欠字)只淵宮神園(欠字)宮城國分古内村と申儀者法蓮寺並社人共にも爲申聞可然由被仰付候而申來候間相達申候其御心得奉存候勿論社人共にも此旨可被仰聞候恐々謹言。

十一月二十五日

法蓮寺僧 正御房

津田民部判

元祿九年正月十六日國老津田民部並に作事奉行本名九左工門を下して起工の式を舉行し祝宴を開く、二十五六兩日假宮に遷宮並に奉幣の儀を行ふ。此時綱村代理伊達彈正參列して、左右別宮に刀を獻じ金を納む。三月二十五日獻膳式を行ふ、此時左右兩宮及び別宮に一名の社人をして護衛せしめたり。

鹽社史料。左宮御もり社人さぬき(編者註小野讀岐守)右宮御もり社人いつ(同、小野伊豆椽)別宮御もり社人備中(同、鈴木備中守)

又元祿九年丙子御假宮御普請之卷覺。正月十六日御普請御取付に付諸役人衆(編者云繪圖繩張等作事奉行本名九左衛門吉田忠兵衛橋本左内土地見分津田民部山家織部)被罷下候事爲御祝儀從。公儀御酒被下置候六供社人迄に御振舞候事二十五日朝より二十六日晚從。公儀御賄被下置候事社僧社人共に

同日晩に寅刻御神跡御假宮へ奉遷候事。二十六日巳の中刻より午の中刻御幣奉遷儀式有之候事。御名代伊達彈正殿介添藤澤源兵衛殿御獻納御太刀壹腰砂金一兩左宮別宮共に云々。

新撰陸奥風土記。一鹽竈神社。鹽竈村に在り、何れの世より祀と云事を知らず、神名帳にのせざれども、延喜式に、祭鹽竈神料一萬束と在り。貞山利公慶長十二年修造し給ひ、貴船・糺をもて本社に祀る。綱村朝臣元祿六年糺宮を城北古内村に遷し別社とし給ひ、新に經營の事を興し、武藝植命を左宮とし、經津主命を右宮とし共に南に向ひ、岐神を別宮とし西に向ふ、三座を合せて



陸奥國一宮正一位鹽竈大明神と申す。封内風土記。鹽竈社。在多賀城址十八町餘。所祭左宮武甕槌命。右宮經津主命共南面。別宮岐神西面。併三座而號與州一宮正一位鹽竈大明神。不詳何時祭之。其神號出處古來所傳之說。紛々而難一定。先君青山君。請之神祇管領下部兼連卿。草緣記。關白基源公書之。其說始定矣。後陽成帝。慶長十二年丁未。先君貞山君。令紀州良匠鶴右衛門。修造宮社。同年六月二十日落成遷宮。青山君之世。靈元帝貞享二年乙丑十二月有鹽竈邑中之年租及金二百五十兩。可每歲計邑中戸口。而頒賜之。且免許鹽竈市居之諸役。他邦自國之商舶。材木運送之諸船。自今以來可來着于此浦之命。東山帝元祿八年乙亥八月。經始宮社造營之事。至同帝寶永元年甲申九月落成同月十日遷宮。寄附祭田百七十石之地。社家二十九人。賜五百五十二石餘之地。每歲七月十日祭禮有流鑄馬。正月二十八日臨時祭禮。

關老志。元祿六年癸酉後大守中將綱村朝臣。遷札宮于城北古内邑爲別社。自是新興經營之事。

以武甕槌命爲左宮。以經津主命爲右宮南面。岐神爲別宮西面。併三座而號陸奥國一宮正一位鹽竈大明神。

謹按。鹽竈神號。出處古來所傳說。紛々而難一定。於是。先君綱村朝臣。請之神祇管領下部兼連朝臣草緣起。關白基源公書之。其說始定焉。

元祿十五年十一月十三日の夜回祿の災禍起りて宮殿を火く。上下震懼衆皆色を失ふ、綱村極刑を社人に加んとす、儒臣遊佐治郎左門座にあり沈黙言なし、綱村豁然悟る所ありて死罪を赦免す。

鹽社史料。元祿十五年十一月十三日夜、御宮御假殿燬失に付、御當社御假殿御營造、十四日夜遷宮。

鹽松勝譚。記事增補。慶長十二年。納言公造築殿堂。元祿六年青山公盛興土木。遷貴船神於市川。糾神於古内。新奉三社。定祭秩之式。極輪煥之美。十五年十一月災。神體火。公盛氣告諸司曰。祠官失職罪當死。儒臣遊佐好生默然。左右注目。公悟。曰神體雖火。可改作。人命不可再續。減罪一等。

奥の細道。早朝鹽竈の明神に詣つ、國守再興せられて、宮柱ふさしく、影椽きらびやかに、石の階九段に重り、朝日あけの玉垣かがやかす。かかる道の果、塵土の境まで神靈あらたまりますこそ、吾國の風俗なれさいとたふこし、神前に古き寶燈あり、かれの戸びらの面に、文治三年和泉三年寄進あり。五百年來の儀、今日の前にかびて、そぞろに珍し。渠は勇義忠孝の士也。佳命

今に至りて、したはずさいふ事なし、誠人能道を勤め義を守るべし。名も亦是にしたがふこと云へり。

#### 四、鹽竈六所明神

別宮に鎮座せる祭神の異名同體にして、時代の通稱なるべし。六所は六つの神號を謂ふ。一猿田彦、二事勝國勝、三鹽土翁、四岐神、五興玉命、六太田命。此れなり。

倭漢三才圖會卷六十五(地部)陸奥鹽竈六所大明。在千賀浦、社領千四百石。祭神一座。味耜高彥根命。大己貴尊之子。事代主命之弟。相傳。往昔堂社明神。始燒鹽云々。鎮座時代未考。于今土人多燒鹽。

歲月定かならざるも、徳川幕府の初期に、參河に分靈して六所大明神と崇敬せしことあり。天保十年羽田野敬雄の著に兵主神社の説を掲げたり。

參河國官社考集說兵主神社。一説に、松平村六所明神は、矢生本にも六所大明神なりといへり。按に、松平村六所大明神は、徳川親氏主、陸奥國鹽竈六所明神を勸請賜へるなる由。

鹽竈神祭神考。故、春村謹て按るに、當社は式内にもおはしませんが、又一宮にもまします、必國衙の總社なる事、さらに疑なかるべし。總社は國中大小の神社を、國司遙拜の設けとして、諸國の府中にある例を見ゆれば、當社も決りて然りとおぼゆる。但し諸國の總社のうちには、幸ひ便りよき式社を以て、總社に兼られけむとおぼしきなきも、偶はあらずしもあるべし、そは打まかせたる事にしあらず、大抵總社は式外の例なる事、他し國々にもおもひ合すべし(もし式社も兼られたりといはば、當郡中の大社なれば、志波彦の神社かとも云べし。鼻節神社も又大社なれど、是は其社地もたしかげなければ、其鼻節にはおはしきさじ)さて今當社を總社なりと、うけりて決むる事は、むげに臆説のみにはあらず。既に云ふ如く、國府さだにいへば、必總社のある例なるに、此他さるべき社も聞えず、かつ倭漢三才圖會に、鹽竈六所大明神と見え、關老志に、三河國岡崎六所明神者。勸請當社別宮とも。舊說稱鹽竈六所明神久矣。さもあるども、一證云ふべきなり(總社は多く六所なる事、近くは武藏下總などの總社も、六所なるに思合すべし。又主税式に當社祭の料稻の見ゆるも、國衙の預るころなればなるべし。凡て式社の祭料は載られたる例見えず)關老志に、今鹽竈社在多賀國とも、去多賀城址十八町餘。在鹽竈村と見ゆれば、當社は府内なる事もまた明らけし。さて祭



神は如何といふに、たしかなる古傳なければ、後人の臆断に任せて、あなかしこ推究むべからず、たゞ鹽竈明神と稱してあるべし（かく鹽竈といへばさて、鹽土翁、鹽屋王の子、志波彦神社など、鹽に由緒ある社な思ひそ、こは鹽竈の地名を以て、社號とせられしなり。鹿島の地なる鹿島明神、香取の地なる香取明神と稱するも亦同例なり）

さて又神階を稽ふるに、方今は正一位と決めて、恐らくは違ふべからず、其所以は、仁壽元年より明應十年に至るまで、天下の諸神増階の事、十三度に及びたれば、仁壽の度從五位下を授け奉るも亦同例なり、明應の度は正一位相當せり。

鹽松勝譜。鹽竈神廟。所祭神三座。左宮武甕槌命。右宮經津主命。別宮岐神。岐神一名猿田彦。一日事勝國勝。一日鹽土老翁。一日鹽屋王子。一稱道祖神。又稱妻神。或曰。延喜式所載宮城郡大社志波彦神社是也。太古天孫命經津主武甕槌二神。平定葦原中國。時以岐神爲嚮導。周流削定。遂到陸奥國。而武甕槌命遷于常陸國鹿島。經津主命。遷于下總國香取。而岐神終止于此地。因始煮鹽。以教生民。於是乎。貴戚厚德。崇厥盛功。建祠以祭之。而世遠時邁。所傳神號。其說紛々難一定。且神祠本在山下神釜之處。潘祖貞山公之世。以舊地湫隘囂塵胥宇。於此遷而祀焉。以貴船糺二神配祀之。後肯山公遷于貴船於市川村。遷于糺於仙臺城北古内村。而張大規模。以武甕槌命、經津主命岐神、號陸奥國一宮正一位鹽竈大明神。而後神號歸一定云。廟宇鉅麗。彫續幽眼。彩廊彫垣綠乎内域。繪馬之堂。調供之屋及鐘樓寶庫填乎外邊。西乃列配食小祀。南乃廟門有開門。左右置守護神像。像衣冠持弓矢。其南數步石階數百級。階下華表。榜曰陸奥國一宮。云々。

鹽松勝築。鹽竈神社。左宮祀武甕槌命。右宮祀經津主命。別宮祀岐神。天祖始降。遣武甕槌。經津主二神。經略東北地方。岐神爲嚮導。討夷民梗化者。東北始平。故祀三神於此。岐神爲嚮導。故祀於別宮。舊稱鹽竈六社。一猿田彦。二事勝國勝。三鹽土翁。四岐神。五與玉命。六太田命。六社異其神而一其靈。創始極古。或曰安寧天皇時遷座。稱道陸大明神。道陸。陸奥義。歷朝崇祀。陸神位附社田。發使獻物。屢見史傳。鎌倉以後。伊澤氏以留守職。城岩截。崇祀一仍舊典。或稱奥州一宮。或稱鎮守府社。明應六年留守政景。合祀貴舟料兩神。改築殿堂。慶長十一年納言公「伊達政宗」建右殿爲正祀。更建別殿。祀貴舟料二神。煥然復舊。肯山公「糺村」尤敬神德。恐其濫祀典。諸林篤信吉川惟則。博考神典。發皇奧秘。定祀武甕槌經津主岐三神。請神祇卜部兼連。草定緣起一卷。關白近衛公「基熙」親跋之。以藏神庫。號曰陸奥一宮鹽竈大明神。附社田千三百石。鹽竈。吉津。笠神。下馬。市川。加瀬六邑屬焉。供給之備。祭秩之隆。巍然爲東北之巨鎮。維新之初。沒社田廢祠官社僧。降爲鄉社。明治七年朝廷。以其歷朝所崇祀。陸社格爲國幣中社。左右宮南面。別宮西面。前置拜殿。棟檜龜嶽。塗以丹碧。飾以彫鏤。地占良位。磴道危峻。劃爲三段。

凡一百九十二級。老杉蒼鬱。不漏日影。神燈神獸。或石或銅若鐵。左右錯立。祠寮丹墀。内外二重。發石井然。垣内細石。淨無一塵。門側廬舍。祝人直焉。庫藏神寶。厨理神膳。輪奐之觀。肅穆之容。使人悚然起敬。

### 第三節 郷社

#### 第一項 青麻神社

鎮座地名。宮城縣宮城郡岩切村青麻澤三十番地（通稱青麻山）

祭神。天之御中主神・天照大御神・月讀神。配祀・伊豆岐能老翁（常陸坊海尊之靈）

祭日。五月一日より七日まで（從來は天和靈驗に因み四月朔日よりの祭日）を十一月廿三日（新嘗祭と共に小祭に改む）

神苑。一千坪内五百坪官有地第一種、五百坪境内續き社司所有地に區域を擴む。

社司社掌及總代。社司鈴木理吉、社掌鈴木堅石、伊藤政吉。總代今村喜平治・永野榮一・永野裝右衛門。

財産。神田一町八畝二歩。山林二反五畝歩。崇敬人員、永代講員一萬二千餘人。

社殿。御神座殿。洞窟。本殿。造間口九尺奥行七尺。透塀。高さ六尺九寸延長十一間三尺。中門間口一間三尺奥行五尺、登細殿間口一間奥行二間。石の間間口九尺奥行二間。拜殿間口五間奥行三間三尺。隨神門間口四間奥行二間一尺。神樂殿間口四間三尺奥行二間。繪馬殿間口三間三尺奥行二間。神饌所間口三間三尺奥行二間。社務所（社司自宅供用）烏井及燈籠等

參道。表參道東北本線岩切驛より北へ一里十五丁、裏參道利府驛より西北へ一里二十丁。高山の景色に富む、羊腸たる山徑に燃るが如き山躑躅を眺むるの興味を賞ゆ、裏參道は瀧水淙々耳を洗ふの清情、眞に神氣を養ひ仙境に逍遙するの感を懷く。

一、神寶什器。鐵鏡一面（傳へて三光窟の神座より發見仁壽以來の神寶）白銅鏡一面（八花形裏に唐草浮出花鳥模様徑四寸二分）神道兵法明鏡卷一軸（傳へて海尊仙人の遺物と）小劔一口（八寸三分在銘久國）一大劔一口（二尺三寸無銘）短刀一口（一尺二分在銘國吉）大



刀一腰(三尺五寸在銘千手院)小刀一振(三尺在銘安綱)大長刀一振(四尺二寸八分無銘)短刀一口(一尺二寸八分在銘に曰く明治三十七年十一月吉日御寶劔影鍔作帝室御刀工菅原包則七十五歳謹作)神號額一面(藩儒新井義路等奉納)隨神像二軀(傳に秀衡時代の彫刻と)神樂面十二面 安永四年白川殿御指圖京都に需む(御詠歌短冊一葉(後奈良院御筆と)了眠の極付)通宮卿・實則卿御筆短冊各一葉 吉村公御筆色紙六歌十二葉(以上短冊和田爲直奉納)

一、什物。白川神祇伯資訓王殿染筆扇面二折、慶邦卿詠歌幅一軸、賀茂季鷹大人・本居大平大人・鈴木重胤大人・野々口隆正大人 堀秀成大人短冊各一葉。

陸軍大臣奉納狀。戰利兵器の記。是れ明治三十七八年役戰利品の二にして我が勇武なる軍人の熱血を濺ぎ大捷を得たる記念物なり 茲に謹て之を獻じ以て報賽の微衷を表し尙皇運の隆昌と國勢の發揚とを祈る。

明治四十年三月

陸軍大臣 寺内正毅花押

品目 十五サッチ彈丸一。六サッチ彈丸三、長柄方匙一。方匙一。步兵連發銃一。

【沿革】 本社の創祀は仁壽二年(皇紀一五一二)なり、故を以て恒祭を四月朔日より八日迄とす、明治四十三年大陽曆により五月一日より七日に改む。由來現社司の遠祖穗積保昌の尊信し奉れる、日月星の三光神を奉齋せるに創まる。而して他の神社の如く其地領封土藩主の奉齋にあらざるが故、奉齋者累代の身命を捧げて以て神徳の普及に努め以て今日に及びたるなり。之を考ふるに仁壽年間前後の神祇思想は神祇史上の光明時代にあれば從て一に純粹なる神祇の奉齋にあるべかりしも、信仰唯一の神社にありては崇敬に伴ふ思潮たる當時の信仰上遂に兩部習合説に同じ。表三神眞秘三體など稱し、大日・不動・虚空藏の三體を眞秘法藏せるは時代に順應せる奉祀の常道なりき、去れど本社社の祭事は剽削以來純粹の神祇祭事なるが故を以て社僧を副設せず。安永五年(皇紀二四三六)白川神祇伯王殿(下より、鈴木儀右衛門(現社司鈴木理吉九代以前の祖)對馬の稱號を許され且つ式内伊豆佐賣社の神主を兼攝せる時代に衣冠飾装の特許は仙臺藩國老を経て許狀の交付あり(揉大奉書縦紙)後又寛政五年(皇紀二四五三)神祇管領關東執役神職指導の重役を命ぜらるる(小奉書横折紙)同時に諭諭一通(中奉書縦紙)を寄せらる、今尙神庫に藏す全文左に。

奥州宮城郡伊豆佐賣社神主鈴木儀右衛門事今般宜稱對馬風折烏帽子淨衣淺黃之指貫令着用、神事之節可進退之由本官所候也同許如狀件 安永五年六月二十二日 神祇伯家雜掌圖

今般神祇道就改正御配下一統諸行事方並職業未熟之族爲糺明吟味役被仰付候條聊私曲依帖之取計無之様心掛邪正承り糺し早速關

東御役所江注進可有之候若以來卒爾之勳等於有之者可爲越度之條可被得其意者也 神祇管領關東執役 大監物義政圖

寛政五年丑正月 立烏帽子布齋服被免許之條許狀如斯畢令存知習合無之、神祇道本元乎不亂忌部之地乃締乎致中臣之天事以互

天下泰平國家安全之御祈無怠勤行可有者也 仍諭諭如件 神祇管領資延王關東執役 大監義政奉圖

寛政五年三月 鈴木對馬殿

明治初年來一時は既成信仰團體の解散に垂んとする傾向あり、爲に神社は勿論司家に在りては、物心兩つながら現状を維持するに至難に及びたりしも、千有餘年來累代努力の餘光たる各地府縣下より賽者の絶ゆることなく、縣内五等を下らざる大社班位を以て目ざる。當時の社司鈴木貞次郎は現社司鈴木理吉の兵役を了はるを待ち、共に粉骨碎身信仰團體の再興に努力し、明治二十八年崇敬の基礎を築き永代講を組織し各縣を通じて已に一萬二千餘人に達し、尙例祭に於ける集團的參拜にありては、仙臺市を中心として各地に及び近年著しく増加し、鐵道にありても一周日中初日に於て増車して便を興ふるに至りたり。大正御大典紀念事業として、如上集團參拜神前行事に狹隘を來せるを以て、大正五年より起工社殿大修繕擴張を期圖し逐年工事繼續二三を殘し竣成を告ぐ。

【藩主崇敬事蹟】 延享三年六月藩主宗村卿(忠山公)江戸に於て瘧疾、心鏡院様を始め御子様方御立願御本復後、三ヶ年間御代參せらる。

寶曆八年三月藩主重村卿(徹山公)御參詣。明和八年十一月姫君(助子姫後ち順姫と稱し宇和島侯に嫁す)御病氣に付御祈願御代參。文政元年八月藩主齊村卿(桂山公)松島御遠乗の時御參詣。天保十二年四月藩主慶邦卿(樂山公)生母延壽院様御參詣。慶應三年四月

十四日慶邦卿、十五日延壽院様御參詣。

【他藩主崇敬事蹟】 文政二年三月土州様御留守居より、本藩若老を経て、本社縁起並に御守札納むべきの達に依り、本藩若老衆を経て納む。同三年六月尾州名古屋城三の丸へ御影御守札内砂一合を納むべき旨、天王坊名儀にて申越されたるにより御届せり

(名古屋信仰者の言に、元城中御分靈社ありしを、維新の當時各社の御分靈と共に公園地内に奉遷せられし)と。天保七年三月尾州



様御附衆成瀬里人正殿横井伊織介殿より、本藩を経て本社縁起並に御守札納むべきの達により納む。安政五年四月南部公より、御祈願報賽として淺黄染固織巾一丈へ、「青麻岩戸三光宮」と白染拔旗二旒奉納。

社傳。仁壽二年神家遠祖穗保昌、日月星の三光神を窟中に鎮祭し青麻岩戸三光宮と稱へ、其後裔累代奉仕し以て傳ふ。文明年間農となり利府郷菅谷に、後岩切入山に數代住居したりしも春秋の祭祀を慎み暫らくにして歸山奉仕、天和の靈驗以來専ら神事勤行爾來近郷遠國衆庶の參詣あるに至れり。

東藩野乘。宮城郡岩蔵村有窟。架棚鐵鑊以登之、今建祠稱青麻岩戸三光宮。鈴木對馬者世爲祠官。其數世祖所兵衛者。天和二年罹眼疾表明。一日有老翁來曰。汝資性朴實。不幸罹斯病。吾深愍之。汝須深夜抵青麻窟。至誠拜天則痊。即如其言月餘果痊翁復至所兵衛。頓首謝恩。謹問其名。翁曰我是清悅也。頃居下野州大日窟。欲今移處于此窟中。所祭何神。所兵衛曰。爲大日不動虛空藏。翁曰善矣。遂入窟中。至今兩風痺者。禱之有驗云。

封内風土記。岩切邑。青麻權現社。本邑山中在號青亭地。往古此地植麻苧。故以爲地名。有岩窟高一丈餘。古來相傳。祭大日。不動。虛空藏。邑氏久作者。後改稱所兵衛。其性淳朴。正直。久患眼疾。遂爲瞽。不能爲穡之業。貧究日逼。殆將飢渴。靈元帝。天和二年壬戌四月朔日。老人來告曰。今夜丑刻。當齋戒拜天。吾感汝性之淳朴。且憐其盲而來。從吾所教。日疾不日而愈。言畢忽去。不知其所往。所兵衛信心徹骨。拜老人之所去。其夜齋戒沐浴。及丑刻拜天。少焉星光滿目。四邊艸木亦分明。彌凝信心。每夜拜天。三十餘日。而眼疾全愈。其後彼老人復來。其相不凡。白髮朱顏。眼光衡人。問曰。汝目疾愈乎。所兵衛恐懼畏服。不能仰見之。稽顙伏答曰。幸蒙慈恩。眼疾得愈。不知其所謝。願聞尊翁姓名及居處。老人曰吾昔源延尉之臣。常陸坊海存也。今改名清悅。周流四方。姑隱于下野州山中大日窟。自今欲移住于此窟祭何神乎。所兵衛答曰。嘗祭大日。不動。虛空藏。老人曰。幸哉吾所念日月星也。自今當稱三光窟。乃入窟。其窟高峻不易登。鐵鑊而上下。地僻去邑民之居五六里。人跡常稀。而來拜者少矣。近歲崇信之者多。設階梯於岩窟。造營宮社及拜殿。邑民設店供酒食。來拜者亦若干。奇怪之說。雖不可信。姑記其所傳說者也。

耳能端之記。青麻廟の社家の曰く、往昔の清悅仙人は乃常陸海尊なり。天和中此青麻山の洞に居れり、里人偶々見るこゝありき白衣を衣て牛に乗て過ぐ、而して後其終所を見ず、其遺物今に傳て寶物となす。

元奪曰。青麻三光、青麻の訓、青そらにして大空に通ずるの訓と見へたり、日月星の三光なればなり。此宮四社なるべし、海尊仙まもに或人云ふ、青麻神は常陸翁にて座故に忠義神にて座て、世俗誤て中氣の神と思ふこ。予是而白し彼仙數千歳を壽き玉ふから

は、其命數無盡なり禱て可なり。又日月星の三光を祭る、是亦天長地久不盡の三光にて、何れも不盡の神也、尊信じて感應座すべし、さりながら人々其尊信の深淺に依るべきなり。又按ずるに宮城郡古は青麻畑ありて貢す今は無し、反て東山江刺邊の山野より青麻を採るあり。

### 第二項 八坂神社

鎮座地名。岩切村字若宮前に鎮座す。祭神 素佐男神。祭日 六月十五日。列格 明治十二年六月。神苑 千二百六十三坪七步。社殿 神殿六尺四方。雨屋縦二間三尺横五間。長殿縦八尺横三間。直會所縦二間横三間。氏子七百戸。

社司 社掌加藤應雄。氏子及び總代氏名。大沼清七・池田香・永野駒吉・山田定通・鈴木紋之丞・高野彌五内・赤間徳之助・門脇久治・安達林三郎・横田繁太郎。

【由緒沿革】 文治五年(皇紀一八四九)六月七日高森城主伊澤左近將監家京都の祇園より勸請して、始め岩切村餘目に鎮座し圭田二十石の地を納む。後ち同村臺ヶ原の頂上に遷座して天王山と稱す。戰國時代に及びて祭事を欠き社殿荒廢す。伊達政宗寛永年間天王山より現在の地に遷宮し、祭田二百文を奉納して厚く神事を行ふ、本地垂迹神佛混淆の祭事を行ふに方り、祇園牛頭天王と奉唱す。明治六年今の神號に改め續いて郷社に列格す。

八坂神社は牛頭天王社と稱す、後鳥羽天皇の文治中勸請する所にして素盞鳴尊を祭る明治四十四年神社合併の令あるや各區の鎮守社青麻神社を除く外は本社に合祀せられたり。合祀せられたる諸神社左の如し。  
小物忌神社・雷神社・三社宮・神明社・八幡社・諏訪神社・天神社・若宮八幡社・熊野神社。

### 第三項 八幡神社

鎮座地名。多賀城村八幡區に鎮座す、往昔興ノ井の里と云ふ。俗に興ノ井八幡と稱す。祭神譽田別尊・息長足姬尊。比賣神。神殿縦壹丈横九尺、拜殿縦二間一尺横三間二尺、長床縦五間半横二間、廻廊縦三間、横七尺五寸。境内五百六十



社司、菅野亦左衛門。氏子總代中山中。馬場軍平。江口久太。今野虎治。菅野運太夫。大場傳三郎。氏子二百十戶。

【由緒沿革】一、往古豐前國宇佐郡より奉遷奥羽之古社而、延曆年中坂上田村麿東夷征伐の時、數多之軍兵を率ゐ此地に逗留之時、建立之由申傳たり。此地名往古沖井里と唱へ、末松山八幡宮と申奉り、于今末松山之内本丸・馬場・大手崎・大橋許杯八幡宮御鎮座の節の舊名存せり。田村麿將軍軍兵方八丁え屯集地と唱え、方八丁と申地名も有之、其後天喜康平中源頼義家征賊魁時、田村麿の古例を以て屯兵を於方八丁、祈此社有軍功。人皇八十四代順徳院建保年中、將軍實朝公之時、賜此地を於平石馬介、築居城を於末松山遷座。

什寶。(詠歌) 短冊一枚 舊藩主伊達吉村寶永二年自筆。一筋にいのる心の誠あらばかみの誓は今も變らじ。(扁額) 二面 縦三尺 一面は南山古梁筆。横二尺 一面は天嶺筆。(棟札) 一枚 長祿三年八月十三日宮司清太夫清原吉久の古札(火災に付模寫せし物なり、外二枚屋根替の棟札あり)。(鏡) 一面 銘加賀田河内守正保八寸形鶴松竹量二百二十目。(鈴) 一箇。(劔) 一口 銘白龍子長繁白鞘。(翁面) 二面 右は古器にして其年月を詳する能はず當社に於ては寶物の第一とす。

封内風土記。往古此社在末松山邊。而稱末松山八幡宮。祭日有流鐘馬。今邑民宅地傍。有號馬場地。及末松山邊古昔社地。方四十間許之地。老杉一株。有古鐘。記曰。謹奉鑄鐘與末松山八幡宮。大檀那陸奥介平景綱。大工藤原弘光。大工加當安吉。永仁七年(編註皇紀一九五九年二月二十五日改元)二月日。又有梁上之古牒。記曰。大旦那日本國主大將軍大行陸奥介藤原景宗同藤原景八幡太郎。長祿三年(皇紀二一九)以下略之。邑民傳曰。宗景者留守殿也。宗景及鐘銘所謂景綱者。八幡兵庫(諱不傳)者之先祖也。希文按永仁七年後伏見帝正安元年也。長祿之號後花園帝御宇也。景宗者伊澤左近將監家景十六世之孫。而稱留守相模守。實當家第十三世尙宗君之第二男也。考留守家譜。景宗繼家景十五世之孫藤王丸之家。藤王丸後小松帝明德中十歲而歿。景宗天文二十年五月十六日卒。自天文二十年至長祿三年。九十三年。而至明德改元應永之年。迺考之。則百六十年也。其年數之悠久。家譜所記固不疑。梁上古牒。記陸奥介者亦可疑。邑民所傳。以景綱爲八幡家之先祖。梁上之文。記八幡太郎藤原宗景。則八幡家亦藤氏。而非平氏。恐別人乎。新撰陸奥風土記。與の井八幡神。宮城郡八幡村に在り、古此所を與井の里と云。夫木集に。

よもすがら袂に傳ふ白露の興の井の里に月を見る哉。と詠る此所なり。古今集には、興の井とあり、里俗今興の井八幡共、やはた八幡共申も、國分寺と同時の草創也。廻國修行の徒納經所の第一とする國分寺、一の宮等の其一ヶ所なり。

### 第四節 村社

原町【村社八幡神社】 鎮座地、原町南目宮城野。祭日、九月十五日。祭神應神天皇。明治四十年村社に列す。本殿四尺四方。拜殿竪二間横五間。境内千二百八十二坪五步。氏子六百二十戸。

社掌 久光右一。氏子總代 庄司稻吉・菅野喜右工門。渡邊久五郎。菱沼文治郎。齋藤八三郎。佐藤萬藏。永野得太郎。小島伊右工門。渡邊登助。初田八十八。柴田勇助。菅原長太郎。淺野金次郎。木皿松三郎。渡邊美代松。

【由緒及沿革】 桓武天皇延暦十七年(皇紀一四五八)田村將軍の勸請なり。往古生葉原八幡社、中世宮城野八幡社と稱し、社地境内も廣大なりしとぞ。祭日三月十五日九月十五日兩度なりしに、後年改めて一回とす。本地迹垂時代にありては役氏の奉齋にして、天正年中三春城主田村隱岐守三男清求、修驗となり清光院と號し、明治四年清求十二代の後裔復飾改名して田村祭と曰ふ。

同町【村社神明神社】 鎮座地、原町小田原字蟹澤。祭日、九月一日。祭神、天照皇太神。本社竪二間横六尺、拜殿竪一間半横四間。華表一基。境内七百八十七坪。氏子九十一戸。

【由緒及沿革】 國分能登守盛重相模小田原より勸請、小田原鎮守と稱し、小田原創草の建置社領現米十石なりしも、明治維新の當時現米一石六斗に減せり、と神社明細書に見ゆ。

廣瀬村【村社諏訪神社】 鎮座地、廣瀬村上愛子字宮御殿山。祭神、白幡大神(中宮)黑鳩大神(左宮) 禰度大神(右宮) 住吉大神。祭日、三月十五日より十七日まで三日間。(明治四十年以前十一月十五日)。列格、明治七年八月十日。

宮殿、社殿間口五間三尺奥行四間三尺。長床間口七間奥行二間。境内七百七十五坪。基本財産、田地八反六畝歩、山



林六丁三反。氏子五百戸。

社掌。宮野教元。氏子總代、澤口寛藏。佐藤儀藏。加藤要之助。庄子甚助。大岩平太郎。庄子米藏。石垣作藏。石垣彦左工門。早坂與吉。早坂榮三郎。

文治年中源頼朝の命により奥州留主職左近將監藤澤家景の建置する所にして、維新前にありては國分郷三十三ヶ村の總鎮守なり。故に國分一宮と敬稱す。明治七年八月十日村社に列し、同四十三年七月本村内鎮座の左記初載の村社及び無格社を併せて九社を本社に合祀し遷宮の式は行はれたり。左に。

村社 八幡神社 (譽田別尊) 村社鹽流山神社 (鹽土老翁尊) 無格社 山神社 (大山祇神) 無格社 大伊勢澤神社 (大日靈命) 無格社 葉山神社 (倉稻魂命) 無格社 稻荷神社 (倉稻魂命) 無格社 熊野神社 (熊野夫須美命) 無格社 關所神社 (瀨織津姫命) 無格社 藥師神社 (大穴牟遲尊・少名彥尊)

什器。(鰯口) 茂庭綱元奉納、直徑一尺、于時寛永十二歲乙亥霜月吉祥日(中央二行)奉寄進鰯口愛子郷諏訪夢想明神(向て右)武運長久所茂庭了庵公綱元敬白(向て右) (甲冑) 伊東七十郎着用。(扁額) 國分一宮諏訪社の七文字堅四尺幅一尺。(獅子) 天明八年三月十五日奉納。(和銃) 二十丁。(刀劍) 二十振。(手鎗) 五。

【由緒沿革】一、文治年中征夷大將軍源頼朝平泰衡征伐の爲め發向の時、其の軍に勝を得ば此社を再興せんと深く誓願す。果して勝利の得り。茲に因て伊澤四郎家景を以て本社を建立、家景崇敬の余り拜殿長床をも建立せり。之より諏訪社と改稱、新に十五末社を建立、當山莊麗を極む。是より前信濃國佐久郡住人、源房治の後裔、佐久太郎房義・佐久次郎治義の二人頼朝に従ひ來りて社務を掌る。

一、康正二年國分下野守宗治郷六九郎再興九月二十九日棟上、同十一月二十八日遷宮、禰宜重義正重の二人之を掌る。此時(御殿山)の頂より移し奉る。此時の棟札金尺にて二尺一寸横七寸五分なり。

一、永祿二年國分能登守宗政、同丹後守宗元、息刑部左衛門綱元、郷六讚岐守政次、息惣左衛門政友再興、九月二十三日棟上、十一月十三日遷宮、稱宜土佐守政吉之を掌る。此時の棟札金尺にて二尺横五寸。

一、慶長三年國分殿没落、郷六惣左衛門故有て、山岸修理助、堀江長門守、同但馬守施守と成り、愛子氏子助成十二月朔日遷宮、禰宜伊勢守治清其の子中將之を掌る。此時の棟札金尺にて二尺五寸横七寸也。

一、元和九年藤原朝臣政宗建立宮野奉仕。此時の棟札金尺にて二尺四寸横八寸也。

一、寛永十一年十二月晦日之夜宮野長永夢想和歌一首を得たり。和歌。世を長く保つ心は政宗の世界しづかに住吉の松。此時茂庭了庵綱元の廓室は下愛子に在り、綱元此和歌を伊達政宗君に奏聞す。君大に喜び金參兩奉納諏訪夢想大明神と贈號、額面を掲げらる。

一、寛永十二年仙臺中納言伊達政宗建立、造宮代官茂庭了庵綱元、奉行猪狩八右衛門元次、別當宮野長永。此時本社長床石坂別當

草室に至るまで造營輪奐の美を極む。十二月十五日遷宮。此時の棟札金尺にて二尺八寸横九寸あり。

一、寛文三年再興願主茂庭周防守定元、森田際岐次男治郎兵衛重治、嫡男勘左衛門重職、此時伊達家に原田の難有り、故に定元宮

城國分・名取・巨理、伊具、宇田、柴田、刈田、志田、遠田、加美、桃生、牡鹿、栗原、登米、玉造、磐井、鹽澤、江刺、氣仙の

各郡より淨財を募り再興、美を盡せり。宮野坊密永奉仕。此時の棟札は金尺にて二尺八寸横五寸五分。

一、貞享二年六月十八日、伊達綱村君名取郡秋保湯元へ發駕の時、社前に至り、諏訪万右衛門をして代拜せしめ、支倉源太左衛門

御使として鳥居建立の旨を以て、金一兩並に木材を賜ふ此時建設の鳥居は赤塗(一丈二尺横八尺八寸)

一、筒粥之神事起源年月傳曰く、文治年中より執行此神事は毎歳一月十五日の眞夜中曉近くまでに行ふ、頗る古典的である即齋主

は此神事の七日前より齋戒沐浴只管身を清め十五日の十二時神前に祝詞を奏上之より神前に供へてある鍋の中に粥米と小豆と水と

を入れ、篠竹又は堤の「よし」を約二寸位に切り農作物の順序に束ね粥中に入れ、ふたをする平年は三百六十五回閏年は三百六十六回

の祝詞を奏して祈禱をなすので一回でも多くとも少くとも因るので豆を一粒宛數へて正確に祝詞を奏上此の儀式の終ると共に鍋の

火を除いてよしの束を三方に取上翌十六日立會人を招待して歩付をする其の方法は筒の中に入つた小豆と米の多少によりて斷定。

之は五穀野菜の豐熟良否日雨風蠶に至るまで、農作物の參考として氏子は勿論八方より歡迎されて居る。

康正三年國分下野守宗治郷六九郎。永祿二年國分能登守宗政同丹後守宗元息刑部左工門綱元讚岐守政次息惣左工門政友。慶長三年

國分殿没落郷六惣左工門故有て山岸修理助堀江長門守同但馬守施守と成り。



元和九年藤原朝臣正宗 奉建立諏訪大神 霜月十二日  
寛永十二亥(御遷宮御代官茂庭了庵綱元奉行猪狩八右工門明元次)上大工新助  
奉造立諏訪三社夢想大明神宮惣戒釋迦如來大檀那仙臺中納言政宗公御建立之所也  
霜月十五日

別當宮之坊吉藏

封内風土記。諏訪神社。不詳何時勸請。傳云住吉神。黑鳩神。禰渡神一社而祭四神。每歲正月十五日。糞筒粥於神前。卜其歲之豐凶。截竹四五寸許若干。各雕風雨旱霖五穀之名。入粥中而煮之。以管中所入米粒多少而知之。曰之筒粥。有古來造營梁上古牒十枚。其一。後花園帝康正三年。國分下野守宗治造營。其二。正親町帝永祿三年國分能登守造營。其三。同帝元龜二年國分能登守同丹後守。其四。後陽成帝慶長三年。山岸修理助造營。其五。後水尾帝元和九年貞山君造營。其六。明正帝寛永十二年。貞山君造營。其七。八。九。十。共文字不分明。靈元帝貞享二年。青山君令造鳥居。其鳥居朽敗今亡。別當相傳。寛永十一年十二月晦日。翌年正月元日兩處相續。別當宮之坊。夢中得和歌。曰。世遠長久保津心者政宗乃世界靜仁住吉之松。告貞山君。乃命夢想披。賜金。會于茂庭石見綱元入道了菴宅。有其式。且命揭夢想大明神額。稱諏訪夢想大明神。新造營宮社拜殿坂階夕。別當祈禱處居宅。  
大澤村【村社宇那禰神社】鎮座地、大澤村芋澤字明神。祭神、桓武天皇。祭日、三月十九日。幣帛供進指定、明治四十三年四月四日(金參拾圓)。社殿、神殿三間四方。拜殿七間四面、長床三間に五間。鳥居一基。境内、四百七十坪。氏子二百二十戸。信徒略二千戸。

社掌、宮崎一。氏子惣代、東海林儀石工門。佐藤甚左工門。庄子清四郎。安達久兵衛。庄子善左工門。千田榮治。早坂源三郎。奥山要之進。庄子鶴吉。

【由緒沿革】慶長十四年(皇紀二二六九)九月十九日、郷六孫九郎義澄、郷六より遷座せり。明治四十三年七月十五日、日月神社。愛宕神社。天神社。八坂神社の四社を合祀す。

社記。宇那禰神社秘藏の靈札に依れば、永祿年中迄國分郷六村に郷六大膳宗治(郷六孫九郎の、)今の愛子二軒在家(森田氏の祖先)の内神として鎮座し賜ふ靈神と傳ふ。桓武天皇を奉祀したりと云ふ。從來芋澤の村社と祀りて、毎年陰曆三月十九日九月十九日の兩度祭典を行ふ、今其の秘藏の樟木札四枚あり之を左に寫示せん。

一、福徳元年丙戌十二月大且那藤原氏御建立御陳札一枚他は不明なり。

一、天文丙申十二月大檀那藤原朝臣長沼式部少輔宗清公社堂建立との御陳札一枚。

一、永祿五壬戌十二月大檀那郷六大膳守家公社堂御建立との御陳札一枚。

一、正保二乙酉四月大檀那藤原孫次松平陸奥守忠宗公御代御札一枚。

社地縦八十三尺横七十五尺、社は東向七尺作、鳥居東向、長床東向縦四間横五間、地主當本山派修驗登徳山壽命院なり。

封内風土記。宇那禰大明神社。不詳何時勸請。有社造營梁上古牒三枚。其一云。藤原朝臣長治伊勢守政繼。福徳元年丙戌建立。其二云。藤原朝臣長治式部少輔宗治。天文五年丙申建立。其三云。藤原朝臣長治郷六大膳宗家。永祿五年壬戌建立。希文按福徳之號。歷朝無所見。誤字決矣。

同 村【村社小倉神社】鎮座地、同村大倉下大倉天狗橋左岸。祭神、大日靈尊、大日貴命、少彦名命。祭日、三月十九日、九月二十七日。列格、明治八年三月二十九日。

社殿。神殿、竪六尺横四尺八寸。拜殿、竪四間三尺横二間。鳥居一基。燈籠一基。境内百六十三坪。氏子 戸。

社掌、大宮善雄。氏子總代、結城龜治。早坂清三郎。早坂今朝之亟。石垣長左工門。庄司長右工門。結城多吉。關庸憲。早坂庄松。菅澤養藏。小松米藏。石垣倉之助。

【由緒及沿革】平重盛祖神式内小倉神社を尊崇す、治承三年(皇紀一八三九)重盛薨じ、後三年閏四月清盛薨す。壽永二年(皇紀一八四三)平惟盛。通盛等源義仲と戦ひ、祇重。篠原に敗績す。平貞能重盛の遺骸を奉じ、戦禍を避けて大倉に潜み、後ち小倉社の分靈を勸請奉祀せるは、神社創建の濫觴なり。境内に稻荷社あり、又大正元年九月二十九日向區下田園に鎮座の神明社を合祀せり。由緒沿革の概要社記の如し。

社記。小倉神社。山城國乙訓郡式内小倉神社は平氏一門の祖神なり。小松内大臣平重盛臣筑後守貞能卿、時勢の爲すべからざるを知り、重盛の墳墓をして敵に蹂躪せられんことを慮り、發き骸骨を收め、平氏祖神の靈靈を奉持して、常陸に隠れ削髮して肥後入道と稱し、從臣數人を將ひて宮城郡大倉村に潜み靈靈を此地に勸請す。其後天正年間國分盛重の臣、大倉藏人武運を祈り社殿を改造す。安永三年社殿を再建す今の宮是なり。



根白石村【村社字佐八幡神社】 鎮座地、根白石字館下圍。祭神、應神天皇。祭日九月十五日。列格、明治四十年三月一日神饌幣帛供進指定同日。神饌四圓幣帛料拾圓。

社殿、九尺四面。拜殿、竪五間横二間。厩、竪六尺横四尺。境内、百八十二坪。氏子二百十戸。

社掌、石川廣美。氏子總代、荒木忠治。庄子文五郎・犬飼成安。

【由緒及沿革】 明治四年二月奉仕者石川祐麿の調査によれば、宇佐宮八幡大神と記せり、而して末社として大六免口社・花輪明神社・年川明神社・北峰愛宕社・林崎明神社・熊野本宮社を境内に鎮座せり。別當本山派修驗日光院の管理に係り。明治三年六月復飾して石川祐麿源盛俊と名を改む。本社を勸請したる先人、又は年次に三説あり、一は永正年中回國修驗の奉祀なり。二は文祿朝鮮の役より凱旋のとき藩祖貞山公佐々備中に命じて勸請せり。三は寛文中古内酒造の勸請に係る。後記參章の如し。明治四十二年三月十一日朴澤區鎮座樋口澤口兩神社並に明治四十一年二月八日根白石區鎮座兎ノ口・愛宕・年川の三社並に同四十二年三月十一日朴澤區鎮座樋口・澤口兩社を合祀す。

【史料】 八幡神社。寛文中古内酒造助重直の勸請する所にして、根白石町を去る東北約五丁、白石三河守の居館の趾と稱せらるる小丘にあり。老杉森々こ生ひ茂りて神々しく、境内には大六天王・愛宕神社。三十三觀音等を合祀し、招魂碑及西北部には杉目御前の墓あり。一説に曰く藩祖公朝鮮役歸陣の時老臣佐々備中古内主膳重廣の父をして、宇佐八幡宮より勸請せられたる所ともいふ。祭日は九月十五日にして國家に大事ある場合には村民一同社前に集り祈願を籠む。

同 村【村社鷺倉神社】 鎮座、福岡字小山(屏風ヶ岳)祭神、大己貴命。祭日十月廿九日。列格、大正十二年十一月十日。神饌幣帛供進指定同日。神饌四圓幣帛料拾圓。

社掌、石川清。氏子總代、片倉岱治。庄司徳助。鶴田清七。鶴田傳吉。鎌田小三郎。菅澤周藏。

【史料】 鷺倉神社。宮殿の御坂は急坂一丁餘境内は藪苔むし、老杉鬱蒼として天を摩し書尙ほ暗く、昔時は御山と稱し西北の斷崖に鏡鎖を設け攀登して禮拜せり。依りて今此地を鎮(くさり)と稱し又山を小山といふ。推古帝の御宇登喜多知麻呂の勸請する所に

して第二の宮を奉祠せり。一度廣場に立たば、敬神の念禁する能はず。四境の幽邃なるを、社殿の宏壯なるは村内を通じて感たり、神社併合後福岡朴澤の鎮守社たり。毎年祭日の前夜は村民一同夜を徹して準備をなし、壯嚴なる儀式を行ふを例せり。明治四十二年三月十九日福岡區藥師。天神・雷・八坂四神社を本社に合祀す。

七北田村【村社賀茂神社】 鎮座、上谷刈字古内糾圍。祭神、日本武尊・武甕槌命、經津主命。祭日、舊四月一日。列格、明治五年九月。

社殿、二棟各三間四面。長床、間口五間三尺奥行二間。境内四千八百八十五坪。氏子八十五戸。

社掌、石川廣美。氏子總代、佐々木伊左工門。石川清次郎。梅川万吉。若生富治。萱場惣左工門。本郷金藏。

【由緒及沿革】 本社之神號一名「糾」神社と云ふ。「只洲」の文字を用ゐしこあり。留主家の領土たりしとき、明應六年糾・貴船の二神を鹽竈神廟に鎮座す、慶長十二年伊達政宗鹽竈神廟を修造するに方り、左宮に糾・貴船の二神を遷座す、元祿八年(皇紀二三三三)伊達綱村鹽竈神廟の縁起を考證し、糾宮遷宮の事を國老津田民部に命じ、其十一月二十五日遷座の神苑を撰定するを鹽竈神廟別當法蓮寺僧坊に牒し、(參照本章二節二項八)特に作事奉行佐々布景信普請奉行鹿又利助をして工を督さしめ、桁間十尺梁間九尺、草葺流造りの宮殿を新造せしむ。翌九年九月二十二日工竣り、翌十年正月十九日遷宮の式は如法に行はれたり。棟札を抄録する下記に。

奉營建。奥州宮城郡國分古内村。御祖神社大檀越左近衛權中將從四位上兼行陸奥守藤原朝臣綱村君。御武運悠久御子孫繁昌。諸願成就所。

時天祿九歲舍丙子秋九月二十二日

奉行佐々布五郎右工門源景信

鹿股傳九郎藤原利助。少監河東田彌兵衛藤原重親。大工内藤五左工門藤原俊廣。

御神體箱勸請並正遷宮導師。參仕修學者大先達良覺院權律師法橋蝶眞。

當社神職禰宜鎌田信濃守藤原景直。



鎌田景直は宮奉行景家の子、所謂る宮侍即ち社人肝入格にして別當同格の神領を受け、無裝束社人の格式を有せり、持に撰みて賀茂神社に奉祀せしめたりき。

封内風土記。加荷神社。傳云。東山帝元祿九年。青山君造營此社。舊在鹽竈社地。鹽竈造營時移于本邑。土人稱之。曰糺神社。寄附社領二十石。禰宜領二十四石之地。

神苑は北に冠川(七北田川)を望み老杉繁茂し、地勢の優美なる京の賀茂社の神苑に髣髴せりと云ふ。此の清地を探究覈査して、遷宮の地域に撰定したるが故に、郷俗「糺」との傳説は過ぎたる附會なるべし。神號元來「糺」神社なればなり。遷宮の當時境内に、八咫鳥神社を鎮座す。神殿五尺四面。拜殿間口五間半奥行二間。社務所間口四間半奥行二間。大正四年八月上谷刈に鎮座せる八木澤神社・雲水神社を合祀す。更らに本社建置に關しては、「賀茂神社略誌」及び封内風土記あり。

封内風土記。加茂神社。傳云。東山帝。元祿九年青山君。造營此社。舊在鹽竈社地。鹽竈造營時。移于本邑。土人稱之曰糺神社。寄附社領二十石。禰宜領二十四石之地。

同 村【村社二柱神社】 鎮座、市名坂字西浦。祭神、伊弉諾命・伊弉册命。祭日、五月八日、十一月廿三日。列格、明治三年四月。

社殿。神殿二間四面。拜殿間口五間奥行五間。鳥居一基。右造燈籠四基。境内二百六十五坪。氏子三百五十戸。

社掌、藤岡虎之進。氏戶惣代、伊藤留藏・嶺岸鶴之助・宮城久五郎・小野清之丞・櫻井小圓太・阿部製吉・高橋善三郎・郷湖庄太郎【由緒及沿革】 國分家の氏神にして、仁和多利大權現と稱し、万治二年(皇紀二二二九)東浦修林檀に鎮座す。寛文二年(皇紀二二七二)現在の神苑に遷座す。修林檀は國分盛重の裔孫、藤岡重信の男修林坊春山金剛院の道場なるべし。その十二代の後孫明治三年四月復節藤岡伊佐美藤原昌永と曰ふは現任社掌藤岡虎之進の先人なるべし。境内に、御靈神社を祀る、神社の神號石止(又留)神社と云ふ。神社は傳に、武烈天皇の御陵なりしと。元和五年(皇紀二二七九)七北田村備前なるもの四尺四面の祠を建て奉祠せしに、宮殿

腐朽するを以て明治十一年本社境内に遷宮奉祀せり。封内風土記。御靈神社。傳云。後水尾帝。元和五年邑民備前者勸請。或稱石留明神。

同 村【村社熊野神社】 鎮座、松森字鹿島。祭神、熊野加夫呂岐檜御氣神。祭日、舊三月十五日。列格、明治六年。

社殿。神殿九尺四面、拜殿間口三間奥行二間。境内百七十五坪。氏子百五十。

社掌、藤岡虎之進。氏子總代、齋藤勘四郎・齋藤勘之助・佐藤得哉・佐藤幸右衛門・鳥貫新吉・齋藤文四郎・今野慶藏・村山政太郎。

【由緒及沿革】 寛文十一年(皇紀二二三二)三月十七日織城五郎、紀州熊野の分靈を勧請し、熊野大權現と稱し、國分家の氏神なりと云ふ。其の年火災に罹り神寶紀起等焼燼せりと傳ふ。境内に白山社の鎮座あり日本武命を祀る。大正四年七月三十一日松森字内町圍に鎮座せる藥師神社を合祠し遷座の式を舉ぐ、神社は大已貴神・少毘古那神を祭神とす。明治十三年藥師神社由緒を調査申告せしこゝあり全文下記に如し。

創立年月等不詳。然れども古老の傳聞には此社古昔大社たりしを、天正の亂によりて荒廢し、社傳古記録も此時に失て、只古昔より神座の下に存在せし奇石のみ残りしを、慶長年中村民宮殿を再興せし由申傳ふ。其後又寛曆年中宮殿を造營して今日に傳ふ。奇石今猶宮殿の下に存す。先年兩部習合の際祀を加へて藥師堂と稱せしを、明治十二年信徒請願して藥師神社と改む。

同 村【村社須賀神社】 鎮座、野村字萩塚。祭神、素盞雄尊。祭日、舊六月、舊九月十五日。列格、明治四年。神饌幣帛供進指定、昭和二年五月三十日(參拾圓)

社殿。二間四面、拜殿暨一丈回り横二間半。長床間口六間奥行二間。鳥居一基。境内五百九坪。氏子七十戸。

社掌、藤岡虎之進。氏子總代、若生長藏・佐々木幸四郎・萱場勘藏・馬場平治・若生直治・若生豊吉。

【由緒及沿革】 神佛習合時代に「牛頭天王」と稱し、維新の當時「清神社」の社號なりしも、明治三十二年八月三十日現在に改む。大正四年七月二十四日、馬場屋敷の神明社、八幡前の八幡社、筒岫屋敷の稻荷社を合祀し遷座の式を舉行す。



社記。右社勸請之義は寛永四年御先代伊達より御改國の御舊藩梅津勇三郎先祖御供の節伊達より御取移氏神に祭祀候の處寛永四年同村士族白津勘之助と申者の施主にて野村一村の鎮守に奉崇敬候明治四年御改政の際當村社と改稱す。

同 村【村社神明社】 鎮座、荒卷字神明。祭神、大日需女貴命(天照大神)。祭日、舊四月廿五日。

社殿、神殿八尺四面。拜殿間口三間奥行二間。鳥居一基。境内九十六坪。氏子三十五戸。

社掌、庄司一。氏子惣代、山田清治。東海林久三郎。山田子之吉。

【由緒沿革】 今は原町の西、仙臺市鶴鉤町の東端に鎮座せる神社之れなり。

無格社。八坂神社。白鳥神社。愛宕神社。石留神社。道路神社。薬師神社。雷神社等。

七郷村【村社七郷神社】 鎮座、荒井字新屋敷。祭神、伊弉諾命・天兒屋根命・白山姫命・天照大神。祭日、舊三月十五日新九月十五日。村社指定明治四十三年四月、幣帛供進額三十圓。

社殿、神殿、四尺四面。鳥居一基。境内三十九坪。

社掌、荒井篤之助。氏子惣代、大泉權太郎。伊藤倉之助。堀江萬四郎。萱場富次郎。堀江五右工門。

【由緒沿革】 熊野神社の別當天台宗法性寺住僧、明治三年六月復節名を荒井量榮藤原法光に改む、天保十二年九月十九日の棟古牒は修造なるべし。明治四十二年十一月熊野・春日・白山・皇大神宮神・明社の五社を合祀し熊野神社の神號を改るに村名を冠せり

同 村【村社保食神社】 鎮座、南小泉字松原。祭神、保食命。祭日、陰四月二十日。列格、明治四十三年七月廿二日。幣帛供進同二十四年五月廿三日。

社殿、四尺四面。拜殿、間口三間三尺奥行二間三尺。回廊、竪一間三尺横二間三尺。鳥居一基。境内二百五十坪。

社掌、荒井千別。氏子惣代、沼田五郎七。大泉多藏。佐藤市右工門。小島留平。菅原得名藏。

【由緒沿革】 永祿年中山城伏見稻荷社より分靈を勸請し、稻荷大明神と稱す。明治三年社號を改め保食神社に改む。天正年間、三

輪。淺間の二社を遷座し、本山派修驗善明院別當たり、明治三年善明院十三世正善源有復節、名を加藤虎之進藤原信良と改む。

高砂村【村社賀茂皇大神社】 鎮座、上岡田字明神東。祭神、別雷皇尊。祭日、四月十五日。列格、明治四年正月。

社殿、神殿、間口八尺奥行七尺五寸。拜殿、間口五間三尺奥行二間一尺。境内、二百五十二坪。鳥居一基。

社掌、菅野亦右工門。氏子惣代、菅野太左工門。鈴木久三郎。鈴木織衛。嶺岸權之助。平山平藏。二瓶賢三郎。横田源右工門。行方新之助。高橋清左工門。鈴木長三郎。加藤卓吉。

【由緒沿革】 嘉祥(皇紀一五〇八)年間の創建にして、天正年中龍王院別當の職に任じ、川島加茂神社と稱せしこあり。明治二年

十二月九日龍王院復節名を茨城清士藤原信義と改む。

同 村【村社神明社】 鎮座、蒲生字松原。祭神、天照大御神。祭日、三月十六日。列格。

社殿、神殿三尺四面。雨覆、間口二間奥行一間三尺。拜殿、間口三間奥行二間。境内、百五十坪。

社掌、大内仲。氏子惣代、遠藤秀吾。遠藤源右工門。遠藤彌四郎。遠藤長松。

【由緒沿革】 郷土の敬神家伊勢の大廟を参拜し、御幣を奉祀して遙拜所を建つ、維新前には南蒲生人家の附近に鎮座せしも、神威の冒瀆を恐れ遷座せしと傳ふ。

同 村【村社雷神社】 鎮座、中野字雷。祭神、大雷神。水波野實神。御井神。列格、明治四年正月。

社殿、一丈四面。遙拜所間口五間奥行二間。境内二反四畝九歩。氏子二百五十戸。

社掌、大内仲。氏子惣代、高橋清左工門。小幡貞右工門。渡邊常治。才藤深三郎。鈴木源七。

【由緒沿革】 明細調書に天祿(天は文の誤字歟)年中の頃には本村の東北に鎮座ましませしが、嘉永六年の春野火に延焼せられて古記社傳爲有に歸す。

同 村【村社高砂神社】 鎮座、中野字高松。祭神、底綿津美神。中綿津美神。表綿津美神。伊邪那岐神。伊邪那美神。祭日、九月十九日。列格、明治四年。